

平成 24 年度 業務実績報告書

平成 25 年 6 月

独立行政法人国際協力機構

総務
JR
13-001

本報告書は、「独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）」、「独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成 15 年外務省令第 22 号）」及び「外務省所管独立行政法人の業務実績評価に係る基本方針（平成 15 年 11 月 17 日外務省独立行政法人評価委員会決定）」に基づき、平成 24 年度の業務実績についてまとめたものである。

目次

I. 総括

1. 第3期中期目標期間の開始と新理事長の就任.....	1
2. 政府の重要政策課題への貢献.....	1
3. 多様な関係者との結節点としての役割の強化.....	2
4. 事業の戦略性の向上に向けた取組.....	4
5. 公正かつ効率的な組織・業務運営.....	5

II. 平成24年度業務実績

<要約>.....	7
-----------	---

<小項目毎の実績>

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成 するためとるべき措置	
(1) より戦略的な事業の実施	
小項目 No.1 貧困削減 (MDGs 達成への貢献)	28
小項目 No.2 持続的経済成長	43
小項目 No.3 地球規模課題への対応	65
小項目 No.4 平和の構築	86
(2) 事業マネジメントと構想力・情報発信力の強化	
小項目 No.5 事業マネジメントと構想力の強化	97
小項目 No.6 研究	109
(3) 事業実施に向けた取組	
小項目 No.7 技術協力、有償資金協力、無償資金協力.....	120
小項目 No.8 災害援助等協力	131
小項目 No.9 海外移住	137
(4) 開発人材の育成 (人材の養成及び確保)	
小項目 No.10 開発人材の育成 (人材の養成及び確保)	144
(5) 国民の理解と参加の促進	
小項目 No.11 ボランティア	152
小項目 No.12 市民参加協力	164
小項目 No.13 広報	177
(6) 多様な関係者の「結節点」としての役割の強化	
小項目 No.14 NGO、民間企業等の多様な関係者との連携.....	187
小項目 No.15 国際社会におけるリーダーシップの発揮への貢献	200
(7) 事業の横断的事項に関する取組	
小項目 No.16 環境社会配慮.....	211

小項目 No.17	男女共同参画	213
小項目 No.18	事業評価	218
小項目 No.19	安全対策の強化	224
小項目 No.20	主務大臣の要請への対応	228
2.	業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	
(1)	組織運営の機動性向上	
小項目 No.21	組織運営の機動性向上	229
(2)	適正かつ公正な組織・業務運営の実施	
小項目 No.22	契約の競争性・透明性の拡大	243
小項目 No.23	ガバナンス強化と透明性向上	248
小項目 No.24	事務の合理化・適正化	255
(3)	経費の効率化・給与水準の適正化等、保有資産の見直し	
小項目 No.25	経費の効率化・給与水準の適正化等、保有資産の見直し	258
3.	予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。）	
小項目 No.26	予算（人件費の見積を含む）、収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。）	261
4.	短期借入金の限度額	
小項目 No.27	短期借入金の限度額	266
5.	不要財産の処分に関する計画	
小項目 No.28	不要財産の処分に関する計画	267
6.	重要財産の譲渡等の計画	
小項目 No.29	重要な財産の譲渡等の計画	268
7.	剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）	
小項目 No.30	剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）	269
8.	その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
(1)	施設・設備	
小項目 No.31	施設・設備	270
(2)	人事に関する計画	
小項目 No.32	人事に関する計画	271
(3)	積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取り扱いに関する事項（法第31条第1項及び法附則第4条第1項）	
小項目 No.33	積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱い	275
(4)	中期目標期間を超える債務負担	
小項目 No.34	中期目標期間を超える債務負担	277
<資料編>		
	独立行政法人国際協力機構の概要	278

I. 総括

1. 第3期中期目標期間の開始と新理事長の就任

平成24年4月の第3期中期目標期間（平成24年度～28年度）の開始とともに、田中明彦新理事長が就任し、機構は「すべての人が恩恵を受ける、ダイナミックな開発」のビジョンの下、「平和を構築する国際協力」、「市場が拡大する国際協力」、「知識を高める国際協力」、「友情の輪が広がる国際協力」を4本柱とする、開発途上国と日本の双方にとって「元気の出る国際協力」を新たに打ち出し、内外に向けた積極的な発信と着実な事業展開を行った。

2. 政府の重要政策課題への貢献

政府開発援助（ODA）大綱等で政府の重点課題に掲げられている「貧困削減」、「持続的経済成長」、「地球規模課題への対応」及び「平和の構築」について、技術協力、有償資金協力、無償資金協力を活用して、政府が定める24年度の国際協力重点方針に則った取組を進めた。

24年度は特に、例年を上回る規模の取組を進め、有償資金協力については、新規円借款の承諾が過去2番目の規模に達するとともに、ディスバースについても前年度から約4割拡大したほか、無償資金協力についても、20年10月の改正機構法施行以降最大となる贈与契約額を達成した。

24年度に実施した、各課題に対する重点的な取組は以下のとおり。

(1) 貧困削減（ミレニアム開発目標（MDGs）達成への貢献）

貧困削減については、教育や保健分野をはじめとする2015年（平成27年）のミレニアム開発目標の達成に向けた取組を推進した。特にニーズの大きいアフリカ地域に対して、20年5月の第4回アフリカ開発会議（TICAD IV）で日本政府が掲げた公約に沿った取組を進め、理数科教員の養成、住民参加型学校運営モデルの普及、保健・医療人材の育成や病院・保健センターの改善等の公約を大幅に上回る達成に大きく貢献した。

(2) 持続的経済成長

持続的経済成長については、インドネシアの「ジャカルタ首都圏投資促進特別地域（MPA）マスタープラン調査」を開始するなど、産官学の連携により、都市開発や運輸交通分野でのインフラシステム輸出にもつながる迅速な取組などを進めたほか、2015年の統合を目指すASEAN諸国の連結性向上に資するインフラ整備支援や、提案公募型調査や投資環境整備支援等を通じた国内の中小企業等の海外展開に資する取組等を積極的に展開した。また、民主化の進展に伴い、急激な発展と投資の拡大が見込まれるミャンマーに対しては、ヤンゴンの都市圏開発支援等を進めた。開発途上国の持続的な経済成長に我が国民間企業が積極的に貢献する政府の「成長戦略」に大きく貢献した。

(3) 地球規模課題

地球規模課題については、防災、気候変動、自然環境、環境管理、食料安全保障の各分野で計画通りの順調な事業展開を行った。また、東日本大震災の経験や教訓も踏まえて「災害に強い強

「韌な社会づくり」を目指した防災の主流化などに取り組み、プロジェクト研究を通じて概念整理や具体策の検討、防災投資に関する経済モデルの構築などを行った。機構の取組や研究成果については、「世界防災閣僚会議 in 東北」（7月）や第5回アジア防災閣僚会議（10月）、国連水と防災の専門家会合（25年3月）等、防災に関連する国際会議やサイドイベント等への参加、開催等を通じて積極的な発信を行い、今後の国際的な議論の基盤を整備した。

(4) 平和の構築

フィリピンのミンダナオにおいては、10月に、約40年にわたり武力紛争を続けてきたモロ・イスラム解放戦線（MILF）とフィリピン政府との間で、和平に向けた枠組み合意が締結された。機構が、国際停戦監視団（IMT）への要員派遣や社会・経済開発事業（J-BIRD）等を通じて、和平プロセスの下支えに協力してきたことも大きく貢献しており、さらに、2016年（平成28年）の新自治政府の樹立に向けて、包括的な能力向上支援に着手した。アフガニスタンについては、関係者の安全に配慮しつつ、カブール首都圏の開発に向けた支援を引き続き進めるとともに、7月に開催された「アフガニスタンに関する東京会合」への参加やサイドイベントの開催、アフガニスタン支援の軌跡を取りまとめた報告書の発刊等を通じて、日本政府の貢献と機構の取組を国際社会に広く発信した。23年3月の新政権発足により民主化と国民和解が進展するミャンマーでは、難民・国内避難民化していた南東部地域の少数民族の帰還と定住支援を開始した。その他、南スーダン、イラク等も含め、国際社会において重要性が指摘されている平和構築の課題に関して、大きく貢献した。

3. 多様な関係者との結節点としての役割の強化

機構は第3期中期計画の冒頭で、国内各地の拠点を最大限に活用し、国内のNGO、中小企業を含む本邦企業、教育機関、地方自治体等の多様な関係者と幅広いネットワークを構築し、オールジャパンの英知と経験を結集するとともに、国際社会のパートナーと連携を深め、国内と海外の課題や経験をつないで、双方の課題解決に資する取組を行う方針を掲げている。24年度は特に、民間企業、地方自治体との新たな連携事業を複数開始し、国内の多様な関係者との連携と国際社会におけるリーダーシップの発揮への貢献に積極的に取り組み、多様な関係者の「結節点」としての役割の強化に努め、基盤を整備することができた。

(1) 国内の多様な関係者との連携

国内の多様な関係者との連携については、国内拠点等を通じて、中小企業をはじめとする民間企業、地方自治体、大学等教育機関、NGO等の地域の多様な関係者との連携強化に努め、24年度は特に、提案に基づいて柔軟に調査や事業を実施するための新たな制度の創設に迅速に取り組み、積極的な応募勧奨を行うなどした。

- ① **民間企業との連携：** 24年度は、外務省予算による中小企業等の海外展開のための委託事業の事務支援業務を初めて受託したほか、補正予算により25年度からの運営費交付金による民間提案型普及・実証事業の実施が新たに決定されたことを受け、極めて短期間で制度設計を行って公示を開始した。また、中小企業等からの提案に基づいて機構事業との連携によるビ

ビジネス展開の可能性を調査する中小企業連携促進調査（F/S 支援）を試行的に開始したほか、パブリック・プライベート・パートナーシップ（PPP）によるインフラ整備事業の協力準備調査も引き続き実施した。24 年度には、22 年度にパイロットアプローチの下で再開した海外投融資事業の本格再開が決定され、PPP インフラ整備事業の調査結果に基づく事業化第 1 号案件として、25 年 1 月に「ベトナム国ロンアン省環境配慮型工業団地関連事業」向けの融資契約を締結した。さらに、貧困層が抱える課題の解決への貢献を念頭に置いた BOP ビジネスなどを進めるための調査も引き続き実施し、22 年度の本調査制度開始以来初めてとなる 2 件の事業化に漕ぎ着けた。加えて、中小企業等のニーズに応じて柔軟に派遣を行う民間連携ボランティアの本格派遣も開始した。機構の国内拠点等では、海外展開を志向する地域の中小企業等と展開先となりうる開発途上地域の関係者を招いたセミナー等も開催し、国内の地域と開発途上国とを結ぶ「結節点」としての役割を果たした。

② **地方自治体との連携：** 地方自治体との連携に関しては、24 年度補正予算により草の根技術協力事業（地域経済活性化特別枠）が初めて認められたことを受け、開発途上国及び地方自治体双方のニーズに従来よりも一層柔軟に応えるための新制度を補正予算成立から募集開始まで僅か 2 週間の短期間に創設し、24 年度末から募集を開始した。また、地方自治体との組織的連携を推進すべく、市レベルでは横浜市に続いて 2 例目となる北九州市及び県レベルでは初となる沖縄県との包括的連携協定を締結した。東日本大震災の被災地域との連携にも取り組み、青年海外協力隊経験者等の地域復興推進員としての派遣を組織的に推進すべく、復興庁及び青年海外協力協会（JOCA）との連携協定を締結したほか、自然災害リスクを抱えるアジア地域の研修員等を被災地域に招くなどして、国内の被災地域とアジア等の自然災害リスクを抱える地域との交流や知見の共有も支援した。

③ **大学等との連携：** 大学等との連携については、機構と連携協定や覚書を締結している国内の 25 大学等が一堂に会する「大学・JICA 連携会議」を開催し、機構の連携事業を紹介するとともに、大学関係者の意見を聴取して、双方にとって効果的な連携のあり方について検討した。特に、独立行政法人科学技術振興機構（JST）との連携により日本と開発途上国の研究者による共同研究を支援する「地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）」を推進し、24 年度は新たに採択した 9 件（うち大学との連携によるものは 8 件）を含む 68 件（うち大学との連携によるものは 56 件）を実施したほか、さらなる拡大に向けて、公募説明会やウェブサイトを通じた積極的な応募勧奨を行った。

④ **NGO との連携：** NGO との連携については、NGO-JICA 協議会を計 4 回開催し、うち 2 回には理事長自らが出席して、地域の NGO のニーズの把握と連携の強化に努めた。また、草の根技術協力事業の制度創設から 10 年を迎えたことを踏まえて、「草の根技術協力事業 10 年の振り返りのための分科会」を設置し、草の根技術協力事業の今後の展開の検討に向けて、成果と課題の整理に着手した。また、NGO 等に対する能力強化研修について、NGO のニーズにきめ細かく応える工夫を行いながら実施した。

(2) 国際社会におけるリーダーシップの発揮への貢献

24年度には、48年ぶりに東京で開催された第67回IMF・世界銀行総会など、極めて重要な国際会議等が国内でも多数開催され、ミレニアム目標年（2015年）以降の新たな援助潮流の形成に向けた議論が活発化する中、政府が主導する援助政策やアプローチを広めて日本の存在感を高めるべく、理事長を筆頭にこれらの国際会議に積極的に参加して知的発信に努めた。IMF・世界銀行総会では、公式セミナー3件とサイドイベント4件を世界銀行等と共催もしくは開催に協力するなどしたほか、途上国政府からの参加者に対する支援なども行い、運営面も含めて大きな貢献を果たした。また、日本政府主導で開催された国際会議の準備、企画、運営面等で政府に協力し、「世界防災閣僚会議 in 東北」を政府と共催したほか、アフガニスタンに関する東京会合関連のサイドイベントやシンポジウムの開催、太平洋・島サミットでの自治体の協力を得たサイドイベントの開催等を行った。これらの好機を捉えて、会合に出席した各国・機関の代表等との面談も数多く実施するとともに、理事長自らが国連本部や国際的シンクタンク、研究機関などにも積極的に赴いて各機関の長・幹部等との意見交換を行い、これらの機関との連携を強化した。

開発援助の潮流形成に大きな影響力を持つ国連開発計画（UNDP）や世界銀行等の国際開発機関のフラッグシップレポート作成にも協力し、24年度は特に、ノーベル賞受賞者等が名を連ねるUNDPの人間開発報告書（HDR）のアドバイザリー・パネルに理事長が日本から唯一のメンバーとして就任してアドバイザリー会合に参画したほか、UNDPとの共催による東アジア・コンサルテーション・ミーティングを機構研究所で開催するなどして、2014年報告書（HDR2014）の方向性を検討する議論に貢献した。

アジアやアラブ諸国等の新興国とのパートナーシップ強化にも努め、アジア開発銀行総会の公式セミナー等での基調講演やパネリストとしての登壇、アジア開発フォーラムの企画段階からの協力等を行ったほか、IMFと合同で、アジアの中でも近年成長が目覚ましい低所得国（フロンティア・アジア）を対象にしたセミナーを開催し、関係国政府の閣僚ら約100名の参加を得た。また、韓国や中国を含むアジアの新興国の開発援助機関や研究機関等との対話も継続した。加えて、アラブ諸国・地域との連携にも努め、二国間・多国間開発機関の協調グループであるアラブ・コーディネーション・グループと初の連携協議を行った。

ミャンマーの延滞債務解消においては、機構は日本政府と密接に連携し、世界銀行やアジア開発銀行などの国際金融機関やパリクラブの公的債権者とミャンマー政府が調整する過程でミャンマー政府に対して助言を行うなど、ミャンマーの国際金融界への復帰、民主化・経済社会開発に必要な資金の拡大に向けて、国際社会において議論をリードし、ミャンマーにおける援助協調の土台を構築した。

24年度にはさらに、機構が長きにわたり主導的に進めてきた南南協力の取組に対し、国連南南協力事務所より南南協力賞が授与されるとともに、機構が実施する病院管理に関する三角協力（「きれいな病院」プログラム）及び「対ハイチ農業技術研修コースプロジェクト」がソリューション賞を受賞した。

4. 事業の戦略性の向上に向けた取組

24年度は、インド、ミャンマー、ベトナム等アジア地域を中心に円借款の承諾が伸びた結果、

過去 2 番目となる規模（12,229 億円、前年度比約 3 割増）の承諾を達成したほか、ディスバースについてもミャンマー向け支援再開等により前年度を上回る実績を上げた（8,646 億円、前年度比約 4 割増）。無償資金協力についても 20 年 10 月の改正機構法施行以降最大規模となる贈与締結額（1,416 億円）に達するなど、例年を上回る規模の事業を着実に実施した。これらの事業の実施にあたっては、中期的な予算の想定に基づく事業計画を策定して事業の戦略性・予見性を高める取組を開始するとともに、業務の平準化に努めた。

これらの援助手法の効果向上に向けた取組も進め、有償資金協力については、海外投融資の本格再開を実現したほか、政府の政策を踏まえて外貨返済型円借款や災害復旧スタンド・バイ借款等の新商品の導入を決定した。無償資金協力については、代表的な分野の協力効果に関する標準指標例を整備するなどした。技術協力については、公募提案型の新制度の創設を迅速かつ積極的に進めたほか、研修事業の戦略性向上と効率の実施にも取り組んだ。

これらの援助手法を効果的に組み合わせながら開発課題の解決に戦略的に取り組むプログラム・アプローチの推進にも努め、政府との間で選定が行われている「パイロット・プログラム」については新たに 3 件の実施が決定された。また、「協力プログラムの戦略性強化に係るガイドライン」を改訂して戦略性の強化にも努めた。24 年度は特に、4 月の首脳会談を踏まえて新たな経済協力方針が示されたミャンマーに対して、国内の関係省庁・機関、有識者、企業、市民社会等から広範な協力を得て、ミャンマー側の幅広いステークホルダーとの対話を重ね、「国民の生活向上」、「経済・社会を支える人材の能力向上や制度整備」、「持続的経済成長のために必要なインフラや制度整備」を 3 本柱に、様々な援助手法を柔軟に組み合わせた大規模な支援策を短期間にまとめ上げた。

事業構想力の強化にも取り組み、国・地域毎に開発課題を分析して協力の方向性を検討する JICA 国別分析ペーパー（AW）については、24 年度は 10 カ国分を策定して累計 20 カ国分を完成させ、36 カ国・地域分を最終化の段階まで進めた。また、事業の実施や調査研究等を通じて得られた知見、教訓等の分析、蓄積、活用を図るナレッジマネジメントを推進し、アクションプランを作成した。さらに、職員が備えるべき基礎的な能力（コアスキル）に係る研修の拡充にも取り組んだ。

研究については、国際援助潮流の形成と機構の事業の戦略的な実施への貢献を引き続き方針に掲げ、特に海外に向けた発信を強化した。24 年度は、機構がビジョンに掲げる「包摂的（inclusive）な成長」や、東日本大震災の経験も踏まえて社会が備えるべき防災・減災の機能に着目した「強靱性（resilience）」等、政府の援助政策に基づいて機構が重視する視点の新たな援助潮流への反映を目指した調査研究や発信に努め、「ポスト 2015 における開発戦略に関する実証研究」を進めて、UNDP が主催する「ポスト 2015 開発課題に関するグローバル課題別コンサルテーション会合」等の機会に発信したほか、米国のブルッキングス研究所とは、中東・北アフリカ地域における「アラブの春」以降の包摂的な成長に関する共同研究等を進め、研究論文の発表セミナーを開催するなどした。

5. 公正かつ効率的な組織・業務運営

機構は内部統制の強化にも取り組み、内部統制の全体像におけるリスク評価とリスク対応の位置づけを再確認した上で内外への周知に向けた資料作成等に取り組むとともに、各部署では、部

署別年間業務計画を通じて業務の特性に沿ったリスクの評価と対応を行った。さらに、理事長のリーダーシップの下で業務改善推進のための内部委員会の設置を決定した。

有償資金協力勘定については、有償資金協力勘定リスク管理委員会及びコンプライアンス委員会を通じて統合的リスク管理を適切に行った。自然災害等に関係するリスクに対する事業継続計画（BCP）の検討も継続し、結果を公表した。

会計監査人による監査、内部監査、監事監査については、提言等に対して各部署で迅速かつ適切に対応した。

事業実施上の重点課題やニーズの変化に応じた組織体制の改編も迅速に行い、本部組織においては中小企業等海外展開支援事業受託のための実施体制を迅速に構築したほか、海外拠点については、民主化が進み事業量が急激に大幅拡大したミャンマー等の拠点機能の強化や復興の進む南スーダンの拠点整備など、ニーズに応じた体制整備や現場機能の強化に迅速に取り組んだ。

国内拠点については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（22年12月閣議決定）に基づき、大阪国際センターの閉鎖及びその機能の兵庫国際センターへの統合（関西国際センターの発足）並びに札幌国際センターと帯広国際センターの管理部門の統合（北海道国際センターの発足）を行ったほか、9月には広尾センター施設の閉鎖に伴う地球ひろば機能の市ヶ谷への移転を完了した。これらの拠点の整理統合を進めつつ、国内拠点を通じた地域の多様な関係者との連携強化に努めた結果、国内拠点全体の利用者数は前年度を28,436人上回る589,572人に達した。横浜国際センター内の海外移住資料館については、関連規程を整備して資料館の機能及び役割を明確化し、25年3月に内閣府より「歴史資料等保有施設」の認定を受けた。

「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」（24年4月行政改革実行本部決定）を踏まえて、区分所有の職員住宅の処分も進め、23年度末までに処分した89戸に加えて、24年度には34戸を処分した。加えて、老朽化が進みかつ入居率の低い職員住宅を廃止する方針を決定した。

契約の競争性・透明性の向上にも努め、24年度は、透明性の向上と開発コンサルタントが応募しやすい環境整備を念頭に、コンサルタント等契約に関する新積算基準の導入・公開を行ったほか、23年度に取りまとめた「競争性・公正性向上のためのアクションプラン」に基づく取組の実施とモニタリングを行うため、「コンサルタント等契約における調達制度モニタリング委員会」を設置した。さらに、コンサルタント等契約にかかる外部審査制度の本格導入なども進め、契約の透明性の向上を図った。

経費の効率化については、一般管理費及び業務経費（特別業務費及び特殊要因を除く）の合計について、中期計画に掲げる目標値である前年度予算比1.4%以上の効率化を達成した。

II. 平成 24 年度業務実績

<要約>

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため とるべき措置

(1) より戦略的な事業の実施

小項目 No.1 貧困削減 (MDGs 達成への貢献)

1-1 教育

- 第 4 回アフリカ開発会議 (TICAD IV) 公約の目標達成: 「10 万人の理数科教員に対する研修実施」を約 79 万人、「みんなの学校モデルを 1 万校に拡大」を約 2 万校と超過達成した。小・中学校建設に関して日本政府が公約に掲げる 1,000 校、5,500 教室については 1,303 校、7,147 教室と目標を大幅に超過して達成されており、そのうち機構は約 520 校、約 3,680 教室の建設を通じて貢献した。
- アフリカ地域の教育の質の向上のための域内協力ネットワークの構築: ①理数科教員の能力向上: 過去に構築した 34 カ国の域内ネットワークのうち 14 カ国に技術協力を展開した。②住民参加型学校運営: 国家政策として承認されているニジュールに続き、平成 24 年度にはセネガルで国家普及モデルに認定された。
- 教育開発政策の評価手法の確立への取組: 各国の教育政策・施策と子供の学習成果の関係性を検証し、ひいては政策診断ツールを目指す世界銀行の教育システム評価手法 (SABER) の開発・研究に、現場での教育の質の向上のための協力を展開するドナーとして積極的に貢献した。

1-2 保健

- TICAD IV 公約の目標達成: 「10 万人の保健・医療人材育成」に対し 21 万人、「1,000 カ所の病院及び保健センターの改善」については 3,844 施設と超過達成した。「母子保健の向上」に対しては、以下の取組を通じて貢献した。
- 母子保健分野における協力成果の面的拡大: バングラデシュでのコミュニティレベルでの妊産婦保健、パキスタンでのポリオ・ワクチン普及等、19 カ国 21 件の技術協力から、無償資金協力・有償資金協力を動員したインパクトの強いプログラムを展開した。
- 保健サービスの基盤整備のための新たな取組: ①総合品質管理 (TQM) の手法である 5S とカイゼン (KAIZEN) の概念をアフリカ 15 カ国の保健サービスや行政マネジメント能力向上のために導入し、南南協力 Expo2012 において国際連合からソリューション賞を受賞した。②近年、国際社会で注目されている Universal Health Coverage (UHC) に関し、IMF・世界銀行総会の関連イベントにおいて、UHC の取組の重要性、日本の保健人材育成や制度に関する取組などを発信した。

1-3 水・衛生

- TICAD IV 公約の目標達成: 「650 万人への安全な水提供」を約 930 万人、「水管理技術者 5,000 人の育成」を約 13,200 人と超過達成した。ザンビア、ブルキナファソでは、機構の事業で確立された村落給水施設の維持管理モデルが、24 年度に国家政策に採用された。
- アジアの大都市給水サービス改善のための上下水道整備計画の策定: アジアの大規模 6 都市において、水資源管理計画や上下水道整備計画を策定した。
- 産官学との連携による効率・効果的な支援の実施: 当該分野の協力において、世界の最先端研究を行う東京大学と連携するとともに、都市給水サービスの効率化のために本邦自治体等の優れた技術

の活用を図った。

- **基礎的な衛生施設へのアクセス改善**：遅れが目立つアフリカに対する支援を強化した。

1-4 格差是正・貧困層支援

- **セクター横断的な貧困削減の取組**：①全スキームの要請から実施までのプロセスにおいて、貧困削減の視点の反映と貧困削減協力の主流化、②格差是正の考え方やアプローチを機構の事業にさらに反映するための指針の作成、③各国の貧困課題を整理したプロファイル作成・共有（13カ国・1地域）、④マイクロファイナンス、条件付所得移転等貧困削減手法の情報整備とセミナー開催に取り組んだ。
- **貧困層に直接支援する取組**：①小規模農家の市場アクセス改善と参入促進によりケニア全8州の640～800グループ、2万人以上を支援する事業を開始し、24年の米国G8サミットにおける、説明責任報告書で優良事例として掲載された。

小項目 No.2 持続的経済成長

2-1 運輸交通

- **ASEAN 連結性向上に資する事業展開**：ASEAN 統合実現への支援として、日本政府が策定・発表したメコン地域「東西・南部経済大動脈」構想及び島嶼部における「海洋 ASEAN 経済回廊」構想の33案件の内、25案件を機構は実施している。24年度は、優先案件の一つである「ASEAN RoRo 船ネットワーク構築事業」に対する調査を実施し、25年6月に開催予定のASEAN 交通大臣会合等への発表に向け、調査結果をまとめた。メコン地域の東西・南部経済回廊では、ベトナムのカイメップ・チーバイ港、サイゴン東西ハイウェイ、カンボジアのネアックルン橋、国道1号線、5号線の整備を継続して実施した。
- **日本の技術を活用した海外展開促進**：開発途上国の道路インフラ運営管理や混雑緩和等に貢献するため、日本が技術を有する高度道路交通システム（ITS）の海外展開を図るべく、産官学による研究会を立ち上げ、東南アジアを中心とした7カ国の展開戦略を検討した。
- **本邦事業者と開発途上国関係者の関係構築**：本邦運輸交通インフラ事業者と開発途上国関係者の関係構築や情報共有を促し、高速道路や鉄道事業において開発途上国政府による質の高い運営管理の実現とPPP事業への参画を目指す本邦事業者の参入を支援した。

2-2 都市開発

- **都市開発計画の積極的展開**：過去に100件以上の都市開発計画（マスタープランは38件）を策定してきた経験をいかし、24年度は、ミャンマー・ヤンゴンの都市計画と都市交通計画を含め、7件の都市開発計画を新規に策定している。また、ヤンゴン市の都市開発の現状や課題を日本国内の関係者に共有するとともに、同国に対する日本企業の進出を促進すべく、ヤンゴン市長、関係省官僚を東京へ招聘し、民間の知見をいかした都市開発セミナーを実施した。都市開発案件実施対象都市（圏）の裨益人口は合計4,360万人に達する。
- **最上流からの計画策定への参画**：インドネシア・ジャカルタ首都圏投資促進特別地域（MPA）マスタープラン調査を実施し、今後の成長の足枷となる交通渋滞の深刻化、電力需給のひっ迫、廃棄物処理施設の不足などの諸問題に対応した。MPA マスタープランでは、ジャカルタ首都圏の長期ビジョンを作る「最上流からのアプローチ」を行い、本邦民間開発会社の参加を得て、日本の技術、インフラ投資・運営の知見をマスタープランに反映し、インドネシアの開発への貢献だけではなく、日本の技術・システムの海外展開支援につなげた。

2-3 エネルギー

- **開発途上国ニーズに対応する本邦技術の戦略的活用**：日本の優れた技術と豊富な経験を活用し、開発途上国の持続的成長が可能な低炭素社会の実現やエネルギー・アクセスの改善による包摂的な成長や貧困削減への貢献を行うため、Low-Cost, Low-Carbon, Low-Risk を基本方針とした支援戦略を策定した。また、体制強化のために経団連、商社、重電メーカー等との連携体制を構築するための各種勉強会を実施した。
- **各国の実情に合わせた事業展開**：インドネシアでは、日本の技術を活用した超々臨界圧石炭火力、石炭ガス化複合発電導入にむけたロードマップを策定し、国家レベルの政策に貢献した。アフリカ地域では、送電線の延伸やアジア地域の地方部における中小水力発電の開発による電力アクセスの向上に貢献した。

2-4 民間セクター開発

- **投資環境整備と情報発信**：開発途上国の投資促進の能力向上のためのアドバイザー派遣（15 カ国）や投資促進プロジェクト（3 カ国）による投資環境の整備を支援した。本邦企業向け投資セミナーや相談会等を開催するなど情報発信能力の強化に取り組んだ。
- **海外投融資における海外展開基盤整備**：日本企業と現地企業が工業団地向けの排水処理・浄水等のサービスを提供するベトナム「ロンアン省環境配慮型工業団地関連事業」を海外投融資事業として承諾した。本事業を通じて、日本企業が有する環境技術の導入と日本企業を含む外国企業の投資環境整備に貢献した。
- **アフリカ産業人材育成**：TICAD IV の達成と TICAD V への布石として、アフリカの産業振興分野の協力を推進した（中小企業支援として日本の品質・生産性向上に係る産業人材育成や地場零細企業支援、観光振興）。

2-5 その他

<法整備分野>

- **法整備分野の国内ネットワーク強化**：日弁連等、法曹関係者とのネットワーク拡充と人材確保に取り組んだ。
- **ミャンマー経済関連法整備**：ミャンマーの対外投資受入れに向けた経済関連法制度整備を支援した。

<高等教育分野>

- **大学間ネットワークを活用した事業展開**：ASEAN、アフリカ地域の高等教育技術協力プロジェクト推進による地域レベルの大学間のネットワーク強化をした。
- **アフガニスタン中央省庁等中核人材の育成**：アフガニスタン中央省庁等中核人材の本邦大学への受け入れを支援し、24 年度末時点で 100 名が勉学している。

<農業農村開発分野>

- **流通分野、民間分野等へ広がりのある事業展開**：中進国に対する高付加価値型農業生産、農産物の品質や安全性の確保、灌漑用水の高度利用の支援を実施した。モザンビークのナカラ回廊地域において、民間セクター参入支援を通じた食料の安全保障と経済成長への貢献を行う日本・ブラジル・モザンビークの連携協力を実施した。

小項目 No.3 地球規模課題への対応

3-1 防災

- **防災主流化の推進**：様々な国際的取組の場において、日本の知見や防災主流化の必要性の意見を反

映させるべく発信した。また、プロジェクト研究「防災の主流化」を通じて防災投資の経済効果を示す経済モデルの提示を行い、防災主流化の概念、具体策を盛り込んだ「防災主流化ハンドブック」を作成した。

- **中央政府から現場レベルまで一貫した防災能力強化**：行政の災害対応能力を強化するプロジェクトを実施し、中央の緊急対応体制から現場レベルまでの災害に強い社会を作り出すモデルを提示した。
- **災害援助から復旧・復興までの総合的な支援**：タイの洪水に対する包括的な支援を実施し、同国政策に反映した。現地の洪水や対策の状況について日系企業に対して積極的に情報提供した。

3-2 気候変動

- **国際的取組への貢献**
 - ① 緑の気候基金（GCF）の立ち上げに際し、同基金との連携、開発途上国支援に関する情報収集、制度設計への政策的インプットを行うため、日本政府と共に同基金理事会等に参加。
 - ② 「東アジア低炭素成長パートナーシップ対話」等への政策的なインプットの実施。
 - ③ 低炭素成長を推進する「開発途上国における適切な緩和行動（NAMA）パートナーシップ」の国際的普及。
 - ④ 第1回東アジア低炭素成長パートナーシップ対話において立ち上げが決まった「東アジア低炭素成長ナレッジ・プラットフォーム」を通じて国立環境研究所、地球環境戦略研究機関（IGES）とともに、東アジア地域における研究機関、政府機関とのネットワークを強化。
- **開発途上国の多様なニーズに応える包括的支援**：気候変動対策の取組を強化すべくプロジェクト成果が政策に反映される働きかけと仕組み作り、技術協力と資金協力を組み合わせたアプローチを展開した。インドネシアでは、過去の「気候変動プログラムローン（平成20-22年）」に基づき分野横断的な課題に関わる気候変動対策を推進するための政策制度の改善支援を有償資金協力で実施した。同政策制度の改善を継続させるための「気候変動対策能力強化プロジェクト」の実施、「州別緩和行動計画」策定等、様々なモダリティを活用し、包括的に支援を行った。
- **持続可能な開発と気候変動への対応とパートナーシップの推進**：開発途上国の低炭素成長を推進する「開発途上国における適切な緩和行動（NAMA）パートナーシップ」を国際的に普及すべく、「気候変動枠組条約締結国会議（COP18）」のサイドイベントで同パートナーシップを紹介した。「東アジア低炭素成長ナレッジ・プラットフォーム」構想に関して関係機関と議論したほか、「東アジア低炭素成長パートナーシップ対話」において紹介した。

3-3 自然環境

- **国際機関との連携による戦略性の向上**：「国連持続可能な開発会議（Rio+20）」、「生物多様性条約締結国会議（COP11）」、「ラムサール条約締結国会議（COP11）」等、国際会議での機構の自然環境への貢献や日本の経験・技術の紹介をするとともに、ラムサール条約事務局との協力協定の締結、国際熱帯木材機関等との定期協議やセミナーを通じ、相互補完関係の構築や専門知識の強化を図った。
- **温暖化対策を視野に入れた「持続的な森林経営」の普及**：森林減少・劣化の抑制による温室効果ガスの排出削減（REDD+）への協力体制を強化するために、①効果的な森林モニタリング体制の構築、②二国間カーボン・クレジット制度（JCM）への貢献と本邦民間企業との連携、③衛星技術等日本の優れた技術の活用に取り組んだ。

3-4 環境管理（都市環境保全）

- **日本の経験・知見をいかした協力の実施**：①タイにおいて日本の知見を活用した支援、②機構変動

に脆弱な南部アフリカ地域において日本の先端的な気候モデルを活用し、現地の天気予報や農業に資する気象予測レベルの向上に取り組んだ。

- **本邦技術を活用したプロジェクト成果の最大化及び政策への反映**：下水道設備で日本の技術を活用し、計画策定・インフラ整備、維持管理等、上流から下流までの領域を一貫支援した（インドネシア、パレスチナ）。
- **戦略的な案件形成と実施及びそのためのネットワーク強化**：大洋州島嶼国 11 カ国を対象に 3R（ごみの減量、再利用、リサイクル）の普及や、最終処分場の改善を行い、各国の相互学習体制を構築した。廃棄物管理支援をより戦略的に行うための調査を中米・カリブ地域で実施した。

3-5 食料安全保障

- **アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）の活動推進を通じた食料安全保障への取組**：CARD の対象国は 23 カ国で、対象国のコメ生産量は、CARD 開始前のベースライン 1,400 万 t から 22 年時点の 1,841 万 t へと順調に進展した。機構は、農民、普及員に対する適正栽培技術や種子（ネリカ等）の普及という生産性向上のための支援を中心に行い、24 年 8 月時点で約 45 件の事業を推進中である（本邦研修含む）。CARD 総会（於ダカール）には 170 名もの参加者があり、関係機関の広がりとともに参加機関の関心も高まっている。

小項目 No.4 平和の構築

4 平和構築

- **人道支援から開発支援へ途切れのない迅速な事業展開**：ミンダナオ和平に係る枠組み合意やミャンマー新政権の少数民族武装勢力との停戦合意など紛争後の早い段階から当該国の環境に即した支援に着手し、要員の安全に十分な配慮を行いながら人道支援から開発支援への途切れのない支援の実現と紛争再発の低減に貢献した。
- **現状に即した平和構築支援戦略の強化**：平和構築支援のより戦略的・効果的な実施に向け、紛争の背景や紛争終結後の状況を適確に把握するための平和構築ニーズ・アセスメント（PNA）をミャンマー、ソマリア、スーダン（ダルフル南部）で新たに実施した。
- **平和構築重点対象国に対する支援**
 - ・ フィリピンにおいて、フィリピン政府とモロ・イスラム解放戦線（MILF）の 40 年間の武力紛争により最も貧しい地域となったミンダナオ島中西部地域に社会・経済開発事業（J-BIRD）の支援やミンダナオ国際監視団（IMT）への要員派遣（18 年 10 月から現在まで継続中）を行い、同地域の和平プロセスを促した。途中、内戦再開で IMT が撤退した間（20 年から 1 年間）も機構は要員の現地駐留を継続し、フィリピン政府、MILF 双方から厚い信頼を得ながら、和平プロセスの促進を行った。これらの結果、24 年 10 月フィリピン政府と MILF は、和平プロセスのための「枠組み合意」の締結に至った。また、機構は、フィリピン政府及び新政府移行委員会を本邦に招聘し、日本の有識者との協議の場を設け、今後の和平プロセスのさらなる円滑化と当該地域の安定のための包括的な協力を行っている。
 - ・ 現在 500 万人の人口を抱えるアフガニスタンのカブール市では、急激な人口増による都市環境の悪化、治安悪化や貧困層の増加が懸念され、平和の定着が大きな課題。このため同市の北方に新しい首都圏を開発し、都市環境の維持による平和の安定を進めており、プロジェクトにおいて新都市開発着工に向けた実施機関の能力強化、新都市開発に必要なインフラ整備支援（道路・給水）を実施した。

- ・ ミャンマーは 23 年 3 月の新政権発足後、機構に対して他ドナーに先駆けてカレン地域の難民帰還支援の要請を行った。機構はプログラム形成準備調査を実施し、少数民族の意向を反映させる仕組みを構築することにより、同地域の和平プロセスへ貢献し、ミャンマー少数民族地域の開発モデルの構築に努めている。
- ・ 南スーダンにおいては、行政能力の欠如、政治的権力争い、部族間対立や蔓延する武器等、多くの課題が残されており、「新国家建設支援」や「基礎生活向上支援」を通じて現地における平和の定着に取り組んでいる。具体的には、道路・橋梁等の基礎インフラ整備や、政府の能力向上（人材育成）をめざした支援に加え、首都地域以外でもマラカルタウンの総合開発計画（マスタープラン）の策定、優先プロジェクトの選定・計画策定とともに、給水・港湾・道路の各分野にて具体的なパイロットプロジェクトを実施している。
- テロ・海賊対処能力向上、海上・航空保安体制強化に対する支援：海上保安分野ではソマリア沖・アデン湾における海賊行為防止のために、東アフリカ諸国における協力の可能性を調査し、ジブチを対象とする海上保安プロジェクトの立ち上げを行った。航空保安分野については、無償資金協力により、アフガニスタン、ミャンマー、ネパールで航空保安・空港保安機能強化のための機材整備を実施した。

(2) 事業マネジメントと構想力・情報発信力の強化

小項目 No.5 事業マネジメントと構想力の強化

機構は、事業の戦略性強化及び事業マネジメント強化のため、プログラム・アプローチの推進、PDCA サイクルの強化、事業構想力の強化等に取り組むとともに、具体的にミャンマーにおいて迅速かつ包括的な事業の立ち上げを行った。

プログラム・アプローチの推進に向けては、「協力プログラムの戦略性強化に係るガイドライン」を改訂してプログラムの形成やモニタリング等に関する内容の充実を図ったほか、プログラム計画書により政府と中期的な協力計画を共有するための枠組みを確立するなどして、プログラム・アプローチを推進するための基盤を整備した。

また、ミャンマーにおいてはプログラム・アプローチに必要な相手国の開発計画が不十分な中で、日本側及びミャンマー側双方の関係者と対話を行い、ミャンマー政府の改革を上流から支援するための技術協力、改革の成果をいち早く国民が享受できる資金協力、中長期的な開発計画の策定支援等を組み合わせた案件形成に努め、短期間で大規模かつ包括的な支援策をとりまとめた。新規円借款の再開にあたって課題となっていた過去の累積延滞債務の解消を踏まえ、24 年度は、日本政府の経済協力方針の①国民の生活向上、②経済・社会を支える人材の能力向上や制度の整備、③持続的経済成長のために必要なインフラや制度の整備の 3 つの分野において技術協力 5 件の開始、有償資金 511 億円のプレッジ（23 年度はプレッジなし）、無償資金協力 235 億円（23 年度は約 9 億）の贈与契約（G/A）締結を行った。

PDCA サイクルの強化については、14 分野に対する方針や成果を数値も用いて取りまとめた「課題別事業成果」の改訂と公開等を行うとともに、プロジェクトレベルでの現状・成果等を体系的に可視化した「見える化サイト」に計画どおり 704 件の事業を新たに掲載（累計掲載件数は 1,508 件）したほか、案件の進捗に応じて 193 件の内容の更新を行った。同サイトへのアクセス数は 707,053 ページビュー（PV）で前年度を上回り（23 年度：589,123）、累計 1,527,800 に達した。PDCA サイクルの徹底に向けては、「事業事前評価表」への過去類似案件からの教訓の記載を徹底し、事業評価結果等から得られた教訓の新規案件へのフィードバックを促進した。

総合的能力開発（CD）に関しては、機構関係者に対する研修等を通じて、優良事例の共有を図り、CDの視点の事業への反映に努めた。三角協力に関しては、24年度も、国際会議の場などで機構の役職員がパネリストとし登壇して機構の取組や知見を積極的に発信し、12月にウィーンで開催された国連南南協力 EXPO2012 では、南南協力に関する機構の40年近くにわたる主導的な取組に対して南南協力賞が授与されたほか、2件の事業が優良事例として表彰された。

事業構想力の強化に関しては、新たに10カ国のJICA国別分析ペーパー（AW）を策定し、累計で20カ国・地域分が完成した。加えて16カ国については完成に向けた最終的な手続き段階にあり、累計36カ国・地域においてAWの内容を実質的に固めるに至った。AWの内容については、積極的に関係者と共有し、AWに示された方向性に沿った協力の形成を図った。

地域別事業方針については、全体の事業方針に基づき、6地域部毎に地域別事業展開の方向性を定めた。課題対応力の強化に関しては、課題別指針の整備を進め、24年度は「経済政策（公共財政管理）」、「情報通信技術」を追加し、20の分野課題において計37の指針を策定・外部公開した。

ナレッジマネジメント（KM）の強化に向けては、KM体制整備、意識改革、時間と場の創出、人事制度の4つのテーマからなるKM推進作業部会を立ち上げ、集中的かつ全組織的な検討協議を行って、「JICAナレッジマネジメント推進計画（提言）」を取りまとめた。ナレッジの整備と公開については、累計で5,652件の案件情報を整備するとともに、新たに608件のコンテンツを整備した。

現地（拡大）ODAタスクフォースにおいては、当機構の知見・経験・情報を公的機関のみならず商工会、NGO等とも共有し、援助の円滑な実施を図るとともに、日本政府の政策である民間企業の海外展開等の推進に貢献した。

小項目 No.6 研究

24年度は、第3期中期目標期間（24～28年度）の研究所の活動方針を策定し、引き続き、国際援助潮流の形成と機構の事業の戦略的な実施に貢献する研究を推進する方針を掲げて、優先的に進めるべき具体的取組を整理した。ワーキングペーパー16本、書籍8冊（23年度、それぞれ17本、4冊）、英文報告書5冊、和文1冊（23年度英文1冊）を刊行したほか、研究成果に基づく論文が海外の学術誌に5本掲載（23年度4本）されるなど、海外に向けた英文の成果物を中心に、全体として前年度を上回る発信を行い、ワーキングペーパーのダウンロード実績も4割近く増加した。

24年度は特に、ミレニアム開発目標年（2015年）を目前に控えて、ポスト2015を念頭に新たな援助潮流の形成に向けた議論が活発化する中、機構が従来から重視してきた「人間の安全保障」の視点や、機構のビジョン「すべての人々が恩恵を受けるダイナミックな開発（Inclusive and Dynamic Development）」に掲げる「包摂性（Inclusiveness）」、東日本大震災の経験も踏まえて社会が備えるべき防災・減災の機能に着目した「強靱性（Resilience）」等、機構が重点的に推進してきた取組や研究成果から得られた視点の新たな援助潮流への反映を図るための研究の実施や、国際的な議論の場での積極的な発信を行った。

具体的には、「ポスト2015における開発戦略に関する実証研究」に取り組み、国連開発計画（UNDP）が主催する「ポスト2015開発課題に関するグローバル課題別コンサルテーション会合」等で発信した。米国のブルッキングス研究所とは、中東・北アフリカ地域における「アラブの春」後の包摂的な成長に関する共同研究を進め、5本の研究論文の発表セミナーを開催したほか、開発援助のスケールアップに向けた共同研究も行い、その成果が書籍として発刊された。

また、10月に開催されたIMF・世界銀行総会における4件の公式セミナーを世界銀行等と共催するなどして、ポスト2015に向けて包摂性や強靱性等の重要性を訴える発信を機構の取組や研究成果を踏まえつ

つ積極的に行ってきた。

24年度はさらに、UNDPの「人間開発報告書（HDR）」のアドバイザー・パネルに、ノーベル賞受賞者や著名な学識経験者らとともに、日本からの唯一のメンバーとして機構の理事長が就任し、「南の台頭」を主題とする2013年報告書（HDR2013）には、機構が推進してきた南南協力の有効性に関する理事長の署名囲み記事が掲載されたほか、25年3月に開催されたアドバイザー会合に参画し、2014年報告書（HDR2014）の方向性を巡る議論に貢献した。HDR2014の作成に向けては、前年度に引き続いて、UNDPとの共催による東アジアコンサルテーション・ミーティングを機構の研究所で開催し、開発援助を巡る東アジアにおける知的交流のハブとしての役割を担った。

加えて、ノーベル経済学賞受賞者のスティグリッツ教授やUNDP総裁、国連日本政府代表部大使などとともにアフリカの開発等に関するセミナーを国連本部で2度にわたって開催した。

24年度には、国際社会で存在感を増している新興国の開発協力の動向に関する分析にも取り組むとともに、新興国の研究機関との連携にも努めた。

事業の戦略的实施に貢献する研究については、全ての事業部門長との協議を実施するなど研究所と事業部門が緊密に連携し、青年海外協力隊事業を学際的に分析する研究や、開発途上国の制度構築に本邦研修が果たす役割を分析する研究をはじめとして、事業部門のニーズを踏まえた研究テーマの設定や事業部門の知見の活用にも努めた。また、研究成果を機構内関係者と広く共有し、確実に活用するため、機構内部向けのランチタイムセミナーを34回開催した。

対外発信の強化に向けては、ミャンマー経済に関する公開セミナーなど、機構の事業実施上優先度の高いテーマを中心に、国内外におけるセミナー、シンポジウムを計23回開催した。

24年度には、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（22年12月閣議決定）を踏まえて23年度に設置した第三者評価委員会を引き続き開催し（第2回：24年5月、第3回：25年5月）、英文の書籍や報告書が多く発行されるなど、全体的に成果が上がってきている、との好意的な評価を得た。

(3) 事業実施に向けた取組

小項目 No.7 技術協力、有償資金協力、無償資金協力

24年度は、円借款の借款契約（L/A）承諾額が過去2番目の規模となる12,229億円に達したほか、無償資金協力においても、機構実施分の閣議決定額が1,380億円、贈与契約（G/A）締結額が1,416億円に達し、ともに20年10月の改正機構法の施行以降最大の規模となる中、各スキームにおいて着実に事業を実施した。また、海外投融資については、本格再開後初の融資契約を25年1月に調印した。

技術協力事業においては、より戦略性と予見性が高い事業実施及び予算執行管理の簡素化のために中期的な予算見込みに基づく事業計画の策定を導入した。また、日本政府の政策を受け、ODAを活用した中小企業等の海外展開支援に係る普及事業を実施するための制度を整備したほか、民間提案型の技術協力制度の設計も進めた。研修員受入事業については、毎年体系的なレビューを実施して、PDCAサイクルに則った制度改善を行っており、ニーズに対する的確な対応と効果の向上に努めるとともに、さらなる効率化、合理化に取り組んできた。24年度は、新規もしくは更新対象の課題別研修は全て協力プログラムに基づいて実施するとともに、要望調査において要望数が8名未満の研修については廃止するなど、ニーズにより戦略的に対応することとした。また、帰国研修員に対するフォローアップの強化を通じて、研修効果の向上にも取り組んだ。併せて、効率的かつ合理的運営にも努力し、課題別研修の選択と集中によるコース数の削減に加え、有償で実施する研修の拡大や新研修員システムの運用開始による紙資源や手続きの効率化を行った。さらに24年度には、研修事業等の戦略性の向上を図りつつより合

理的に実施する体制を整えるための検討会を立ち上げ、課題別研修の企画業務を国内機関から経済基盤部等課題 5 部へ移管することとした。

有償資金協力事業においては、円借款事業でインド、ミャンマー、ベトナム等アジア地域を中心に順調に円借款の承諾を伸ばしたほか、政府の政策を踏まえ、借入人が負う為替変動リスクを軽減するため、円借款債務を米ドル建てに転換できるオプションを付与した外貨返済型円借款の導入や、災害発生に先立ち支援額や資金使途等を合意し、災害発生時に速やかに融資を実行する災害復旧スタンド・バイ借款等新商品の導入など効果向上に向けた取組を行った。また、更なる迅速化への取組や、経済団体からの要望も高い海外投融資事業の本格再開も年度内に実現した。

無償資金協力においては、行政事業レビューの指摘を受けた PDCA サイクルの改善に取り組んだ。また、予備的経費の適用やコスト縮減による、事業の効果的な実施の確保に取り組んだ。

小項目 No.8 災害援助等協力

24 年度は、イラン地震被害（8 月）やニジェール洪水被害（8 月）等の災害に対して 17 件の物資供与を実施した。物資供与の際には、ニーズ調査を実施するとともに、従来の方法にこだわらない、柔軟な調達、輸送経路の設定、現地で活動する非政府機関や国際機関等との調整・連携等を図り、現地ニーズに適切に対応するとともに、迅速かつ効果的な支援に努めた。

平時においては、22 年に救助チームが取得した都市型災害救助チームの最高位ランク「ヘビー級」技術の維持及び 27 年度の再認定に向け、実際の派遣を想定した 48 時間連続シミュレーションを行う総合訓練等を実施したほか、オーストラリア国際開発庁（AusAID）から助言を得つつ、課題抽出と論点整理を行った。

医療チームについては、手術機能、病棟機能付きのチームを 25 年度から派遣できるように、体制の検討を進めるとともに、待機隊員に対する研修を実施した。また、医療チームの更なる機能拡充を図るべく、電子カルテの導入の検討を開始した。

支援物資については、備蓄体制の最適化に向け、23 年度から検討してきた結果、機構が契約している民間倉庫の活用を基本としつつも、WFP の倉庫の倉庫利用者相互間の物資融通制度を有効に活用することで、迅速かつ多角的な支援が可能となるとの結論を出した。

緊急援助の役割と意義を効果的に発信すべく、災害時においては、機構のウェブサイト上での情報発信や被災地メディアに対するプレスリリース等を通じて積極的に広報を行った。平時においては、国際救急医療チーム設立 30 周年を記念して、機構機関紙「JICA's World」に特集記事を掲載したほか、各種イベント等での展示、講演を実施し、マスメディアの取材を積極的に受けた結果、テレビや新聞での報道につながった。

また、防災の主流化を念頭に、被災地に対する支援では、迅速性を要する災害対応から中長期的な復旧、復興段階への継ぎ目のない支援が重要であるとの考えのもと、災害発生から対応終了までの間に得た災害情報を機構内の関係部署間で共有し、緊急援助から中長期的な開発支援へのスムーズな橋渡しに努めた。

小項目 No.9 海外移住

海外移住資料館設立から 10 周年を迎えた 24 年度には、海外移住資料館の扱う歴史資料の価値の確立と、幅広い層に対する海外移住の歴史や日系社会の理解促進に向けた広報を積極的に展開し、海外移住資料館へのアクセス拡大につながった。

海外移住資料館が保有する文書・資料の学術的・歴史的な価値の確立に向けては、公文書等の管理に関する法律（公文書管理法施行令第5条第1項第4号）に基づき内閣総理大臣が指定する「歴史資料等保有施設」としての要件整備を進め、25年4月1日付で認定を受けた。

また、海外移住資料館設立10周年を迎えた24年度は、設立10周年記念シンポジウムを開催し、各国の日系博物館・資料館との相互連携を強化した。

各種イベントや広報、教育プログラムの開催等に当たっては、今日性のあるテーマと関連付けるとともに、海外移住資料館の周辺地域で開催される大型イベントと連携するなどの工夫を行い、海外移住・日系社会に関する理解の促進と海外移住資料館の設立意義の周知を図った。

これらの取組の結果、24年度は、入館者数：36,491名（目標値：30,000名、23年度実績：30,231名）、教育プログラム受講者数：4,994名（目標値：1,894名、23年度実績：4,478名）、ウェブサイト訪問者数：154,255（目標値：113,182、23年度実績：131,598）と、海外移住資料館に対するアクセスを示す全ての指標において、目標値及び前年度実績をともに上回る実績を上げた。

移住先国の日系社会に対しては、助成金の交付や日系研修員の受入、日系社会ボランティアの派遣等を通じた支援を行っており、高齢者福祉と日系社会の次世代を担う人材の育成を重点課題とした絞り込みを行い、戦略性の向上と効率化に取り組んだ。

また、「日系継承教育」研修については、国際交流基金との連携を促進しながら取り進めたほか、23年度に国際交流基金に移管した日本語教師養成のための上級2コースについては、中南米地域における機構の在外拠点と日系団体とのネットワーク等を活用して応募勧奨等の側面支援を行った。

移住債権については、適切に債権回収を進めるとともに、債権の分類整理を進め、関係各省および機構内関係部署への説明・協議を行い、債権管理業務を終了するための基本方針を検討した。

(4) 開発人材の育成（人材の養成及び確保）

小項目 No.10 開発人材の育成（人材の養成及び確保）

機構は、国際協力キャリア総合情報サイト「PARTNER」を通じた国際協力人材に関するニーズのマッチング促進に努めており、24年度は特に、海外展開のためにグローバルな視野や素養を身に付けた人材の獲得に関心を有する中小企業等のニーズと、国際協力経験を生かせる進路を希望する帰国ボランティアのニーズのマッチングを図るべく、これらの層に対するPARTNERへの登録勧奨を積極的に行った。

中小企業等に対しては、機構が実施する民間連携事業への応募企業に対する働きかけや、中小企業向けイベント等の機会を捉えた発信を積極的に行った結果、24年度の民間企業による登録数は76団体となった。これらの取組も奏功し、24年度の新規登録団体の合計は125団体に上り、目標値（65団体）を上回って達成した（前年度比31団体増）。

機構ボランティアに対しては、募集説明会や派遣前後の機会を捉えてPARTNERの積極的な広報を行ったほか、PARTNERのウェブサイト上に帰国ボランティア向けの進路情報ページを設置するなどした。その他、主に学生に対する「JOBセミナー」の開催を通じた登録勧奨や、即戦力となる人材向けの「国際協力人材セミナー」等を開催した。また、メールや対面によるキャリア相談も引き続き実施した。これらの取組の結果、24年度の新規登録人材数は1,671名に達し、目標値（1,500名）を上回って達成した（前年度比305名増）。24年度はさらに、PARTNER登録団体に対する団体セミナーの開催やPARTNERウェブサイトの大幅な改訂による利便性の向上、Facebookページを通じた発信等にも取り組んだ結果、PARTNER登録団体（機構を除く）からPARTNERを通じて行われた求人やセミナー・研修等に関する情報提供の実績は、24年度は2,757件となり、目標値（前年度比200件増）を上回って達成した（前年

度比 449 件増)。

なお、PARTNER の運営にあたっては、「公共サービス改革基本方針」(20 年 12 月閣議決定)に基づき、21 年度より民間競争入札を導入し民間業者に委託しているが、24 年度から 26 年度までの現契約については、入札の対象業務の範囲を拡大し「システム運営部分」を加えた契約に一本化した結果、前契約の金額よりも約 3 千万円相当の経費削減を実現した。

機構は、新たな開発課題や国際協力に関連する業界のニーズに応える人材の養成を目指して、能力強化研修も実施しており、24 年度は前年度と同規模の 255 名が修了した(目標値(270 名)を下回った理由は、研修会場である JICA 市ヶ谷ビルの改修工事計画の変更による施設の一時的な供用中止に伴い、当初計画コースの一部が中止となったため)。24 年度は新規に 4 コースを開設するとともに、25 年度からの 3 コースの開設に向けて準備を進め、新たなニーズへの対応にも努めた。なお、能力強化研修の修了者に対してはフォローアップ調査を実施しており、過去約 3 年間の修了者に対する調査では、回答者の 7 割以上が国際協力業務に従事していることが確認された。

機構はさらに、国際協力・開発援助に関わりの深い分野を専攻し、将来、国際協力の分野での活動を希望する大学院生を対象に公募型インターンの受入も実施しており、24 年度は 31 名が合格し、3 名の辞退により受入実績は 28 名となったものの、目標値(30 名程度)をほぼ達成した。

(5) 国民の理解と参加の促進

小項目 No.11 ボランティア

24 年度は、23 年度に策定したボランティア事業の抜本的な見直しの方針「世界と日本の未来を創るボランティア～JICA ボランティア事業実施の方向性～」(以下、「ボランティア事業実施の方向性」)に則ったアクションプラン「ボランティア事業実施の改善に向けた具体的取組」を着実に実行し、「グローバルな視点を持った人材の育成と日本社会への貢献」と「事業の質の向上を通じた協力効果の最大化」を目指して、新たな制度を数多く導入するとともに、効果向上に向けた従来の制度の改善等に取り組んだ。

「グローバルな視点を持った人材の育成」に向けた取組としては、企業のニーズに応じて派遣先や派遣期間、活動内容等を調整する画期的な制度として民間連携ボランティアを本格的に導入し、24 年度は 4 企業との間で計 5 名(うち試行派遣 1 名)の派遣を実現するとともに、116 社との個別協議を行い、13 社との間で派遣を前提とした合意書を締結した。同制度の周知に向けては、経済産業省及び日本貿易振興機構(JETRO)との共催による「企業の海外展開を支えるグローバル人材」シンポジウムをはじめとする説明会やセミナーを国内各地で計 55 回開催し、約 1,900 社の参加を得た。さらに、地方自治体との連携強化にも努め、地方自治体等の職員 26 名を現職参加制度により派遣するとともに、教員 63 名を現職教員特別参加制度により派遣した。また、長期ベースでの大学生・大学院生の派遣を進めるとともに、より参加しやすい新たな取組として、長期休暇を利用した学生の短期ボランティア派遣を開始した。さらに、ボランティア事業への参加者及び関心層の裾野拡大を図るため、機構のウェブサイトを通じた発信を強化した。

「日本社会への貢献」については、帰国後の社会還元と進路開拓について講義を行う「帰国後訓練(仮称)」を導入したほか、ボランティア経験の還元を通じた東日本大震災からの復興プロセスへの貢献を引き続き支援すべく、帰国隊員の被災地への派遣に係る復興庁、青年海外協力協会(JOCA)、機構間の連携協定を締結し、帰国隊員 23 名(25 年 4 月 1 日時点)が復興庁により採用された。

「事業の質の向上を通じた協力効果の最大化」に向けた取組としては、開発課題により効果的に対応

するための取組としてグループ派遣を導入し、187名を派遣したほか、シニア海外ボランティアについては、需要の高い職種に的確な人材を派遣することを目的に新登録制度を導入した。また、現地での効果的な活動が進められるよう訓練プログラムの見直しを行ったほか、派遣中も活動計画表の作成・モニタリングに対する支援や在外研修等を通じた研鑽機会の提供等に努めてきた。

帰国隊員に対する支援として、機構ウェブサイトの帰国隊員進路情報ページを一新し、企業に対する積極的な広報を行った結果、求人数は23年度の717人から1,880人に増加した。また、グローバル人材の確保に関心を寄せる企業や地方自治体に対して隊員活動の様子を広く発信すべく、帰国隊員による活動報告会を、計画を上回る計5回実施し、35の民間企業・地方自治体から100名以上の参加を得た。

ボランティア事業の効率的な運営に向けた取組としては、訓練・研修委託業務及び選考支援業務が25年度から民間競争入札（市場化テスト）の対象となったことを受け、公募方法やその内容について大幅な見直しを行ったところ、1年間当たりの契約総額が従来から下回るなどの効率化が図られた。

小項目 No.12 市民参加協力

機構は、NGO等の市民による団体が担い手となる事業の推進を通じてODAに対する国民の理解と参加の拡大に努めており、24年度は、団体等の提案に基づく草の根技術協力の推進、市民による国際協力の拠点である地球ひろばの移転、教育現場やNGOのニーズに応じた開発教育やNGO等に対する能力強化研修などを適切に実施した。

NGO等の提案に基づき実施する草の根技術協力については、24年度は新たに44件を採択し、継続案件も合わせて206件を実施した。

これまで広尾センター内にあった地球ひろばについては、閣議決定（22年12月）を踏まえて9月に市ヶ谷に移転した。移転に先立ち、NGO等の登録団体や団体訪問の学校等には前広に周知するとともに、移転後の広報にも積極的に取り組んだ結果、移転時の一時閉館の影響や団体貸出用セミナールーム数の減少等もあり、利用者は前年度より15%減少したものの（136,462人）、学校による団体訪問（396校8,227人）の実績は拡大した（前年度比60校増）。また、市民に対する情報発信等のサービスについては、移転先での貸出可能施設数の減少により施設の貸出実績は1,011件に減少したものの（前年度比1.8割減）、メールマガジンの登録件数は10,931件（有効登録件数比では前年度の1.8割増）、登録団体総数は667団体（前年度比1割増）となり、対前年度比1割増との目標を達成した。また、移転先で併設されている機構の研究所との連携によるセミナーの開催等も行った。地球ひろばの体験ゾーンの利用者や登録団体に実施したアンケートでは、5段階評価で上位2つ以上の評価が目標値（7割）を上回った。また、地球ひろばの展示物貸与に係る公的機関等との覚書締結等も進め、首都圏以外への地球ひろばのサテライト機能の普及・展開も推進した。

開発教育に関しては、地方自治体等で実施する教員向け各種研修での国際理解教育や開発教育の導入を働きかけた結果、研修受講者数は13,644人になり、前年度の実績及び目標値を上回った。また、教師海外研修については、24年度は東北地方の教員向け研修を地震・津波等の被災経験を共有するインドネシアで実施したり、教育行政担当者向けの研修を実施するなどした。これらの取組等についてウェブサイトを通じて発信した結果、開発教育関連のウェブサイトアクセス数は185,110件（前年度比9.3%増）に達し、目標値10万件を上回って達成した。

NGO等の能力強化支援については、NGOのニーズにきめ細かく応える工夫を図りながら、一部受益者負担を通じて経費の効率化を図り、国内拠点等における研修プロジェクト運営基礎セミナーやマネジメント能力強化研修、地域NGO提案型研修等を実施したほか、NGOの海外のプロジェクト現場へのア

ドバイザー派遣や国内事務所への派遣等を行った。これら研修の受講団体からは、NPO 認定や、寄附金収入の拡大、公的機関の支援対象としての採択等に寄与したとの声が寄せられるなど、有効性を評価された。

小項目 No.13 広報

機構は、広報・対外発信を機構全体の基幹業務に位置付け、ODA に関する専門広報と国際協力に関する一般広報を両輪とするアプローチを進める方針を広報戦略として掲げている。

24 年度は特に、4 月に就任した新理事長による「顔の見える」トップ広報を推進し、就任時の記者会見や、ハイレベルの国際会議における理事長自身によるメッセージの発信、国内や海外における数多くの講演や寄稿、出張報告のプレスリリースの制度化などを行った。加えて、機構のウェブサイト、理事長の挨拶やメッセージ、トップ会談の概要や講演録、出張報告等をタイムリーに掲載するとともに一覧できるページを整備した結果、24 年度の機構ウェブサイトにおける理事長出張記事のアクセス数（ページビュー：PV）は、日本語サイトで 13,720（前年度比 162%）、英語サイトで 4,021（前年度比 193%）と大幅に拡大した。これらの取組の結果、24 年の理事長関連の報道は、21 年の集計開始以来最高となる 444 件に達した。

また、24 年度は、アフガニスタンに関する東京会合（7 月）、IMF・世界銀行総会（10 月）などの開発に関する極めて大規模な国際会議にあわせて戦略的に広報を行った。さらに、第 5 回アフリカ開発会議（TICAD V）に向けて歌手の MISIA をオフィシャルサポーターに任命するとともに、日経ビジネスに池上彰と歩く「アフリカビジネス」を連載し、極めて積極的に広報を展開した。

さらに、機構のウェブサイトを一新し、幅広いユーザーに使いやすいものに改訂した。

ビジネス層に向けては、投資を通じた社会貢献を紹介するセミナーに理事長をはじめとする役員が参加して機構の取組を発信したほか、シニア層等を念頭に、ラジオ番組を通じた発信などにも取り組んだ。

オピニオンリーダーを主たるターゲットとした専門広報については、記者勉強会やプレスリリースや取材機会に関する情報の定期的なメール配信を行うことで、マスメディアへの発信を強化した。また、国内や海外の拠点でのメディアネットワークを強化すべく、国内拠点と連携して地方メディアの開発途上国への取材派遣を計 16 件実施したほか、海外特派員と海外拠点の長の意見交換を実施した。これらの取組もあり、機構側情報提供による掲載記事は、651 件（4 月～12 月）と前年度同期比約 15%増であった。機構関連の報道実績は、ミャンマー支援、24 年度に開始された中小企業等海外展開支援事業に加え、民間連携や海外投融資に関する報道等、9,124 件（4 月～12 月）で前年度同期比より約 16%増となった。

国際協力の意義を市民にわかりやすく伝える ODA 見える化サイトについては、24 年度は 704 案件を新規に掲載し、累計掲載件数は 24 年度末時点で 1,508 案件（前年度比 1.8 倍）となった。また、機構のウェブサイトの改訂に際し、新規掲載の 15 案件をトップページにて紹介する工夫を加え、機構の活動をより印象的に伝えるように改善したところ、アクセス数の累計は前年度比で 1.8 倍となった。

（6）多様な関係者の「結節点」としての役割の強化

小項目 No.14 NGO、民間企業等の多様な関係者との連携

機構は、国内各地に拠点を有する特性をいかしつつ、民間企業、地方自治体、大学等、NGO 等の多様な関係者との連携強化に努め、知見や技術を結集して効果的な協力を実現するとともに、開発途上国への展開に関心を有するこれらの関係者のニーズにも応える、双方に有益な関係の構築を目指して取り

組んできた。24年度は特に、中小企業連携促進調査（F/S 支援）、ODA を活用した中小企業等の海外展開のための委託事業（外務省事業）も踏まえた提案型普及・実証事業、民間連携ボランティア派遣や草の根技術協力事業（地域経済活性化特別枠）等の連携相手方のニーズや提案に柔軟に応え得る新しい制度の構築や導入を迅速かつ積極的に行い、既存の制度の拡充にも取り組んだほか、沖縄県等地方自治体との連携協定・覚書の締結、第1回大学連携会議の開催等を通じた、連携体制の強化にも努めた。

民間企業との連携については、協力準備調査（PPP インフラ事業）に関して、24年度は17件を採択するとともに、海外投融資による事業化に初めて結びつけた。協力準備調査（BOP ビジネス連携促進）については、13件を採択するとともに、2件について初の事業化目途をつけた。中小企業の海外展開支援については、初めて中小企業連携促進調査（F/S 支援）を試行的に開始し、10件の調査を実施し、うち1件について海外投融資の活用を検討している。さらに、外務省政府開発援助海外経済協力事業（本邦技術活用等途上国支援推進事業委託費）の事務支援委託業務を受託するとともに、24年度補正予算の民間提案型普及・実証事業の実施に向け、制度設計や実施体制の検討を迅速に進めるとともに3月中旬に公示も行った。これらの施策を紹介するとともに、地方からの応募を勧奨するため、外務省、経済産業省、日本貿易振興機構（JETRO）、中小企業基盤整備機構（中小機構）等と共催で、25年3月末から4月末にかけて、全国で40回、事前説明会を開催し、2,000社弱の参加を得た。また、企業のニーズに応じた新たなボランティア派遣制度である民間連携ボランティア制度を導入した。

地方自治体との連携については、連携強化を組織的に推進すべく、都道府県レベルでは初となる沖縄県及び市レベルでは2例目となる北九州市との包括的連携協定を締結した。また水分野での連携覚書を川崎市と締結した。24年度はさらに、補正予算「地域経済活性化特別枠」の承認を受け、従来草の根技術協力（地域提案型）よりも大規模かつ広範・柔軟に地域の提案に応えるための制度を迅速に創設し、募集を開始した。

また、宮城県東松島市をはじめとする東日本大震災の被災地域との連携及び支援も推進し、青年海外協力隊経験者等の地域復興推進員としての派遣や、度重なる地震や津波の甚大な被害を被ってきたインドネシアのバンダ・アチェ市等との研修や調査団派遣等を通じた知見の共有や交流の推進を支援した。

大学等との連携については、機構と連携協定や覚書を締結している25大学ほかが一堂に会する「大学・JICA 連携会議」を初めて開催し、大学側のニーズ把握や機構の連携メニューの紹介、効果的な連携事例の共有等を行った。近年は特に、独立行政法人科学技術振興機構（JST）との連携により、地球規模課題への対応に向けた開発途上国の研究者との共同研究を支援する「地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）」を推進しており、24年度のSATREPSを通じた大学との連携実績は56件となった（うち新規採択8件）。

NGOとの連携については、NGO-JICA協議会の地方開催やTV会議システムを通じた地域NGOとの接続により、地方のニーズの把握にも努めた。また、NGO-JICA協議会の下に「草の根技術協力事業10年の振り返りのための分科会」を設置し、成果と課題の整理や今後の展開の検討に向けた議論を行った。

小項目 No.15 国際社会におけるリーダーシップの発揮への貢献

24年度には、極めて重要な国際会議等が例年に比して多数開催された。機構としても、ミレニアム開発目標年（2015年）を目前に控えてポスト2015の新たな援助潮流の形成に向けた議論が活発化する中、日本政府が主導する援助政策・アプローチを広め、日本の存在感を高めるため、こうした国際会議に積極的に参加するとともに知的発信に努めた。また、理事長自らが、国際機関に加え、米国戦略研究所、英国王立国際問題研究所、フレンズ・オブ・ヨーロッパ等の権威ある研究機関において機構のビジョン

を含め積極的に知的発信を行った。

48年ぶりに東京で開催された第67回IMF・世界銀行総会は、世界への知的貢献、復興のアピール等日本政府としても極めて力を入れ、成功裏に幕を閉じたが、機構としても、公式セミナー4件及びサイドイベント3件を世界銀行等と共催・協力して開催するとともに、途上国政府からの参加者に対する支援等、運営面も含めて大きな貢献を果たした。

また、日本政府主導で開催された重要な開発課題に関する国際会議では、準備、企画、運営面等でも政府に協力し、世界防災閣僚会議を日本政府と共催したほか、アフガニスタンに関する東京会合関連のサイドイベントやシンポジウムの開催、太平洋・島サミットでの自治体の協力を得たサイドイベントの開催等を行うとともに、出席した各国・機関の代表等との面談を数多く実施した。

さらに、これらの好機を捉えて、会合に出席した国際機関や各国政府代表とのトップ面談を理事長自らが精力的に行うとともに、国連本部や国際的シンクタンク・研究機関などにも積極的に赴き、各機関の長・幹部との意見交換を行い、機構のミッションやビジョンの浸透に努めた。理事長によるこうした要人との面談は24年度には140件以上となり、各国政府・機関との更なる関係強化につなげるとともに、機構のプレゼンス向上にもつなげた。

開発援助の潮流形成に大きな影響力を持つ国連開発計画（UNDP）や世界銀行等の国際開発機関のフラッグシップレポート作成にも協力し、24年度は特に、ノーベル賞受賞者や著名な学識経験者等からなるUNDPの人間開発報告書（HDR）のアドバイザー・パネルに機構の理事長が日本からは唯一のメンバーとして就任し、「南の台頭」を主題とする2013年報告書（HDR2013）に掲載された理事長の署名囲み記事を通じて、日本政府や機構による南南協力への貢献を印象づけたほか、25年3月に開催されたアドバイザー会合に参画し、2014年報告書（HDR2014）の方向性を巡る議論に貢献した。HDR2014の作成に向けては、前年度に引き続いて、UNDPとの共催による東アジアコンサルテーション・ミーティングを機構の研究所で開催し、開発援助を巡る東アジアにおける知的交流のハブとしての役割を担った。

世界銀行の世界開発報告書（WDR）の作成にも協力し、機構はバングラデシュのNGOなどと共にケーススタディ・レポートを執筆して、IMF・世界銀行総会の公式セミナーの場でも事例が取り上げられるなどした結果、国際社会における日本のリーダーシップへの貢献に大きく寄与した。

ミャンマーの延滞債務解消においては、日本政府と密接に連携し、国際金融機関やパリクラブの公的債務者とミャンマー政府が調整する過程でミャンマー政府に助言を行うなど、ミャンマーの国際金融界への復帰、民主化・経済開発に必要な資金の拡大に向けて国際社会において議論をリードし、援助協調の土台を構築した。

また、機構が進める南南協力の取組について、40年近くわたる支援の実績や、調査・研究等を通じた優良事例・教訓の発信等が評価され、国連南南協力事務所より南南協力賞を受賞したことも特筆に値する。

なお、24年度には、国連事務総長が世界の著名な学識経験者等を任命してポスト2015の援助潮流形成に向けた議論を行うハイレベルパネルを結成し、ポスト2015に向けた議論が進展した。この議論において、日本政府が人間の安全保障を指導理念として極めて重視しており、また、国際協力において防災を主要課題として位置付けるとの政府の方針に沿って、機構は、前述のIMF・世界銀行総会の公式セミナーやアジア開発フォーラムなど、ハイレベルの国際会議の場などを通じて、「人間の安全保障」の理念や、包摂的な成長の重要性、防災・減災を念頭に置いた強靱な社会づくりの必要性等を積極的に発信してきた。さらに、「人間の安全保障」を提唱・普及し、機構の事業を通じた実践を主導してきた緒方貞子外務省顧問・機構特別顧問（機構前理事長）も上記ハイレベルパネルに対して同理念が議論に反

映されるよう積極的な働きかけを行い、機構も様々な方面からこれに協力した。

これらの取組もあり、25年5月に国連事務総長に提出された上記ハイレベルパネルの報告書においては、人間の安全保障の重要性について言及されるとともに、防災を念頭に置いた強靱な社会構築の必要性等が取り上げられるに至り、ポスト2015を巡る議論の形成に貢献した。

(7) 事業の横断的事項に関する取組

小項目 No.16 環境社会配慮

24年度は、JICA 環境社会配慮ガイドラインを合計 667 案件に対して運用し、案件検討から審査、実施の各段階において環境社会面に与える影響に対する配慮状況について適切に確認を行った。主に、望ましくない影響のある可能性を持つ環境カテゴリ A 案件（29 件）については、同ガイドラインに則って第三者機関（環境社会配慮助言委員会）の会合を 39 回開催し、外部専門家から環境社会配慮の支援・確認に関する助言を得た。会合は全て公開で行い、逐語議事録をウェブサイト上に公開するなど、透明性の高い運営を継続した。また、同委員会の設置要項に基づく委員の改選を行い、新たに委員 23 名を公募により選出した。24 年度はさらに、委員によるカテゴリ A 案件の現場踏査を初めて実施した。国際機関の環境社会配慮政策との調和化を図るべく、世界銀行などの国際機関との協議を行い、環境社会配慮の運用面での更なる改善を図るとともに、国際影響評価学会（IAIA）の総会において機構の取組を発信した。環境社会配慮に関する理解の促進に向け、機構内外の合計 698 名に対して、JICA 環境社会配慮ガイドラインの説明会や環境社会配慮に関する研修を継続的に実施した。これらの取組を通じ、環境影響及び社会的弱者に配慮した支援を行った。

小項目 No.17 男女共同参画

24 年度は引き続き、ジェンダー主流化推進体制の下で階層別の会議や懇談会を開催し、他ドナーや民間企業の先進的な取組や機構内の優良事例の共有を図ったほか、外部有識者より助言や提言を受け、ジェンダー主流化の一層の推進に努めた。また、職員や専門家等、機構内外の幅広い関係者のジェンダーに関する理解促進を図るべく、計 655 名（男性 421 名、女性 234 名）に対してセミナー・研修等を実施した。

さらに、「アフガニスタンに関する東京会合」やジェンダー平等・ネットワーク会合 (DAC/GENDERNET) 等の各種国際会議に積極的に参画し、事業等におけるジェンダー視点に立った機構の取組を広く発信した。また、EU との連携により、国際女性の日記念イベントとして「JICA ジェンダーセミナー」を開催し、機構の事業におけるジェンダー主流化の取組等を紹介した。

新規事業の形成に際しては、要望調査の段階からジェンダー担当部署がジェンダー視点からの留意点を確認しているほか、課題別支援委員会「開発とジェンダー」のメンバー等が現地調査に参画し、事業へのジェンダー視点の反映に努めた。また、重点的モニタリングの対象案件については、ジェンダー担当部署が現地調査に参画するなどして、成果の発現状況や教訓のより深い検証を実施した。国別分析ペーパーの策定過程においてもジェンダー担当部署がジェンダー視点に立ったコメントを行う体制をとるなどして、ジェンダー視点の織り込みに努めた。

小項目 No.18 事業評価

24 年度は、事業の効果を適切に把握し、今後の事業を改善していくことを目指して、3 スキームの統一的な事後評価の手法に基づき、外部評価による詳細型評価 107 件と機構の海外拠点等による内部評価

73 件を実施し、評価結果を外部公開した。事業評価の質の向上に向けては、協力の効果を客観的かつ定量的に分かりやすく示すために、解決すべき開発課題に応じて、標準的な無償資金協力の指標例を整理し、活用を開始した。

事業評価結果の事業への確実なフィードバックについては、事業事前評価表等の新規事業形成時の資料における「過去の類似案件からの教訓の活用」を記載する欄を活用し、類似案件の評価結果から得られた教訓の活用を図った。また、3 件のテーマ別評価を実施し、評価結果を総合的に分析・検証することにより、テーマに関連した提言・教訓を抽出した。評価結果は報告会等を通じて事業部門にフィードバックした。

対外的なアカウントビリティの向上については、ウェブサイト上で評価結果要約表や個別案件の各種報告書の迅速な公開を進め、24 年度末時点で機構内外から 5,000 件以上の評価結果の検索が可能となった。また、開発途上国の関係者のみならず他国の援助関係者も参照できるようにした英文版の事後評価報告書の検索機能では、24 年度末時点で 400 件以上の検索を可能とした。

プログラム単位の評価については、プログラム終了時に一定の客観性を確保した評価を可能とすべく、目標やその達成を定量的に示す指標を設定した。また、協力プログラムの目標設定や評価の考え方等について改めて概念整理を行ったほか、協力プログラム計画書の記載方法を整理した。インパクト調査については、アフリカにおける給水施設整備の効果を正確に測定し、教訓を類似案件に活用すること等を目的に、ザンビア共和国「第 2 次ルアプラ州地下水開発計画（無償資金協力）」等の評価に取り組んだ。また、機構内でのインパクト評価及び評価手法に対する理解促進に向け、職員を対象とした研修を 22 回行った。

小項目 No.19 安全対策の強化

機構では、安全に関する情報収集や事故等の対応のための 24 時間緊急連絡体制、治安状況に応じた安全対策措置、海外拠点における安全対策担当の専門スタッフの配置といった取組を行うとともに、派遣前または派遣中の関係者に対する安全研修や安全指導などに取り組んでおり、本部から安全対策及び交通安全対策の巡回指導調査団も派遣した。安全管理上の特別な配慮が必要な地域に対しては、安全確認調査を実施し、国際機関等の行動規範を参考にしつつ、必要な安全対策を講じた。1 月 16 日にアルジェリア東部で発生したイスラム武装勢力による外国人襲撃事件に際しては、アルジェリアに滞在する機構関係者の安否確認を迅速に実施し、その後の安全対策を指示するとともに、周辺地域の外務省渡航情報の変更に応じて機構の安全対策措置の見直しを行った。

機構は、資金協力事業等における施設建設等の工事について、安全性の向上と信頼性の確保を図るための取組も進めており、24 年度も、安全対策に係る取組状況の確認、安全対策強化に向けた改善策の検討、事故が発生した機構事業における対応策の検討等を目的とした「施設建設等事業の安全対策委員会」を開催した。24 年度は、機構事業の各段階での具体的な安全対策等をまとめた機構内関係者向け執務参考資料や対外説明用資料を策定したほか、日本の ODA 建設工事に係る安全対策のガイドライン素案を作成した。また、現地安全対策セミナーを実施し事業関係者の安全対策の啓発に努めるとともに、専門家や調査団を現地に派遣し、施工業者等に対し事故防止の観点から助言を行った。

小項目 No.20 主務大臣の要請への対応

24 年度は独立行政法人国際協力機構法第 40 条に基づき、主務大臣の要請の実績はない。

2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 組織運営の機動性向上

小項目 No.21 組織運営の機動性向上

機構の組織運営においては、事業実施上の重点課題やニーズに迅速かつ機動的に対応することを念頭に、本部や各拠点における体制の整備や取組を進めた。国内拠点については、閣議決定を踏まえた配置の見直しについても適切に実施した。

本部組織については、開発課題により効果的・戦略的に対応する観点から、中小企業等海外展開支援事業受託のための体制構築などを迅速に行った。併せて、海外拠点の配置適正化に向けた検討も進めた。

現場機能の強化に向けては、民主化が進んで事業量が急激に拡大するミャンマーの拠点機能の拡大など、ニーズに応じた海外拠点体制の構築に努めるとともに、英文化の推進、現地職員研修等を通じた現地職員の一層の活用に向けた取組を継続した。

国内拠点については、閣議決定を踏まえて、大阪国際センターの閉鎖及びその機能の兵庫国際センターとの統合（関西国際センターの発足）並びに札幌国際センターと帯広国際センターの管理部門の統合（北海道国際センターの発足）、広尾センターの閉鎖に伴う地球ひろば機能の市ヶ谷への移転等を適切に実施した。また、横浜国際センター内の海外移住資料館については、内閣府により「歴史資料等保有施設」としての認定を受けた。

また、国内拠点を通じた、地域の多様なパートナーとの連携強化にも努めた結果、24年度の国内拠点の利用者数は全体で589,572人に達し（前年度比：約2.8万人増）、目標値（47万人）を上回って達成した。なお、研修員等受入による入館率は前年度より拡大したが（59.8%、対前年度比4.5ポイント増）、宿泊者数は減少した（24,359人、対前年度比2,013人減）。

(2) 適正かつ公正な組織・業務運営の実施

小項目 No.22 契約の競争性・透明性の拡大

契約の競争性・透明性の向上に関して、24年度に導入、開始した特記すべき取組としては、コンサルタント等契約に関する新積算基準の導入・公開と、「競争性・公正性向上のためのアクションプラン」のモニタリング体制の整備の二つが挙げられる。

新積算基準については、コンサルタント等契約にかかる経費実態調査の結果を踏まえ、企業会計に即した合理的で透明性の高い積算基準を新たに策定し、約300人を対象にコンサルタント向け説明会を開催するとともに、新積算基準に基づいた具体的な見積書作成方法を丁寧に解説した手引きなどの関連資料をウェブサイトで公開して周知を図った。また、積算・精算のポイントをわかりやすく解説した新規参入者向け説明会も開始し、参加者から好評を得た。これらの取組により、積算に関する透明性が飛躍的に高まり、新規参入企業も含め、開発コンサルタントが応募しやすい環境が整えられた。

「競争性・公正性向上のためのアクションプラン」の実施については、契約担当役理事を委員長、関係部長を委員とする組織横断的な「コンサルタント等契約における調達制度モニタリング委員会」を設置し、競争性・公正性向上のための各種取組を積極的に進めて適切にモニタリングを行った。アクションプランに基づく主な取組としては、新積算基準の導入に加えて、業務に応じた格付基準の適正化、小規模案件のプロポーザル分量削減による応募負担の軽減、新規案件説明会等を通じた案件の予測性向上、総合評価落札方式の試行などを進め、多面的な対策を行った。本委員会に参加した外部有識者からは、当機構は組織的にアクションプランに取り組んでおり、その進捗は良好であるとの高い評価を得た。

その他、契約監視委員会等を通じた一者応札・応募や随意契約の点検、契約情報の公開、コンサルタント等契約にかかる外部審査制度の本格導入などを計画通りに実施し、契約の透明性の向上を図った。不正行為等への対応については、事業を適正に実施するための取組を引き続き推進した。

小項目 No.23 ガバナンス強化と透明性向上

24年度は、第3期中期目標期間の開始とともに迎えた新理事長のリーダーシップの下で、機構のミッションの有効かつ効率的な実現を目指して内部統制機能の強化に取り組み、ミッションの周知徹底、リスクの評価と対応、監事による監査等を通じたモニタリングに取り組んだ。

ミッションの周知徹底に向けては、機構内外に向けた理事長メッセージの発信を積極的に行うとともに、理事長と職員の直接対話の機会の確保にも努めた。

リスクの評価と対応については、課題毎の委員会や専任の部署を通じてリスクの把握や対応計画の策定等を行うとともに、各部署でもPDCAサイクルに則ったリスクのモニタリングと対応に取り組んだ。また、有償資金協力勘定の統合的リスク管理や、自然災害等に関係するリスクに対する事業継続計画（BCP）の策定などを行った。さらに、理事長を委員長とする業務改善推進の内部委員会を設置したほか、機構関係者向けの業務改善提案制度も導入した。

情報セキュリティについては、各部署における自己点検や、点検結果の情報セキュリティ委員会における審議などを行った。

内部統制のモニタリングについては、会計監査人による監査や各種内部監査等を適切に実施するとともに、監事監査報告における提言に迅速に対応し、結果を取りまとめて公表した。

小項目 No.24 事務の合理化・適正化

事務の合理化・適正化については、様式の定型化や手続きの簡素化等を通じた契約事務の迅速化（コンサルタント等契約については従来より2~3週間短縮）、コンサルタント等契約における新積算基準の導入による費用項目の整理・簡素化、機材調達事務の直営化による効率化（対22年度比：約52百万円減）、マニュアル類の改訂・翻訳や短期在外調達支援要員の派遣（32カ国）を通じた海外拠点の調達実施体制の適正化等に取り組んだ。

専門家派遣に係る事務手続きについては、待遇や福利厚生等に関する見直しに向けて優先的な課題を整理して対応に着手した。研修員受入については、新研修員システムの運用を開始し、業務処理時間の短縮や紙資源の削減につなげた。ボランティア派遣についても派遣手続きの合理化に向けて取り組むべき課題を整理し、制度改編を進めた。

(3) 経費の効率化・給与水準の適正化等、保有資産の見直し

小項目 No.25 経費の効率化・給与水準の適正化等、保有資産の見直し

24年度は、中期計画に定める削減目標に沿って、一般管理費及び業務経費（特別業務費及び特殊要因を除く。）の合計について、ベースライン（23年度予算）に対して3.1%減の125,806百万円となり、前年度予算比1.4%以上の効率化を達成した。

総人件費に係る支出実績（給与・報酬部分）については、14,771百万円となった。また、24年度のラスパイレス指数（地域・学歴勘案）は、23年度の106.5から、101.8に推移した。

在勤手当については、外部有識者による検討会を通じた国や民間企業の事例との比較検討に基づき、購買力補償方式の考え方に基づく制度への見直しを可能な限り早期に実施できるよう準備を進めた。

保有資産については、決算公告の作成・公表を通じて詳細な資産情報の公開を行うとともに、施設問題検討委員会において保有資産の必要性有無や方針が決定しているものの進捗状況を確認した。職員宿舎については、駒ヶ根訓練所構外住宅、筑波構内・構外住宅、所沢住宅の廃止方針を決定した。竹橋合同ビル内区分所有部分については、職員や外部利用者（研究者・一般市民等）向けの貸出用各種資料の保管機能を加えた。

3. 予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。）

小項目 No.26 予算（人件費の見積を含む）、収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。）

セグメント情報の改善については、見直し案を25年1月の第32回外務省独立行政法人評価委員会に報告し、24年度の財務諸表から見直し後のセグメント情報により開示予定である。

自己収入のうち事業収入について、24年度の計画額358百万円に対し、実績額は462百万円であった。また寄附金等の外部収入の24年度実績額は795百万円であり当該事業の実施費用に充当された。

4. 短期借入金の限度額

小項目 No.27 短期借入金の限度額

一般勘定について、24年度は短期借入金の実績はない。

有償資金協力勘定については、限度額の範囲内において、短期資金ギャップに対応するため、6月に393億円、9月に77億円、12月に198億円の借入を行い、いずれも同月中に返済を行った。

5. 不要財産の処分に関する計画

小項目 No.28 不要財産の処分に関する計画

区分所有の保有宿舎については、34戸を売却し、売却収入のうち売却に要した手数料等を控除した365百万円を、「独立行政法人通則法」第四十六条の二（不要財産に係る国庫納付等）及び「独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令」第2条の4（不要財産の譲渡収入による国庫納付）の規定に基づき、25年3月に国庫納付した。売却にあたっては、22年度、23年度と同様に円滑に売却手続きを進めるために複数物件を一括で売却した。大阪国際センターについては、25年3月に現物納付した。なお、これらの財産は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（22年12月閣議決定）において国庫返納すべき不要資産として指摘されたものである。

6. 重要財産の譲渡等の計画

小項目 No.29 重要な財産の譲渡等の計画

24年度においては該当がなく、年度計画も策定していないことから、報告対象外とする。

7. 余剰金の使途（有償資金協力勘定を除く。）

小項目 No.30 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）

24年度は、独立行政法人通則法第44条第3項により中期計画で定める使途に充てることのできる積立金の実績はない。

8.その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設・設備

小項目 No.31 施設・設備

国内機関等施設のうち、築 20 年以上経過し、経年劣化箇所への早急な対策を要する 3 カ所の施設（東京国際センター、九州国際センター、沖縄国際センター）について、建物診断調査及び外壁診断調査に着手し、早期の改修工事の実施準備を着実に進めた。

(2) 人事に関する計画

小項目 No.32 人事に関する計画

24 年度は、基礎的な能力・ノウハウ（コアスキル）の見直しや各種研修の実施を通じて、新たな課題（プログラム・アプローチ等）への対応力等の職員が備えるべき能力の開発及び発揮に向けた専門性の蓄積を促進した。また、効果的かつ効率的な業務運営及び在外体制のさらなる強化に向けて、職群制度やワークライフバランスにも配慮した在外赴任等を通じて、適材適所の人事配置を進めた。

人事評価制度については、職員の理解を得て適切に運用されるよう、人事評価ハンドブック第三版を作成し、全職員に配布した。また、評価者の質を確保するべく、新任管理職を対象とした評価者研修を実施した。23 年度期末の評価を適切に実施し、給与、賞与、昇格の審査要素に反映させた。

適材適所の人事配置の実現に向けては、管理職層をマネジメント職群とエキスパート職群に区分する職群制度に基づき、エキスパート職群に認定された職員の専門性を活用できる部署への配属、若手職員に中長期的なキャリア開発の助言を与える「キャリア・コンサルテーション」の結果及び特定職職系等の制度を活用した。また、組織内公募によって意欲と能力を有する人材の配置に取り組んだ。さらに、夫婦同一国赴任、夫婦近隣国・同一時期赴任、単身子連赴任等の具体的な取組を通じて、ワークライフバランスにも配慮した在外赴任を行う等、人的リソースの活用を図った。

職員の能力開発機会の提供として、24 年度は上記「キャリア・コンサルテーション」を計 4 回実施し、職員 40 名に対してキャリア開発を行うとともに、キャリア開発の早期化を検討した。また、職員が事業を実施する上で共通して必要となる基礎的な能力やノウハウ（コアスキル）自体の見直しを行うとともに、職員の事務所員赴任前研修を活用し、コアスキルに係る研修を職員全般に提供する「場」を充実させる常設のコアスキル集中研修の設置計画を策定した。階層別研修及び各種専門研修については、23 年度のアンケート結果を踏まえて研修内容に改善を加えつつ、当初計画どおりコースを実施した。

(3) 積立金の処分及び債権等の改修により取得した資産の取り扱いに関する事項（法第 31 条第 1 項及び法附則第 4 条第 1 項）

小項目 No.33 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱い

第 2 期中期目標期間の最終事業年度における積立金及び第 2 期中期目標期間中に回収した債権又は資金について、法令等に基づき、費用的支出（安全対策経費、事業継続計画に係る経費）及び資本的支出（既存施設改修）の財源に充当するものとして、24 年 6 月に承認を受けた。24 年度は、安全対策経費として 16 百万円、事業継続計画に係る経費として 84 百万円を支出した。承認の範囲内で適正な管理を行っている。

小項目 No.34 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間の最終年度において実績報告を予定しており、24 年度は報告対象外とする。

小項目 No.1 貧困削減（MDGs 達成への貢献）

大項目	1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(1) より戦略的な事業の実施に向けた取組
小項目	1. 貧困削減（MDGs 達成への貢献）
中期計画/ 年度計画	<p>【中期計画】</p> <p>(1) より戦略的な事業の実施に向けた取組</p> <p>政府開発援助大綱及び政府開発援助に関する中期政策並びに国別援助方針、年度毎の国際協力重点方針をはじめとする政府の政策及び政府の国・地域別、分野・課題別の援助方針に則り、開発途上地域の開発政策及び援助需要を踏まえ、事業量のみならず成果を重視し、PDCA サイクルを徹底した効果的な事業を実施する。我が国政府が開発協力の重点分野として掲げる貧困削減、持続的経済成長、地球規模課題への対応及び平和の構築に沿って、戦略的、効果的かつ効率的な援助を実施していくため、機構は援助機関としての専門性を活かし、国・地域別の分析や相手国との対話を通じ、援助の現場における開発ニーズ・実態を把握し、技術協力、有償資金協力及び無償資金協力を柔軟かつ有機的に組み合わせたプログラム・アプローチを強化する。また、援助機関としての専門性を活かした事業構想力を強化し、案件形成・実施能力を向上させるため、機動力のある実施体制を整備する。加えて、既存の援助手法のみに限定することなく、柔軟に事業を実施するアプローチ、手法、プロセスの改善を図る。実施に際しては、東日本大震災からの復興、防災、少子高齢化、環境・エネルギー等、国内の課題・経験と海外の課題をつないで双方の課題解決に貢献するよう努める。同時に、開発協力に対する国民の共感を高めるため、国民の理解と支持を向上するための措置を実施する。</p> <p>政府の援助方針等の政策を踏まえ、すべての人々が恩恵を受けるダイナミックな開発を進めるという機構のビジョンのもとに、貧困削減、持続的成長、地球規模課題への対応及び平和の構築を重点分野とした人間の安全保障の視点に基づく優良な案件の形成、実施を行う。</p> <p>具体的には、</p> <p>(イ) 貧困削減（MDGs 達成への貢献）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公正な成長とそれを通じた持続的な貧困削減のため、貧困層自身が潜在的に持つ様々な能力の強化及びその能力を発揮できる環境整備を支援する。 <p>【年度計画】</p> <p>(イ) 貧困削減（MDGs 達成への貢献）</p> <p>公正な成長とそれを通じた持続的な貧困削減のため、貧困層自身が潜在的に持つ能力の強化及びその能力を発揮できる環境整備を目的とした MDGs 達成への貢献に向けた保健、教育、水分野等における優良案件の形成及び実施を行う。</p>

要旨

1-1 教育

- **第4回アフリカ開発会議（TICAD IV）公約の目標達成：**「10万人の理数科教員に対する研修実施」を約79万人、「みんなの学校モデルを1万校に拡大」を約2万校と超過達成した。小・中学校建設に関して日本政府が公約に掲げる1,000校、5,500教室については、1,303校、7,147教室と目標を大幅に超過して達成されており、そのうち機構は約520校、約3,680教室の建設を通じて貢献した。
- **アフリカ地域の教育の質の向上のための域内協力ネットワークの構築：**①理数科教員の能力向上：過去に構築した34カ国の域内ネットワークのうち14カ国に技術協力を展開した。②住民参加型学校運営：国家政策として承認されているニジュールに続き、平成24年度にはセネガルで国家普及モデルに認定された。
- **教育開発政策の評価手法の確立への取組：**各国の教育政策・施策と子供の学習成果の関係性を検証し、ひいては政策診断ツールを目指す世界銀行の教育システム評価手法（SABER）の開発・研究に、現場での教育の質の向上のための協力を展開するドナーとして積極的に貢献した。

1-2 保健

- **TICAD IV公約の目標達成：**「10万人の保健・医療人材育成」に対し21万人、「1,000カ所の病院及び保健センターの改善」については3,844施設と超過達成した。「母子保健の向上」に対しては、以下の取組を通じて貢献した。
- **母子保健分野における協力成果の面的拡大：**バングラデシュでのコミュニティレベルでの妊産婦保健、パキスタンでのポリオ・ワクチン普及等、19カ国21件の技術協力から、無償資金協力・有償資金協力を動員したインパクトの強いプログラムを展開した。
- **保健サービスの基盤整備のための新たな取組：**①総合品質管理（TQM）の手法である5Sとカイゼン（KAIZEN）の概念をアフリカ15カ国の保健サービスや行政マネジメント能力向上のために導入し、南南協力Expo2012において国際連合からソリューション賞を受賞した。②近年、国際社会で注目されているUniversal Health Coverage（UHC）に関し、IMF・世界銀行総会の関連イベントにおいて、UHCの取組の重要性、日本の保健人材育成や制度に関する取組などを発信した。

1-3 水・衛生

- **TICAD IV公約の目標達成：**「650万人への安全な水提供」を約930万人、「水管理技術者5,000人の育成」を約13,200人と超過達成した。ザンビア、ブルキナファソでは、機構の事業で確立された村落給水施設の維持管理モデルが、24年度に国家政策に採用された。
- **アジアの大都市給水サービス改善のための上下水道整備計画の策定：**アジアの大規模6都市において、水資源管理計画や上下水道整備計画を策定した。
- **産官学との連携による効率・効果的な支援の実施：**当該分野の協力において、世界の最先端研究を行う東京大学と連携するとともに、都市給水サービスの効率化のために本邦自治体等の優れた技術の活用を図った。
- **基礎的な衛生施設へのアクセス改善：**遅れが目立つアフリカに対する支援を強化した。

1-4 格差是正・貧困層支援

- **セクター横断的な貧困削減の取組：**①全スキームの要請から実施までのプロセスにおいて、貧困削減の視点の反映と貧困削減協力の主流化、②格差是正の考え方やアプローチを機構の事業にさらに反映するための指針の作成、③各国の貧困課題を整理したプロファイル作成・共有（13カ国・1地域）、④マイクロファイナンス、条件付所得移転等貧困削減手法の情報整備とセミナー開催に取り

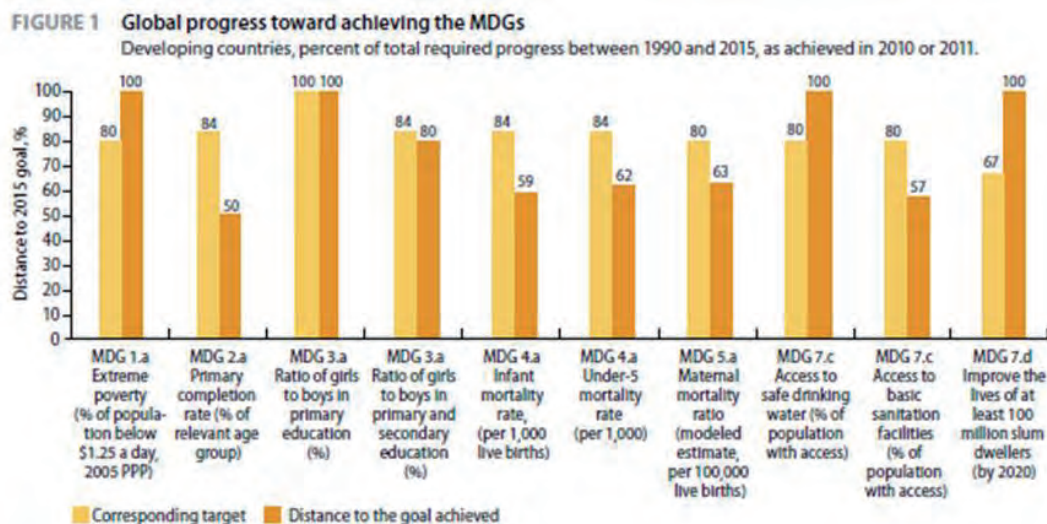
組んだ。

- **貧困層に直接支援する取組**：小規模農家の市場アクセス改善と参入促進によりケニア全 8 州の 640 ～800 グループ、2 万人以上を支援する事業を開始し、24 年の米国 G8 サミットにおける、説明責任報告書で優良事例として掲載された。

指標 1-1：MDGs 達成に向けた取組状況

当該分野の概要

- MDGs の取組を開始して 12 年が経過し、全般的に多くの国で貧困削減や Basic Human Needs (BHN) の充足においてかつてない進捗がみられている。ターゲット別では、貧困人口比率半減や安全な飲料水へのアクセスは既に達成している一方で、母子保健 (MDG4、5) に関するターゲットの達成率の低さが目立つ (図 1-1 参照)。また、例えば世界的には達成済みの安全な飲料水へのアクセスであっても、アフリカ地域で見ると未達成というように、地域間あるいは域内や国内、さらには男女別、所得別などによって差が出ている実態も明らかになってきた。MDGs の達成期限まで残り 3 年弱となった現在、未達成分野や未達成国での取組の加速化が求められている。
- 特にアフリカにおける MDGs 達成への加速化の必要性は、国連開発計画 (UNDP) や世界銀行による MDGs 進捗の報告書でも確認されており、日本としても、MDGs やアフリカ開発会議のフォローアップの枠組みを通じて積極的に取り組んできており、教育、保健、水等の分野における支援の強化を打ち出している。
- 24 年度は TICAD IV の最終年度でもあることから、日本政府が示した公約達成への貢献を通じ、MDGs 達成に向けた支援を展開した。



出典：世界銀行/IMF Global Monitoring Report 2013

図 1-1 MDGs の達成状況

1. 教育 (MDG2：初等教育の完全普及の達成、MDG3：ジェンダーの平等の推進と女性の地位向上)

(1) 当該課題に対する機構の協力方針

- 機構は、開発途上国において一人でも多くの人々が良質な教育を受けることが可能となるよう、「万人のための教育 (Education for All) や MDG2 に掲げられている「初等教育の完全普及の達成」を念頭に以下の重点課題に取り組んでいる。

- ① 教育の質の改善：教員研修（特に理数科）の改善を通じた能力強化
 - ② 教育マネジメントの改善：コミュニティを巻き込んだ参加型の学校運営体制の確立¹
 - ③ 教育機会（アクセス）の拡大：現地業者を活用した学校校舎の建設
 - ④ 中央および地方の教育行政官の能力強化
- 特に、MDG2達成の遅れが顕著なサブサハラ・アフリカ地域については、20年5月に表明されたTICAD IV横浜行動計画に沿って、以下の目標達成に向けた包括的な支援を進めてきた。
 - ① 教育の質向上：学校での授業の質改善のため、10万人の理数科教員に対する研修を実施
 - ② 学校マネジメント改善：住民参加型の学校運営改善モデル「みんなの学校」を1万校に拡大
 - ③ アクセス拡大：小・中学校1,000校、5,500教室を建設し、約40万人の子どもに教育機会を提供
 - なお、これらの協力の成果の発現を最大化すべく、プロジェクトモデルの国家教育政策への反映や、域内ネットワークの構築を通じた域内への効果的な展開・普及等を図ることで、戦略性向上に努めている。
 - MDG3（ジェンダーの平等の推進）への対応については、女子教育のみの改善を目標とした支援は多くはないものの、男女間格差については、原則としてすべての案件形成・実施における配慮事項としている。具体的には、教育セクターの現状把握や協力の成果の測定等において、男女別のデータ収集・分析を行うことで、男女間格差の解消を視野に入れた協力を進めている。
 - 教育協力においては、成果重視の考え方の浸透により、当該協力によって子どもの学習成果（学力の向上や中途退学・留年の減少等）にどれだけ貢献しているかという点に着目する動きが進んでいる。機構はベースライン調査・エンドライン調査を強化するとともに、事業に研究を組み込むなどの取組により、評価手法の改善にも取り組んでいる。

(2) 当該課題に関する戦略性向上に向けた取組例やアウトカム発現の例等

1) アフリカ地域におけるMDGs達成加速化に向けた取組

① TICADプロセスの公約で掲げた目標を大幅に超えた達成

- 24年度はTICAD IV横浜行動計画の目標達成年にあたるが、各目標の達成状況は以下のとおりである。
 - ① 「10万人の理数科教員に対する研修の実施」については、24年度末までに、目標を大幅に上回る約79万人の理数科教員に対して研修を実施した。
 - ② 「みんなの学校モデルを1万校へ拡大」については、24年度末でニジェール、セネガル、マリ、ブルキナファソで約2万校に拡大した。
 - ③ 小・中学校の建設については、外務省の草の根無償資金協力等と併せて数値目標達成に取り組んでおり、日本政府の公約1,000校、5,500教室については1,303校、7,147教室と目標を超過して達成されており、そのうち機構は約520校、約3,680教室の建設を通じて貢献した。

② アフリカ地域の教育の質的向上を図るための域内協力推進ネットワークの構築

- アフリカでは、産業発展に必要な科学的知識・技術を備えた人材育成が急務であるが、その基礎となる理数科の学力が低いことが問題である。その原因の一つに教師の指導力不足が挙げられる。こ

¹ 学校運営委員会の設置等により地域住民を巻き込んだ学校運営体制を確立することは、教育の重要性への認識を高め、地域の持つ資源の活用を促し、結果として就学率や修了率の改善、男女格差の是正などに貢献する。また、地域のさまざまな問題を住民自身で解決する能力を向上し地域社会の自立的な発展に貢献するとともに、住民間の相互理解を促進し多文化共生にも貢献する。

れに対し、機構は平成10年から10年間ケニアに対し「中等理数科教育強化計画（SMASSE）」を実施し、ケニア全国の中等理数科教師役2万人に対する研修を実施してきた。14年からは、サブサハラ・アフリカ域内レベルでの理数科教育協力の域内協力推進のためのネットワーク（SMASE-WECSA）を構築し、その拡充を進めてきた。24年度は、加盟国34カ国中14カ国において、現場の状況に応じたよりきめ細かい支援を行うべく、教員の事業実践能力向上のためのプロジェクトを展開したほか、他加盟国についても、ケニアにおける第三国研修等の支援を行った。これらの各活動により、これまでの累積で約79万人の教員が、機構が支援する現職教員研修を受講済である。このような、SMASE-WECSAを通じた支援は、教員の能力向上のみならずアフリカ地域の関係者間の人的ネットワーク構築、第三国研修や共同の技術セミナーなどの実施による効率的な支援とオーナーシップの向上にも貢献している。

③ 全国レベルでの就学率や修了率の改善をめざした住民参加型学校運営モデルの普及

- 「みんなの学校」プロジェクトは、教育に対する親の低い意識を克服すべく、地方行政と地域住民（＝コミュニティ）による住民参加型学校運営を支援するプロジェクトで、最初に支援したニジェールでは、親の教育への意識に変化を与えるとともに、その有効性が認められ、全国モデルとしてニジェール政府により普及が行われた。また、「みんなの学校」導入州において23年の卒業試験合格率が84.7%だったのに対し、導入していない州では57.3%と統計上有意義な差異がでていることも確認されている。現在、セネガル、ブルキナファソ、マリでも同様の協力を進めている（ただしマリは治安を理由に現在協力を中断中）。
- 24年度は、セネガル政府によって「みんなの学校」の住民参加型学校運営モデルが全国普及モデルとして正式に承認され、モデル地区のみならず全国レベルでの就学率や修了率の改善が期待されている。機構は、セネガル政府の取組を支援すべく、同モデルの全国普及に向けた支援活動を推進した。また、ニジェール「みんなの学校プロジェクト」では新たなアプローチとして、24年度に児童用の初等算数の副教材の開発・試行を開始した。従来からの学校運営改善の活動に加え、算数副教材を導入することで、子どもの学習成績の向上に直接的に結びつく支援をも目指している。今後の更なる試行を通じて、対象児童の算数学力の向上が期待される。

2) 教育の質改善への貢献

政府政策への反映を通じた、全国レベルの教育の質的向上

- ミャンマーの小学校は、就学率が約90%（平成17/18年度）と高い水準を達成している一方で、5年生まで到達する子どもの数は入学者全体の約70%で、3割の子どもが学校を途中退学している。その原因の一つとして、暗記暗唱型の授業があり、機構は16年から24年までの8年間を通じ、児童中心型学習（CCA: Child-centered Approach）の導入・普及及びそのための教員研修制度整備のための協力を行ってきた。ミャンマー教育省は、機構の協力を高く評価し、24年にCCA導入・普及のための教員研修を同国の教育政策として正式に採用し、政府予算による全国規模の普及研修を実施している。機構は、25年1月に借款契約を結んだミャンマー社会経済改革借款を通じて、同国の教育政策の改革を後押ししていく。

3) 教育開発政策の評価手法の確立に向けた取組

- 機構は、世界銀行が22年に発表し、その普及を強力に推進している教育システム評価手法（SABER:

System Assessment and Benchmarking for Education Results) について、その改良への支援を進めるべく、共同研究及び職員の世界銀行への短期出向を通じた実証調査への協力を行っている。各国の教育政策と学習達成度との関係を、共通の指標を使って診断・検証するほか、そのデータや情報を広く提供するSABERは、各国の教育政策を網羅的に診断する標準ツールとなることが想定されている。他方、現在のSABERは解析範囲が主に国家レベルの政策に留まっており、地方レベルの教育政策や政策と現場の乖離の視点が不足しているといった課題がある。このため、現場の知見を有する機構が共同研究や調査に参加することにより、これらの課題の解決に貢献することが期待される。

(3) 主要な投入（インプット）の実績

教育分野に対する 24 年度の投入実績は以下のとおりである。

技術協力（支出実績）	92.16 億円
無償資金協力（承諾実績）	140.53 億円
有償資金協力（承諾実績）	実績なし

(4) 主要な成果（アウトプット）の実績

- ① 24年に終了した機構の協力により研修を受けた教員の数：約48,000人
- ② 24年に終了した機構の協力により学校マネジメントが改善された学校数：約14,000校
- ③ 24年度にE/N締結の学校校舎建設数：178校、1,307教室

2. 保健（MDG4：乳幼児死亡率の低減、MDG5：妊産婦の健康の改善、MDG6：HIV/エイズ、マalaria、その他の疾病の蔓延の防止）

(1) 当該課題に対する機構の協力方針

- 機構は母子保健及び感染症対策を重点分野として取り組んでいる。MDG4の乳幼児の死亡率の低減、MDG5における妊産婦の健康の改善への貢献として、母子保健を重視し支援の展開を実施している。また、MDG6に掲げられるHIV/エイズ、マalaria、その他の疾病の蔓延の防止に関しては感染症対策の一環として支援を展開している。さらに母子保健と感染症対策の推進には保健医療サービスを必要とする人々に届かなければ死亡率、罹患率の削減には繋がらないため保健医療サービス全般の強化に向けた保健行政能力の向上にも力点をおいて取り組んでいる。
- 母子保健に関しては、人びとの保健医療サービスへのアクセス確保と保健医療サービスの質の向上により、包括的な母子継続ケアを提供する体制強化を支援している²。具体的には、妊産婦健診、出産介助、子どもへの予防接種、栄養改善、保健医療サービスを提供する人材の育成、関係する施設の整備、行政と医療機関とコミュニティの協働の促進、母子手帳の活用等を支援している。
- 感染症対策に関しては、患者の診断に必要な検査サービスの拡充と検査精度の向上、治療サービス提供能力の向上、加えて戦略的な計画策定に必要な保健情報の適切な収集と情報分析能力強化などの支援を行っている。また、世界エイズ・結核・マalaria対策基金（世界基金）を始めとする多く

²母子継続ケアとは、妊娠前（思春期、家族計画を含む）・妊娠期・出産期・産褥期と新生児期・乳児期・幼児期といった時間的流れを一体として捉えた継続的なケア、および、家庭・コミュニティ・一次保健医療施設・二次/三次保健医療施設が連続性を持って補完しながらつながるケアと定義される。

の国際機関や二国間援助機関と協力・協調しながら、機構は、国レベルの政策・ガイドライン等の策定を支援すると同時に、地方レベルの行政、保健施設、コミュニティにおける対策事業の拡充を支援している。

- 加えて保健サービスの基盤整備支援に向けて開発途上国の中央政府から地方政府（州・県から住民に最も近い末端行政まで）の各レベルでの保健行政管理能力の強化のための協力を進めている。中央政府においては、その国の保健政策が現場の実情に基づいて策定されるよう、正確なデータや現場の保健従事者の問題意識が、政策に反映される仕組みを強化する必要がある、現場の実情に基づいて、行政規則や個々の保健医療事業の実施方針（ガイドライン）等の策定や改善が行われるように支援する他、開発途上国の政府が効率的に保健財政を運営できるように、保健施設・医療器材等への投資計画や保健従事者の配置計画の策定に対する政策支援を行っている。

(2) 当該課題に関する戦略性向上に向けた取組例やアウトカム発現の例等

1) 母子保健分野におけるインパクトの拡大を目指した取組

- **TICADプロセスの公約で掲げた目標を大幅に超えた達成**
 - ① 「10万人の保健・医療人材育成」に対し21万人と超過達成
 - ② 「1,000カ所の病院及び保健センターの改善」に対して3,844施設と超過達成
 - 機構はこれまでに世界の30以上の国で妊産婦と乳幼児の健康改善を支援してきた。24年度においては19カ国において21の技術協力事業³を実施した。助産師や看護師等の人材育成、コミュニティから保健医療施設へのアクセス改善等の母子保健サービス強化、母子の栄養改善、リプロダクティブ・ヘルス、予防接種体制強化等の政策・技術面の支援を展開するとともに、無償資金協力や円借款を活用しインパクトの拡大を図る等の工夫を行っている。
- **バングラデシュの事例：**バングラデシュでは、母子保健分野において現場の協力成果を政策的なインパクトにつなげるべく、保健政策アドバイザー専門家の派遣、母子保健分野の技術協力プロジェクト及び円借款を組み合わせた保健協力プログラムを実施中である。ノルシンディ県で実施された技術協力プロジェクトは、保健施設を基盤とした活動とコミュニティレベルの活動、そしてこの両者を繋ぐ地方行政の連携でなりたっており、その活動の結果、熟練出産介助者による出産比率の増加（18%から25%）、緊急時における妊産婦の医療施設受診の増加（18%から56%）など高い成果を上げているところから、バングラデシュ政府側からは「ノルシンディ・モデル」と呼ばれるまでに至った。さらに、活動の一部は国家保健プログラムの枠組みの下で全国的に実施されていくこととなっており、この活動の支援のため、24年1月には50億4,000万円を限度とする円借款の借款契約（L/A）に調印した。円借款により、コミュニティ活動実施のための研修や病院施設の改修が進んでいるほか、技術協力プロジェクトにより、コミュニティ活動実施のための研修実施のための計画立案を政府担当部局と協働するなど、普及・展開のために必要となる技術面での支援や政策・制度面での助言を継続している。
- **パキスタンの事例：**パキスタン政府と23年8月に49億9,300万円限度のL/Aを結んだポリオ撲滅事業においては、5歳未満児2,880万人を対象としたポリオ・ワクチンの一斉に投与するキ

³ 総額1億円以上の案件

キャンペーンに資金が活用されているが、事業が成功すればビル&メリнда・ゲイツ財団が同政府に代わって機構に債務の返済を行うことになっている。事業は世界銀行との協調融資、国連児童基金（UNICEF）とのポリオ・ワクチン調達、世界保健機関（WHO）とのポリオ・キャンペーン実施など、多様な開発パートナーと連携しながら進められており、24年は流行地域において接種率やキャンペーンのマネジメント能力も向上し、症例数は23年の198から58へと大幅に減少するなど効果をあげている。

2) 感染症対策分野における政策策定・実施支援

- 世界の「三大感染症」の一つであるエイズについては、平成12年以降30カ国以上で国家エイズ対策組織の強化、HIV新規感染予防の啓発、検査とカウンセリングの体制整備、感染者への治療薬提供システムの整備、検査や治療の質を保つための技術モニタリング評価の仕組みづくり、エイズ対策に関する研究等を支援し、新規感染減少と治療の普及、「HIVとともに生きる人々」（感染者・患者）の生活の質の向上などに貢献した。同じく「三大感染症」の一つである結核については、12年以降10カ国以上で検査・診断、治療、予防の全国的な体制の強化を支援した。検査の普及と検査精度の向上、患者への服薬指導や治療経過の把握などのための人材育成と体制整備を支援し、患者発見率、治癒率の向上など結核対策の世界目標の達成に貢献するとともに、対策の進捗をはかる有病率調査の支援などを実施している。マラリアも「三大感染症」の一つであり、予防・診断・治療のための協力を進めてきている。24年度においては15カ国において三大感染症対策を中心に技術面での支援を実施している他、12カ国で世界基金事業の調整、モニタリング等を行う国別調整メカニズム（CCM: Country Coordinating Mechanism）に参画している。
- **ミャンマーの事例:**ミャンマーにおいてはマラリア、結核、エイズが死因の大宗を占めている中、機構は同三大感染症対策に関する国家プログラムへの貢献を目的に事業を展開してきた。なかでも、マラリア対策は重要な課題となっているが、機構が技術協力により支援した罹患、死亡要因の分析結果により、マラリア対策のターゲットとすべき地域特性と対象者が対象地域において明確になり、これに基づき効率的な投資計画を検討することが可能となった。この成果は同国政府の対マラリア政策に反映されることとなり、他ドナーの支援によっても頻繁に参考にされている。
- **エチオピアの事例:**エチオピアでは一つの州保健局を実施機関とし、感染状況等の実態を把握するための感染症サーベイランスの実施、およびサーベイランス結果に基づく対策実施の強化を支援している。従来の大規模ヘルスセンター以上からの情報収集に加え、新たな政策に基づいて設置されたヘルスポストやコミュニティのボランティア等より末端から情報を収集する仕組みをパイロットとして作り上げた。

3) 保健サービスの基盤整備支援

- MDGsへの達成を確実にするためには、特定の疾患ごとの対策強化に加え、保健サービスの基盤整備が重要である。機構は、現場の状況を中央政府の政策に反映させるような協力に加え、地方分権化が進む開発途上国において、地方政府の保健サービス提供や行政マネジメント能力強化の協力を実施することにより、地方における患者に対する保健サービスの提供をより確実なものとするとともに、保健医療拠点（病院や保健センター）の機能強化や、医療施設の建設・改修、医療機材の整

備を支援してきた。また総合品質管理（TQM： Total Quality Management）分野での日本の知見をいかし、アフリカで医療現場の環境改善とサービスの質向上を目指して「5S（整理・整頓・清掃・清潔・しつけ）」の取組を実施した。

- スリランカのリソース、アフリカ域内のリソースも活用した技術協力「きれいな病院」プログラムは、南南協力の優良事例としても評価され、24年11月に「南南協力 Expo 2012」において国際連合南南協力事務所からソリューション賞を受賞した。同プログラムは、病院管理に関するスリランカの好事例を基にした三角協力⁴で19年から実施している。スリランカでは、日本の製造業で発展した総合的品質管理（TQM）の手法である5Sとカイゼン（KAIZEN）を病院管理に取り入れて、限られた人材、資機材、活動予算の中でも新生児感染症の低減などの成果をあげた。機構はこの経験をアフリカでも容易に導入できる援助手法として体系化し、アフリカ15ヵ国⁵の医療サービスの質の向上に取り組んでいる。患者の待ち時間の削減や会計業務の向上による病院の収入増加など、具体的な成果が出ていることでソリューション賞受賞に至った。さらに、開発途上国で不足している保健医療従事者を育成するため、看護師の役割を明確化し資格を付与する制度整備や、看護師養成校などの保健人材教育機関を建設・改修し、教員養成や教育内容改善のための技術協力も実施し、現職の保健医療従事者の研修の支援にも取り組んできた。
- タンザニアの保健人材開発強化プロジェクトの支援で開発された保健人材情報システムが、タンザニア政府によって全州・全県の保健局及び公立・私立を含む全ての養成校に導入された。これにより、保健医療従事者の賦存状況や新規参入数の把握が可能となり、中長期的な保健人材の需給予測とそれに基づく現実的な計画策定が可能となった。

4) MDGs 達成に向けた国際援助枠組みへの知的貢献

- MDGs 達成に関し、国際的な支援の強化に向けた議論への参画や知見の交換等を進めるため、他ドナー、国際機関及び国際的パートナーシップとの協力に注力してきた。24年10月に日本にて開催されたIMF・世界銀行総会の公式セミナー「グローバルヘルス - 人々の健康が貧困を防ぎ、国の発展を支える」にて機構理事長自ら、人々の健康への投資の重要性及び市民社会、民間部門を含めた幅広いパートナーシップを通じた議論の必要性を発信した。また、近年大きな課題となっている、すべての人々が安心して保健医療サービスを受けられるようにする仕組み「Universal Health Coverage（UHC）」に関し、サイドイベント「UHCに関する日本・世界銀行共同研究」にてその重要性や日本国内の保健人材の育成や制度に関する取組について機構から発信した。
- 機構は、タイ政府が開催する Prince Mahidol Award Conference（PMAC）に23年より主な共催機関として加わり、アジア地域における保健課題についての議論に参画するとともに機構の知見を発信してきた。25年1月のPMACにおいては人獣共通感染症対策をテーマに、機構から鳥インフルエンザ対策サーベイランス人材育成事業、シャーガス病対策、黄熱・リフトバレー熱対策にかかるケニア地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）案件等の技術協力プロジェクトのプロセスと成果について発信を行った。既にPMAC2014共催に向けて準備会合に参画している。また、グローバル・レベルでは、WHOがホストするGlobal Health Workforce Alliance（GHWA）が進める国際会

⁴ 三角協力は、先進国や国際機関と、支援を行う開発途上国が連携して、支援を受ける開発途上国の発展・開発のための共通の案件目標を設定し協力を実施すること。

⁵ ウガンダ、エリトリア、ケニア、コンゴ民主共和国、セネガル、タンザニア、ナイジェリア、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、マダガスカル、マラウイ、マリ、モロッコ。

議にも22年より共催機関として参画しており、24年度は25年に開催予定の国際会議に向けた準備としてグローバルな保健人材の課題について議論を行ってきた。さらに米国国際開発庁（USAID）が主催するChild Survival国際会議の企画段階から参画するなど、ポスト2015年開発枠組み等今後の国際潮流づくりに向けて協力を行っている。このような活動を通じてグローバル・レベル及び地域レベルにおいて他ドナーや国際機関等との人的ネットワークの形成を行うとともに、国際保健の今後の課題についての国際潮流づくりに貢献している。

- なお、MDGsの達成に重要な役割を果たしている世界基金に関しては、日本代表団の一員として理事会に参画するとともに、戦略的投資のインパクトを高めることを目的に設置された各疾病委員会については、マラリアと結核分野の委員を選出の上参画している。また国レベルでは、例えばミャンマーのマラリア対策に関し世界基金の議論の場となるCountry Coordination Committee（CCM）等において機構の知見を発信し、戦略作りに貢献するなど国レベルでの協力にも尽力した。

(3) 主要な投入（インプット）の実績

保健分野に対する24年度の投入実績は以下のとおりである。

技術協力（支出実績）	114.68 億円
無償資金協力（承諾実績）	145.99 億円
有償資金協力（承諾実績）	102.45 億円

(4) 主要な成果（アウトプット）の実績

保健分野に対する24年度の成果実績は以下のとおりである。

- ① 24年に機構の協力により能力強化をした保健医療従事者の延べ人数：約2,600人⁶
- ② 24年に機構の協力により供与が決定されたポリオ、麻疹などのワクチン数：約4,500万ドース⁷
- ③ 機能強化をした保健医療施設案件数：70件⁸

3. 水（MDG7：環境の持続可能性確保）

(1) 当該課題に対する機構の協力方針

- 世界人口の増加に伴い水需要は増え続けており、2030年には全世界の水需要の60%しか満たせないという報告もなされている。
- MDGターゲット7cに掲げられる「安全な水にアクセスできない人口の割合を半減させる」を進めるため、限られた水資源をいかに持続的に確保し、公平かつ有効に配分するかが重要な課題となっている。特に多くの開発途上国は、様々なセクターの水需要を調整しつつ水環境の保全を図るといった複雑かつ困難な課題に直面している。安全な水へのアクセス改善は、全世界で見ると2010年に目標を達成している。しかしサブサハラ・アフリカの大半の国は同目標の達成が困難と見られ、さらに、すでに目標を達成している国々においても、都市人口の集中に伴い、給水サービスの改善といった課題が顕在化している。また、MDGターゲット7cは、「安全な水へのアクセス」に加え「基礎的な

⁶ 本邦研修、在外研修の総数（23年度実績を参考に推定値）

⁷ 無償資金協力（24年度閣議ベース）、医療特別機材の合計値

⁸ 24年度継続中の技術協力、24年度終了の無償資金協力、医療特別機材案件の合計数

衛生施設にアクセスできない人口の割合を半減させる」ことを併せて掲げている。「安全な水へのアクセス」が比較的順調に改善しているのに対し、「基礎的な衛生施設（トイレ）へのアクセス」はMDGsの中で最も進捗が遅れている1つとなっている。このような中、機構は以下を重点的な取組として、MDGs達成に向けた貢献を行っている。

- ① 水資源管理計画の策定を通じて開発途上国政府が水資源量を把握できるようにするとともに、これらを持続的に開発・管理・保全できるような行政能力強化の推進。
- ② アジアにおいては、都市部の給水施設建設・改修や水道事業体の能力強化による給水サービスの改善。
- ③ サブサハラ・アフリカにおいては、TICAD IV横浜行動計画（①650万人への安全な水の提供、②水管理者5,000人の育成）に沿った村落部給水施設の建設と、住民組織等による維持管理能力強化を支援。
- ④ 特にアフリカにおいては、給水プロジェクト等に衛生施設建設や衛生啓発活動の追加。

(2) 当該課題に関する戦略性向上に向けた取組例やアウトカム発現の例等

当該MDG達成に向けた24年度における取組実績は概略次のとおり。

- ① 安全な水へのアクセス改善の促進が必要なサブサハラ・アフリカにおいて、TICAD IV横浜行動計画の達成に向け、水資源管理計画の策定支援を進めるとともに、地方都市及び村落部における給水施設建設・改修、さらには、運営・維持管理に必要な組織強化・人材育成を促進した。これらの取組の結果、TICADプロセスの公約で掲げた「650万人への安全な水提供」に対して約930万人、「水管理技術者5,000人の育成」に対して約13,200人と超過達成した。
- ② アジアでは、大都市（フィリピン・マニラ、ミャンマー・ヤンゴン、インド・デリー、スリランカ・コロンボ、バングラデシュ・チッタゴン、ベトナム・ホーチミン等）における給水サービスの改善に向けて、水資源管理計画や上下水道整備計画の策定、給水施設の整備と運営管理能力強化等を進めた。
- ③ 基礎的な衛生施設へのアクセス改善に関しては、アフリカの既存協力における衛生啓発活動の強化に加え、衛生改善に焦点を当てた新規プロジェクトを開始した。

これらの中で特筆すべき事例は次のとおり。

1) 大学連携による精度の高い水資源管理

- 開発途上国における水資源管理計画を策定する際には、中長期的な気候変動による将来の水資源量の変動を考慮に入れることが不可欠である。このためには、将来の降雨量の変動を予測するとともに、降雨量がどの程度河川等に流出、または地中に浸透するののかという予測が重要となる。前者には、全球気象地球モデルからのダウンスケーリングとバイアス補正が、また後者には流出解析モデルの開発・運用がそれぞれ必要となるが、いずれも東京大学等の日本の研究者が世界の先端を行く分野である。
- 機構は24年度に東京大学と連携し、チュニジア・メジェルダ川流域及びフィリピン・マニラ首都圏において、気候変動影響を踏まえた将来の河川流出量を精緻に予測した上で、洪水対策計画及び水資源管理計画を策定した。これらは、科学的根拠に基づく計画として、相手国政府より高く評価された。

2) 本邦企業・自治体の優れた技術を活用した都市給水サービスの改善

- ベトナム最大の都市であるホーチミン市の水道公社は、人口増加と経済発展に伴う水需要の急増に直面しており、新たな水源開発を模索している。このような背景の下、機構は 24 年度に給水改善計画の策定を支援し、その中で新規水源開発の可能性を調査するとともに、日本の配水管理技術の導入による配水の効率化を提言した。多大なコストと長期間の工事を要する新規水源開発に対して、本邦企業及び自治体が有する高い技術力をもって既存水源の有効利用を目指す提案であり、より低コストでの市民に対する給水サービスの改善につながるとともに、本邦企業等のビジネスに発展することが期待される。
- また、ミャンマーの旧首都ヤンゴンにおいては、機構が 24 年度に開始した上下水道マスタープラン調査の進捗確認に合わせ、本邦関係省庁、地方自治体及び民間企業が参加しての技術セミナーを開催し、官民が一体となって本邦技術の優位性を積極的に発信した。
- さらに機構は、カンボジア及びラオスにおいて、それぞれ北九州市及びさいたま市の協力を得て、プノンペン水道公社及びビエンチャン水道公社の能力強化を支援してきた経緯がある。24 年度は引き続き両自治体と連携し、すでに優良事業体となったこれら水道公社を核として、各国内の地方水道事業体を対象とした技術研修や経営指導等を行い、国全体の給水サービスの底上げをめざす協力を開始した。

3) アフリカにおける村落給水維持管理のモデル化と積極的な普及展開

- 安全な水へのアクセス率が特に低いサブサハラ・アフリカの村落部では、機構は以前からハンドポンプ付井戸を中心とする給水設備の建設を推進してきた。こうした給水施設は、水管理組合等の住民組織により維持管理されるため、機構は住民組織の能力強化も併せて支援している。ザンビアにおいては、機構のプロジェクトにて構築した維持管理モデルが国家プログラムに採用され、24 年度は全国への普及促進を行った。ブルキナファソにおいても、パイロット郡で実証した維持管理モデルが 24 年度に対象州全体に採用・普及されている。一方、マラウイ及びマダガスカルにおいては、住民組織による給水施設維持管理に衛生啓発を組み合わせた新たなモデルの構築を行っており、24 年度は普及・展開を促進した他、モザンビークにおいても同様の協力を新たに開始した。

4) 「基礎的な衛生施設へのアクセス改善」に向けた取組強化

- 基礎的な衛生施設（トイレ）へのアクセスに係る MDG の進捗が最も遅れているサブサハラ・アフリカにおいて、機構は給水改善と衛生啓発を組み合わせた支援を実施している。セネガルの技術協力においては、住民の衛生行動改善を促進して野外排泄を撲滅し、さらにソーシャル・マーケティング⁹を通じて改善されたトイレの普及も支援する活動を 24 年度より開始した。日本政府が 22 年 12 月の国連決議「持続可能な衛生に向けた 5 年」で主導的役割を果たしたことを受け、機構としても衛生改善への取組を強化している。

5) 援助協調と国際場裡での発信

- サブサハラ・アフリカにおける、水と衛生に係る MDG の進捗の遅れは国際社会全体の関心事であ

⁹ 社会的な問題の解決を目的として、理念や行動指針を人々に伝えるために、従来のマーケティングの考え方をを用いる手法。

り、援助協調が積極的に模索されている。そのような中で、機構はドイツ技術協力公社（GIZ）と水・衛生分野での連携を進めており、ザンビア、タンザニア等5カ国における連携状況を合同でレビューし、今後の活動計画を策定した。特に国際河川管理と衛生改善に強みを有するGIZと、給水改善・維持管理強化に強みを有する機構が連携することにより、大きな相乗効果が期待される。

- また、上述の取組の経験や教訓をアフリカ水週間やストックホルム世界水週間等の国際会議で積極的に発表し、日本のアフリカ協力をアピールするとともに、アフリカ各国政府や援助機関関係者と貴重な意見交換を行うことができた。

(3) 主要な投入（インプット）の実績

水分野に対する24年度の投入実績は以下のとおりである。

技術協力（支出実績）	71.41 億円
無償資金協力（承諾実績）	120.38 億円
有償資金協力（承諾実績）	1,258.89 億円

(4) 主要な成果（アウトプット）の実績¹⁰

- ① 24年度にG/A及びL/Aが締結された無償資金協力・円借款により、改善された給水サービスにアクセス可能となる人々の計画人数：1,800万人
- ② 水・衛生に係る技術協力において指導・訓練される行政官、水道事業体職員、水管理組合員、コミュニティ衛生指導員、ポンプ修理工、トイレ建設工等の人数（24年度の計画値）：660人

4. 格差是正・貧困層支援

(MDG 1：極度の貧困と飢餓の撲滅)

(1) 当該課題に対する機構の協力方針

- 開発途上国において1日1.25ドル以下の所得で生活している極度の貧困状態にある人口の割合は近年低下しているとはいえ、2015年でも約16億人（同16.3%）と予測されている。地域的には貧困人口はサブサハラ・アフリカと南アジアに集中している。
- 機構は、公正な成長と持続的な貧困削減のため、貧困層が有する能力を発揮できる環境を整備するとともに、貧困層の能力強化を図りながら貧困状態から脱却することを目指している。具体的には、貧困層を直接的に支援する「貧困対策」を実施する一方、事業実施により貧困層の便益を最大化するような工夫を事業に組み込む「貧困配慮」の両方の取組を実施している。また事業実施にあたっては、社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）の促進や、コミュニティの固有性や貧困層の多様性に応じた支援の推進に留意している。
- 特に、貧困層の4人に3人は農村部に居住しており、その多くが生計を農業に依存していることを鑑みれば、貧困削減に向けた農村開発では、農村経済の発展と人々の生活レベル向上の観点から、農村社会の変化、農村の振興を目指すことが重要である。実際、農業の成長がもたらす貧困削減効果は、農業以外の産業部門と比べて、少なくとも2倍に達するという報告¹¹もある。このため機構

¹⁰ ②については、各プロジェクトの活動計画に明記している案件のみカウント

¹¹ Barrett, Christopher B., Michael R. Carter, and C. Peter Timmer (2010) "A Century Long Perspective on Agricultural Development" American Journal of Agricultural Economics 92 (2) : 447-68

は、以下の取組を重視している。

- ① 農業生産性の向上にとどまらず、食料の流通販売の改善・農産品加工業の振興などのバリューチェーンの整備や農外所得の向上などによる農家経営の改善。
- ② 地方行政機能の強化・生活道路や飲料水確保など農村生活インフラの整備、農村生活環境の改善・住民の保健教育水準の向上・参加型農村開発・ジェンダーなど、多様な分野での支援を組み合わせた支援。

(2) 当該課題に関する戦略性向上に向けた取組例やアウトカム発現の例等

1) 戦略性向上に向けた取組

① 貧困削減協力の主流化

- 技術協力・円借款・無償資金協力・民間連携事業など全ての援助手法において、要請段階から案件枠組みの検討、実施に至る一連のプロセスにおいて、貧困削減推進を担う部署から事業担当部署への助言を実施し、貧困削減の視点の織り込みを促進している。

② 格差是正への取組

- 格差是正の考え方やアプローチを事業に反映するため、よりインクルーシブ（包摂的）な開発への着眼点を整理し、国レベルの基本状況の把握から案件オペレーションレベルまで機構としての取組の指針を作成した。今後事業の各実施段階に具体的に反映する予定。

③ 貧困状況の包括的かつ的確な把握

- 事業への貧困削減の視点の取り込みを推進するための情報整備の一環として、貧困層の状況を把握すると共に、各国における重点支援分野における貧困課題について整理することを目的に、貧困プロフィールを取りまとめており、24年度は13カ国・1地域について情報を取りまとめ、成果については順次ウェブサイト上にて公開している。

④ 事業計画・実施における戦略性向上

- 収入の不安定な貧困層に対する少額な金融サービスの提供を目指す「マイクロファイナンス」、受給者が一定の義務を果たすことを条件に現金等を給付し所得の再配分を図る「条件付所得移転（CCT）」、貧困層への短期雇用を創出する「労働集約工法（LBT）」など、貧困削減の手段として着目されている様々な手段に関しノウハウの蓄積を行っている。
- 同取組の一環として、24年12月、技術協力専門家などとして将来にわたって開発途上国の貧困削減に関与する意思を持つ人材を対象に、能力強化研修「マイクロファイナンス」を開催するとともに、同様の研修を機構内部に対しても実施し、内外の人材育成に努めた。25年3月には金融包摂（ファイナンシャル・インクルージョン）に関する研究・政策提言のための国際機関である貧困層支援協議グループ（CGAP）最高経営責任者等を日本に招聘し、公開セミナーを実施し、その様子は多くのメディアに取り上げられた。また24年11月には米州開発銀行との共催による中南米に焦点を当てたマイクロファイナンスセミナーも行っている。

2) 市場アクセス改善と小規模農家の市場参入促進を通じた農家経営の改善

- 多くのアフリカ諸国では、人口に占める農業従事者の割合が高く、中でも小規模経営による農家が

主流を占めているのが現状である。小規模農家の多くは低所得に押しとどめられていることから、アフリカの農業の成長と貧困の削減のためには、小規模農家への支援が有効である。そのような中、農家の貧困率の増減に大きな影響を与えている要素が、気象条件などとともに市場アクセスの優劣である。そのため、貧困削減のための手段として、市場アクセス改善と小規模農家の市場参入促進が有効な手段である。

- ケニアにおける園芸作物栽培は 2000 年代以降、年率平均 20%の急成長を遂げる有望サブセクターである。一方、国内に出回っている園芸製品の 60%以上を生産している小規模園芸農家は、依然として低所得のままであった。そのため機構は 18 年から 21 年に、技術協力プロジェクト「小規模園芸農民組織強化計画プロジェクト (Smallholder Horticulture Empowerment Project : SHEP)」をケニア西南部の 4 州 22 県 (全国 8 州 71 県 : 19 年時点) において実施した。
- SHEP では農民組織化を推進するとともに、「作物を作ってから売り先を探す」従来のスタイルではなく、まず市場を知った上で、「売り先を念頭において作物を作る」という市場を意識した農業経営を提案した。そして、そのために農民組織自身による市場調査と対象作物の選定、農民組織ごとの行動計画の作成を支援し、さらにこの行動計画を実行するための技術支援等をおこなった。
- さらに、これら支援の効果を最大限に発揮するため、日本の技術協力の原点に立ち返り、相手国の従来の行政組織それぞれの役割をいかした実施手順を着実に踏むことにこだわると同時に、各ステージにかかわる人々の自発的なやる気上がる仕組みを構築することに留意した。その結果、19 年から 2 年間で、対象とした約 2,000 人 (122 グループ) の小規模園芸所得 (平均) を倍増させることに成功した。
- この成果はケニア政府によって高く評価され、同国農業省作物局内に「SHEP ユニット (Smallholder Horticulture Empowerment and Promotion Unit)」が設立された。これを受け、機構は同ユニットの能力強化及び SHEP アプローチの全国展開を目的とする技術協力プロジェクト「小規模園芸農民組織強化・振興ユニットプロジェクト Smallholder Horticulture Empowerment and Promotion Unit Project : SHEP UP)」を 22 年から 5 年間の予定で実施中であり、全 8 州より 640~800 グループ、2 万人以上を支援する予定である。24 年度は、政府関係機関の職員に対する SHEP アプローチ研修を実施し、政府職員が効果的に農民の活動を支援できるシステムの構築を推進したほか、作物栽培に必須の基本技術を農民に身に付けてもらうなど、行政機能の強化と農家経営の改善に重点を置いた支援を継続した。同年度に実施した中間レビューでは、対象農民グループの中には構成員 80 名の平均所得が 3 倍増した事例があるなど、大きな効果を上げつつある。また、農民が自分達の教わったことを他組織や関心あるコミュニティに自主的に教えている例や業者を見つけて販売契約を結ぶなど、自発的な優良事例が確認されている。今後も、当アプローチの貧困層支援・格差是正への有効性を確認した上で、他のアフリカ諸国への面的な展開も計画中である。
- なお、SHEP は 24 年の米国 G8 サミットにおける説明責任報告書の中で優良事例として紹介された。

小項目 No.2 持続的経済成長

大項目	1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(1) より戦略的な事業の実施に向けた取組
小項目	2. 持続的経済成長
中期計画/ 年度計画	<p>【中期計画】</p> <p>(1) より戦略的な事業の実施に向けた取組</p> <p>政府開発援助大綱及び政府開発援助に関する中期政策並びに国別援助方針、年度毎の国際協力重点方針をはじめとする政府の政策及び政府の国・地域別、分野・課題別の援助方針に則り、開発途上地域の開発政策及び援助需要を踏まえ、事業量のみならず成果を重視し、PDCA サイクルを徹底した効果的な事業を実施する。我が国政府が開発協力の重点分野として掲げる貧困削減、持続的経済成長、地球規模課題への対応及び平和の構築に沿って、戦略的、効果的かつ効率的な援助を実施していくため、機構は援助機関としての専門性を活かし、国・地域別の分析や相手国との対話を通じ、援助の現場における開発ニーズ・実態を把握し、技術協力、有償資金協力及び無償資金協力を柔軟かつ有機的に組み合わせたプログラム・アプローチを強化する。また、援助機関としての専門性を活かした事業構想力を強化し、案件形成・実施能力を向上させるため、機動力のある実施体制を整備する。加えて、既存の援助手法のみに限定することなく、柔軟に事業を実施するアプローチ、手法、プロセスの改善を図る。実施に際しては、東日本大震災からの復興、防災、少子高齢化、環境・エネルギー等、国内の課題・経験と海外の課題をつないで双方の課題解決に貢献するよう努める。同時に、開発協力に対する国民の共感を高めるため、国民の理解と支持を向上するための措置を実施する。</p> <p>政府の援助方針等の政策を踏まえ、すべての人々が恩恵を受けるダイナミックな開発を進めるという機構のビジョンのもとに、貧困削減、持続的成長、地球規模課題への対応及び平和の構築を重点分野とした人間の安全保障の視点に基づく優良な案件の形成、実施を行う。</p> <p>具体的には、</p> <p>(ロ) 持続的経済成長</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 我が国自身の復興・成長体験、知識・技術・制度を世界と共有し、日本の成長にも配慮しつつ、途上国の持続的成長を後押しする。その際、経済成長の果実が、貧困層も含め広く配分されるよう、格差是正にも配慮して事業を実施する。 <p>【年度計画】</p> <p>(ロ) 持続的経済成長</p> <p>インフラ整備、投資環境整備（法・制度整備を含む。）等持続的経済成長の後押しとなる優良案件の形成及び実施を行う。その際、経済成長の果実が、貧困層も含め広く配分されるよう、格差是正にも配慮して案件を形成及び実施を行う。</p>

要旨

2-1 運輸交通

- **ASEAN 連結性向上に資する事業展開**：ASEAN 統合実現への支援として、日本政府が策定・発表したメコン地域「東西・南部経済大動脈」構想及び島嶼部における「海洋 ASEAN 経済回廊」構想の 33 案件の内、25 案件を機構は実施している。24 年度は、優先案件の一つである「ASEAN RoRo 船ネットワーク構築事業」に対する調査を実施し、25 年 6 月に開催予定の ASEAN 交通大臣会合等への発表に向け、調査結果をまとめた。メコン地域の東西・南部経済回廊では、ベトナムのカイメップ・チーバイ港、サイゴン東西ハイウェイ、カンボジアのネアックルン橋、国道 1 号線、5 号線の整備を継続して実施した。
- **日本の技術を活用した海外展開促進**：開発途上国の道路インフラ運営管理や混雑緩和等に貢献するため、日本が技術を有する高度道路交通システム（ITS）の海外展開を図るべく、産官学による研究会を立ち上げ、東南アジアを中心とした 7 カ国への展開戦略を検討した。
- **本邦事業者と開発途上国関係者の関係構築**：本邦運輸交通インフラ事業者と開発途上国関係者の関係構築や情報共有を促し、高速道路や鉄道事業において開発途上国政府による質の高い運営管理の実現と PPP 事業への参画を目指す本邦事業者の参入を支援した。

2-2 都市開発

- **都市開発計画の積極的展開**：過去に 100 件以上の都市開発計画（マスタープランは 38 件）を策定してきた経験をいかし、24 年度は、ミャンマー・ヤンゴンの都市計画と都市交通計画を含め、7 件の都市開発計画を新規に策定している。また、ヤンゴン市の都市開発の現状や課題を日本国内の関係者に共有するとともに、同国に対する日本企業の進出を促進すべく、ヤンゴン市長、関係省官僚を東京へ招聘し、民間の知見をいかした都市開発セミナーを実施した。都市開発案件実施対象都市（圏）の裨益人口は合計 4,360 万人に達する。
- **最上流からの計画策定への参画**：インドネシア・ジャカルタ首都圏投資促進特別地域（MPA）マスタープラン調査を実施し、今後の成長の足枷となる交通渋滞の深刻化、電力需給のひっ迫、廃棄物処理施設の不足などの諸問題に対応した。MPA マスタープランでは、ジャカルタ首都圏の長期ビジョンを作る「最上流からのアプローチ」を行い、本邦民間開発会社の参加を得て、日本の技術、インフラ投資・運営の知見をマスタープランに反映し、インドネシアの開発への貢献だけではなく、日本の技術・システムの海外展開支援につなげた。

2-3 エネルギー

- **開発途上国ニーズに対応する本邦技術の戦略的活用**：日本の優れた技術と豊富な経験を活用し、開発途上国の持続的成長が可能な低炭素社会の実現やエネルギー・アクセスの改善による包摂的な成長や貧困削減への貢献を行うため、Low-Cost, Low-Carbon, Low-Risk を基本方針とした支援戦略を策定した。また、体制強化のために経団連、商社、重電メーカー等との連携体制を構築するための各種勉強会を実施した。
- **各国の実情に合わせた事業展開**：インドネシアでは、日本の技術を活用した超々臨界圧石炭火力、石炭ガス化複合発電導入にむけたロードマップを策定し、国家レベルの政策に貢献した。アフリカ地域では、送電線の延伸やアジア地域の地方部における中小水力発電の開発による電力アクセスの向上に貢献した。

2-4 民間セクター開発

- **投資環境整備と情報発信**：開発途上国の投資促進の能力向上のためのアドバイザー派遣（15 カ国）

や投資促進プロジェクト（3カ国）による投資環境の整備を支援した。本邦企業向け投資セミナーや相談会等を開催するなど情報発信能力の強化に取り組んだ。

- **海外投融資における海外展開基盤整備**：日本企業と現地企業が工業団地向けの排水処理・浄水等のサービスを提供するベトナム「ロンアン省環境配慮型工業団地関連事業」を海外投融資事業として承諾した。本事業を通じて、日本企業が有する環境技術の導入と日本企業を含む外国企業の投資環境整備に貢献した。
- **アフリカ産業人材育成**：TICAD IV の達成と TICAD V への布石として、アフリカの産業振興分野の協力を推進した（中小企業支援として日本の品質・生産性向上に係る産業人材育成や地場零細企業支援、観光振興）。

2-5 その他

<法整備分野>

- **法整備分野の国内ネットワーク強化**：日弁連等、法曹関係者とのネットワーク拡充と人材確保に取り組んだ。
- **ミャンマー経済関連法整備**：ミャンマーの対外投資受入れに向けた経済関連法制度整備を支援した。

<高等教育分野>

- **大学間ネットワークを活用した事業展開**：ASEAN、アフリカ地域の高等教育技術協力プロジェクト推進による地域レベルの大学間のネットワーク強化をした。
- **アフガニスタン中央省庁等中核人材の育成**：アフガニスタン中央省庁等中核人材の本邦大学への受け入れを支援し、24年度末時点で100名が勉学している。

<農業農村開発分野>

- **流通分野、民間分野等へ広がりのある事業展開**：中進国に対する高付加価値型農業生産、農産物の品質や安全性の確保、灌漑用水の高度利用の支援を実施した。モザンビークのナカラ回廊地域において、民間セクター参入支援を通じた食料の安全保障と経済成長への貢献を行う日本・ブラジル・モザンビークの連携協力を実施した。

指標 2-1 持続的な経済成長の実現に向けた取組状況

当該分野の概要

- 日本政府は、ODA により民間企業の開発途上国への進出を後押しするとともに、開発途上国の持続的な経済成長を支援することを推進している。機構は開発途上国における開発効果を増大させ、成長の加速化を目指すことが、開発途上国にとっても日本にとっても望ましいとの考えから、事業を通じて同戦略に貢献する。実施にあたっては、ハードとソフトをバランス良く組み合わせたインフラ・システム輸出協力、開発途上国と民間セクターが「Win-Win」となる官民パートナーシップ、成長を実現する上で不可欠な高等人材育成を促進していく。

1. 運輸交通

(1) 当該課題に対する機構の協力方針

- 世界的な経済成長に伴い運輸インフラの需要は急激に高まり、特に需給ギャップの大きなアジア地域での運輸交通セクターにおけるインフラ投資額は、2010から2020年の11年間で2.5兆ドルと見込まれている。限られた公的資金でこうした膨大なインフラ需要を満たすことは困難なため、民間資金の導入などさまざまな財源を確保し、持続的な経済インフラ整備を進めることが求められている。

- 機構では、開発途上国における持続的な経済成長を支えるため、その大きな阻害要因となりうる大都市部の深刻な交通問題の解決に向けて、日本の優れた技術・システムを積極的に活用し、技術協力から円借款、海外投融資等、あらゆる支援スキームを用いて運輸交通インフラ整備への協力を行っていく。一方で、堅調な経済成長を続けている国であっても、地方部は道路整備が遅れている場合が多い。開発から取り残されてしまいがちな地方の生活水準向上のため、地方道路にも目を向けて「すべての人々が恩恵を受ける、ダイナミックな開発」を目指した協力を進めている。

(2) 当該課題に関する戦略性向上に向けた取組例やアウトカム発現の例等

1) ASEAN 連結性向上への取組

- ASEAN は 2015 年（平成 27 年）の ASEAN 統合に向けて準備中であり、日本政府はこの取組を支援すべく、メコン地域における「東西・南部経済大動脈」構想と、島嶼部における「海洋 ASEAN 経済回廊」構想を策定し、23 年の「日・ASEAN サミット」にて連結性支援のための 33 案件を発表した。機構はこれら 33 案件のうち 25 案件を実施し、ASEAN の連結性向上に貢献している。
- 島嶼部においては「ASEAN RoRo 船ネットワーク構築事業」に対する調査を 24 年度に実施した。RoRo（Roll-on Roll-off）船とは、船内にトラックやトレーラー等が乗り込む輸送船のことであり、貨物の積み下ろしのためのクレーン等の使用が不要であるため、荷役作業に伴う時間の短縮化、クレーン等の荷役機材のない港湾での貨物輸送が可能であり、ASEAN が高い期待を寄せている事業である。24 年度は、対象航路の絞り込みを行い、RoRo 船のサイズ、荷役量、運航プラン等を検討し、ASEAN 海運ワーキンググループで発表し、ASEAN 側から高い評価を得た。本件調査結果については 25 年の ASEAN 交通次官級会合や交通大臣会合で報告予定である。
- また、メコン地域において、東西回廊では、ベトナムのダナン港やハイヴァントンネルの整備、ラオスの国道 9 号線、ラオス-タイ国境の第二メコン架橋などの回廊整備をこれまで実施してきた。南部経済回廊については、ベトナムのカイメップ・チーバイ港、サイゴン東西ハイウェイ、カンボジアのネアックルン橋、国道 1 号線、5 号線の整備を実施している。
- さらに機構は、日本の財務省、アジア開発銀行（ADB）、世界税関機構（WCO）とともに ASEAN の税関行政の能力強化を図るべく、Asia Cargo Highway 構想を実施中である。具体的には、日本で実施している輸出入・港湾情報処理システム（NACCS）をベトナムで導入する他、ASEAN 各国に税関行政の能力向上のための技術協力や専門家派遣を実施しており、ASEAN 全体の税関行政の質の向上を図っている。

2) ODA を活用した官民連携案件の推進

① 運輸交通分野インフラ・システム輸出等の海外展開戦略の検討

- ITS（高度道路交通システム）は日本が高い技術を有し、開発途上国における道路インフラの運営管理や混雑緩和等の交通管理に効果的なシステムである。24 年度においては開発途上国の実情にあった導入形態・戦略を検討するため、東洋大学、東京大学、国交省他関係省庁、ITS Japan の参加を得て研究会を立ち上げ、民間企業を招いて具体的事例を検証するとともに、東南アジアを中心とした 7 カ国における協力の戦略の検討を行った。

② 総合的な管理ノウハウを有する鉄道・空港・道路インフラ事業者との連携

- 日本の運輸交通事業者には専門家や研修事業で積極的な支援を頂いているが、運輸プロジェクトへ

の運営主体としての参画は非常に限定的であった。高速道路及び鉄道に関する運輸交通事業者については、24年に各社共同出資によるコンサルタント会社の設立がなされたことを受け、機構が実施する調査やプロジェクトへの参画等海外業務の活動を徐々に広げている。機構は日本のインフラ事業者が運営主体となるショーケースプロジェクトの実現を目指し、こうした企業の動きを開発途上国関係者との関係づくりの場やプロジェクト情報の提供や調査の委託等を通じて支援している。

③ 道路維持管理プロジェクトの標準化に向けた検討

- 近年経済の好調により、開発途上国でも新規道路建設あるいは高規格道路への改良等が進み、それに伴い道路維持管理の重要性がますます高くなってきている。そこで24年度は全世界を対象に道路管理状況についての基礎情報調査を実施し、過去の協力内容を振り返り、より効率的・効果的な協力方法、協力内容の標準化の検討を行った。また、世界銀行が全世界的に普及している道路開発・管理システム（HDM4）¹の運用において開発途上国で実務的に課題となる路面データの収集方法を簡素化するため、ベトナム、キルギスでは走行しながら道路の平坦性等のデータ収集が可能な路面性状調査車を導入し、実証的にデータ収集を行い、開発途上国における適用可能性の検討も実施した。

3) 太平洋地域における静脈物流ネットワーク構築の検討

- 大洋州地域においては太平洋環境計画（SPREP）と機構が共同して廃棄物の適正管理のための協力を行っている。次期廃棄物戦略（2015～2020）への反映を目的に、基礎情報収集確認調査を実施し、日本の知見をいかした静脈物流ネットワーク導入の可能性を太平洋環境計画（SPREP）に提案した。静脈物流とは、物品の再利用・リサイクルを目的とする物流を意味し、日本では低廉で大量輸送が可能な海上輸送の拠点である港湾をリサイクルポートとして国が指定し、静脈物流ネットワークの構築を行っている。

4) 地方道路開発への支援

- 国際・国内の幹線や都市に運輸インフラ投資が集中する一方で、地方では人口が希薄で道路整備が遅れ、活動の機会が損なわれている場合が多い。機構は地方におけるニーズ・予算的な制約を踏まえ、Labor-Based Technology（LBT：人力を多用した道路工事手法）や簡易アスファルト舗装等低コストで持続可能な適正技術の開発や地元建設業者の能力強化等にも重点を置いて技術協力を行ってきた。
- 例えばタンザニアにおいては23年度まで行ってきたインフラ開発省適正技術開発研究所に対するLBT技術・研修能力強化プロジェクトの後継案件として、同技術の全国地方展開等を図るべく、24年度から地方道路開発技術向上プロジェクトを開始した。また、ミャンマーでは災害が多発するエーヤーワディ・デルタ地域において、持続的に適用可能な軟弱地盤対策技術の開発のため、道路技術改善プロジェクトを開始する等により、地方の生活水準と経済振興を図っている。

¹路面状況から、必要な補修予算額を計算するアセットマネジメントシステム

(3) 主要な投入（インプット）の実績

運輸交通分野に対する 24 年度の投入実績は以下のとおりである。

技術協力（支出実績）	111.75 億円
無償資金協力（支出実績）	481.18 億円
有償資金協力（承諾実績）	5,114.77 億円

(4) 主要な成果（アウトプット）の実績²

(①～③)については24年度借款契約（L/A）、贈与契約（G/A）が締結されたプロジェクトの計画数)

- ① 道路・橋梁総延長 429km
- ② 鉄道総延長 630km
- ③ 空港・港湾の数 14 空港、7 港
- ④ 直接・間接的に能力向上の対象となった人数 4,799 名（本邦研修参加者数を含む）

2. 都市開発

(1) 当該課題に対する機構の協力方針

- 経済成長とともに都市化が進む中、世界の人口の約半分の約 35 億人が現在都市に集中しており、その数は 2050 年には約 63 億人に達すると言われている。アジアにおいては、2010 年時点で総人口の 42%が都市部に居住し、地域全体の 80%を超える商品やサービスが都市部で生み出されていることから、都市は経済成長のエンジンである。
- 一方で、急激な都市化はインフラ整備が追い付かず、都市活動の停滞や都市環境の悪化を引き起こしている。さらに、大都市は低地や沿岸部に位置することが多く、豪雨や海面上昇等、気候変動の影響を受け易いが、特に自然災害で被害が大きいのは、脆弱な居住環境に住む低所得者である。
- 機構では、開発における都市の重要性を認識し、科学的な分析に基づく調査・計画策定や人材育成、公共交通の整備による環境負荷の低減など、日本が強みを有する分野を踏まえつつ、経済成長と貧困削減の好循環を生み出す持続的かつ中長期的な開発を支援している。都市をエンジンとして、環境、高齢化対応、経済・社会の活性化という人類共通の普遍的課題について解決の枠組みを考えることは24年6月にブラジルにて開催された「国連持続可能な開発会議（Rio+20）」で政府が発表した「環境未来都市」構想にも沿ったものである。

(2) 当該課題に関する戦略性向上に向けた取組例やアウトカム発現の例等

1) 日本の知見をいかした都市開発の実現への取組

- 日本は伝統的に、地理的な条件、人の流れ、インフラの需要などを考慮し、諸課題に計画的に対処しながら理想的な都市をつくるべく努力を続けてきたが、鉄道建設をベースにした都市開発を行うことで、狭い国土の限られた空間に分散して多数が居住することを可能としてきた。このような日本の都市の生活スタイルは温室効果ガスの排出量も少なく、環境に優しいスマートシティをはじめとする現代の都市開発に大きく貢献できるなど、そのユニークさが、まさに日本の強みとなっている。機構では、この日本の知見を可視化し、都市開発分野の事業構想力を強化するため、24 年度

² ①～③については 24 年度借款契約（L/A）、贈与契約（G/A）が締結されたプロジェクトの計画値

に都市開発案件につき知見や経験を有するメンバーを募り、課題タスクフォースを結成し、内外のネットワーク強化に着手した。

2) 「将来あるべき姿」に向けた都市開発の取組

さらに、現時点での協力方針に留まらず、少し遠い未来を見据え、2050年にむけての開発途上国の都市のあるべき姿を描き、そこに向かって機構が行うべき具体的取組方法の検討を行うためのプロジェクト研究「持続可能な都市・社会」を平成24年度から25年度までの予定で開始した。複数の学識経験者、経団連、北九州市、日本政策投資銀行、マスコミといった産官学の有識者と、長年にわたる開発援助の経験を有する開発コンサルタントからの参画を得て、都市のあるべき姿について検討している。25年度には報告書を完成、国内外へ発信予定で、機構の都市開発案件ならではの援助手法についても提案を行うこととしている。

3) 日本の政策への貢献

- 機構では、日本の知見をいかした都市開発を実現に移すため、100件以上の案件を実施してきたが、特にマスタープランの策定支援や協力プログラム策定段階といった上流から関与した支援は過去に38件、24年度には新たに7案件を実施した。このように開発途上国の適切な都市開発を促進すると共に、日本が早い段階から関与することで、都市開発の方向性と整合の取れた本邦民間企業からの投資の実現を可能としている。

▶ ヤンゴン都市開発マスタープランの策定

- ・ ミャンマー「ヤンゴン都市圏開発プログラム形成準備調査（都市計画）」、「ヤンゴン都市圏開発プログラム形成準備調査（都市交通）」により都市計画と都市交通に係る計画を策定している。調査の結果、優先的事業と選定された橋梁等事業の一部は事業化に向け案件形成を進めた。
- ・ また、本調査の内容について、ミャンマーからヤンゴン市長をはじめ、都市開発関係省庁の高官や担当者を東京に招へいして25年3月に公開セミナーを開催した。本邦民間企業92社をはじめとし、その他大学や関係省庁からの参加を得て、ヤンゴン都市圏の都市開発について、現状や課題の把握を促すとともに、将来の都市開発の構想を紹介、日本企業とミャンマー企業で活発な交流が行われた。

▶ インドネシア・ジャカルタ首都圏投資促進特別地域（MPA）マスタープラン調査の取組

- ・ インドネシアのジャカルタ首都圏では、交通渋滞の深刻化、電力需給のひっ迫等様々な課題を抱えており、これらが今後の成長の足枷となることが懸念されている。機構はかかる課題の解決のため「ジャカルタ首都圏投資促進特別地域（MPA）マスタープラン調査」を実施した。本調査は、2030年時点のジャカルタの都市ビジョンを策定し、2020年までに達成すべきインフラの整備計画と具体的な45件の優先事業、そのうち2013年（平成25年）末までに着工すべき18件の早期実施事業を特定した総事業費約3.4兆円に上る大規模な総合開発計画である。
- ・ 24年度に終了した本調査で作成されたMPAマスタープランは、ジャカルタ首都圏の長期ビジョンを作成する「最上流からのアプローチ」を行い、プランの質を高めるため、東京地下鉄株式会社や首都高速道路株式会社等、民間事業会社を含めた本邦11社の共同企業体が調査チームとして参画した。また、民間事業会社を含めた調査により、日本の高い技術、インフラ投資・運営の

知見がマスタープランに反映され、日本の高い技術が活用できる事業が候補案件に盛り込まれたことから、インドネシアの開発に貢献するだけでなく、日本の技術・システムの海外展開支援にもつながるものである。

➤ **アフガニスタンの「カブール首都圏開発」プログラム**

- 20年から21年にかけて機構が策定したアフガニスタン「カブール首都圏開発計画（基本計画）」に基づき、アフガニスタン「カブール首都圏開発プログラム」を実施し、既存カブール市や新首都圏開発の都市環境や居住環境の改善・整備等を実施。24年度には本プログラムの成果として、機構が支援している新首都圏開発計画の一部区域に関して、同国首都圏開発事務局と諸外国の民間ディベロッパーとの契約が実現した。本邦企業の進出ではないが、平和構築段階での都市機能整備事業として、機構の支援の成果の一環として、新都市開発着手の具体的段階への一歩が記されることとなった。

3) 日本国内外の人的ネットワークのノウハウを活用した案件形成・実施

- ベトナム等の東南アジアの経験をいかすため、アフリカで実施中の都市開発案件（ガーナのクマン地域総合開発計画調査）の中で、先方政府職員のベトナムの都市開発案件の視察を組み入れる、また、ブルキナ・ファソで実施した地形図案件を核に、周辺アフリカ諸国の類似案件の経験を共有する域内セミナーを開催する、そして、モザンビーク首都の都市交通案件にブラジルのクリチバ市で導入したバス専用道路（BRT）の技術や知見を導入するため同市からのアドバイザーを招聘するなど、日本にとどまらず、世界中の知見を持つアクターを動員した。
- 都市・地域開発案件に関しても、アフガニスタンのみならず、南スーダン、コートジボワールなど紛争影響国・地域を対象とした復興支援の観点が含まれる段階のものが増えており、その際には都市・地域開発の視点に平和構築の視点も加味した上で、案件形成を行った。

4) イノベーティブな技術を取り入れた事業展開への布石

- 開発初期段階においてインフラ整備を行う場合、地理情報の整備が大前提となる。紛争が続いていたフィリピンのミンダナオ地域やコソボ、そしてアフリカのブルキナ・ファソ、ギニア、セネガル等、地理情報のニーズの高い国々に対して24年度中に10件以上の案件を開始、あるいは実施した。
- また、これまでの協力の中心であった地形図作成に留まらない、衛星技術やビッグデータの活用等も入れたイノベーティブな機構の事業のあり方について検討するため、大学関係者や宇宙航空研究開発機構（JAXA）、そして地方自治体も含む産官学の参画を得て、プロジェクト研究「付加価値のある地理空間情報」を開始した。地形図やGISなどを含む地理空間情報は、それだけではツールであり、事業にどのように活用していくかにつき、開発途上国における同情報の活用状況も調査しつつ、25年度にかけて検討を進める。

(3) 主要な投入（インプット）の実績

都市開発分野に対する24年度の投入実績は以下のとおりである。

技術協力（支出実績）	45.48 億円
無償資金協力（承諾実績）	30.57 億円
有償資金協力（承諾実績）	1,007.48 億円

(4) 主要な成果（アウトプット）の実績

- ① M/P策定数（策定中も含む）： 7件（7都市）
- ② 都市開発案件実施対象都市（圏）の人口の合計： 4,360万人

3. エネルギー

(1) 当該課題に対する機構の協力方針

1) エネルギー分野の現状と見通し

- 開発途上国の多くでは、電力という近代的エネルギーへのアクセスが不十分なところが多く、電化率で見れば、サブサハラアフリカで31%、南アジアでは68%と低く、世界全体でみると13億人以上の人々が電力の供給を受けていない。また、経済成長率とエネルギー消費量の伸び率は、長期的に高い相関関係にあり、持続的な成長の実現には、エネルギー分野への計画的な投資が必要である。現在、新興国を中心に旺盛な電力設備投資需要があり、2035年までの開発途上国における必要投資額は、10兆ドルを超えるといわれている。こうした電力需要を満たすための一次エネルギーについて見れば、CO2排出抑制の観点から多くの開発途上国で再生可能エネルギーの利用拡大が取組まれているが、投資額に比して発電量が少なく安定性にも欠けるため、現段階では、CO2削減効果は限定的かつ経済成長を支える基幹電源になるとは見込まれていない。その一方で、シェールガス等の非在来型化石燃料の開発・利用が進むことも背景に、安価で安定した一次エネルギーとして、石炭と天然ガスの利用がこの先大量に拡大することは避けられないものと見込まれており、今後は、これらの火力電源の高効率化と低炭素化が、開発途上国の持続的な成長のみならず、地球環境保全の観点から重要な課題となっている。（数値等は、World Energy Outlook 2012による）

2) エネルギー分野の機構の取組の方向性

- 機構は、上記の認識に基づき、24年度より次のような協力方針で課題解決に取り組み始めた。
 - 基本的な事業の目的
 - ①持続的に成長可能な低炭素社会の実現への貢献
 - ②エネルギー・アクセスを改善し、包摂的な成長と貧困削減に貢献
 - ③日本の優れた技術やノウハウを駆使して世界の活力の増大に貢献
 - 基本的な方針：“Low-Cost, Low-Carbon, Low-Risk”という3Lポリシーを掲げて取組む。
 - ・ “Low-Cost”とは、環境性能に優れた低炭素・高効率・高信頼の技術の導入を図りつつ、ライフサイクル・コストや外部不経済を含めたトータル・コストの低減化に貢献すること。また、乱開発を回避すべく、適切な開発計画の下での民間投資の活用にも寄与することを意味する。
 - ・ “Low-Carbon”とは、CO2の主要排出源となっている基幹電源システムを対象とし、高効率火力、

水力、地熱、その他の再生可能エネルギー等の低炭素電源の導入、送配電網の低損失化及び省エネ促進など、日本の優れた技術を活用し、より多くのCO2削減に貢献すること。

- ・ “Low-Risk”とは、一次エネルギーの安定確保、エネルギー・ベストミックス、天候リスクの回避・軽減、系統安定化等の実現に寄与すること。

- 以上の方針の下、今後は、日本の優れた技術と豊富な経験を活用して大規模な開発やリスクの高い開発への支援が行えるという機構の特質をいかし、開発途上国のナショナル・グリッドを主要なターゲットとして定め、民間との連携を強化しつつ、その増強・拡張・安定化に貢献する分野への協力を重点的に推進していく。他方で、ナショナル・グリッドから分離された地方の独立型系統については、機構が、これまで蓄積した経験やノウハウを外部に提供しつつ、他ドナーや民間との連携強化や側面支援を主として展開していく。

(2) 当該課題に関する戦略性向上に向けた取組例やアウトカム発現の例等

- 24年度は、変わりゆく世界状況を分析した上で、新たな戦略策定を行った。今後はこの戦略に基づき、事業を展開していく。

1) 戦略性の向上に向けた取組

➤ 課題別指針およびポジション・ペーパーの策定：

- ・ 事業の戦略性の向上のため、ナレッジ・マネジメントの一環として当該分野の課題別指針およびポジション・ペーパーの策定を行った。これにより、当該課題に対応する方針、目的、アプローチを明確にすることができた。具体的には、上述の3Lポリシー、火力の効率化及び低炭素化の重視、ナショナル・グリッドへの傾注などを主要な方針と定めた。また、同時に、その策定過程では、情報の収集・分析および原稿執筆等、若手職員の能力向上に努めた。

➤ 本邦技術の優位性に関する分析：

- ・ 日本の企業等が有する優れた技術について、開発途上国への適用という観点から最新情報の分析を行い、機構内に周知して具体的案件の形成・実施段階での参考とした。

➤ 資源・エネルギーグループの体制強化：

- ・ 電力課、エネルギー・資源課の分野別二課体制を、資源・エネルギー第一課、同第二課の地域別二課体制に編制し直した。これにより、国別にエネルギー政策全体を包括的に捉えるように仕向け、国別の事業計画立案の戦略性向上を図った。

➤ 国内のネットワークの拡充：

- ・ 官民連携を推進するために、大企業については、電力インフラ分野を中心して総合商社、重電メーカー等との日常的な情報交換を強化しつつ、協力準備調査（PPPインフラ事業）や協力準備調査（BOPビジネス連携促進）及び中小企業連携促進調査などの民間連携スキームを通じて連携を強化するとともに、経団連が設立した世界省エネルギー等ビジネス推進協議会にオブザーバーとして参加、各種会議に出席し、情報共有・発信、意見交換を定期的実施した。
- ・ また、中小企業については、エネルギー分野での協力準備調査（BOPビジネス連携促進）、中小企業連携促進調査及び中小企業海外展開支援等を通じて、小型水力・小型風力・太陽光関連等に

おける中小企業との関係を構築。今後、再生可能エネルギーを用いた地方電化等において、中小企業などの技術や活力の有効活用に努めていくこととしている。大学とは、地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）を通じてエネルギー・環境分野での大学・研究機関との新しいネットワークを構築している。また、秋田大学、東北大学、九州大学とは、研究協力及び人材育成について具体的な連携の検討を開始した。

➤ 対外発信の強化

- ・ 5月に開催された第6回太平洋・島サミットにて、日本政府及び国際再生エネルギー機関（IRENA）が共催したワークショップ「太平洋島嶼国における再生可能エネルギーの促進 ～課題への挑戦～」において、当該地域におけるエネルギー分野の機構の取組について発表し、機構が蓄積している経験やノウハウの紹介を行った。
- ・ 9月、科学技術振興機構（JST）、産業技術総合研究所（AIST）等と共催した国際シンポジウム「バイオマス燃料の事業化に向けた国際戦略」において科学技術協力事業の研究成果を発表、パネルディスカッションにパネラーとして参加し、開発途上国開発の視点からバイオマス燃料開発の留意点をインプットした。
- ・ 10月のIMF・世界銀行総会サイドイベントにおいて、機構の協力方針として、“Low-Cost, Low-Carbon, Low-Risk”を打ち出し、TICAD Vに向けたアフリカ・エネルギー分野のインフラ開発のコンポーネントとして、高効率火力、地熱、水力、その他再生可能エネルギー等への支援強化を表明し、再生可能エネルギー利用の地方電化に傾注しがちな国際世論に対し、開発途上国の持続的成長に不可欠であるところの火力の効率化、地熱開発、水力開発の重要性をインプットした。
- ・ 12月、太陽光発電協会（JPEA）と、電子デバイス製造サプライヤの国際工業会 SEMI が主催する太陽光発電に関する総合イベントである「PV Japan 2012」のセミナーにて、機構による太陽光発電分野の支援状況について発表し、企業向けに開発途上国での活用可能性について紹介した。その他、土木業界の技術雑誌「土木技術」に電力分野のODA事業の現況に関して寄稿し、国内の土木技術者に対して開発途上国の電力開発の動向を紹介している。

2) 国家レベルの政策への貢献：

- 持続的な成長の実現のためには的確なデータ、分析に基づく適切なエネルギー分野の計画策定等政策レベルからのアプローチが不可欠である。
- 例えばインドネシアでは、クリーン・コール・テクノロジー導入促進に関する開発調査を実施し、超々臨界圧石炭火力（USC）や、石炭ガス化複合発電（IGCC）を導入するロードマップを策定。日本が世界トップクラスの技術を持つ設備と運転・メンテナンス技術を海外で活用し、同国の石炭火力発電の高効率化を進め、CO₂排出量削減（Low-Carbon）を図ることに貢献した。また、スリランカでは、石炭火力発電の効率的運用や間欠性の再生可能エネルギーの導入を下支えするものとして、揚水発電を含むピーク対応電源に関する開発調査を着手し、同国の進める石油から石炭へのエネルギー転換への知的貢献を始めた。

3) Low-Cost, Low-Carbon, Low-Risk への取組：電源の効率化・低炭素化への支援

- ガス火力開発ではベトナム、イラク、ウズベキスタン、モザンビーク等で高効率ガス火力の導入を

支援、石炭火力開発ではインドネシア、バングラデシュ等で USC の導入を支援、地熱開発ではインドネシア、ボリビア、コスタリカ、グアテマラ、ケニア、エチオピア等で日本の地熱発電技術の活用を推進、水力開発ではネパール、ラオス、ウガンダ等で貴重な低炭素の国産エネルギーとして開発を推進、太陽光と風力の開発ではエジプトで試験的な導入に向けて取組んだ。また、インドネシア、PNG、カンボジア、スリランカで効率的な送配電網への支援に取り組んだ。これらの取組が功を奏し、24 年度プレッジ済み円借款（58 件）の内、エネルギー関連は 17 件（約 30%）となっている。

- また、省エネ分野では、ベトナム、イラン、セルビアで新しい技プロの立ち上げ準備を進めており、南アフリカ、オマーンでは開発調査を実施して政策面・制度面の支援を行った。

4) 地熱開発のボトルネック解消のための協力アプローチ

- 地熱開発においては、試掘のリスクが最大のボトルネックであり、このリスクを低減するアプローチとして資金面でのリスクヘッジと技術的な失敗リスクの低減に取り組むドナーが多い。機構もインドネシアにおいて前者及び後者の取組を以前より行っているが、24 年度は、新たにアフリカのリフトバレーにおいて、後者の取組を新たに形成、25 年度より本格実施する予算を確保した。具体的には、ケニアにおいて、地表地質調査から始めて、試掘、貯留層評価、プラントデザインに至る一連の技術協力を実施するための、案件形成を行った。このような取組アプローチは、他ドナーにはなく、ユニークなものとして関心を呼んでいる。

5) エネルギー・アクセスの改善への貢献

- 送配電網の延伸による電力アクセス向上の取組に関し、リベリア、ウガンダ、シエラレオネ、ガーナは、無償資金協力の閣議請議を終えた。また、地方部での電源として中小水力発電の開発にも取り組み、インドネシア、フィリピン、ラオス、カンボジア、ホンジュラスで総額 70 億円を超える無償資金協力の閣議了承を取り付けた。また、ガーナ、ケニア、バングラデシュでは無電化村における電力供給事業を提案する企業に委託し協力準備調査(BOP ビジネス連携促進)を実施している。

6) 日本の優れた技術やノウハウを駆使して世界の活力の増大に貢献

- ネパールにおいては貯水式水力発電マスタープランを開始し、恒常的な電力不足に悩まされる同国の純国産エネルギーの開発に向けて支援を開始した。そして、ミャンマーにおいては、同国が抱える最大の課題の一つである電力不足問題を解決するため、世界銀行やアジア開発銀行 (ADB) などの主要なドナーも必要としていた電力マスタープランの案件形成を年度当初から積極的に行い、機構は他ドナーに先んじてあとは署名を待つだけの最終段階に至り、ドナー・コミュニティの間で大きな注目を浴びている。

(3) 主要な投入（インプット）の実績

エネルギー分野に対する24年度³の投入実績（暫定⁴）は以下のとおりである。

技術協力（支出実績）	47.10 億円
無償資金協力（承諾実績）	169.21 億円
有償資金協力（承諾実績）	1,851.91 億円

(4) 主要な成果（アウトプット）の実績

- ① 発電容量(MW) 計画上の発電容量(L/A、G/A締結時) : 556 MW (うち有償531 MW、無償 25MW)
承諾額概算 : 2,472億円 (内訳は上記のとおり)
- ② 直接的・間接的な裨益者
直接的な能力向上 本邦研修受入人数 : 478人
間接的な裨益者 電力供給増、電化等の対象者数 (無償資金協力のみ) : 約6.8百万人⁵
- ③ その他
将来的なCO₂削減量 (計画段階の年間削減量 t/年) : 約615,000t/年 (うち有償資金協力 : 612,200t/年、無償資金協力 : 2,740t/年)⁶

4. 民間セクター開発

(1) 当該課題に対する機構の協力方針

- 経済成長の源泉となる民間セクターの振興・活動促進は、ODAの重要事項の一つに掲げられている。また近年、民間セクターの活動は変化・進展するグローバル経済の中での対応が求められている。MDGでは目標8に「開発のためのグローバルなパートナーシップの推進」が掲げられており、貿易投資促進をはじめとして開発途上国が国際経済の中で経済成長を遂げていくための取組が求められている。
- このような状況下において、機構の民間セクター開発分野では、以下の方針の下、取組を推進する。
 - ① 開発途上国が変動するグローバル経済から適切に恩恵を享受すること、かつ、経済のグローバル化に伴う格差拡大等のリスクを削減し、その恩恵がすべての人々に裨益すること。具体的には、(i) 貿易投資促進、(ii) 中小零細企業振興、(iii) 産業人材育成を中心とする。
 - ② 日本と開発途上国の民間セクターが相互に活動するにあたっての架け橋となる支援。具体的には、(i) 開発途上国の投資環境の整備、(ii) 日系企業と地場産業とのリンケージ強化、(iii) 日本的経営・技術ノウハウを有する人材育成を中心とする。
- 24年度は、特に以下の取組に重点を置いた。
 - ① 日系企業の海外展開支援 : 日系企業の事業展開と現地の産業振興の双方に資するため、アジア等での投資環境や現地情報の整備、産業人材の育成を実施。
 - ② 産業振興を志向する国への知的貢献・支援 : 産業振興を志向する国に対して、知的貢献・支援を通じた、国家政策等へのインプット。
 - ③ 国内外ネットワーク・リソースの拡充 : 事業効果の向上のため、国内外のネットワーク・リソースの拡充を行い、国内企業の海外展開支援、東アジアの産業振興経験を求めるアフリカや中

³ 有償資金協力・無償資金協力については、24年度中にL/A、G/Aを締結した案件を対象とする。

⁴ 専門家派遣並びに研修員受入に係る実績は25年4月15日時点の暫定数値を含む。研修員は本邦受入分のみ。

⁵ 協力準備調査報告書に記載があるもののみカウント。

⁶ 実施機関との間で非公表とすることで合意した数字を含む。

東地域等への知見提供。

- ④ 政策的重要な地域の産業振興分野の支援（ミャンマー及びアフリカ）：政策的に重視されているTICAD IV（最終年）、経済改革が進むミャンマーへの貢献を重視し、アフリカ、ミャンマーにおける貿易投資促進への支援、品質生産管理を中心とした産業人材の育成支援。

(2) 当該課題に関する戦略性向上に向けた取組例やアウトカム発現の例等

1) 日系企業の事業展開と現地の産業振興の双方への貢献

➤ 開発途上国の投資環境の整備と情報発信力強化

- ・ 24年度は、ASEANを中心とした各国への投資促進アドバイザーの派遣⁷、投資促進プロジェクト⁸を引き続き実施し、各国の投資促進能力の向上を図るとともに、当該国で事業を計画中または実施中の日系企業への投資環境情報の提供、各種照会・相談対応を行い、企業の開発途上国への事業展開の後押し・拡大に貢献した。これら協力においては開発途上国の政府投資促進機関の制度・手続・情報発信力を改善するための各種活動を行い、当該国の投資関連情報の蓄積を行うため、有益な情報を日系企業へ発信できるとともに、日系企業から得られる意見・要望等をフィードバックし、開発途上国政府機関の投資制度・手続・情報発信の改善にいかすことが可能である。このため、当年度事業を行うに当たって、開発途上国と日本の互恵的關係に資するべく、日系企業への情報発信・開発途上国政府へのフィードバックに意識的に取り組んだ。
- ・ また、日系企業の海外展開が活発なインドネシア、ベトナムにおいて、知的財産権の保護、基準認証の運用能力の向上に関するプロジェクトを実施し、現地進出企業の事業環境の整備に貢献した。知的財産権の保護においては、既存のインドネシアでの協力に加え、ベトナムで新たな協力を開始し、模倣品等の流通により企業の利益が損なわれる状況を改善するべく、知的財産（特許、商標、意匠等）の登録審査及び取締の強化に取り組んだ。特にこれまで両国で十分に機能していない模倣品の取締制度の課題抽出・仕組みの構築に着手した。
- ・ 基準認証の運用では、ベトナムにおいて電気機器分野の安全基準の認証試験能力の向上を図った。結果、ベトナム国内での認証が国際的なスキームで相互認証されるレベルの能力を獲得しつつある。これにより、現地企業が諸外国で認定手続を行う必要がなくなり、企業の円滑な事業活動が整備されることを目指している。今後、ベトナムにおいては家電製品の省エネラベル制度が導入されるため、省エネ試験・認定の運用能力に協力し、その際、現地日系家電企業のニーズも反映するよう取り組むこととしている。
- ・ 日系企業海外展開支援にあたり、日本国内の関係機関とのネットワークをいかし、効果的・効率的に国内企業の関心の高い国に関する情報発信を行った。具体的には国内中小企業支援機関と連携し、中小企業向けの展示会において、ASEAN各国に派遣した投資アドバイザー、日本センター専門家が国内中小企業向けに各国でのODA事業の紹介を行うとともに、各国情報の提供、相談会を開催した。また、国内日系企業へ投資情報を提供するにあたり、日本国内の国際機関との関係強化に努め、機構の投資関連プロジェクトで整備した投資情報をいかし、カンボジア、ザンビア投資セミナーをこれら機関と共催した。
- ・ また、25年1月には、海外投融資による、ベトナム向け「ロンアン省環境配慮型工業団地関連事

⁷ カンボジア、インドネシア、タイ、ラオス、ベトナム、フィリピン、インド、パキスタン、バングラデシュ、PNG、モザンビーク、タンザニア、セネガル、ナミビア、ボツワナ

⁸ カンボジア、ザンビア、モンゴル

業」の支援を承諾した。本事業は、日本企業が現地の工業企業とともに工業団地向けの排水処理・浄水等のサービスを提供するものであり、日本企業の信頼性の高い環境技術が導入されるとともに、日本の中小企業誘致も図る右工業団地は、本邦企業を含む外国企業の投資環境整備に貢献するものである。神戸市も本事業への協力を表明しており、上水の運営管理に係る地方自治体の知見・ノウハウの活用も検討されている。

➤ 日系企業と地場産業とのリンケージ強化

- ・ 海外展開を進める日系企業と海外企業の投資誘致によって地場企業強化を目指す開発途上国との互恵的な協力を推進している。24年度は、具体的な例としてメキシコに生産拠点を展開する日系自動車メーカーと現地企業とのサプライチェーン、取引関係の強化を主たる目的とした「自動車産業基盤強化プロジェクト」を開始した。本プロジェクトは日墨双方の企業の具体的なリンケージ構築に資するべく、メキシコの現地企業が外国企業（日系企業）の技術要求を満たせるよう、現地企業への技術指導を行い、かつ外国企業へ取引先候補として現地企業の情報を提供する体制・仕組みをメキシコ政府と構築するもので、プロジェクトの準備段階から現地日系企業のニーズを聴取し、地場企業が改善すべき製造技術、管理技術の内容を検討し、技術指導を行っている。またインドネシアでは二国間経済連携協定（EPA）の実施促進に資する協力も行っている。
- ・ また、協力準備調査（PPPインフラ事業）、協力準備調査（BOPビジネス連携促進）及び中小企業連携促進調査などの提案公募型調査により、日系企業の海外展開を支援するとともに、これを通じた現地地場産業の育成に貢献している。

➤ 日本的経営・技術ノウハウを有する人材育成

- ・ 24年度、新規にまたは前年度から引き続きアジアやアフリカ等の日系企業の海外展開が期待される地域において、日本的な経営・技術ノウハウを有する人材育成、技術移転を実施した。これらの協力は現地企業の競争力強化に資することに加え、現地人材の日本的なビジネスの考え方、労働規範の理解促進にも繋がり、日本と現地のビジネスの交流促進・円滑化にも資するものとしても期待される。インドにおいては、現地製造業向けの協力事業を24年度完了し、日本的経営哲学、トヨタ生産方式を製造業経営幹部へ伝授し、同国が重視する製造業の競争力強化を支援すると共に、今後の一層の日印の製造業・経済交流に資する経営人材の育成に貢献した。また、ベトナム、ラオス、カンボジア、モンゴル等では、日本センタープロジェクトにより、前年度から引き続き日系企業と親和性の高い現地人材を育成すると共に、新たにミャンマー政府と日本センター設立を合意した。またインドネシアでは日本の溶接管理者認定制度をベースとした溶接技術者の育成、メキシコでは現地産業界の意見を踏まえながらプラスチック成形技術技能者の育成を行い、日系企業が各国で事業展開を行う上で必要な現地人材の育成を推進した。さらに海外投融資により、ベトナムにおいて日系企業向けに産業人材を育成する民間学校に事業拡大に必要な資金支援を行っている。
- ・ アフリカは、今後の日系企業の進出フロンティアとなることが予想されるが、現地からの強いニーズもあり、日本の得意とする品質・生産性向上（KAIZEN）の知識を導入普及するための公機関等への支援を各国⁹で積極展開した。今後日系企業が当地域で事業を行うにあたっての基礎作りとして、現地人材と日本企業との親和性向上に繋がる取組として期待される。

⁹ エチオピア、ケニア、チュニジア、ガーナ、カメルーン

➤ **産業振興を志向する国に対する知的貢献・支援**

- ・ 24年度においても、前年度から引き続き産業振興アドバイザー等の派遣を通じて、産業振興を志向する各国に対して助言、政策提言を行っている。例えばエチオピアでは、首相、関係閣僚との政策対話を通じて、東アジアの開発経験を参照した産業振興政策を首相、関係閣僚から担当官庁まで幅広くインプットし、同国の政策の検討・実施への知的支援を行っている。24年度は貿易振興、投資促進に関する政策提言を行った。カンボジアにおいても、同国が産業政策を策定する機会を捉え、24年度に政策官庁トップへ産業政策の提言を行い、今後の経済開発の方針策定に協力した。

3) 政策的重要な地域の産業振興分野の協力

➤ **ミャンマーへの支援**

- ・ ミャンマーの経済改革と日本との経済連携強化も念頭に、必要となる産業人材育成に向けた協力準備を実施、貿易研修センターへの協力に着手すると共に、日本センター設立に関する合意を形成した。今後ミャンマー支援の本格化に伴い、過去機構が支援したアジア諸国のリソースとの連携を図りつつ、産業振興の各種協力を形成していくこととしている。

➤ **アフリカへの支援**

- ・ TICAD IVの遂行及びTICAD Vへの布石として、アフリカの産業振興分野の協力を積極的に実施した。TICAD IVの遂行として、横浜行動計画で示された貿易・投資・観光分野の協力を実施した。具体的には開発途上国の中小企業支援としてチュニジア、エチオピア、ガーナ、ケニア、カメルーンで日本の品質・生産性向上（カイゼン）等日本的経営を通じた産業人材育成を支援した。また、一村一品を含む地場零細企業支援、観光振興に関しては、チュニジア、エチオピア、マラウイ、ルワンダ、モザンビーク、ケニア、セネガルにおいて協力を推進した。
- ・ さらに、産業人材育成が民間セクター開発分野の一つの柱として検討されているTICAD Vへの布石として、エチオピアのTICAD V閣僚級準備会合にて機構が実施中のカイゼン協力を各国に紹介するセミナーを開催、今後アフリカ域内で産業人材育成協力を展開するにあたってのネットワークの構築に着手した。また、日本の民間企業との連携による支援として、協力準備調査（BOPビジネス連携促進）では2件の案件を採択している。

(3) 主要な投入（インプット）の実績

民間セクター開発分野に対する 24 年度の投入実績は以下のとおりである。

技術協力（支出実績）	81.41 億円
無償資金協力（承諾実績）	実績なし
有償資金協力（承諾実績）	411.70 億円

5. その他の取組

(1) 法整備

1) 戦略性向上への取組

➤ 国内ネットワーク拡充・協力人材の確保

- ・ 高い専門性が求められる法整備支援においては、日本の法律実務家や研究者等と強い国内ネットワークを有することが欠かせない。ネットワークを拡充するため、24年度は、前年度に引き続き法務省との共催により、法整備支援における連携と協調をテーマに法整備支援連絡会を開催し100名以上の参加者を得た。同連絡会において、機構の報告者が法整備分野における民間団体・大学等の国内協力機関との連携に関する機構の取組事例を報告し、参加者との意見交換と法整備支援への理解促進を行った。
- ・ さらに、長期専門家として派遣される弁護士の確保を図るため、日本弁護士連合会（日弁連）との協力協定を締結し、法整備支援に携わることが希望する長期専門家（弁護士）の人選を日弁連と共同で実施した。これにより、国際協力に従事する志の高い専門家を安定的に確保することが可能となった。また、国際協力に携わりたいという志のある若手法律実務家を育成するため、司法研修所との合意に基づき、正規の実務修習の一部として、24年度に4名の司法修習生を機構に受け入れ、法整備支援の本邦研修に同行するなどの実務修習を実施した。

➤ ミャンマーにおける新たなニーズへの迅速な対応

- ・ ミャンマー側の喫緊の必要に応えつつ、円滑な技術協力の開始につなげる観点から、基礎情報収集調査、詳細計画策定調査の一環として、「公開会社とコーポレート・ガバナンス」「国営企業民営化の法的側面」をテーマとした現地セミナーを実施し、法改正・政策検討に際して留意すべき点を明らかにした。また、官民連携強化への貢献として、セミナーの成果を日本のミャンマー進出を検討している企業等にいち早く提供すべく、セミナーは公開形式とし、現地商工会等を通じてセミナー開催情報を本邦企業等に提供した。企業、法律事務所等10数社からオブザーバー参加者を得た。

➤ 南南協力を通じた協力成果の拡大

- ・ 24年度には、法整備支援では初の三角協力となる第三国研修を実施した。25年1月に、ラオス法律人材育成強化プロジェクトのカウンターパートをベトナムに派遣し、ベトナムの刑事司法の現状について視察を行うとともに、「ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクト（フェーズⅡ）」のカウンターパートと刑事司法改革について意見交換を行った。ベトナムの経験を学ぶことにより、ラオスにおける刑事司法改革がより促進されることが期待される。

➤ ベトナム憲法改正の支援（インパクトを増大する取組）

- ・ 日本の長年の協力を背景に、ベトナム司法大臣から、憲法改正の参考とするため日本の司法機関の視察と法学者との意見交換を行いたいとの要請を受け、24年7月に、フック副首相を団長とするベトナム司法調査ミッションを本邦に受け入れ、国会、最高裁判所等の視察、日本の憲法学者による立憲主義等に関する講義、憲法上の主要論点に関する意見交換等を実施した。
- ・ 25年1月に発表されたベトナム憲法改正草案では、人権規定が拡充され、行政命令による人権の制限ができなくなり、人権の保障が強化されると共に、司法府としての裁判所の地位を強化す

る規定、憲法の最高法規性を高める規定が見られるなど、「法の支配」を目指す方向性が明らかとなった。また、被疑者の弁護権の強化、公判の迅速化等、これまでの機構による法整備支援の中で取り組んできた点が憲法改正草案に含まれており、法整備支援の成果の発現と評価できる。

➤ **知見・経験・成果の共有**

- ・ 法整備支援の成果を相手国政府のみならず、法律を利用するステークホルダーに広く還元・普及する取組の一環として、ベトナムにおいて、これまでの法整備支援その他の活動において翻訳したベトナムの主要法令の日本語訳を編纂し、日本貿易振興機構（JETRO）の協力も得てウェブサイト上で、本邦の企業、個人に向けて提供した。

2) 各国での実績

- **ベトナム**：1990年代半ばから、市場経済を支える基本的な枠組みづくりとしての民事分野の法令の起草支援及び法の運用や裁判実務の改善に対する支援を実施し、現在までに、改正民法、民事訴訟法、企業破産法、知的財産権法などが起草され、成立している。24年度は、ワークショップ等を通じて担保取引法、国家賠償法及び行政訴訟法の下位法令の制定、民法、民事判決執行法、民事訴訟法、刑事訴訟法、裁判所組織法、検察院組織法、弁護士法の改正作業を支援した。内、改正弁護士法は24年度中に成立した。
- **カンボジア**：長年の紛争により法・司法制度が崩壊し、法曹人材が壊滅的に減少したカンボジアに対し、1990年代末から、民法・民事訴訟法を中心とする基本法の整備に対する支援を開始し、その後、法曹人材育成への支援を併せて実施している。24年度は、民法関連の登記手続を規定した不動産登記省令の制定を支援し、成立させたほか、民法の担保物権分野に関する現地セミナーを実施した。また、裁判官、弁護士、司法省職員、大学教員等に対し、民法に関する研修を実施し、普及用資料・執務参考資料の作成を行った。
- **ウズベキスタン**：これまで、市場経済化に伴う企業の自由競争下での活動を担保するため、倒産法の運用改善、担保法の起草支援を実施しており、24年度は、「企業活動の自由の保障法」に関するマニュアルの普及活動を実施した。また、世界銀行が発行した「Doing Business 2013」の「Resolving Insolvency（倒産処理）」指標のランキングが前年比51ポイント上昇し、ウズベキスタンはビジネス環境を改善した国として世界の第4位にランクされるなど、ビジネス環境全体の改善に貢献した。
- **ミャンマー**：ミャンマーでは、27年のASEAN経済共同体の共同設立に向けた市場経済化促進・投資環境整備のための法・司法制度整備が喫緊の課題とされている。この中、24年度には、法整備分野における技術協力プロジェクトの立上げを目指して、各種調査を実施し、「公開会社とコーポレート・ガバナンス」、「国営企業民営化の法的側面」をテーマとした現地公開セミナーを実施した。

3) 主要な投入（インプット）の実績

法整備分野に対する24年度の投入実績は以下のとおりである。

技術協力（支出実績）	6.35 億円
無償資金協力（承諾実績）	実績なし
有償資金協力（承諾実績）	実績なし

(2) 高等教育

1) 地域レベルの大学間ネットワーク強化を通じたインパクトの確保

➤ 国内ネットワークの拡充

- ・ 開発途上国における大学の教育・研究能力の向上を進めるには、本邦の大学の協力が欠かせない。多くの高等教育技術協力プロジェクトでプロジェクトごとに本邦側の支援大学による協力体制を構築し、プロジェクト活動を推進している。例えばAUN/SEED-Net（アセアン工学系高等教育ネットワーク）では、本邦14の大学が、支援大学としてプロジェクトに参画している。このほか、MJIT（マレーシア日本国際工科院）、IITH（インド工科大学ハイデラバード校）、E-JUST（エジプト日本科学技術大学）始め、多くの高等教育案件においてこうした本邦大学の協働協力体制を持って運営している。24年度は、ミャンマー等でも同様に、今後支援が見込まれる大学とともに現地調査に臨むなどの準備を進め、機構のプロジェクトには初めて参加する大学を含む新たな支援体制を組むことができた。

➤ ASEAN

- ・ ASEAN地域の社会・経済発展に必要な工学系人材を持続的に輩出する仕組みづくりのために、ASEAN各国拠点大学19校の教育・研究能力の強化と本邦大学11校も含む各国大学間のネットワーク強化を行う「アセアン工学系高等教育ネットワーク（AUN/SEED-Net）プロジェクト」のフェーズ2（20年3月-25年3月）を実施した。24年度には、メンバー大学教員の高位学位取得や産学間の共同研究などを支援し、「バンコク都市部の軟弱土壌構造の長期的モニタリングのための光ファイバーの役割」にかかるチュラロンコン大学・京都大学・地元企業との共同研究など12件の研究を実施するなどしている。また、タイとフィリピンにおいては、AUN/SEED-Netのホスト大学（*域内の人材を受け入れて育成する役割を果たす大学）を中核とする国内留学事業が、各国政府の独自予算によりいわばAUN/SEED-Netの「国内版サブネットワーク」として設けられ、国内の地方大学の教員がホスト大学に「国内留学」し、高位学位を取得するなど、プロジェクト成果の国内展開も進んでいる。
- ・ 同案件は、日本政府のASEAN支援策の一つの柱である「人的連結性」の代表的な事業として日ASEAN双方から高く評価されている。25年3月からはフェーズ2で構築したネットワークを活用し、日系企業を含む域内企業との産学連携による高度産業人材の育成、防災等の地域共通課題への対応、日・ASEAN科学技術振興のプラットフォーム形成を目標とするフェーズ3（5年間）を開始した。フェーズ3では、本邦支援大学が14大学に、域内の各メンバー大学が26校となった。

➤ アフリカ

- ・ アフリカ連合（AU）の汎アフリカ大学構想（PAU）構想に関し、日本政府は、科学・技術・イ

ノバージョンを担う東アフリカ拠点（PAUISTI）の主要支援ドナー（LTP）となるMOUをAUと締結し、PAU支援を表明。長年日本が支援を行ってきたジョモケニヤッタ農工大学（JKUAT）がPAUISTIの拠点大学となっており、57名の学生が第1期として入学した。同大学への支援を通じてPAUISTIの教育・研究機能を強化するため、24年度には、JKUATの現状調査を実施し、次年度からの支援開始を念頭に、日本の協力内容・体制検討の準備を行った。

➤ **プロジェクトのアカウントビリティ強化：評価手法、成果の指標の検討・改善**

- ・ 高等教育分野の機構の支援は、拠点大学の教育・研究能力強化、大学間ネットワークの構築、留学生の受入等を中心に、技術協力、有償資金協力、無償資金協力等を通じてこれまで多様な協力を実施しており、その成果を客観的に示す必要性が高まっていることから、「高等教育協力プロジェクトの評価指標の標準化検討プロジェクト」をプロジェクト研究で実施した。当該研究では、機構の過去の代表的な高等教育案件のほか、世銀等他ドナーの高等教育案件も含めレビューし、高等教育案件の協力アプローチを7つに類型化したうえで、高等教育協力の成果の示し方、また、その効果を説明するために必要なプロジェクト指標の設定方法等を検討・整理した。

3) 中央省庁等の中核人材の育成、教員の能力向上への貢献

- アフガニスタン「未来への架け橋・中核人材育成プロジェクト（PEACE）」では、アフガニスタン国家開発戦略（ANDS）において農業・農村開発およびインフラ開発を担う中央省庁人材を中心とする中核人材を本邦留学により育成している。5カ年・5バッチに分け中核人材を本邦に受け入れる想定であるが、24年度には第2バッチ53名を受け入れ、現在、第1バッチ受入れ人材も併せ、全国25大学37学科にて、計100名が勉学中。修士号取得を目指す中核人材のうち15名が25年度に卒業する予定であり、修得した専門的知識や修士論文の研究内容が、政策の推進へ結びつけられる。また、ルワンダでは「トゥンバ高等技術専門学校強化支援プロジェクト・フェーズ2」を開始した。本プロジェクトはルワンダにおける職業訓練・教育機関のモデル構築を行い、政策への反映と全国規模でのモデル普及を目指すものである。

4) 新しい援助手法・アプローチの開拓：高等教育機関の教育プログラムの評価認定システムに係る支援

- 現在まで高等教育機関の教育プログラムの評価認証システムに係る支援実績はなかったが、今般、インドネシアにおいて、認定機構（IABEE）が設置されることとなったことを受け、日本に対し、日本の経験・知見（JABEE：日本技術者教育認定機構）に基づき新制度の導入・整備等にかかる協力依頼が寄せられた。その要請を受け、24年度には、JABEE専務理事を個別派遣専門家として派遣し、技術者教育認定制度に関する協定、認定制度の基本思想、JABEEに関する説明等を行った。今後、世界の潮流を念頭に置きながらインドネシアの国情に合った基準、ルール作りを支援すべく準備中。これにより、インドネシアの工学系高等教育の改善を推進するとともに、教育プログラムの国際的な通用性を担保することが期待される。

5) 政策インパクトを増強する取組

- セクター調査（上流）と技プロ（下流）を組み合わせた包括的な取組
 - ・ ミャンマーにおいては、教育セクター及び高等教育セクターに係る基礎情報収集調査を実施し、同結果を、マルチドナーで実施中の「教育セクター包括レビュー調査（CESR）」にインプットした。
- 政策円借款と連携した技術支援の実施
 - ・ フィリピンの開発政策支援借款（DPSP）事業における附帯プロジェクトとして、産業人材育成のための高校支援を実施し、開発効果である雇用促進の増大に資することを目的とする案件を形成している。28年から施行予定の教育改革「K to 12プログラム」を試験的に導入している工業高校4校を対象に、日本企業との連携を中心とした技術支援を実施すべく、24年度においては、その準備調査を行った。

6) 主要な投入（インプット）の実績

高等教育分野に対する24年度の投入実績は以下のとおりである。

技術協力（支出実績）	42.36 億円
無償資金協力（承諾実績）	7.43 億円
有償資金協力（承諾実績）	122.34 億円

7) 主要な成果（アウトプット）の実績

- 支援対象となっている開発途上国の大学数
 - 技協：延べ58大学
 - 有償：38大学（対象大学が特定されていない留学生借款を除く。なお、無償（JDS）も対象大学が特定されていないため、実績として記載せず）
- 開発途上国大学と本邦大学間のネットワーク構築/本邦大学の国際化推進
 - 国内支援大学、留学生受入先となっている本邦大学の数：延べ153大学（技協、有償、無償含む）
- 本邦大学における学位取得支援数
 - 585名（24年度暫定値）
 - 内訳は長期研修員：94名、留学生借款：254名、JDS：237名。

(3) 農業・農村

1) 戦略性向上に向けた取組

- 低所得国から中所得国にかけて商業的農業への移行段階にある諸国では、所得水準が高まるにつれ消費者のニーズも変化し続けるため、農家が経営知識を習得し、農産物を消費地に必要な時に必要な量をコンスタントに供給し、生産者と消費者の双方の生活を安定させることが課題となる。そのため、消費者まで繋がるバリューチェーン上にある各利害関係者のインセンティブ付与を含む体制の全体最適化を図っている。
- 中進国は、商業的農業を中心的に行い、国際市場に農産物を輸出する能力を有しているため、食料需給のグローバル化の中で産業としての当該国の農業の国際競争力を確保し、あわせて輸入国の食

料安全保障にも貢献することが課題である。これらの国においては高付加価値型農業生産、マーケティングの改善（新しい食料市場等）、農産物の品質や安全性の確保、灌漑用水の更なる高度利用などが一層重要になる。過去に築いてきた開発途上国側関係機関との信頼関係をベースに、協調して他の貧困国の農業開発を支援するパートナーと位置付けるなど、被援助国からの「卒業」を視野に入れた支援が重要になる。

- また、農産物市場化・流通分野では、海外ドナー・NGO を含めた優良事例の整理を通じ、同分野への協力の方向性を検討し、これら事業の教訓を今後の機構の事業にいかすことを目的とするプロジェクト研究を実施した。また、PPP による肥料工場の建設、BOP ビジネスを通じた農漁業製品の生産・販売・流通など、協力準備調査（PPP インフラ事業）、協力準備調査（BOP ビジネス連携促進）及び中小企業連携促進調査を通じ本邦民間企業と協力し開発途上国の農業分野の支援を行っている。

2) 民間セクター参入支援を通じた食糧の安全保障へ貢献：日伯モザンビーク三角協力によるアフリカ熱帯サバンナ農業開発プログラム構想（ProSAVANA）

- モザンビーク北部に位置するナカラ回廊地域は、一定の雨量と農耕可能地に恵まれているものの、農業技術は伝統的なもので、自給作物・商業作物ともに低い生産性が問題となっている。特に、現地で広く行われている焼畑は、人口圧力が高まる中で、自然環境への負荷が大きくなっており、生産性向上はもとより持続的な農業開発が困難と考えられる。
- 本プログラムは、高い農業生産拡大のポテンシャルを持ちつつも、開発が進んでいなかったナカラ回廊地域において、自然環境と社会経済状況を勘案した新たな農業開発モデルの構築と、競争力ある市場志向型の地域・農業開発の実現を通じて地域住民の生計向上への貢献を目指す。ProSAVANA ではモザンビーク政府に加えて、近年援助国としても存在感を高めつつあるブラジルとの連携を取り、日本・ブラジル・モザンビークの 3 カ国協力として事業を展開している。ブラジルは過去約 30 年間に渡り、日本の支援を受けて同国中西部を中心に広がるセラード地域の農業開発に取り組み、現在は世界有数の食料生産国へと転換を遂げた。日本とブラジルはその過程で、熱帯地方に適した品種の選定や、環境に配慮した農業開発を進めた経験を有している。ナカラ回廊地域ではメイズやキャッサバ等の主食作物、近年国内外で需要が拡大中のダイズ等の市場向け作物についていずれも生産拡大が求められている。そのために地域の環境に適した農業技術の開発や農業普及能力向上、農民組織の強化などを通じた農産物の生産拡大に向けた支援を進めていく。24 年度においては、中小農企業と小規模農家との関係を強化することで、民間セクターの知見を活用して営農支援を受ける小規模農家の農業生産性向上に貢献している。今後も伸びが期待される農産物需要に対して、生産と流通のハードとソフト両面の整備を支援する。今後は、生産部門へのアプローチのみではなく、肥料や種子等の農業投入材の活用や生産物の流通活性化のため、道路や倉庫などの流通インフラ整備の推進、肥料や種子へのアクセス改善、生産物の流通販売、農産物加工を担う民間事業者の育成や、そのための制度整備といった行政関係者の能力強化にも取り組む予定である。
- このほか、24 年の米国 G8 サミットで立ち上げられた「食料安全保障と栄養のためニュー・アライアンス」のパイロット国の一つとなったモザンビークにおいて日本は米国とともに共同議長を務めており、ProSAVANA を含めた日本の対モザンビーク農業分野への支援が、多様な開発パートナーと共有され、より広範囲な連携が実現するよう取り組んでいる。

小項目 No.3 地球規模課題への対応

大項目	1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(1) より戦略的な事業の実施に向けた取組
小項目	3. 地球規模課題への対応
中期計画/ 年度計画	<p>【中期計画】</p> <p>(1) より戦略的な事業の実施に向けた取組</p> <p>政府開発援助大綱及び政府開発援助に関する中期政策並びに国別援助方針、年度毎の国際協力重点方針をはじめとする政府の政策及び政府の国・地域別、分野・課題別の援助方針に則り、開発途上地域の開発政策及び援助需要を踏まえ、事業量のみならず成果を重視し、PDCA サイクルを徹底した効果的な事業を実施する。我が国政府が開発協力の重点分野として掲げる貧困削減、持続的経済成長、地球規模課題への対応及び平和の構築に沿って、戦略的、効果的かつ効率的な援助を実施していくため、機構は援助機関としての専門性を活かし、国・地域別の分析や相手国との対話を通じ、援助の現場における開発ニーズ・実態を把握し、技術協力、有償資金協力及び無償資金協力を柔軟かつ有機的に組み合わせたプログラム・アプローチを強化する。また、援助機関としての専門性を活かした事業構想力を強化し、案件形成・実施能力を向上させるため、機動力のある実施体制を整備する。加えて、既存の援助手法のみに限定することなく、柔軟に事業を実施するアプローチ、手法、プロセスの改善を図る。実施に際しては、東日本大震災からの復興、防災、少子高齢化、環境・エネルギー等、国内の課題・経験と海外の課題をつないで双方の課題解決に貢献するよう努める。同時に、開発協力に対する国民の共感を高めるため、国民の理解と支持を向上するための措置を実施する。</p> <p>政府の援助方針等の政策を踏まえ、すべての人々が恩恵を受けるダイナミックな開発を進めるという機構のビジョンのもとに、貧困削減、持続的成長、地球規模課題への対応及び平和の構築を重点分野とした人間の安全保障の視点に基づく優良な案件の形成、実施を行う。</p> <p>具体的には、</p> <p>(ハ) 地球規模課題への対応</p> <p>地球温暖化をはじめとする環境問題、感染症、食料、エネルギー、防災等といった地球規模課題に対して、国際社会と協調しつつ、課題解決に取り組む。</p> <p>【年度計画】</p> <p>(ハ) 地球規模課題への対応</p> <p>地球温暖化をはじめとする環境問題、感染症、食料、エネルギー、防災等といった地球規模課題に対して、優良案件の形成及び実施を行う。</p>

要旨

3-1 防災

- **防災主流化の推進**：様々な国際的取組の場において、日本の知見や防災主流化の必要性の意見を反映させるべく発信した。また、プロジェクト研究「防災の主流化」を通じて防災投資の経済効果を示す経済モデルの提示を行い、防災主流化の概念、具体策を盛り込んだ「防災主流化ハンドブック」を作成した。
- **中央政府から現場レベルまで一貫した防災能力強化**：行政府の災害対応能力を強化するプロジェクトを実施し、中央の緊急対応体制から現場レベルまでの災害に強い社会を作り出すモデルを提示した。
- **災害援助から復旧・復興までの総合的な支援**：タイの洪水に対する包括的な支援を実施し、同国政策に反映した。現地の洪水や対策の状況について日系企業に対して積極的に情報提供した。

3-2 気候変動

- **国際的取組への貢献**
 - ① 緑の気候基金（GCF）の立ち上げに際し、同基金との連携、開発途上国支援に関する情報収集、制度設計への政策的インプットを行うため、日本政府と共に同基金理事会等に参加。
 - ② 「東アジア低炭素成長パートナーシップ対話」等への政策的なインプットの実施。
 - ③ 低炭素成長を推進する「開発途上国における適切な緩和行動（NAMA）パートナーシップ」の国際的普及。
 - ④ 第1回東アジア低炭素成長パートナーシップ対話において立ち上げが決まった「東アジア低炭素成長ナレッジ・プラットフォーム」を通じて国立環境研究所、地球環境戦略研究機関（IGES）とともに、東アジア地域における研究機関、政府機関とのネットワークを強化。
- **開発途上国の多様なニーズに応える包括的支援**：気候変動対策の取組を強化すべくプロジェクト成果が政策に反映される働きかけと仕組み作り、技術協力と資金協力を組み合わせたアプローチを展開した。インドネシアでは、過去の「気候変動プログラムローン（平成20-22年）」に基づき分野横断的な課題に関わる気候変動対策を推進するための政策制度の改善支援を有償資金協力で実施した。同政策制度の改善を継続させるための「気候変動対策能力強化プロジェクト」の実施、「州別緩和行動計画」策定等、様々なモダリティを活用し、包括的に支援を行った。
- **持続可能な開発と気候変動への対応とパートナーシップの推進**：開発途上国の低炭素成長を推進する「開発途上国における適切な緩和行動（NAMA）パートナーシップ」を国際的に普及すべく、「気候変動枠組条約締結国会議（COP18）」のサイドイベントで同パートナーシップを紹介した。「東アジア低炭素成長ナレッジ・プラットフォーム」構想に関して関係機関と議論したほか、「東アジア低炭素成長パートナーシップ対話」において紹介した。

3-3 自然環境

- **国際機関との連携による戦略性の向上**：「国連持続可能な開発会議（Rio+20）」、「生物多様性条約締結国会議（COP11）」、「ラムサール条約締結国会議（COP11）」等、国際会議での機構の自然環境への貢献や日本の経験・技術の紹介をするとともに、ラムサール条約事務局との協力協定の締結、国際熱帯木材機関等との定期協議やセミナーを通じ相互補完関係の構築や専門知識の強化を図った。
- **温暖化対策を視野に入れた「持続的な森林経営」の普及**：森林減少・劣化の抑制による温室効果ガスの排出削減（REDD+）への協力体制を強化するために、①効果的な森林モニタリング体制の構築、②二国間カーボン・クレジット制度（JCM）への貢献と本邦民間企業との連携、③衛星技術等

日本の優れた技術の活用に取り組んだ。

3-4 環境管理（都市環境保全）

- 日本の経験・知見をいかした協力の実施：①タイにおいて日本の知見を活用した支援、②機構変動に脆弱な南部アフリカ地域において日本の先端的な気候モデルを活用し、現地の天気予報や農業に資する気象予測レベルの向上に取り組んだ。
- 本邦技術を活用したプロジェクト成果の最大化及び政策への反映：下水道設備で日本の技術を活用し、計画策定・インフラ整備、維持管理等、上流から下流までの領域を一貫支援した（インドネシア、パレスチナ）。
- 戦略的な案件形成と実施及びそのためのネットワーク強化：大洋州島嶼国 11 カ国を対象に 3R（ごみの減量、再利用、リサイクル）の普及や、最終処分場の改善を行い、各国の相互学習体制を構築した。廃棄物管理支援をより戦略的に行うための調査を中米・カリブ地域で実施した。

3-5 食料安全保障

- アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）の活動推進を通じた食料安全保障への取組：CARD の対象国は 23 カ国で、対象国のコメ生産量は、CARD 開始前のベースライン 1,400 万 t から 22 年時点の 1,841 万 t へと順調に進展した。機構は、農民、普及員に対する適正栽培技術や種子（ネリカ等）の普及・拡大という生産性向上のための支援を中心に行い、24 年 8 月時点で約 45 件の事業を推進中である（本邦研修含む）。CARD 総会（於ダカール）には 170 名もの参加者があり、関係機関の広がりとともに参加機関の関心も高まっている。

指標 3-1 地球規模課題の解決に向けた取組状況

当該分野の概要

- 今や世界人口は 70 億人を超え、水や食料等の問題が深刻化する「地球の限界」が現実に迫ってきている。自然破壊や気候変動、自然災害に起因あるいは影響する地球環境のリスクに対し、国際社会はこれまでも様々なイニシアティブやプラットフォームによりこれらへの対応を検討してきた。
- 23 年 7 月に行われた「国連持続可能な開発会議（リオ+20）」では、環境負荷を伴わない開発のあり方を具体的に検討していくことが改めて確認され、日本政府も地球規模課題への取組を外交上の重点課題として位置づけている。特に水や防災、都市環境等は日本の技術的比較優位性が高い分野でもあり、オール・ジャパンでの取組が期待されている。

1. 防災

(1) 当該課題に対する機構の協力量針

- 平成17年の「国連防災世界会議」で採択された「兵庫行動枠組（HFA）」においては、災害に強い国・コミュニティを構築するための今後10年間の戦略目標と優先行動が決定された（図3-1参照）。機構はこのような国際的な合意をフォローし、かつ防災が「人間の安全保障」の根幹にかかわる重要な問題であることを認識し、HFAでも提唱された「災害に強いコミュニティづくり」に取り組んでいる。

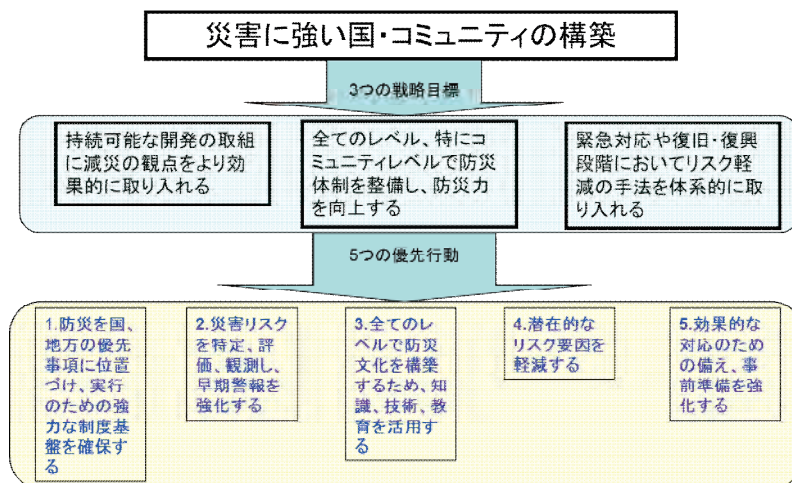


図3-1 兵庫行動枠組（HFA）で採択された災害に強い国・コミュニティを構築するための3つの戦略目標と5つの優先行動

- 23年3月に発生した東日本大震災の経験や教訓を国際防災協力にいかすために、プロジェクト研究「地震・津波に対する効果的アプローチの検討」を23年度に実施し、日本と条件の異なる開発途上国においても活用できる3つの原則を以下のとおり導き出した。
 - 1) リスクについて適切に理解すること（Risk Literacy）
 - 2) 災害対策を多重に講じたり、他の分野の事業にも防災の視点を付加したりすることにより、災害リスクを軽減すること（Redundancy）
 - 3) 社会変化に対応するために常に改善し続けること（Kaizen）
- 機構はこれをトリンシプル・アプローチ（Trinciple Approach）¹と呼び、「災害に強いしなやかな社会づくり」を実現する国際防災協力のアプローチとして提案している。また、災害リスク軽減の観点から、あらゆる分野に防災の視点を取り入れる「防災の主流化」の推進を重視している。
- 24年度は上記方針の下、以下に取り組んだ。
 - 1) 防災主流化の推進
 - 2) 災害に強いしなやかな社会づくり
 - 3) 災害援助から復旧・復興、防災対策に至るまでの総合的な支援

(2) 当該課題に関する戦略性向上に向けた取組例やアウトカム発現の例等

1) 防災の主流化の推進

- 2015年（平成27年）に「兵庫行動枠組（HFA）」及び「ミレニアム開発目標（MDGs）」が目標終了年を迎えることを踏まえ、2015年以降の新たな枠組み形成に向けた議論に機構の考える国際防災協力のアプローチを反映させるべく、調査研究を実施し、防災の主流化の考え方を整理するとともに、国際会議等に参加し、防災の主流化を実現するためのトリンシプル・アプローチ等について発信した。

¹ 3つの原則：Triple（3つ）+Principle（原則）を合わせた造語

① 防災投資の経済効果を示す経済モデルの構築

- 防災の主流化の実現に向けた議論への貢献を目指してプロジェクト研究「防災の主流化」を実施し、防災の投資効果を数値的に明らかにするとともに、防災の主流化の概念、防災主流化の具体策等を盛り込んだ「防災主流化ハンドブック」(案)を作成した。なかでも、同プロジェクト研究にて構築した防災投資に関する経済モデルは、防災投資による経済発展及び貧困層への経済効果を説明するもので、これまで予算制約等の問題から、十分に防災投資がされてこなかった開発途上国に対して、防災投資の意義を定量的に説明することを可能とするものとして、国際的にも高い評価を得た。

② 国際援助潮流形成への貢献

- 「ポスト HFA」やミレニアム開発目標年次の 2015 年以降の枠組みを検討する「ポスト 2015」などの国際援助枠組みに防災の主流化やトリンシプル・アプローチの考え方を反映させるべく、世界防災閣僚会議 in 東北 (7 月)、世界銀行・IMF 総会 (10 月)、アジア防災閣僚会合 (10 月)、国連水と防災の専門家会合 (3 月) 等、援助潮流を形成する国際会議等に参加するとともに、関連イベントを開催し、幅広い層からなる多くの参加者に向けて機構の取組等を広く発信した。

➤ 世界防災閣僚会議 in 東北 (7 月)

近年の大規模自然災害に関する経験・教訓を各国と共有するとともに、災害に対する強靱(きょうじん)な社会の構築に向けて、防災に関する主要テーマについて議論することを目的として開催された本会合には、63 カ国の閣僚級高官、14 の国際機関の関係者、地方公共団体、民間企業、市民団体等の代表らを含む約 500 人が参加した。機構も防災の主流化を進めるべく、会合に出席し、減災の考え方に立った対策、リスクに対する適切な理解、多重防御や多様な分野における防災の視点の付加等について提唱した。

➤ 第5回アジア防災閣僚会議 (AMCDRR) (10月)

HFAのアジア各国での進捗をフォローするために開催されている本会議において、サイドイベントや専門家会合を実施した。大規模災害の経験・教訓の共有、機構の防災協力支援の紹介、ポストHFAに向けたアイデアに関する議論、機構の防災分野支援の紹介を通じて、防災における人間の安全保障と防災主流化の重要性を主張した。

2) 災害に強いしなやかな社会づくり

➤ 防災計画作成を通じた体制構築・能力強化

- ・ 防災を担当する中央政府及び地方政府の災害対応能力を強化するプロジェクトをインドネシア、フィリピン、タイ、ケニア等で実施している。
- ・ インドネシア、フィリピン、タイでは、予防的措置から発災時の中央政府の対応体制の確立までを実施できる中央政府組織を立ち上げ、防災計画作成を通じて能力強化を行った。タイ、ケニアでは地方コミュニティで、防災マップの作成を通じた地域の災害リスクの認識や、防災マップの活用、それらを行える自治体職員の育成を行い、低予算でも予防的機能が果たせる防災体制を構築した。さらに中央政府の緊急対応体制とコミュニティレベルで安心な社会を作り出すモデルを示し、安心な社会作りに貢献した。

➤ 住民への啓発・普及活動

- ・ コミュニティレベルでの防災活動は、中央と地方が連動して中央政府の方針と現場の活動が連携する必要がある。コミュニティレベルでの防災マップ作成時には、堤防機能を持つ道路の位置づけ、避難場所としての学校の位置づけなど、多様な分野に「防災」の視点を導入した。これによりセクター横断的な考え方をコミュニティや自治体レベルにも定着させることができた。

3) 災害援助から復旧・復興、防災対策に至るまでの総合的な支援

➤ タイの洪水に対する包括的な支援

- ・ 23年にタイを襲った大規模な洪水では、犠牲者数が約800人になり、被害総額は世界銀行の推定で約1.44兆バーツ（約3兆6,000億円）に上った。また、バンコク周辺の7つの工業団地が冠水し、これにより、約450社の日系企業を含め、多くの工場が操業停止を余儀なくされた。
- ・ 23年度は、緊急援助として5,500万円相当の物資供与に加え、冠水地域の早期復旧を支援するため排水ポンプ車チームを派遣したほか、地下鉄、上水道、空港と言った過去のODA案件で供与した重要施設に対して防水指導を行う国際緊急援助隊専門家チームを派遣した。
- ・ 24年度は洪水後の復興及び洪水被害の再発防止の観点から、中長期的な洪水対策を支援する「チャオプラヤ川流域洪水対策プロジェクト」を継続実施し、マスタープランの見直し、防災・災害復旧支援無償案件の概略設計、洪水管理システム構築を行っている。また、洪水対策のみならず治水対策を踏まえたチャオプラヤ川の氾濫域での農業・農村被害軽減のため「災害に強い・農業農村開発ガイドライン」を作成している。それらを全体調整のための専門家が総合的に監理することで、産業集積地の洪水被害軽減から、農業・農村レベルの洪水対策の提言（治水と利水）まで、包括的な協力を行った。

4) 戦略性向上に向けた取組

①相手国に加え、日本企業への裨益を考慮した協力の実施

上述(2)(3)タイの洪水対策は、タイ政府に対する協力であると同時に、日系企業がタイで安心して生産を継続できる環境を整備する側面も有していた。ODAを途上国の発展に活用する、という従来の発想に加え、中進国への支援は日系企業にも裨益するというwin-winの効果が期待できる協力である。機構は、洪水の状況やタイ政府の洪水対策を日系企業と共有するため、国内で6回、タイで2回、企業向けの説明会を開催し、対応について高い評価を得た。

②早期警戒システムの情報一貫性を念頭に置いた協力の実施

タイの洪水対策は、河川水文データの収集と分析が中心であるが、気象データ、洪水の実態把握、河口部の潮位データ等を総合して被害を予測する暫定版の洪水予測システムをつくり、企業から高い評価を得た。

③調査期間短縮の試み

タイの洪水対策では、ファストトラック案件による無償資金協力の協力準備調査で、道路の嵩上げと水門の概略設計から詳細設計まで6カ月強で行った。設計の精緻さの課題は残されたが、スピードを重視すれば短期間でも詳細設計まで可能なことが実証された。

(3) 主要な投入（インプット）の実績

防災分野に対する 24 年度の投入実績は以下のとおりである。

技術協力（支出実績）	58.46 億円
無償資金協力（承諾実績）	113.17 億円
有償資金協力（承諾実績）	1,206.10 億円

(4) 主要な成果（アウトプット）の実績

- ① 直接的に能力向上の対象となった人数（カッコ内は24年度に終了した案件の対象人数）：
1,135人（111人）
- ② 間接的に能力向上の対象となった人数（カッコ内は24年度に終了した案件の対象人数）：
9,298人（2,439人）

2. 気候変動

1) 当該課題に対する機構の協力方針

- 気候変動問題は、自然生態系や社会・経済を含む人類の生活基盤全体に影響を及ぼしており、公正な経済成長や貧困削減、人間の安全保障に対する大きな脅威となるものであり、世界全体で取り組むべき重要な課題である。近年、気温や海水面の上昇などに伴う沿岸低地の水没、干ばつ・集中豪雨・洪水等の異常気象・自然災害の増加、食料生産・水資源の減少などの気候変動の悪影響と考えられる現象が各地で報告され、今後、より広範囲な地域、分野で深刻化すると予測されている。
- 日本政府は、地球規模の課題である気候変動への適応や世界全体での温室効果ガスの排出削減を実現するためには開発途上国を含むすべての国が排出削減に取り組む必要があるとの認識の下、排出削減等の気候変動対策に取り組む開発途上国及び気候変動の悪影響に脆弱な開発途上国を広く対象として、国際交渉の進展状況を注視しつつ、支援する政策を掲げてきている。
- 他方、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）第16回締約国会議（COP16）における「カンクン合意」では、先進国の気候変動分野における開発途上国支援に関して、22年から24年の3年間に先進国全体で300億円の短期支援を行うことを約束した。24年末にカタール・ドーハで開催されたCOP18では、日本は先進国の短期支援のうち約40%を実施し、このうち政府開発援助（ODA）が約半分を占めたことが明らかとなった。カンクン合意ではさらに、2020年までに年間1,000億ドルの資金を動員（長期支援）することが明記されており、今後も気候変動分野における開発途上国支援の一環としてODAが積極的に活用されると考えられる。
- こうした状況下、機構は、日本政府の政策を踏まえ、これまでに機構が培ってきた開発途上国支援の経験・成果や日本の経験と技術を最大限活用し、以下の3つの基本方針に基づき、開発途上国による緩和策（国家計画やセクター戦略の策定、効率的な社会・経済システムの構築、低炭素技術の開発）および適応策（国家計画やセクター戦略の策定、気象災害等への適応能力強化、変化に強いインフラ整備）の実施を促進する仕組みに対する支援を積極的に展開する。
 - 1) 持続可能な開発と気候変動への対応の両立
 - 2) 開発途上国の多様なニーズに応える包括的な支援
 - 3) 開発と気候変動の両分野におけるパートナーシップの推進

(2) 当該課題に関する戦略性向上に向けた取組例やアウトカム発現の例等

1) 持続可能な開発と気候変動への対応の両立

➤ 国際基金の設立を支援

- ・ 22年末の国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) 第16回締約国会議 (COP16) では、「長期支援 (Long-term Financing: 2020年までに先進国から開発途上国に対する気候変動分野の支援として年1,000億ドルを動員)」の一環として「緑の気候基金 (GCF)」の設立が決定した。その設立に向けて、24カ国の理事 (日本は財務省が理事メンバー) の下で委員会や理事会が開催されている。機構は①GCFと機構との連携、②気候変動分野の開発途上国支援に関する手法やツールの情報収集、③GCFの制度設計等に関する政策的なインプットを行うため、23年に行われた4回の移行委員会、24年8月、10月および25年3月に開催された理事会の日本政府代表団に参加した。GCFは今後の気候変動対策における重要な連携先になると考えられることから、立ち上げ段階から日本政府と共に関与することで、将来の開発途上国に対する気候変動対策支援についてGCFとの協調融資や機構事業のGCFによる他国での水平展開など、より多様な支援手法の活用が見込まれる。

➤ 政策的インプット、成果発信の推進

- ・ 機構は、24年4月に行われた「東アジア低炭素成長パートナーシップ対話」に参加し「今後の協力のあり方」に関するセッションで発表した。「化石燃料消費量を抑制し、低炭素化を推進するためには、大切なエネルギーを効率的に使う技術の普及、再生可能エネルギーなどの新しい資源の活用、急速に拡大する都市の交通ネットワークの整備が不可欠だ」と訴え、各閣僚級参加者への政策的なインプットを行った。更に東アジアの低炭素化に向けた、日本の省エネ行政の仕組みを用いたアクションプランの策定 (ベトナム) や、円借款による財政支援を通じた政策対話、地熱資源の開発や衛星画像を用いた広域森林モニタリングによる違法伐採の取り締まり (インドネシア)、大量高速輸送システムの導入や横浜市との協力によるバンコク首都圏の気候変動対策のアクションプラン実施 (タイ) 等のさまざまな協力事例を紹介した。これら発表により、東アジア地域に対する機構の協力方針と具体的な取組について幅広い理解を得た。

➤ 島嶼国への支援に向けた取組：島嶼国向け気候変動政策対話への参加

- ・ 24年7月に行われた「島嶼国向け気候変動政策対話」では、アジア、大洋州、カリブ地域の21カ国の島嶼国の気候変動交渉官や日本政府関係者等が、小島嶼開発途上国 (Small Island Developing States: SIDS) の気候変動対策と低炭素成長について議論を交わした。個別セッションで機構は、太陽光発電施設の導入や防災に関する協力など、低炭素成長や気候変動に適応した持続可能な開発に貢献するさまざまな支援を紹介した。本政策対話の実施により、日本と島嶼国との関係は強化され、今回の議論を踏まえ、島嶼国に対する機構を含めた日本の支援が、より一層効果的に進められることが期待される。

➤ 国家レベルでの成果発現を狙った戦略的事業展開例

- ・ セルビアの「国としての適切な緩和行動 (NAMA) 能力開発プロジェクト」 (技術協力) では「セルビアにおけるNAMA開発ガイドライン」を策定し、NAMAプロジェクト開発のプロセスを解説した。同ガイドラインはUNFCCC事務局のホームページで公開された。同ガイドラインは、セルビアのみならず、他国が自国の開発計画に緩和対策を主流化して組み込む際の参考資料として広

く活用されることが期待されている。

2) 開発途上国の多様なニーズに応える包括的な支援（インドネシア）

- 開発途上国の気候変動対策に向けた取組を強化するため、プロジェクト成果が政策へと反映される働きかけや仕組み作り、資金協力と技術協力を組み合わせたアプローチを展開している。これにより、気候変動対策を推進するための政策推進等の制度化に加えて、運営管理に必須である人的能力向上の推進が図られ、対策の実効性が高められている。
- 例えばインドネシアにおいては、過去にフランス開発庁（AFD）、アジア開発銀行（ADB）とも連携しつつ「気候変動プログラムローン（20-22年、第1次～第3次）」を実施しており、分野横断的な課題に関わる気候変動対策を「主流化」するための政策・制度改善を有償資金協力を通じて支援している。これら政策・制度改善を持続させるために、機構は「気候変動対策能力強化プロジェクト（22-27年）」を通じて、政策・技術移転・人材育成面での支援を実施している。パイロット地域（南北スマトラ、西カリマンタン）で策定支援をした「州別緩和と行動計画」は、24年度までにインドネシア全33州のうち29州で州知事令として発令されるに至った。また国レベルの取組として国家適応行動計画の策定支援も24年度に実施しており、適応策主流化のための戦略に貢献している。
- また、上記プロジェクトにより一定レベルの制度改善が行われているものの、国際的な枠組みで求められる、科学的データに基づいた政策立案・実施・モニタリングを行うための技術的キャパシティや、国家・地方のさまざまなレベルにおける組織メカニズムの構築などにおいて、まだ多くの課題を抱えているため、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）のフォーカルポイントとなっている大統領直属の機関・国家気候変動評議会（DNPI）を対象に、「気候変動政策推進のためのナショナルフォーカルポイント能力開発プロジェクト（24-26年）」を実施している。24年度には低炭素開発シナリオベースラインの策定やMRV（measure, report, verify）庁設立に向けた提言を作成した。本プロジェクトはインドネシアにおける気候変動政策の調整・評価のための制度的能力の向上を図るものであり、上記気候変動プログラムローンの効果発現にも貢献する。

3) 開発と気候変動の両分野におけるパートナーシップの推進

➤ NAMAの国際的な普及への貢献

- 機構はCOP18のサイドイベントにて、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）事務局と共にサイドイベントを共催。サイドイベントでは、開発途上国の低炭素成長を推進するため、機構や世界銀行などの国際機関がUNFCCC事務局と協力して立ち上げた「NAMA（開発途上国における適切な緩和と行動）パートナーシップ」を紹介するとともに、今後の活動の方向性について意見交換を行った。機構はドイツ、フランス、北欧の援助機関と共同で作成した調査報告書「NAMA Finance Study」の概要を説明しつつ、国際機関がこれまでに蓄積した気候変動緩和事業の知見を活用すること、開発途上国政府内でNAMAを開発戦略に組み込むことが重要であると強調し、NAMAの国際的な普及に貢献した。

➤ 内外のネットワーク強化

- 上記「東アジア低炭素成長パートナーシップ対話」にて「東アジア低炭素成長ナレッジ・プラットフォーム」構想を紹介した。プラットフォームの具体的な取組として、今後、研究成果を政策決定にいかすため、東アジア地域における研究機関と政府機関との連携を積極的に進め、ネット

ワークを強化していくことを表明。また、本会合の前日には、機構、独立行政法人国立環境研究所（NIES）、公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES）の3機関が、国連大学でサイドイベントを共催し、プラットフォーム構想について議論した。本プラットフォームの設立により、東アジア地域における気候変動に関する多様な知見やノウハウが共有され、低炭素化に向けた取組が一層加速化され、必要な人材の育成にも貢献することが期待される。

(3) 主要な投入（インプット）の実績

気候変動分野に対する24年度の投入実績は以下のとおりである²。

技術協力（支出実績）	164.62 億円
無償資金協力（承諾実績）	263.33 億円
有償資金協力（承諾実績）	6,300.57 億円

(4) 主要な成果（アウトプット）の実績

気候変動対策分野の技術協力において直接的に能力向上の対象となった人数：約 1,050 人

3. 自然環境

1) 当該課題に対する機構の協力方針

- 開発途上国の人々、特に貧困層は日々の生活の多くを地域の自然環境が提供する生態系サービスに依存しているが、生態系の劣化により、生態系が果たしてきた地域住民に対するリスク軽減機能（例えば食料、水、薪などの供給、土壌侵食や災害の軽減など）を弱体化させている。加えて生態系サービスに依存する人々は、劣化しつつある生態系サービスを獲得するための競争を激化し、更なる生態系の破壊を引き起こし、それが人々をますます苦しめるという負のスパイラルに陥っている。機構は、この負のスパイラルの状態を断ち切るため、自然環境保全の主目的を「自然環境の維持と人間活動との調和を図る」ことに置き、開発途上国において以下3点を重点戦略としている。
 - ① 自然資源を利用している住民との関わりを強化し、「住民による自然資源の持続的利用」を実現する。
 - ② 自然環境の質（健全性）を保つため「生物多様性の保全」を推進する。
 - ③ 多面的な機能を持つ森林の保全に向けて「持続的な森林経営」を普及する
- また、これらまた開発途上国の自然環境を保全していくためには、保全に関わる組織や人々だけでなく、経済活動に関わる国内外の人々をいかに巻き込むかが重要であることを踏まえ、上述の3つの重点戦略に係る協力を実施するにあたっては以下の3点に留意する。
 - ① 従来のように開発途上国行政組織の強化、人材育成や現場での地道な保全活動の実践だけではなく、市場メカニズムも利用した経済的手法も取り入れることが必要であることから、生態系サービスに対する支払制度（Payment for Ecosystem Services : PES）や森林減少・劣化抑制等による温室効果ガス排出削減制度（REDD+）、環境認証制度、エコツーリズム開発、生態系由来商品のブランド化などを協力事業の中に積極的に取り込む。

²DACが定める気候変動マーカーの分類基準に従い、1) 人為的な温暖化ガス発生抑制、2)（森林など）温暖化ガス貯蓄地の保全、3) 受入国の開発目標と環境保護の融和、4) Rio+20の発展途上国に課せられた義務達成に寄与する事業を計上した。

- ② その際、特に③に関連し、森林は二酸化炭素の重要な吸収源であると同時に、主要な排出源となっていることに留意する（森林から農地などへの土地利用転換が行われた場合には、森林内に蓄えられていた炭素の多くが二酸化炭素として大気中に放出されることになるため、温室効果ガスの排出量を部門別にみると森林部門からの森林減少や劣化などによる排出量は、全排出量の17.4%を占めている）。
- ③ 温暖化対策REDD+（開発途上国における森林面積減少・劣化を抑制することによる温室効果ガスの排出量削減）が、国際的に活発に議論されるようになっており、機構はこの枠組み構築に対する取組も強化する。

(2) 当該課題に関する戦略性向上に向けた取組例やアウトカム発現の例等

1) 戦略性向上に向けた取組：国際機関との連携促進

- 森林・自然環境分野は地球規模的な課題であり、他の国際機関等と連携することで、補完し合いつつスケールアップを図ることが必要である。そのため、国際機関（国際連合食糧農業機関（FAO）、国際熱帯木材機関（ITTO）、アジア太平洋地域コミュニティ林業訓練センター（RECOFTC）や国際条約（気候変動枠組条約（UNFCCC）、生物多様性条約（CBD）、ラムサール条約）などと情報共有、連携の強化を進めている。24年度は、国連持続可能な開発会議（リオ+20）、生物多様性条約（CBD）第11回締約国会議（COP11）、ラムサール条約第11回締約国会議（COP11）で、機構の自然環境への貢献や、日本の経験・技術を紹介するサイドイベントを行ったほか、ラムサール条約事務局と業務協力協定を締結し、ITTO、RECOFTCとも定期的な協議を行うことで、双方の支援理解や専門知識を深めた。
 - また、現場レベルでは、西アフリカ地域の森林調査手法の標準化について、ガボン、コンゴ民のプロジェクトを軸に、FAOとの情報共有、協議を開始した。
- 「住民による自然資源の持続的利用」の実現への貢献
- ・ 投入リソースの限られている中米や大洋州においては、域内の成果の有効活用が求められている。24年度、ホンジュラスで計画策定を行った水力発電ダム湖の森林保全プロジェクトでは、パナマにおいて以前のプロジェクトで成功した参加型流域管理手法を導入する計画とし、指導に当たる予定のパナマ環境省職員は計画策定にも参加した。ホンジュラスでの効果的な実施に加え、パナマでの自立発展にも貢献している。
 - ・ また、ネパール、東ティモールでは、先行した技術協力で得られた知見や手法を用い、流域管理の観点から重要な集水域上流部において、土壌・森林保全、農業生産性の向上、生計手段の多角化を組み合わせた住民参加型の自然資源管理事業を展開している。
- 「生物多様性の保全」の推進
- ・ 24年度は、生物多様性条約締結国会議（COP11）がインドで開催され、サイドイベント等で参加・発信を行った。特に、今回は、機構が協力したコスタリカの協働管理の事例をコスタリカと共同で発表した。また、ルーマニアで開催されたラムサール条約締結国会議（COP11）において同条約事務局と業務協力協定を締結した。同協定のもと、25年1月には、西アジアを対象として、イランのラムサールにおいてラムサール事務局地域センターと国際セミナーを共催した。

➤ 「持続的な森林経営」の普及

- ・ 持続的な森林経営に関しては、気候変動への対応が喫緊の課題となる中で、森林分野に大きな影響が予想される REDD+ について、継続して、その対応に取り組んだ。なお、REDD+ の議論には、生物多様性や住民による資源管理の議論が含まれており、上述の 2 つの戦略にまたがった取組となっている。
- ・ 開発途上国における REDD+ の枠組み構築に積極的に貢献するため、REDD+ ポテンシャルが高い国（現在は多くの森林を抱えるが、森林面積の減少・劣化の進行リスクが高い国）や、二国間オフセット・クレジット制度の導入のための二国間協議が進みつつある国を中心に、継続実施中の森林保全案件を修正し、REDD+ コンポーネントを追加することで、短期間に REDD+ 支援を案件化した。併せて、新規案件の立ち上げも並行して行い、以下の 4 支援分野について総合的に支援する協力案件のラインアップが揃い、UNFCCC 等の国際場裏でも REDD+ に対する日本の貢献をアピールできる状況とした。現在 REDD+ 支援案件が開始されている国は、インドネシア、ベトナム、ラオス、カンボジア、パプアニューギニア、コンゴ民、ガボン、モザンビーク、ボツワナである。
 - ① 政策支援（国家 REDD+ 戦略等の実施促進支援、ドナー間調整支援など）
 - ② 森林モニタリング支援（リモートセンシングを活用した森林基本図作成、全国森林インベントリー調査、データベース基盤構築支援、森林の減少・劣化による参照排出レベルの開発支援）
 - ③ REDD+ デモンストレーション活動支援（森林減少・劣化抑制のための森林保全活動の方法論の開発支援）
 - ④ 研究開発（森林タイプ別の炭素計測手法の開発等）

2) REDD+ に対する協力体制の強化及びその効果を高めるための取組

➤ 包括的なアプローチによる森林保全

- ・ 開発途上国において REDD+ 枠組みを構築する際の出発点は、当該国の森林の過去、現在の状況を適切に把握し、また将来の森林状況を予測できるようになることであるが、そのためにはリモートセンシングの有効活用と森林地上調査を組み合わせた森林モニタリング体制を強化する必要がある。この森林モニタリング体制の強化のための協力を進めるに当たり、21 年度補正予算で実施中の環境プログラム無償（森林保全）を活用して当該国の森林モニタリング体制の強化に必要な衛星画像、GPS や森林調査用車両等の機材を調達し、技術協力により効果的なモニタリング体制を確立した（ラオス、カンボジア、ベトナム、ガボン、コンゴ民、モザンビーク）。

➤ 二国間オフセット・クレジット制度（JCM）への貢献と民間企業との連携

- ・ 日本国政府は、二国間オフセット・クレジット制度を提案し、アジア諸国を中心にいくつかの国との政府間協議を進めている。特に前述したような REDD+ ポテンシャルが高い国では、REDD+ による炭素排出削減量が他産業セクターに比べても相当大きくなることを見込めることから、JCM に REDD+ を取り込むことの有利性が関係者間で示唆されている。経済産業省及び環境省は、この JCM の制度設計のために民間企業提案型の委託事業として、実現可能性調査が実施しており、REDD+ 関連についてもインドネシア、カンボジア、ベトナムで複数の調査を実施している。機構は技術協力プロジェクトを活用し、これら民間企業による REDD+ 事業化のためのフィージ

ビリティ・スタディ（F/S 調査）の間、密な連携を行った。例えば、インドネシアのカリマンタン島において、日本企業等が泥炭湿地林等における REDD+ 関連事業の F/S 調査を複数実施中であるが、その炭素排出量の把握等に係る技術的方法には、機構と北海道大学が実施している SATREPS 事業による知見が活用されている。またインドネシア、カンボジアやベトナムで実施中の技術協力プロジェクトの専門家が、民間の F/S 調査の実施に対し森林関連情報を提供したほか、F/S 調査手法や方法論に対する助言、それぞれの国の森林担当部局や地方政府機関との調整も積極的に行った。

➤ 日本の優れた技術の活用

- REDD+ では、森林減少・劣化による炭素の排出削減量・蓄積量を算定することが必要であり、そのためにはリモートセンシング技術が必須となっている。中でも、上述の森林モニタリング支援では、日本の高度な衛星技術を積極的に活用した手法が高い評価を受けている。例えばブラジルのプロジェクトでは、雲を透過でき、年中分厚い雲に覆われている熱帯降雨林に有効な陸域観測技術衛星「だいち」（ALOS）搭載の L バンド合成開口レーダー（PALSAR）技術により、通年で違法伐採のモニタリングが可能になった。

(3) 主要な投入（インプット）の実績

自然環境分野に対する 24 年度の投入実績は以下のとおりである。

技術協力（支出実績）	44.66 億円
無償資金協力（承諾実績）	0.90 億円
有償資金協力（承諾実績）	865.22 億円

(4) 主要な成果（アウトプット）の実績³

- ① 森林情報整備や管理計画の立案などの活動を実施した対象面積：78,020ha
- ② 支援を通じて植林を実施した面積：1,433ha
- ③ 直接的・間接的に能力向上の対象となった人数：行政官 104 名、地域住民 17,682 名

4. 環境管理（都市環境保全）

(1) 当該課題に対する機構の協力方針

- 多くの開発途上国では経済発展に伴い、水質汚濁や大気汚染、不適切な廃棄物処理などの環境問題が深刻化しており、水、森林といった限られた資源の枯渇が心配され、生物のみならず人類の生活や健康を脅かすとともに、健全な経済発展を阻害する要因ともなっている。日本の過去の経験を踏まえると、環境問題への取組は生態系や人の健康に影響が出てからでは手遅れであり、かつ回復に向けてより多大な費用が必要となる。
- また、24年6月にブラジル、リオデジャネイロで開催された「国連持続可能な開発会議（リオ+20）」では、改めて国際社会における環境問題の取組が不可欠ということが確認されている。その中で、今後の環境と調和した発展に向けては「グリーン成長」をツールとし、先進国、開発途上国各国の

³ 24年度終了した8プロジェクトの実績を集計したもの。

取組の強化、それにかかる先進国から開発途上国への支援を強化していくことが合意された。

- こうした状況下、機構は、開発途上国に対する環境管理分野の協力として、以下の方針で実施する。
 - ① 都市環境保全に重点をおき、予防原則（Precautionary Principle）を踏まえて都市環境悪化の防止及び環境悪化に伴う人への健康被害や自然環境の喪失といった様々なリスクへの低減に資する、環境対策への支援を行う。
 - ② 日本が提唱する「3Rイニシアティブ」（3R：Reduce（減量化）、Reuse（再利用）、Recycle（再資源化）の廃棄物管理に関する3つの取組の総称）に基づき、開発途上国で増大する廃棄物の適正な管理にむけた政策・技術支援を行う。
 - ③ 戦略性の向上に向けて、技術協力・有償資金協力・無償資金協力の一体的実施を推進するほか、戦略検討に向けた調査の実施、対外ネットワークを強化する。
 - ④ 低炭素社会や化学物質管理といった高度な環境政策支援の取組を行う。

- こうした方針のもと案件を実施しつつ、特に24年度は環境管理（都市環境保全）という地球規模課題の解決に向けた戦略的な事業実施に向けて、以下の事項に留意した案件実施を展開する。
 - ① 日本の経験・知見をいかした協力の実施
 - ② プロジェクト成果の最大化及び政策の反映
 - ③ 戦略的な案件形成への取組と、そのための案件実施の工夫及びネットワーク強化

(2) 当該課題に関する戦略性向上に向けた取組例やアウトカム発現の例等

1) 日本の経験・知見をいかした協力の実施

- 環境管理分野に関する日本の知見は、過去に甚大な公害を克服した歴史的背景もあり、政策及び技術とも豊富に有している。こうした知見を有効に活用するために、特に下水道分野及び廃棄物分野の協力において積極的に取り組んだ。また、実際にこうしたノウハウを有している、地方自治体及び民間企業との連携も活用している。
- さらに、日本の技術を開発途上国に役立てるためには日本の科学技術研究の知見も活用し、開発途上国の研究者と共同で実施していくことが非常に重要である。環境問題は、地球規模課題としてその解決策の検討に向けて新たな科学的知見の活用が大きく求められている。こうした背景を踏まえて、独立行政法人科学技術振興機構（JST）との共同で実施している地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）を積極的に推進、実施している。これらの協力を実施することで、開発途上国の環境対策能力の向上につながっている。

- 24年度の具体的な取組成果は以下のとおり。
 - **日本の経験をいかし、民間企業との連携に基づく事業展開**
 - ・ マレーシア廃電気・電子機器(E-waste)リサイクルプロジェクトにおいて、一般家庭からのE-Wasteリサイクルのための回収事業モデルを確立する案件を実施した。その結果、24年度からマレーシアでは、本件成果を基礎として、日系企業がマレーシア環境省と共同で新たな回収プロジェクトを開始、E-waste政策導入のために必要な廃家電の回収システムの制度構築、さらには解体、リサイクルに向けた中間処理実施に向けた政府の事業が拡大し、プロジェクトでパイロット的に実施した業務について、民間企業との協力関係が進展した。

➤ **本邦技術やノウハウの拡大への貢献**

- ・ 中国循環型経済推進プロジェクトにおいて、中国市場に関心のある日本企業及び中国のエコタウン関係者に対し、「静脈産業に係る日中企業への情報提供・交流促進プログラム」を実施した。年間を通じてセミナー形式を活用して開催し、政治的に困難な状況にもかかわらず多くの参加者を集めて開催された。本プロジェクトを通じて、中国のエコタウンに必要な環境技術が明確になり、これらの技術を有する日本企業の中国進出を支援した。

➤ **地方自治体の知見をいかした支援**

- ・ 日本の地方自治体の環境都市作りのノウハウを海外に移転する取組の一環として、フィリピン（メトロセブ）で、横浜市と連携し、将来のビジョンを策定した。この中では、環境都市を作っていくための技術的なノウハウを示すだけではなく、地域の伝統をいかし、すべての市民が主体となって取り組むべき計画が提示されている。これらの成果は、メトロセブ市関係者に報告されており、高い評価を受けた。今後、メトロセブ市では、優先して取り組む事項について検討を進める予定になっている。

➤ **化学物質管理といった日本の知見を活用した高度な環境管理**

- ・ タイでは化学物質の管理強化に向けた案件を実施している。日本では、すでに化学物質排出移動量届出制度（Pollutant Release and Transfer Register：PRTR 制度）として定着している政策を、タイの実情に合わせて協力を行っている。化学物質の基本的管理制度がなかったタイにおいて、24年度は、本制度構築のための委員会を設立し、パイロットプロジェクトを開始した。今後はこの制度を踏まえて、化学物質の排出登録が的確に運用されていく部分への協力を引き続き実施する。

➤ **日本の高度な科学技術の活用**

- ・ サブサハラを中心とする南部アフリカ地域は気候変動に脆弱な地域である。特に、最近の地球温暖化の影響により、サイクロンによる被害、降水量の変動等が顕著になり、社会活動への影響が懸念されている。こうした状況下、機構は南部アフリカ地域の気候予測の精度向上を図り、現地の天気予報システム、農業への適用を目的とする本プロジェクトを実施し、日本の先進的な気候モデルを活用し、現地の気象予測のレベルを向上させた。本件成果を踏まえて、南アフリカ気象庁は、本プロジェクトの技術を活用して天気予報、気象予報の精度を高めている。

2) **プロジェクト成果の最大化及び政策への反映**

- 機構は、被援助国の環境保全推進に向けた取組を強化するため、プロジェクト成果を国家レベルの政策に反映させるべく、資金協力と技術協力を組み合わせた協力を展開している。これにより、「環境保全に関する政策・制度へのインプット」、「必要なインフラ整備の資金支援」とあわせて、「運営管理に必須である人的能力向上の推進」等が図られている。これらの支援により、整備された施設が最大限の効果を発揮し、あわせて維持管理が適切になされていくための制度を構築し、協力実施の実効性を高める結果につながっている。
- 24年度は、特に下水道分野への支援において、日本が過去に広く整備してきた下水処理場を始めとするインフラ技術の活用及び当該施設の適切な維持管理技術の移転を図ることで、協力の効果を持続的に発揮させる案件実施を行った。また、こうしたプロジェクトの戦略実施により、政策実現に

向けて機構が実施したプロジェクトが大きく寄与してきている。これらの具体的な取組成果は以下のとおり。

➤ **計画、インフラ整備、さらには維持管理までを日本が一貫支援**

- ・ インドネシア・ジャカルタの下水道整備については、技術協力で策定したマスタープランに基づき、円借款及び PPP（Public Private Partnership）による事業化を実施または支援し、さらにこれら事業化の過程で整理されたソフト面での課題に対し、技術協力での対応を提案し、案件を形成した。さらに、今後の事業化整備にあたっては、日本の優秀な技術の活用を提案し、協力を進めてきた。24年度は、一貫した計画作成について最終案を作成し、先方関係機関の了承を取り付けるところまで進めた。こうした協力実施により、インフラをパッケージとして海外に展開することにもつながられるほか、協力を行ったあとの維持管理の重要性にも目を向けることにもつながり、より戦略的な支援に大きく貢献している。

➤ **事業効果の発現、効果拡大を目指した案件実施**

- ・ パレスチナでは、無償資金協力での下水処理施設の建設とあわせて、技術協力を展開し、同地域における機構のほかのプロジェクトとの連携も視野に入れた案件を開始した。維持管理技術も含めた日本からの支援を展開しているほか、制度構築、財政分野の支援も視野に入れた展開を実施している。24年度は、無償資金協力の施設整備を進め、同時に技術協力支援を開始し、本施設を維持管理していくための先方機関の実施体制まで構築した。切り離されがちな、施設の建設とその後の維持管理を一体的に見ていく体制が整えられた。

➤ **低炭素社会への移行を目指した都市計画作成支援の実施**

- ・ マレーシアは 2020 年までに GDP 当たりの二酸化炭素排出量を対 2005 年比で 40%削減するとの首相表明があり、これに基づき、本プロジェクトを通じ、国内の優先開発地域であるイスカンダル地方（シンガポール国境付近）を対象に、低炭素に向けた都市計画のブループリント（青写真）を作成した。本協力は、国立環境研究所、京都大学の協力のもと実施されており、低炭素化を実現する計画を、科学的な根拠をもって作成している。プロジェクト対象都市は、この計画に基づく政策の具体化を進めており、日本のメーカーも大きな関心を寄せている。

➤ **「国ごとの適切な緩和行動（Nationally Appropriate Mitigation Actions : NAMA）」支援の実施**

- ・ セルビアにおける NAMA 策定支援プロジェクトの成果として、気候変動推進に向けた政策対象プロジェクトリストの作成を行い、国家レベルで正式承認され、気候変動に関する国際連合枠組条約事務局（UNFCCC 事務局）に国家案件リストとして提出されている。これらの取組成果は、近隣諸国を含む国際セミナーで報告され、プロジェクト成果が共有された。また、本案件で作成されたガイドラインも、UNFCCC 事務局に参考資料として提出され、ウェブサイトで広く公開されている。

3) **戦略的な案件形成への取組と、案件実施時の工夫及び国内のネットワーク強化**

- 上記 1) 日本の経験・知見をいかした協力の実施、2) プロジェクト成果の最大化及び政策への反映を推進すべく、近年案件が増加している廃棄物分野において地域別戦略方針策定に向けた調査を実

施した。また、案件実施にあたっては、二国間での協力のみならず多国間での知見の共有も進めている。

- また、国内のネットワークを強化すべく、中央省庁等が開催する委員会にも委員として出席し、幅広い意見交換を行っている。24年度の具体的な取組は以下のとおり。

➤ **域内で 3R を学び合う体制作り**

- ・ 大洋州の島諸国は、概して国土が狭く、かつ、生活様式の急速な近代化と都市部への人口集中から、大量に発生する多様な廃棄物を適切に処理することが困難という共通した課題がある。この地域では現在、域内 11 カ国を対象とした廃棄物管理改善支援プロジェクトを実施し、3R（ごみの減量、再利用、リサイクル）の普及（フィジーなど）、最終処分場の改善（サモアなど）などを実施し、域内各国が相互に学び合う体制を作っている。

➤ **地域別戦略方針策定のための調査を実施**

- ・ 廃棄物管理にかかる案件実施が増える中で、より戦略的に実施するために、地域別戦略方針策定に向けた調査を実施した。中米・カリブ地域廃棄物管理分野基礎情報収集・確認調査では、過去の協力案件をレビューし、過去の協力で得られた人材の活用や制度といった案件成果を基礎とし、あわせて先に挙げた 3R といった日本の知見をいかした戦略的な支援を行うための調査を実施し、同地域の中心国としての国を設定し、日本の経験を踏まえた法律制度を整備するという内容の案件形成を行った。実施にあたっては、本邦研修員のネットワークを活用することを想定し、周辺国も含めた広域的な案件としてすでに実施採択がされた。また、アフリカ地域においては、各国毎の発展段階等を踏まえて、適切な廃棄物案件を行うための国・都市別の廃棄物の状況リスト作成し、それらの分析を踏まえて現地調査を実施し、アフリカ地域で効果的な案件を実施するための方針作成を開始した。25年度以降は、これらの結果を踏まえて地域戦略を検討していく。

➤ **内外のネットワーク強化及び成果発信の推進**

- ・ 今後の官民連携を含めた国内リソース及び知見を活用した協力の推進に向けて、環境省等が設置する検討会に参画し、国際協力展開に向けた情報提供を行った。具体的にかかわっている検討会として、①環境省「静脈産業海外展開促進有識者会合」、②環境省「アジア水環境ビジネス展開促進方策検討会」、③国土交通省「水・環境ソリューションハブ運営委員会」、④東京 23 区清掃一部事業組合「清掃事業国際協力研究会」、⑤下水道協会「下水道グローバルセンター審議会」、⑥環境省「浄化槽研究会」等に委員として参画して、各プロジェクトの課題や各開発途上国の現状の情報発信などに努めている。また、一般財団法人省エネルギーセンターが主催する廃棄物発電 WG にも所属し、民間企業の海外展開に関するネットワークにも参画する等、ネットワークの強化に努めている。

(3) 主要な投入（インプット）の実績

環境管理分野に対する24年度の投入実績は以下のとおりである。

技術協力（支出実績）	67.80 億円
無償資金協力（承諾実績）	28.29 億円
有償資金協力（承諾実績）	436.03 億円

(4) 主要な成果（アウトプット）の実績

- 下水道を整備した都市の数
 - 無償資金協力・円借関連での施設整備関連支援都市数 11 都市
 - 技術協力プロジェクト等による技術支援都市 27 都市
 - 能力向上対象人数 約 260 人（プロジェクト C/P、本邦研修）
 - 本邦研修者数 181 人
- 廃棄物管理の支援をした都市の数、能力向上の対象となった人数
 - 廃棄物管理支援都市（技プロ等による支援都市数） 71 都市
 - 能力向上対象者人数 約 740 人
 - 本邦研修者数 105 人

5. 食料安全保障

(1) 当該課題に対する機構の協力方針

- 2011年に70億人を超えた世界人口はFAOの予測によると2050年には91億人に達すると見込まれており、その人口を養うためには約60%の増産が必要と予測されている。また、開発途上国の栄養不足人口は2010-2012年において8億5,200万人と見込まれ、依然として高い水準にある。栄養不足人口の割合が35%以上という最も深刻な飢餓は地域的にはサブサハラアフリカの諸国に集中している。うえ、近年はアフリカの角地域、サヘル地域等において干ばつ等の被害が頻発している。加えて、中東・南アジア等の地域も栄養不足人口の割合の削減が必ずしも順調には進捗していない。
- また、2008年に急激に上昇した食料価格は、2009年にリーマンショックにより一旦急落、しかし2010年末頃から再び上昇し2008年レベルを凌駕、現時点でも高止まりしている。そのため国家レベルでは財政悪化、物価上昇、政権の不安定化につながっており、世帯レベルでは食事の量・質の低下、社会的弱者を中心とした栄養不足、教育・保健等への支出の低下、世帯購買力の低下につながっている。
- 機構は、国民への安定した食料供給のために、「小項目No.2 持続的経済成長（農業・農村開発）」で述べた農家・農村に対する支援に加え、国全体の食料需給政策の策定・輸入体制の整備等の支援に取り組んでいる。また、食料安全保障に係る短期的な措置（食料貿易ルール、食料備蓄・食糧援助等）のみならず、農業生産の量的質的拡大を主軸にした中期的な取組で食料の安定供給に貢献する。

(2) 当該課題に関する戦略性向上に向けた取組例やアウトカム発現の例等

- 食料安全保障への対応を含む農業・農村開発事業の取組方針の整理
 - ・ 農業・農村開発分野の今後の協力方針を示すポジション・ペーパーを作成し、農業・農村開発の目的、特徴、国際的な取組、これまでの成果・教訓、今後の方向性を整理した。

- ・ アフリカ開発会議（TICAD V）に向けた各種検討に積極的に参画し、「アフリカ農業セクターの分析と JICA の協力方針・戦略」を作成した。また、「土地投資の実態と課題」バックグラウンド・ペーパーを取りまとめた。

➤ **強靱性強化への取組**

- ・ 食料価格の高騰、天候不順、災害等のショックに対する対応能力を高めることは極めて重要であり、アフリカの角地域等での干ばつ被害などを契機に益々重要性が高まっている。具体的にはタイの洪水被害で不足している飼料確保のための牧草地の生産力回復支援や灌漑排水施設の復旧・改修支援に加え、災害に強い農業・農村づくりに向けた住民の危機管理能力の向上支援を実施中である。アフリカの角地域の干ばつへの中期的対策としては、ケニアやエチオピア等において干ばつの主な被災者である牧畜民地域での畜産マーケティング環境の整備、農業を行う農牧民に対する水インフラ整備等による安定的な農業生産活動への支援、天候保険の検討などを実施中である。

➤ **民間企業との連携促進に向けての取組**

- ・ 農業生産に関連する主なプロセス・要素としては農業生産材の投入、農業技術の研究開発、普及、生産、収穫後処理、流通、融資、関連のインフラ整備などがあり、通常いずれのプロセス・要素にも公的機関に加え民間企業が関連している。開発途上国にはそのような民間セクターが育っていないことが原因となり農業生産が向上しない場合も多く、農業・農村開発支援の際には民間企業の参入を促しながら事業を進めていく必要がある。
- ・ 24年度の主な取組としては、アジアンフードコミュニティや日本貿易振興機構（JETRO）等を通じた情報収集、関係者との意見交換を密に行い、本邦民間企業の海外進出に関する動向やニーズの把握に努めた。また、アフリカの農業機械化をアフリカ稲作振興のための共同体（CARD）の枠組みで検討しているほか、ある程度発展した国における民間連携を含めた今後の協力のあり方を検討するためにインドネシアで基礎情報収集調査（農産物流通分野）を実施した。

➤ **国際機関等との連携の推進及び G8 等国際社会への対応**

- ・ 国際機関等との連携については前述の CARD をはじめ積極的に推進した。また、2008年の食料価格の上昇以降現在に至るまで食料安全保障の問題は G8、G20 において重要課題として協議されている。
- ・ 24年度は、G8（キャンプデービッド・サミット）における「食料安全保障と栄養のためのニューアライアンス」に関して準備段階から外務省の検討作業に参画した。また、ニューアライアンスのもとで日米が共同議長となったモザンビークでの協力枠組みの取りまとめに参画した。

➤ **食料の安定供給を図る取組：アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）**

- ・ 昨今の世界的な穀物価格の上昇は、貧困層を中心に食料不安を引き起こしており、緊急的な対策とともに中長期的な域内農業生産拡大の必要性が再確認されている。
- ・ コメは、アフリカにおける主要消費穀物のうち、需要と供給のギャップが拡大傾向にあり、且つ、未利用低湿地での栽培可能性などアフリカの自然環境に適しており生産拡大のポテンシャルが

高い穀物と考えられるため、これに焦点を当てて国際的な支援を結集させることは極めて効果的であり、中長期的な食料問題の改善とともに、農村地域の振興と貧困削減にも資するものである。CARDは2008年（平成20年）のTICAD IVで機構とアフリカ緑の革命のための同盟(AGRA)が共同で、2018年（平成30年）までの10年間でアフリカのコメ生産量を倍増することを目的とした取組として発足した。CARDの対象国は23カ国で、対象国のコメ生産量は、CARD開始前のベースライン1,400万tから22年時点の1,841万tへと順調に進展している。機構はこれまで農民、普及員に対する適正栽培技術や種子（ネリカ等）の普及・拡大という生産性向上のための支援を中心に行い、24年8月時点で約45件の事業を推進中である（本邦研修含む）。また、5回目となった2月のCARD総会（於ダカール）には170名もの参加者があり、関係機関の広がりとともに参加機関の関心も高まっている。

- CARDは二国間ドナー、多国間ドナー、アフリカ地域機関及び研究機関等により構成される協議グループ（11機関）であり、独自のプロジェクト予算を持たず、また参加機関に資金的コミットメントを強制していない。その代り、生産拡大のためのアプローチとして「栽培環境別アプローチ」「人材育成アプローチ」「バリューチェーンアプローチ」「南南協力アプローチ」を提案し、課題やリソースを統一的に体系づけることにより、ドナー間の連携や協調をスムーズに進める工夫をしてきた。これまでに、機構は、AGRA、世界食糧計画（WFP）、国際農業開発基金（IFAD）、米国国際開発庁（USAID）、バングラデシュ農村向上委員会（BRAC）、と連携協定を結び事業を展開している。
- CARD対象国は国別稲作振興戦略文書（NRDS）を策定するが、単なるペーパーに終わらせないために、機構では、政策立案・実施・モニタリングにかかる人材育成を通じて戦略の実現に向けた予算計画支援や資金メカニズムとの連携強化を支援しており、今後は国際機関とも連携して事業実施のための資金確保をすることが重要である。
- 24年度においては、外国企業、国内民間企業からコメの生産・流通に関する情報を収集し、民間の力を活用した農業開発と官の役割分担について、各国内のワークショップや本会合での共有・議論を繰り返した。各国の行政官が優良事例の知見を深めた事は、食料増産および流通の活性化による食料安定供給に向けた実効的な政策立案の基礎となるため、NRDSの実現への大きな前進と言える。また、世界銀行の開発政策・人材育成基金（PHRD）1億ドルの活用を本格化させ、コメ生産に係る農業研究や6カ国における稲作普及のスケールアップにつなげつつある。
- 機構の南南協力支援として、ベトナムからモザンビークへ、フィリピンからタンザニアへ、インドネシアからマダガスカルへ第3国専門家を派遣して成果を上げた。さらにエジプトとフィリピンにおいて関係する第3国研修を実施している。ドナー化を進めるタイも、対アフリカ協力の柱として「CARDへの貢献」を設定している。
- また、日本国内においても独立行政法人国際農林水産業研究センター（JIRCAS）のアフリカ稲作分野の研究事業が増加したほか、農水省がCARD対象国への農業統計支援予算を獲得するなどCARDを通じた連携が進んでいる。
- CARDは23年のフランスG20サミットにおける「食糧価格乱高下及び農業に関する行動計画」や24年の米国G8サミットにおける「食糧安全保障及び栄養に関するG8の行動」の中でも紹介されており、国際的にも高く評価されている。

(3) 主要な投入（インプット）の実績

食糧安全保障分野に対する 24 年度の実績は以下のとおりである⁴。

技術協力（支出実績）	194.47 億円
無償資金協力（承諾実績）	111.71 億円
有償資金協力（承諾実績）	191.22 億円

(4) 主要な成果（アウトプット）の実績

- ① 支援を通じて整備された灌漑面積：116,393ha
- ② 直接的に能力向上の対象となった人数：60,549 人

⁴全ての農業・農村案件を含む。

小項目 No.4 平和の構築

大項目	1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(1) より戦略的な事業の実施に向けた取組
小項目	4. 平和の構築
中期計画/ 年度計画	<p>【中期計画】</p> <p>(1) より戦略的な事業の実施に向けた取組</p> <p>政府開発援助大綱及び政府開発援助に関する中期政策並びに国別援助方針、年度毎の国際協力重点方針をはじめとする政府の政策及び政府の国・地域別、分野・課題別の援助方針に則り、開発途上地域の開発政策及び援助需要を踏まえ、事業量のみならず成果を重視し、PDCA サイクルを徹底した効果的な事業を実施する。我が国政府が開発協力の重点分野として掲げる貧困削減、持続的経済成長、地球規模課題への対応及び平和の構築に沿って、戦略的、効果的かつ効率的な援助を実施していくため、機構は援助機関としての専門性を活かし、国・地域別の分析や相手国との対話を通じ、援助の現場における開発ニーズ・実態を把握し、技術協力、有償資金協力及び無償資金協力を柔軟かつ有機的に組み合わせたプログラム・アプローチを強化する。また、援助機関としての専門性を活かした事業構想力を強化し、案件形成・実施能力を向上させるため、機動力のある実施体制を整備する。加えて、既存の援助手法のみに限定することなく、柔軟に事業を実施するアプローチ、手法、プロセスの改善を図る。実施に際しては、東日本大震災からの復興、防災、少子高齢化、環境・エネルギー等、国内の課題・経験と海外の課題をつないで双方の課題解決に貢献するよう努める。同時に、開発協力に対する国民の共感を高めるため、国民の理解と支持を向上するための措置を実施する。</p> <p>政府の援助方針等の政策を踏まえ、すべての人々が恩恵を受けるダイナミックな開発を進めるという機構のビジョンのもとに、貧困削減、持続的成長、地球規模課題への対応及び平和の構築を重点分野とした人間の安全保障の視点に基づく優良な案件の形成、実施を行う。</p> <p>具体的には、</p> <p>(二) 平和の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 紛争の発生と再発を予防し、平和を定着させるため、緊急人道支援から、復興・開発に至るまでの継ぎ目のない平和構築支援を行う。 <p>【年度計画】</p> <p>(二) 平和の構築</p> <p>緊急人道支援から復興・開発に至るまでの継ぎ目のない平和構築支援を行い、事例紹介を通じて機構の取組を対外発信する。</p>

4 平和構築

- **人道支援から開発支援へ途切れのない迅速な事業展開**：ミンダナオ和平に係る枠組み合意やミャンマー新政権の少数民族武装勢力との停戦合意など紛争後の早い段階から当該国の環境に即した支援に着手し、要員の安全に十分な配慮を行いながら人道支援から開発支援への途切れのない支援の実現と紛争再発の低減に貢献した。
- **現状に即した平和構築支援戦略の強化**：平和構築支援のより戦略的・効果的な実施に向け、紛争の背景や紛争終結後の状況を適確に把握するための平和構築ニーズ・アセスメント（PNA）をミャンマー、ソマリア、スーダン（ダルフル南部）で新たに実施した。
- **平和構築重点対象国に対する支援**
 - ・ フィリピンにおいて、フィリピン政府とモロ・イスラム解放戦線（MILF）の40年間の武力紛争により最も貧しい地域となったミンダナオ島中西部地域に社会・経済開発事業（J-BIRD）の支援やミンダナオ国際監視団（IMT）への要員派遣（18年10月から現在まで継続中）を行い、同地域の和平プロセスを促した。途中、内戦再開でIMTが撤退した間（20年から1年間）も機構は要員の現地駐留を継続し、フィリピン政府、MILF双方から厚い信頼を得ながら、和平プロセスの促進を行った。これらの結果、24年10月フィリピン政府とMILFは、和平プロセスのための「枠組み合意」を締結に至った。また、機構は、フィリピン政府及び新政府移行委員会を本邦に招聘し、日本の有識者との協議の場を設け、今後の和平プロセスのさらなる円滑化と当該地域の安定のための包括的な協力を行っている。
 - ・ 現在500万人の人口を抱えるアフガニスタンのカブール市では、急激な人口増による都市環境の悪化、治安悪化や貧困層の増加が懸念され、平和の定着が大きな課題。このため同市の北方に新しい首都圏を開発し、都市環境の維持による平和の安定を進めており、プロジェクトにおいて新都市開発着工に向けた実施機関の能力強化、新都市開発に必要なインフラ整備支援（道路・給水）を実施した。
 - ・ ミャンマーは23年3月の新政権発足後、機構に対して他ドナーに先駆けてカレン地域の難民帰還支援の要請を行った。機構はプログラム形成準備調査を実施し、少数民族の意向を反映させる仕組みを構築することにより、同地域の和平プロセスへ貢献し、ミャンマー少数民族地域の開発モデルの構築に努めている。
 - ・ 南スーダンにおいては、行政能力の欠如、政治的権力争い、部族間対立や蔓延する武器等、多くの課題が残されており、「新国家建設支援」や「基礎生活向上支援」を通じて現地における平和の定着に取り組んでいる。具体的には、道路・橋梁等の基礎インフラ整備や、政府の能力向上（人材育成）をめざした支援に加え、首都地域以外でもマラカルタウンの総合開発計画（マスタープラン）の策定、優先プロジェクトの選定・計画策定とともに、給水・港湾・道路の各分野にて具体的なパイロットプロジェクトを実施している。
- **テロ・海賊対処能力向上、海上・航空保安体制強化に対する支援**：海上保安分野ではソマリア沖・アデン湾における海賊行為防止のために、東アフリカ諸国における協力の可能性を調査し、ジブチを対象とする海上保安プロジェクトの立ち上げを行った。航空保安分野については、無償資金協力により、アフガニスタン、ミャンマー、ネパールで航空保安・空港保安機能強化のための機材整備を実施した。

指標 4-1 平和構築への取組状況

当該分野の概要

- 冷戦後の世界の紛争の特徴は、紛争勃発は途上国においてがほとんどであり、それら紛争の再発率が高いということにある。再発の原因は貧困や社会的格差、当事国の脆弱なガバナンスといったことに起因することが多い。MDGsにおいても、紛争経験国を中心とする脆弱国の目標達成への遅れが目立っており、国際社会においても脆弱国に対するアプローチの見直しが議論されているところである。
- 23年には、g7+（脆弱国グループ）とOECD開発援助会議（DAC）、マルチ機関、市民社会等の中で実施してきた「平和構築と国家建設に関する国際対話」が、釜山ハイレベルフォーラムにおいて「A New Deal for engagement in fragile states（通称New Deal）」を採択し、日本政府もこれを承認した。今後、24年から27年を試行期間として、アフガニスタン、中央アフリカ（共）、コンゴ（民）、リベリア、シエラレオネ、南スーダン、東ティモールにおいて、任意のドナー国・機関と共に平和構築と国家建設に係る共通指標・国レベルの指標を設定し、リソースを集中投入させるための取組を試行実施していく予定となっている。

(1) 当該課題に対する機構の協力量針

1) 機構における平和構築に対する考え方

- 機構は平和構築に係る問題の解決には従来の国際社会における政治的・軍事的枠組みだけでなく、開発の担う役割こそ大きいとの認識の下、1990年代からカンボジアやボスニア等を皮切りに紛争後の国に対する支援に取り組み、開発援助に紛争予防の観点を組み込んできた。平成15年、独立行政法人化に伴い国際協力機構法に「復興支援」が明記されて以来、機構では本格的に復興支援に取り組むこととなった。
- 機構の平和構築に係る大方針は、ODA中期政策で掲げられている「紛争の発生と再発を予防し、紛争時とその直後に直面する様々な困難を緩和し、その後長期にわたって安定的な発展を達成すること」に貢献することである。この方針に則り、機構は、「開発」を担う機関として、対象国・地域の政治・行政・社会・経済・治安の動きを把握しつつ、紛争後の早い段階から支援に着手し、人道支援から開発支援への途切れのない支援を実現することにより、紛争再発の可能性の低減に貢献することを心がけつつ、平和構築に関わる事業を実施している。

2) 機構の取組の方向性

- 紛争の要因は国や地域によってそれぞれ異なり、紛争影響国・地域が抱える不安定要因も、紛争の背景や様態、紛争終結の形態、終結後のガバナンス体制、国際社会における支援体制等によって多種多様である。こうした国・地域に対して協力を行う場合、支援分野あるいは支援アプローチ、活動地域によって機構の協力の意義と難易度が異なってくる。開発援助は平和構築に貢献できる可能性がある一方で、意図せず紛争を助長してしまう可能性もある。そのため、機構は紛争影響国・地域で協力を実施する際に、政治・行政・治安・経済・社会の現状と不安定要因・安定要因を分析したうえで、図4-1の4つの視点を、国レベルの支援計画策定及び個別プログラム・プロジェクト形成から実施・モニタリング・評価までの事業運営管理に組み込み、紛争要因の排除・縮小及び平和を促進することによる紛争発生・再発の予防に取り組んでいる。この一連のプロセスを「平和構築アセスメント（PNA: Peacebuilding Needs and Impact Assessment）」と呼び、具体的な事業の開始前と

実施段階における紛争予防配慮のための最も重要な活動として位置付けている。

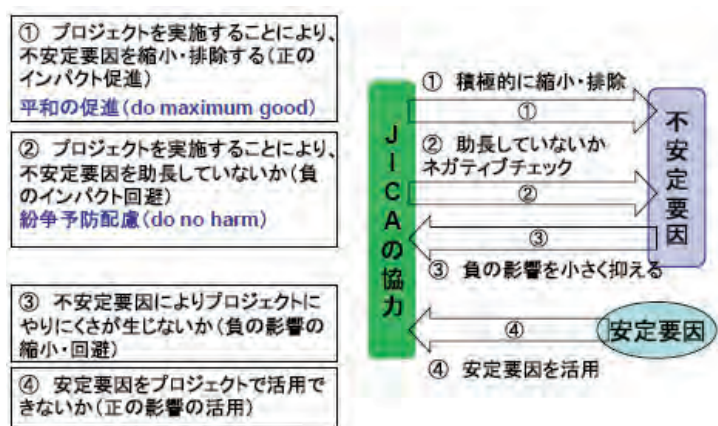


図 4-1 PNA における 4 つの視点

機構は、PNA での分析結果を踏まえつつ、表 4-1 に示す重点 4 分野から優先度の高い案件を実施するとともに、これらの案件を実施するうえで、表 4-2 に示す 3 つの横断的視点に配慮している。

表 4-1 重点取組及び支援分野

重点とすべき取組	支援分野
1 社会資本の復興に対する支援 (失われた社会資本および人的資本の復興)	1-1 生活インフラの整備
	1-2 運輸交通・電力・通信網整備
	1-3 保健医療システムの機能強化
	1-4 教育システムの機能強化
	1-5 食料の安定供給
2 経済活動の復興に対する支援 (開発に向けた復興初期段階における経済活動の復興)	2-1 経済環境整備
	2-2 雇用機会拡大・生計向上
3 国家の統治機能の回復に対する支援 (政府機能の債権と民主的制度構築)	3-1 選挙支援
	3-2 メディア支援
	3-3 法制度整備支援
	3-4 民主的な行政制度の整備
	3-5 財政基盤整備
4 治安強化に対する支援 (開発の前提となる治安の安定の促進)	4-1 治安セクターの整備
	4-2 戦闘員の動員解除と社会復帰
	4-3 小型武器問題への対応
	4-4 地雷・不発弾問題対策

表 4-2 3 つの分野横断的な視点

分野横断的な視点		
1 帰還・定住促進	2 紛争被災民支援	3 和解共存促進

- 24年度は、上記方針や取組の方向性に基づき、平和構築支援を実施すべきと判断された国や地域における事業を推進した。具体的には、フィリピンにおいて、ミンダナオ和平に係る枠組み合意を受けて、外交（和平交渉）・国際監視団（IMT）への日本人の派遣・開発援助の三位一体的アプローチを特色としたより本格的な支援を開始した。また、ミャンマーでは23年に発足したミャンマー新政権が、少数民族武装勢力と停戦合意を締結しているのを受け、これを後押しするためにタイムリーに、長年の紛争の影響を受けているカレン州とその隣のモン州を対象として、難民・国内避難民（IDP）の帰還・定住促進も含めた地域総合開発案件の立ち上げ等を行った。アフガニスタンにおいてはインフラ基盤整備を中心に都市開発を進めることで経済発展を後押しし、安定した生活の確保による平和の定着支援を継続的に進めている。
- 機構内では紛争影響国・地域における平和構築案件の形成段階で紛争予防配慮・平和の促進の視点を徹底していくための取組を強化したほか、事前、中間、終了時等、各段階における案件の評価時においても、紛争要因・不安定要因の視点が反映されるよう、「紛争影響国・地域の事業評価の手引き」を作成し、導入を行う等、戦略性向上を図る取組を行った。また、上記方針や取組の方向性を踏まえ、平和構築支援を強化すべく、現場での実践的能力を備えつつ、平和構築に係る知識や分析能力を有する人材の育成に取り組んだ。
- 紛争影響国の雇用促進や生計向上支援に係る9カ国12事例について調査・分析し、紛争後に大きく変動する労働市場ニーズへの対応、元戦闘員や帰還民などの特別なニーズを持つグループへの対応、生計向上支援を通じた和解促進のあり方等、紛争影響国特有の課題について、効果的なアプローチを整理した。その成果を基に、DACや国連平和構築委員会、TICAD V閣僚会合サイドイベント等の場で発表し、機構の取組の成果を発信した。

3) 当該課題に関する戦略性向上に向けた取組例やアウトカム発現の例等

① PNAの策定の継続

➤ 国／地域レベルでの取組

- ・ 24年度末時点で30カ国2地域に対してPNAを実施した。情勢が流動的な国・地域に関しては随時更新している。特に、24年度はミャンマーの少数民族に対する支援の方向性や優先課題を検討するためにPNAを実施し、その後の案件形成に活用した。また、ソマリアのPNAを開始し、国家建設の動きや国際社会の支援動向を踏まえ、迅速に対応できるよう、支援体制を整えたほか、スーダンのダルフル・南部地域に関するPNAも実施した。

➤ プロジェクトレベルでの取組

- ・ 特に難民・国内避難民や元戦闘員、及び対立する民族等をコミュニティに抱えているような案件や、政治・治安情勢が流動的な地域で実施する案件については、国・地域レベルPNAに加え、その案件に特化したプロジェクトレベルのPNAを実施し、慎重な紛争予防配慮を行う必要がある。24年度はウガンダ「アチョリ地域コミュニティ開発計画策定能力強化プロジェクト」、ブルンジ「ギテガ県における紛争影響地域の生活向上のためのコミュニティ開発」、南スーダン「アッパーナイル州マラカルタウン社会経済インフラ総合開発及び緊急支援計画策定プロジェクト」等の案件が紛争要因の排除・縮小及び紛争発生・再発の予防に貢献するよう、案件レベルのPNAを実施した。

② 平和構築重点対象国・地域に対する支援

▶ フィリピン・ミンダナオ和平支援

ミンダナオ島中西部地域は、独立（後に高度な自治権）を求めるモロ・イスラム解放戦線（MILF）とフィリピン政府との間で、1970年代初頭から現在まで40年に渡る武力紛争が繰り返され、同国内で最も貧しい地域である。機構は、フィリピン政府とMILFとの和平プロセスを下支えし、紛争期から復興期及び開発期においてシームレスな協力を行うため日本政府とともに、和平合意の締結前から社会・経済開発事業（日本-バンサモロ復興開発イニシアティブ：J-BIRD）の実施や、国際停戦監視団（IMT）への要員の派遣（平成18年10月から現在まで継続中）等を実施してきている。IMTはマレーシア、ブルネイ、インドネシア、リビア、ノルウェー、EU及び日本から構成され、停戦監視、市民保護、人権・人道支援及び社会・経済開発を進めることにより、和平プロセスの確実な進捗を促進するものである。本部と支部5カ所をミンダナオ紛争影響地域全土に構えている。機構からIMTに派遣されている要員は各国派遣団と寝食を共にしながら、不安定な治安情勢であるミンダナオ全土をくまなく踏査し、紛争の影響を受けている現地コミュニティの人々と直に対話して、人々の安全保障を確保するためのニーズや課題を詳細に把握し、民生の安定化を図るためにJ-BIRD事業の発掘・形成に貢献してきている。そして機構は、コミュニティ開発や新自治政府発足に向けた組織能力強化や人材育成など具体的な事業のため、不安定な治安状況と様々な制約の多い厳しい環境下において、長期的に現地に職員、専門家及びコンサルタント等を派遣するとともに、途中、内戦再開でIMTが撤退した間（20年から1年間）も機構は要員の現地駐留を継続するなど、フィリピン政府、MILF双方から厚い信頼を得ながら和平プロセスの促進に貢献してきている。24年10月、フィリピン政府とMILFはミンダナオ和平に関する「枠組み合意」を締結し、今後包括和平合意の締結を経て新自治政府が28年（2016年）に設立されることになった。機構は、これら和平プロセスが円滑に行われ、当該地域の安定及び持続的な発展を遂げるために必要とされる包括的な協力に引き続き取り組んでおり、その一環として25年3月にはMILF和平交渉団及び新バンサモロ政府移行委員会を本邦に招聘し、新しい自治政府の発足に向けて日本の有識者との協議の場を設けた。

▶ アフガニスタン支援

タリバン政権の崩壊以降、国内外の避難民等の帰還などにより、平成11年に約200万人であったカブール市の人口は500万人を超えているとも言われており、急激なスピードで人口の増加が続いている。カブール市では都市問題が深刻化しており、都市環境の悪化は違法居住のスラム化による治安悪化や都市貧困層の増加、交通渋滞による地域経済の低迷など負の影響が懸念されており、治安の悪化は平和の定着においても大きな課題となっている。またカブール市は内陸地で山岳に囲まれた盆地であるため水資源、排水などの都市環境を適切なレベルに維持するためには限界がある。このため現在のカブール市の北方地区に新しい首都圏を開発し、人口増加への対応を進め、都市環境の維持による平和の安定を進めていく必要があり、20年に「カブール首都圏開発計画調査」によりカブール市と新都市開発地区を含むマスタープランが策定された。これを実現するために22年から「カブール首都圏開発計画推進プロジェクト」により新都市開発に係る都市人材の育成やインフラ整備支援を実施している。本協力は首都圏開発をプログラムとして、様々な支援策を盛り込み、未だガバナンス機能が脆弱なアフガニスタン政

府実施機関がカブール市及び新都市の開発を推進できる様に協力をしている。機構としても復興国における都市開発の支援という規模の大きな案件であるが、アフガニスタンは治安情勢が日々悪化している厳しい状況であり、計画通りに事業の推進ができない困難な制約環境の下で、第三国における研修等を組み入れるなど工夫して実施している。将来的にはカブール市の都市環境が維持されて人々が安心して生活できる基盤整備が整うことが期待されている。

➤ ミャンマー少数民族難民の帰還・定住支援

ミャンマーにおいては24年3月に発足した新政権が民主化・国民和解に向けた動きを進めており、中でも連邦政府と少数民族武装勢力の停戦合意が締結されたミャンマー南東部地域（カレン州・モン州）においては、タイ国境を越えて避難していた難民（24年9月時点で14万人）や国内避難民の帰還も期待されている。こうした中、ミャンマー政府は、長年の協力関係を構築してきた機構に対して他ドナーに先駆けてカレン地域の難民帰還支援の要請を行った。このような状況を踏まえ、機構は24年度に「ミャンマー国少数民族のための南東部地域総合開発支援プログラム形成準備調査」を開始し、ミャンマー南東部地域における開発課題の分析及び中長期的な開発の方向性についての検討並びに優先度の高い事業の整理を行うとともに、難民・国内避難民の帰還・定住を支援するための給水施設や生活道路の整備、農業や雇用等の生計手段の確保に係る緊急的なニーズの確認を行った。タイ国境に隣接し東西経済回廊が通過するという開発ポテンシャルをいかした中長期的な地域総合開発の方向性を検討し、帰還民が安心して定住できるよう、安定した雇用や生計手段の確保につなげる狙いがある。また、タイ側にいる難民や関係者の意向も確認する等、全ての計画策定プロセスに少数民族の声を反映させる仕組みを構築することにより、同地域の和平プロセスへ貢献し、ミャンマー少数民族地域の開発モデルを構築することを目指している。本調査では、緊急的なニーズに対応すべく、ファスト・トラック制度を適用し、通常よりも迅速な調査実施を行った。また、難民が帰還する前からの支援は機構としても前例がなく、和平交渉プロセスを慎重に見極め、様々なシナリオを想定する必要があり、新しいチャレンジでもある。

➤ 南スーダン支援

23年7月に独立した南スーダンにおいては、国連南スーダン派遣団（UNMISS）をはじめ国際社会の協力を得ながら国づくりを進めている。しかし、同国では、国内においては行政能力の欠如や、政治的権力争い、伝統的部族間対立や蔓延する武器の問題が残されており、国外においてもスーダンとの緊張関係の継続等、内憂外患の状況に置かれている。こうした状況を踏まえ、機構は、現地における平和の定着に貢献すべく、「新国家建設支援」や「基礎生活向上支援」に取り組んでいる。具体的には、道路・橋梁等の基礎インフラ整備や、政府の能力向上（人材育成）をめざしに「ジュバ河川港拡充計画」や「ジュバ市水供給改善計画」等の案件を実施している。また、首都のジュバ地域以外でも機構の支援は実施されている。例えばスーダンとの国境に近いアッパーナイル州の州都マラカルは、かつては南部スーダン3大都市の一つとして発展していたものの、長期の内戦の結果あらゆるインフラは荒廃し、人々の生活環境は著しく悪化したままである。他方で、首都ジュバとの政治的・地理的距離や政情不安によって、政府及び諸外国による支援が届きにくくなっており、給水施設や道路等をはじめとする社会経済インフラが依然として不足する一方で、帰還民や国内避難民の流入は勢いを失わず、マラカル

タウン全体が無秩序に拡大しつつあるのが現状である。これらの状況を受け機構は、2022年を目標年とするマラカルタウンの総合開発計画（マスタープラン）を作成するとともに、優先プロジェクトの選定・計画策定、給水・港湾・道路の各分野で具体的なパイロットプロジェクトを実施する「アッパーナイル州マラカルタウン社会経済インフラ総合開発及び緊急支援計画策定プロジェクト」（開発計画調査型技術協力）を実施している。

➤ **コートジボワール中部・北部紛争影響地域における行政機能回復の支援**

構造的な紛争要因として、地域の開発格差が指摘されるコートジボワールにおいて、中部・北部地域は、平成14年の内戦発生以降、南部と分断され、社会経済構造・司法体制・治安面で甚大な悪影響を受け、過去10年間で貧困率は大きく悪化した。22年4月に内戦が収束し、中部を含む複数の地域において徐々に安定した状況へと回復しつつあることを受け、特に開発が遅れ、紛争中行政機能が停止していた中部・北部地域を対象として、早期の行政サービスの回復を図るべく、24年度に「北部行政機能に係る情報収集・確認調査」を実施した。同調査を通じて、地方開発実施体制の構築及び行政サービス提供を担う人材の育成が喫緊かつ中長期的な課題であることが確認された。特に住民のニーズが高い基礎行政サービス（給水、教育等）について、紛争影響を強く受けた地域の緊急ニーズ（給水施設の復旧や学校・保健施設等の修復等）に対応しながら、複数のセクターで地方行政官の能力を強化することを目指した案件を形成している。なお、プロジェクト対象地域には、現地の治安情勢等の観点から邦人関係者が協力対象地域にアクセスすることが困難な時期や地域があるため、協力対象地域の近くにアクセス可能な法人関係者が拠点を設け、同拠点をベースにカウンターパートを呼び寄せて研修等を行うなど、治安状況を加味しつつ、当該地域の平和構築への継続的な支援を実施する工夫を行っている。

➤ **中東地域の安定化に向けた取組**

数多くの不安定要因を抱える中東地域に対し、機構は多角的なアプローチで平和構築支援を実施している。パレスチナ地域では、「平和と繁栄の回廊構想」に基づき、ジェリコ市における農産加工団地の建設等に対する技術協力、無償資金協力を駆使した支援を実施している。同地域の経済力の底上げによる安定化を図るとともに、イスラエル等周辺国との対話による信頼醸成プロセスも組み込んだアプローチを推進している。また、日本のイニシアティブのもとに立ち上げた「パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合（CEAPAD）」の枠組みのもとインドネシアやマレーシア等東アジア諸国や国際機関との連携によるパレスチナ支援も推進中であり、過去長期にわたって中東地域の不安定要因となっているパレスチナ問題の改善を図っている。イラクに対しては、イラク戦争終結後未だ続く国民生活の疲弊を緩和すべく、円借款、技術協力を駆使し、石油・ガス、農業、電力、上下水道、教育、保健・医療等、幅広い分野において、民生安定化のための経済・社会インフラの整備、ガバナンスの強化を図っている。イラク側からの高い期待に応え、日本企業の参加を促進する取組を行っている。一方、新たな地域不安定化要因となることが懸念される所謂アラブの春に対しては、その後の民主化や失業問題等の緩和による国民生活向上に資するため、エジプトやチュニジア等への選挙支援や開発計画策定支援を迅速に実施し、今後も更なる展開を図るべく案件形成を行っている。今後は、未だ内戦状態の続くシリア（周辺国に流入した難民を含む）、新体制の下復興が始まりつつある

ものの、テロの温床化が懸念されるイエメンに対する支援の展開を検討していく。

③ 平和構築案件の戦略性を強化する取組

➤ 紛争予防配慮及び平和の促進の視点を確実に入れる取組

- ・ 紛争影響国・地域での実施を予定している新規の平和構築案件については、24年度から機構内の平和構築担当部署が横断的見地からの対象地域や受益者選定に係る紛争予防配慮の観点からの留意事項、紛争要因を低減するための工夫、他の類似案件からの教訓等の助言を要望調査の段階において実施している。

➤ 紛争影響国・地域における事業評価のあり方を整理

- ・ 紛争影響国・地域における事業評価の手引きを24年度に策定し、導入を開始した。同手引きの導入を通じ、①紛争影響国・地域で実施する全ての事業に対し、紛争要因の排除・縮小に貢献するよう工夫しているか、あるいは紛争要因を助長しないかチェックするといった評価視点を導入すること、②流動的な治安や政治状況が事業に与える影響に適切に対応するため柔軟な計画の見直しを行うこと、③事業計画段階から想定されるリスクと対応策について関係者と共有・記録しておくこと、等の対応を強化することを目指している。同手引きの導入を契機に、将来の国際協力人材を育成するために機構が実施している能力強化研修に「紛争影響国・地域の事業評価」コースを新たに立ち上げ、紛争影響国における事業評価の考え方及び通常国での事業評価に加えて紛争影響国・地域でみるべき評価視点等の理解・習得を促した。

➤ 復興支援・平和構築支援の対象国・地域における緊急ニーズに対応するための迅速な事業展開と協力効果の早期発現を目指した取組

- ・ 生活基盤の再建に不可欠な基本インフラを早急に復旧するニーズ、あるいは平和の配当を示すニーズのある復興支援・平和構築支援の対象国・地域では、迅速な対応が求められる。このようなニーズに応えるために、機構はこれまでにスリランカ、スーダン、ウガンダ、コンゴ民主共和国、ハイチをはじめとする国や地域において迅速な事業展開と協力効果の早期発現を最優先課題として、開発調査型技術協力（緊急支援）を実施し、13カ国28件において同調査の中で社会基盤インフラ整備や再定住支援等における工事発注等を行ってきた。他方、復興支援・平和構築支援の対象国・地域での工事発注では、復興支援特有の各種リスクが伴うため、これらを整理するべく、プロジェクト研究「緊急開発調査のあり方検討（フェーズ3）」を24年度末に立ち上げ、検討を開始した。

④ 復興時における面的な展開や他の協力との連携を図りやすくする支援の開始

- 復興支援の初期段階における社会基盤インフラ整備は、復興基盤を支える上で重要であり、日本の無償資金協力の活用は、協力対象地域への紛争終結による目に見える具体的な平和の配当としても有効である。復興支援国では治安情勢等により邦人の現地活動が制限されるため、日本の技術力を活用した一般プロジェクト型の無償資金協力を実施することは困難であり、これまではその多くを外務省が担当する国際機関を経由しての無償資金協力で支援を行っていた。しかし、国際機関を経由する無償資金協力では機構が実施する案件との相乗効果は発現しにくくなる。このため、24年度より、無償資金協力の設計積算を機構が実施し、その成果品を現地でのオペレーションが可能な国際機関が引き継ぎ事業を進める仕組みを導入した。これにより、邦人関係者が活動を制限される中

でも有効な支援を実現する方策を取ることができる。具体的には、アフガニスタン国カブール首都圏開発プロジェクトの関連で、国連機関を調達代理機関として道路建設等を行う無償資金協力を実現したものである。

➤ **平和構築に携わる人材の育成**

- ・ 「平和構築を担う人材」として、通常の開発案件を担えるだけの知識や能力を有する人材に加えて更に平和構築に係る知識や分析能力を有する人材の育成に取り組んでいる。具体的には、能力強化研修において「平和構築・復興支援（PNA演習）」コースを実施し、PNAへの理解促進に努め、紛争影響国・地域という特殊な状況に配慮した案件の計画・実施能力の向上に取り組んだ。
- ・ また、コンサルタント業界との平和構築分野勉強会も立ち上げ、機構の平和構築に係るアプローチの説明や、業界内において復興支援案件に係るノウハウの共有促進を行い、モデル的なアプローチの確立や共有に向けて活動を開始した。

⑤ **平和構築に関する知見の蓄積及び共有・発信**

➤ **紛争後の国や地域における雇用生計向上のあり方について整理し、その成果を国際社会に発信**

- ・ 機構は紛争後の国や地域における人々の生計向上と雇用確保を促進するために有効な事業のあり方について、これまでの機構事業の経験をレビューし教訓を導き出す取組を行っている。24年度は、9カ国12事例で「紛争国における雇用と生計向上に係る情報収集・確認調査」を実施し、大きく変動する労働市場ニーズへの対応、元戦闘員や帰還民などの特別なニーズを持つグループへの対応、生計向上支援を通じた和解促進のあり方等、紛争影響国特有の課題について、効果的なアプローチを整理した。24年11月に開かれたTICAD V閣僚級準備会合（於、アジスアベバ）での「平和構築支援における若年層雇用」をテーマにしたシンポジウムにおいては、同調査の成果を、シンポジウムに参加した各国代表団、エチオピア政府、国際機関関係者ら約70人に対して発表した。シンポジウムでは、若年層の失業率の高さが紛争の発生や再発に直結すること、それを防ぐために前述の効果的なアプローチをどのように適用したかについて、ルワンダの元戦闘員への職業訓練、南スーダンの職業訓練機関強化案件の事例報告の形で発信し、多くのアフリカ各国閣僚から共感を得られた。

➤ **地雷除去、不発弾対策に対する機構の知見を共有**

- ・ 地雷・不発弾対策支援についてカンボジアでの日本の協力を通じて蓄積してきた知見を9月に開催されたクラスター弾禁止条約締約国会議を通じ、国際社会に対して発信した。また、同じく地雷除去のニーズが高いアンゴラ、ミャンマーに対し、カンボジアの経験をもとに、機構の知見を共有した。

➤ **国家の統治機能の回復に対する支援（政府機能の再建と民主的制度構築）：紛争予防の観点でのコミュニティ開発と脆弱な地方行政への関与のあり方の検討**

- ・ コンゴ民主共和国「バ・コンゴ州カタラクト県コミュニティ再生支援調査」のフォローアップ調査を通じ、紛争後に十分な行政のキャパシティがない中、基礎的インフラや社会サービスの不足に直面し、また紛争の影響を受けた人々を抱えるコミュニティへの支援の効果的なあり方の検討

を24年度に開始した。今後その有効性を検証し、25年度以降、他案件への適用や、TICAD Vサイドイベントでの発表等、国際機関等との共有を行う予定。

➤ **治安強化に対する支援（テロ・海賊対処能力向上、海上・航空保安体制強化）**

- ・ テロ・海賊行為は、開発途上国のみならず、先進国を含めた国際社会全体に直接影響を及ぼし、持続的な成長を阻害する重大な地球的規模の問題であり、日本の戦略的外交に直結する政策課題として挙げられている。海上保安分野ではフィリピン、インドネシア、マレーシアを中心にASEAN全体への海上保安能力向上のための地域的な協力を展開してきており、24年度はソマリア沖・アデン湾における海賊行為防止のために、東アフリカ諸国における協力の可能性を調査し、ジブチを対象とする海上保安プロジェクトを立ち上げた。航空保安分野についてはASEAN域内において次世代航空保安システムへの移行促進のための技術協力をフィリピン、インドネシアのほか、カンボジア、ラオス、ベトナムを対象に広域プロジェクトとして実施しており、24年度は無償資金協力により、アフガニスタン、ミャンマー、ネパールで航空保安・空港保安機能強化のための機材整備を実施した。

(3) 主要な投入（インプット）の実績

平和構築分野に対する24年度の投入実績は以下のとおりである¹。

技術協力（支出実績）	153.02 億円
無償資金協力（承諾実績）	361.74 億円
有償資金協力（承諾実績）	769.69 億円

(4) 主要な成果（アウトプット）の実績

- ① 平和構築支援を展開した国、地域の数：
 - 40カ国（うち8カ国については当該国の特定地域を支援）
- ② 直接的・間接的に能力向上の対象となった人数：
 - 6億6,953万人（①の人口の合計）

¹政治・社会・治安分野で紛争要因や紛争に起因する課題を多く抱えている国・地域（アフガニスタン、フィリピン・ミランダナオ等）で実施している全事業、及び周辺国等において実施している和解・共存、難民・帰還民支援等、平和構築課題に関連する事業

小項目 No.5 事業マネジメントと構想力の強化

大項目	1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(2) 事業マネジメントと構想力・情報発信力の強化
小項目	5. 事業マネジメントと構想力の強化
中期計画/ 年度計画	<p>【中期計画】</p> <p>(ホ) 事業の戦略性強化及び事業マネジメントの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国・地域別の分析、課題・分野別の実施指針等に基づき、技術協力、有償資金協力、無償資金協力等を有機的に組み合わせたプログラム・アプローチを推進する。 ● より戦略的、効果的かつ効率的に案件を実施するために、事業成果をとりまとめ、内外に発信するとともに、事業終了後のモニタリング及びフォローアップを含めたPDCAサイクルを徹底する。 ● 事業実施に当たり、個人、組織、制度・社会システムのすべてのレベルにおける総合的能力開発を重視し、途上国の課題対処能力の向上プロセスを包括的に支援する。 ● 開発途上地域支援における南南協力の意義と有効性に留意し、三角協力を戦略的に実施し、その知見の蓄積・発信に努める。 <p>(2) 事業構想力・情報発信力の強化</p> <p>(イ) 事業構想力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 開発課題にまつわる背景・現状を適切に把握し、課題解決のためのアプローチとして、国・地域別の開発課題を整理・分析したペーパー（中期目標期間終了までに50ヶ国程度）及び分野・課題別の分析・実施指針等の策定を促進する。 ● 戦略的な事業を実施するために、相手国政府との対話や事業実施から得られる情報を蓄積し、援助機関としての専門性を強化する。 ● 多様な関係者から得られる情報（関連する知識・ノウハウ）を活用し、現地ODAタスクフォースにおいて知見、経験及び情報の共有を行う。 <p>【年度計画】</p> <p>(ホ) 事業の戦略性強化及び事業マネジメントの向上</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 「協力プログラムの戦略性強化に係るガイドライン」を改訂し、プログラム・アプローチ推進のための基盤を整備するとともに、同ガイドラインに基づきプログラム計画書を策定し、質の高いプログラム形成に努める。 ② 各プログラム・プロジェクトにおける事業終了後のモニタリング及びフォローアップを含めたPDCAサイクルを徹底するとともに、成果達成状況の「見える化」を図る。 ③ 事後評価結果等から得られた教訓を事業実施へフィードバックするよう、機構内で推進する。 ④ 総合的能力開発（キャパシティ・ディベロプメント）を実施している優良案件の事例を収集し、関係者に共有することで意識向上を図り、キャパシティ・ディベロプメント案件の質の向上に努める。

⑤ 平成 24 年度の三角協力取組方針（仮称）を策定する。また同方針に則り、優良案件の蓄積、提供可能な情報の整理、案件形成時の協議体制構築を行い、より質の高い三角協力案件の形成・実施に努める。

(2) 事業構想力・情報発信力の強化

(イ) 事業構想力の強化

- ① 開発途上国の開発課題にまつわる背景・現状を適切に把握するために、累計で 34 ヶ国程度について国別分析ペーパーを策定する。
- ② 毎年度の事業方針に基づき、地域別事業方針を策定する。
- ③ 戦略的な事業を形成するために、相手国政府との対話や事業実施から得られる情報を蓄積し、課題や分野別の指針等の策定・更新を行いつつ、援助機関としての専門性を強化する取組を行う。
- ④ 現地 ODA タスクフォースに積極的に参加し、機構の専門家やボランティア、本邦企業、NGO 等との対話を通して得た知見や課題解決のための知見、経験、情報を共有する。

要旨

機構は、事業の戦略性強化及び事業マネジメント強化のため、プログラム・アプローチの推進、PDCA サイクルの強化、事業構想力の強化等に取り組むとともに、具体的にミャンマーにおいて迅速かつ包括的な事業の立ち上げを行った。

プログラム・アプローチの推進に向けては、「協力プログラムの戦略性強化に係るガイドライン」を改訂してプログラムの形成やモニタリング等に関する内容の充実を図ったほか、プログラム計画書により政府と中期的な協力計画を共有するための枠組みを確立するなどして、プログラム・アプローチを推進するための基盤を整備した。

また、ミャンマーにおいてはプログラム・アプローチに必要な相手国の開発計画が不十分な中で、日本側及びミャンマー側双方の関係者と対話を行い、ミャンマー政府の改革を上流から支援するための技術協力、改革の成果をいち早く国民が享受できる資金協力、中長期的な開発計画の策定支援等を組み合わせた案件形成に努め、短期間で大規模かつ包括的な支援策をとりまとめた。新規円借款の再開にあたって課題となっていた過去の累積延滞債務の解消を踏まえ、24 年度は、日本政府の経済協力方針の①国民の生活向上、②経済・社会を支える人材の能力向上や制度の整備、③持続的経済成長のために必要なインフラや制度の整備の 3 つの分野において技術協力 5 件の開始、有償資金 511 億円のプレッジ（23 年度はプレッジなし）、無償資金協力 235 億円（23 年度は約 9 億）の贈与契約（G/A）締結を行った。

PDCA サイクルの強化については、14 分野に対する方針や成果を数値も用いて取りまとめた「課題別事業成果」の改訂と公開等を行うとともに、プロジェクトレベルでの現状・成果等を体系的に可視化した「見える化サイト」に計画どおり 704 件の事業を新たに掲載（累計掲載件数は 1,508 件）したほか、案件の進捗に応じて 193 件の内容の更新を行った。同サイトへのアクセス数は 707,053 ページビュー（PV）で前年度を上回り（23 年度：589,123）、累計 1,527,800 に達した。PDCA サイクルの徹底に向けては、「事業事前評価表」への過去類似案件からの教訓の記載を徹底し、事業評価結果等から得られた教訓の新規案件へのフィードバックを促進した。

総合的能力開発（CD）に関しては、機構関係者に対する研修等を通じて、優良事例の共有を図り、CD の視点の事業への反映に努めた。三角協力に関しては、24 年度も、国際会議の場などで機構の役職

員がパネリストとし登壇して機構の取組や知見を積極的に発信し、12月にウィーンで開催された国連南南協力 EXPO2012 では、南南協力に関する機構の40年近くにわたる主導的な取組に対して南南協力賞が授与されたほか、2件の事業が優良事例として表彰された。

事業構想力の強化に関しては、新たに10カ国のJICA国別分析ペーパー(AW)を策定し、累計で20カ国・地域分が完成した。加えて16カ国については完成に向けた最終的な手続き段階にあり、累計36カ国・地域においてAWの内容を実質的に固めるに至った。AWの内容については、積極的に関係者と共有し、AWに示された方向性に沿った協力の形成を図った。

地域別事業方針については、全体の事業方針に基づき、6地域部毎に地域別事業展開の方向性を定めた。課題対応力の強化に関しては、課題別指針の整備を進め、24年度は「経済政策(公共財政管理)」、「情報通信技術」を追加し、20の分野課題において計37の指針を策定・外部公開した。

ナレッジマネジメント(KM)の強化に向けては、KM体制整備、意識改革、時間と場の創出、人事制度の4つのテーマからなるKM推進作業部会を立ち上げ、集中的かつ全組織的な検討協議を行って、「JICAナレッジマネジメント推進計画(提言)」を取りまとめた。ナレッジの整備と公開については、累計で5,652件の案件情報を整備するとともに、新たに608件のコンテンツを整備した。

現地(拡大)ODAタスクフォースにおいては、当機構の知見・経験・情報を公的機関のみならず商工会、NGO等とも共有し、援助の円滑な実施を図るとともに、日本政府の政策である民間企業の海外展開等の推進に貢献した。

指標 5-1 戦略性の高いプログラム形成に向けた取組状況

- 機構は、開発途上国との政策協議やJICA国別分析ペーパー(AW)等を通じた国・地域別分析を実施し、取り組むべき開発課題を明確にした上で、達成すべき具体的な開発目標を設定し、同目標の達成までの協力シナリオに基づき事業を形成・実施していくプログラム・アプローチを推進している。
- 戦略性の高い協力プログラムを形成するため、24年度は、21年度に策定された「協力プログラムの戦略性強化にかかるガイドライン」を改訂し、協力プログラムの形成段階におけるプロセスや留意事項を明確にしたほか、協力プログラムの実施段階におけるモニタリング体制や方法についても考え方を整理し、プログラム・アプローチを一層強化していくための基盤整備を行った。また、限られたリソースを最大限活用して、戦略的に協力プログラムを展開していくためには、リソースを集中的に投入すべき開発課題を明確にする必要があるため、AWを活用しつつ一層の「選択と集中」を進めた。
- 個々の協力プログラムについても、戦略性の向上に繋がる取組が進展した。具体的には、「事業展開計画」¹をベースに、必要予算も踏まえつつ、同文書に将来的に案件形成・実施を想定する案件を付記することにより、中長期的な視点に立って当該協力プログラムの全体像を議論・明確化する取組に着手した。今後、日本政府や相手国関係機関等とも同取組の結果を共有していくことにより戦略性強化をすすめ、「選択と集中」及び援助の予見性向上にもつながることが期待される。
- 戦略性の向上とプログラム運営の効率化の先行検討のために政府との間で選定が行われている「パイロット・プログラム」に関しては、23年度末に実施が決定したタンザニアの「コメ生産能力強化プログラム」に加えて、24年度は、ガーナの「アッパーウエスト州母子保健サービス強化プログラ

¹国別援助方針策定国については同方針の別紙として位置づけられる

ム」、インドネシアの「ジャカルタ首都圏投資促進のための運輸交通環境整備プログラム」、バングラデシュの「基礎教育の質の向上プログラム」の3件について、機構の提案する実施内容に基づきパイロット・プログラムとして実施することが政府により決定された。また、これら以外にも、15の協力プログラムについてもパイロット・プログラムの候補として具体的な計画案の策定を進めている。

- 戦略的なプログラム形成を行った事例としてミャンマーがあげられる。ミャンマーに対しては、24年4月の首脳会談において、改革の進展に伴い経済開発から貧困削減・少数民族支援まで含む広範な協力が、新たな経協方針として示された。これを受けて機構は、日本側のリソースとして政府各省・機関、有識者、企業、市民社会からの広範な協力を得、ミャンマー側の政策決定者・立案者、有識者、民間セクター、少数民族代表などとの対話を行い、短期間に大規模かつ包括的な支援策をまとめた。加えて、経協方針の見直し以前に、ミャンマーを国際社会／国際金融界に復帰させるため、戦略的なアプローチを行ったことが、今回のミャンマー本格支援再開の特徴である。支援本格化には各国・機関への延滞の解消が不可欠であったが、日本がその先鞭をつけることで、国際社会をリードした。その中には、機構によるプログラム・ローンの形成や、これを基盤とした日緬両政府による政策対話も含まれる。

▶ ミャンマーにおける戦略的プログラム形成

(1) ミャンマーに対する新経済協力方針と迅速な案件準備

- ・ 日本は、欧米による経済制裁の中でもミャンマーに対して支援を継続してきたが、23年3月に発足したテイン・セイン政権の政治・経済改革を踏まえ、24年4月の日緬首脳会談で、従来の人道目的の支援（保健・教育、農業、防災に限定）から、経済開発から貧困削減・少数民族支援まで含む広範な協力を展開していくことが新たな経済協力方針として示された。機構は新方針に沿い、幅広いステークホルダーとの協議を経て、①国民の生活向上、②経済・社会を支える人材の能力向上や制度の整備、③持続的経済成長のために必要なインフラや制度の整備の3つの分野の協力案件を短期間かつ大規模に準備した。また、改革を整合的に進捗させ、日本政府と共にモニタリングするための枠組みを構築するなど、各種取組を推進してきている。

(2) ミャンマー政府及び幅広いステークホルダーとの協議

- ・ これまで本格的な援助を受けてこなかったミャンマーは、開発計画が不在の上、ドナーの援助モダリティにも不慣れであり、様々なニーズに直面しているものの、それらの解決のための政策を実施に移すことが困難な状態であった。1年強にわたる集中的な対話の結果、先方政府内で、開発計画の検討、開発パートナーとの対話チャンネルを含む援助受入れ体制の構築等、大幅な進捗があった。
- ・ 機構は、案件形成のために、日本政府各省・機関、有識者、企業、市民社会といった広範な協力を得て、セクター毎にオール・ジャパンでミャンマー側の政策決定者・立案者、有識者、民間セクター、少数民族代表などの幅広いステークホルダーとの対話を重ねたことで、短期間（24年2月～25年3月の1年強）に大規模な支援策をまとめ、ミャンマー政府の改革を政策の上流から支援するための技術協力、改革の成果をいち早く国民が享受できる（quick win）資金協力、中長期的な開発計画の策定支援等を組み合わせた案件形成を行った。
- ・ その結果24年度は、技術協力のプロジェクト5件を協力開始、さらに25年度に向け6件の準備を行うとともに、無償資金協力235億円のG/A締結（23年度は、約9億円）、有償資金協力

511 億円のプレッジを行う（23 年度は、プレッジなし）など、短期間に大規模かつ包括的な支援策が具体化した。（経協方針に基づき実施中及び実施予定の案件は末尾掲載の通り）

- ・ なお、インフラ支援を盛り込んだ経協方針の見直しに先駆け、ヤンゴン近郊のティラワ経済特別区（外国投資を活用し改革の成果を国民に裨益する重点事業）のマスタープランの共同策定につき政治的な合意が進められていた。また、経団連は「日ミャンマー経済関係の強化に関する提言」（24 年 4 月）を発表、円借款早期再開と共にティラワ開発を始めとしたインフラ整備を積極的に進めるべきとの提言を行った。機構はこれを受けて、日緬両国の関係者の結節点として、マスタープラン及びその後の案件化を推進している。

(3) 改革全般を推進する枠組み

- ・ 機構は、対ミャンマー経済協力方針を大幅に見直し、貧困削減から経済成長に至るまで幅広い分野への支援強化をすとの政府方針に対し、以下のような戦略的な枠組み作り・環境整備を行い、積極的な貢献を行った。
- ・ 新規円借款の再開にあたって課題となっていた過去の累積延滞債務の解消に向け、一部債権の放棄とともに、ミャンマー政府が民間金融機関から超短期のブリッジ・ローンを取り入れて円借款債務を返済、これに対して同額の新規円借款を供与することで延滞債務問題を解消する方向性が、24 年 4 月の日緬首脳会合で基本合意された。日本が先行して延滞解消の先鞭をつけることで、世界銀行、アジア開発銀行（ADB）の国際金融機関に対する延滞の解消にも、ブリッジローン及び政策支援型借款を活用すとのロールモデルが形成された。
- ・ 累積延滞債務の解消を受けて供与した新規円借款は、ミャンマー政府による改革の進展を担保にした政策支援型借款の形態をとった。機構は、上記のステークホルダーとの協議を踏まえつつ、マクロ経済、社会セクター、ガバナンスの 3 分野において、ミャンマー政府関係部署（12 省・機関 27 局）と改革に向け今後実施すべき政策について緊密な議論を行った結果、ミャンマー側が進めるべき政策アクションとモニタリングの指標を「政策マトリクス」として体系化し、縦割りになりがちな先方政府にあつて財務歳入省予算局長を委員長としたモニタリング体制を構築した（借款供与後 1 年間にわたりモニタリング実施）。上記政策マトリクス及びモニタリング委員会は、日本政府がミャンマー政府の改革姿勢を注視していくにあたって定期的な政策対話の場として機能する。

(4) 政策の上流部分からの関与：金融分野支援

- ・ 政策支援型借款と並んで、政策の上流部分から実施に移していく戦略的な支援の一例として金融分野の協力がある。金融セクター改革は、ミャンマー政府が進める市場経済化、民間セクター主体の経済発展、貧困削減に向けた financial inclusion の改善や外国投資誘致にあたって不可欠の要素であることから、長期的視野に立った包括的な計画の策定が必要であり、その過程では多様な関係機関からの知見・経験が求められる。また、中銀や政策金融といった公的セクターから民間金融機関まで対象が広いこと、システム整備等のインフラから人材育成まで相互に関係ある分野に包括的に取り組んでいく必要がある。
- ・ これらに応えるため、機構は 24 年 11 月に日本の官民金融関係者から成る合同ミッションを派遣、25 年 2 月にはミャンマー財務歳入副大臣を招聘、日本政府や金融業界関係者との綿密な意見交換を実現し、重層的な政策対話を続けている。今後の効果的・効率的な支援のために、機構が日緬の関係者の結節点となり、官民連携による一貫性のある支援を推進することが非常に重要となってきた。

対ミャンマー経済協力方針

経済協力方針	I. 国民の生活向上のための支援 (少数民族や貧困層支援、 農業開発、地域の開発を含む)	II. 経済・社会を支える人材の能力向上や 制度の整備のための支援(民主化推進の ための支援を含む)	III. 持続的経済成長のために 必要なインフラや制度の 整備等の支援
具体的協力の進捗(例)	<ul style="list-style-type: none"> ●農業・農村開発 <ul style="list-style-type: none"> -小規模養殖普及(技協)(実施中)* -農業大学校の施設・機材整備(無償)(実施中) -農民参加による優良種子増殖普及(技協)(実施中)* -節水農業技術開発(技協)(実施中) -小規模畜産振興(技協)(実施中) -灌漑施設改修(円借款)(調査中) ●少数民族地域への支援 <ul style="list-style-type: none"> -カレン州の道路建設機材供与(無償)(実施中) -カレン州・モン州における帰還民定住促進支援のための地域開発(技協)(実施中) -シャン州における麻葉代替作物支援(技協)(実施中)* ●防災 <ul style="list-style-type: none"> -洪水復旧機材購入支援(無償)(実施中) -沿岸部防災機能強化(マングローブ植林)(無償)(実施中)* -エヤワティ・デルタ輪中堤復旧機材整備(無償)(実施中) -気象観測装置整備(無償)(実施中) -自然災害早期警報システム構築(技協)(実施予定) -災害多発地域道路技術改善(技協)(実施中) ●医療・保健 <ul style="list-style-type: none"> -中部地域保健施設整備(無償)(実施中) -病院医療機材整備(無償)(実施中) -主要感染症対策(技協)(実施中) -保健行政向上(技協)(実施予定) -社会福祉行政官育成(ろう者の社会参加促進)(技協)(実施中)* ●地方開発・貧困削減 <ul style="list-style-type: none"> -地方開発・貧困削減事業(円借款)(実施中) 	<ul style="list-style-type: none"> ●市場経済化支援 <ul style="list-style-type: none"> -経済改革支援(技協)(実施中) -経済特区(SEZ)開発政策支援(技協)(実施中) -通関・税関近代化(技協)(実施中) -証券監督能力強化(技協)(実施中) -銀行業務改善(本邦研修)(実施中) -中央銀行業務ICTシステム整備(無償)(調査中) ●民主化支援 <ul style="list-style-type: none"> -地方自治研修(技協)(実施中)* -法制度整備・法曹人材育成支援(技協)(実施予定) ●産業技術者育成・制度整備 <ul style="list-style-type: none"> -日・ミャンマー人材開発センター(技協)(実施中) ●教育支援 <ul style="list-style-type: none"> -人材育成奨学計画(無償)(実施中) -基礎教育の改善(技協)(実施中) -教員養成大学改善(無償)(調査中) ●JICAボランティア事業の開始 <ul style="list-style-type: none"> -シニアボランティア事業(実施中) 	<ul style="list-style-type: none"> ●ヤンゴン・ティラワ地域開発構想 <ul style="list-style-type: none"> -ティラワ周辺インフラ開発(円借款)(一部実施中) -ヤンゴン都市圏インフラ開発(各スキーム)(調査中) -ヤンゴン都市圏上下水道整備(各スキーム)(調査中) ●交通・通信網の整備 <ul style="list-style-type: none"> -全国航空保安設備整備(無償)(実施中) -ヤンゴン市渡河船供与(無償)(実施中) -ヤンゴン港・内陸水運施設改修(技協)(実施中)* -鉄道サービス・運営改善(技協)(実施予定) -全国運輸交通セクター開発(各スキーム)(調査中) -基幹通信網改善(無償・円借款)(一部実施中) ●エネルギー <ul style="list-style-type: none"> -バルーチャン第二水力発電所補修(無償)(実施中) -電力緊急リハビリ(円借款)(実施中) -ヤンゴン都市圏電力設備改善(円借款)(調査中) -ヤンゴン市電力アドバイザー(技協)(実施中)

*印の案件については2012年2月以前から行っていたもの。

図 5-1 対ミャンマー経済協力方針

指標 5-2 事業成果の発信と教訓のフィードバックの強化に向けた取組状況

- 課題別の事業成果を対外的に発信することを目的として、24年度も引き続き「課題別事業成果」を作成した。国民にもわかりやすく事業の成果を示すべく、支援した教室数や道路総延長などの数値を用いて説明し、教育、法整備支援、気候変動など14の分野における事業成果を取りまとめ、24年度は「2012年6月版」を機構のウェブサイト上に公開した。
- ODA に対する国民の理解と支持の一層の促進を図るため、プロジェクトの現状・成果等を体系的に可視化することを目的とする「ODA 見える化サイト」への掲載に引き続き取り組んだ。24年度は704件(23年度は702件)の事業を新たに掲載し、累計掲載件数は1,508件となった。うち、過去10年間に事後評価を実施した無償・有償の完了案件1,043件についても遡って掲載を進め、24年度末までに616件を掲載し、25年度末までに全対象案件の掲載を完了する予定である。なお、掲載済み案件についても、案件の進捗状況をわかりやすく伝えるため、193案件について内容の更新を行い、質の向上を図った。同サイトへのアクセス数の実績はページビュー707,053(23年度は589,123)で、累計で1527,800に達した。
- 新規事業を実施するに当たって過去の類似案件の教訓から活用可能なものを抽出すべく、事業の計画策定段階にて作成する「事業事前評価表」に「過去の類似案件からの教訓の活用」を記載する欄を設けている。抽出された教訓を活用した事例は以下のとおり(インドネシアの技術協力プロジェクトの案件形成において、ベトナムで実施された同分野の類似案件で抽出された教訓を活用したもの)。

- インドネシア「3R²及び適正廃棄物管理のためのキャパシティディベロップメント支援プロジェクト」へのベトナム類似案件の教訓活用（技術協力）
- ・ ベトナム「循環型社会の形成に向けてのハノイ市 3R イニシアチブ活性化支援プロジェクト」（技術協力）では、モデル事業を定着させ、プロジェクト終了後も継続的に実施していくため、同市の廃棄物条例の策定を支援し、その結果として廃棄物の分別処理導入にかかる関係者の責任や必要な財政措置等を含めた条例が制定された。条例案策定に当たっては、ベトナム中央政府、ハノイ市政府、公社、市民団体等関係者間会合を複数回開催し、参加者の意見を条例案に反映させ、関係者が主体的に取り組むための体制を整備したことが、関係者のオーナーシップを高め、プロジェクトの自立発展性に寄与した。
- ・ インドネシアで実施される本事業では、これらの教訓をいかし、3R 活動と廃棄物管理活動の継続的な実施に必要な中央政府レベルの省令や対象都市レベルでの市の条例の整備に関する支援をより重視した計画とした。また、本プロジェクトにおいても関係者間の定期的な会合や、住民参加型のワークショップ、中央政府と地方レベルの対象都市の共同によるモニタリング実施などを活動計画に取り込み、より実効性のある制度・組織体制構築に努めている。

指標 5-3 総合的能力開発（CD）支援の推進状況

- 総合的能力開発（Capacity Development、CD）とは、開発途上国自身が主体的に、個人や組織、社会などの複数のレベルの総体として、キャパシティを向上させていくプロセスを指す。外からの能力構築を目指すキャパシティ・ビルディングに対して、CD の特徴は、キャパシティを「開発途上国が自らの手で開発課題に対処するための能力」と定義し、開発途上国自身の主体的な努力（内発性）を重視することにある。機構は、開発途上国の CD を側面的に支援するファシリテーターの役割を担っている。
 - 機構はこれまでにマニュアル、執務参考資料等の整備や職員、専門家等内外の関係者に対する研修等を実施し、CD の概念と重要性の普及に努めてきた。24 年度は、引き続き内外の援助関係者に対する派遣前研修等にて CD に係る講義を実施したほか、優良事例の整理・共有を通じて、事業における CD の視点の反映に努めた。CD の優良事例については以下のとおり。
- **CD の視点に立った事業の実施：法・司法制度改革支援プロジェクト フェーズ 1、2（ベトナム）**
 - ・ ベトナムでは 1986 年のドイモイ政策開始以降、市場経済化が進む中で、民事法・商事法等の法制度の整備が急務とされており、機構は 1996 年（平成 8 年）から 10 年以上にわたり民商事関連法案起草の支援や法曹人材育成についての協力を行ってきた。法律づくりのプロセスにおいては、日本人専門家が常駐してベトナムの法律の理解に努めつつ、日本の法学者からの助言を得ながらベトナム司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院の職員とともに両国の法律の比較検討を繰り返し、最終的にベトナム人がベトナムの歴史的・文化的背景に合わせて完成させてきた。19 年からは、法令を運用する現場である地方司法機関及び法曹実務家の法令理解、裁判実務能力の改善を進めるために、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ベトナム弁護士連合会を対象に、地方司法機関や法曹実務家の実務上の課題を踏まえた執務参考資料の整備や法令の改正に対する協力を行い、法律の整備だけでなく、人材育成や司法にアクセスできる環境整備を包括的に支

² Reduce:廃棄物の発生抑制、Reuse:再使用、Recycle:再生利用

援し、ベトナムにおける司法制度の改善に貢献してきた。このように、専門家が常駐しながら、中央・地方の関係者各層の能力開発を重層的に支援する日本の総合的能力開発（CD）支援のアプローチの有効性に対し、ベトナム側からは高い評価が寄せられている。

指標 5-4 三角協力の取組状況

- 機構は、南南協力・三角協力を開発途上国の CD プロセスを促進するアプローチとしてとらえ、研究所の主要研究テーマの一つである「事例分析に基づく CD アプローチの再検証」に関する研究の一環として南南協力・三角協力の事例分析を行い、多種多様な南南協力・三角協力のアプローチの体系的な整理と分析を行った。その成果の一部については、研究報告書として取りまとめたうえで、11月にウィーンで国連南南協力事務所が主催した「国連南南協力エキスポ 2012」にて開発途上国関係者と合同発表を行ったほか、同研究報告書を配布した。同会合には、各国・国際機関の南南協力実施責任者を含め 1,000 人以上が会し、南南協力のあり方について議論するとともに、各国・機関の優良事例を共有した。機構は、南南協力の実施支援、優良事例や教訓の共有など 40 年近くの長きにわたる取組が評価され、南南協力賞を初めて受賞した。また、機構が実施している病院管理に関する三角協力（通称「きれいな病院」プログラム）及びドミニカ共和国と連携してハイチの農業普及員等の能力強化を支援してきた「対ハイチ農業技術研修コースプロジェクト」がそれぞれ保健分野及び農業分野における問題解決につながる模範的な事例としてソリューション賞を受賞した。

指標 5-5 国別分析ペーパー等の策定実績及び活用促進に向けた取組状況

- 機構は、多様化・複雑化する開発ニーズに対し、各開発途上国における事業をより効果的・効率的に計画、実施するために、JICA 国別分析ペーパー（JICA Country Analytical Work, AW）を策定し、国・地域別の開発課題の把握・分析及び協力の方向性を定めている。24 年度においても、AW 策定段階において、日本政府、相手国政府、他ドナー、NGO、民間企業等の関係者との協議や意見交換を丁寧に行うことで、事業の選択と集中に繋がる分析・検討を深め、AW の質の向上、更には AW を踏まえて実施する事業の質の向上を図った。AW の内容については、外務省が国別援助方針を策定するにあたっての参考資料として積極的に共有したほか、その他の外部関係者とも AW の共有を積極的に行った結果、機構の事業や協力の方向性に対する外部関係者の理解が深まるとともに、AW に示された方向性に沿った協力を着実に進めることができた。
- 24 年度は 10 カ国において新たに AW を策定し、累計で 20 カ国・地域の AW が完成した。加えて 16 カ国が完成に向けた最終段階にあり、累計 36 カ国・地域で AW の内容が実質的に固まりつつある状況である。AW の具体的な活用事例については以下のとおり。
 - AW の活用事例
 - キルギスの AW 策定過程においては、大統領、首相以下、相手国政府関係者との間で協力の方向性に関する協議を行うとともに、他ドナーとの検討会を通じ、他ドナーのキルギスへの支援の方向性を踏まえ、AW の内容の妥当性を確認した。政策対話の場や国別援助方針の策定に加え、AW の分析を活用した協議を通じて、相手国政府や他ドナーの関係者の中で日本の協力の方向性に対する理解が浸透した。25 年 2 月の大統領訪日時には、国別援助方針や AW の分析を踏まえた円借款案件の新規要請がなされた。また、援助重点分野につき、AW を基に日本大使館と協議し、

日本政府として取り組むべき方針と其中で機構が取り組むべき重点分野を明確化し、国別援助方針の戦略性を向上させた。

- ・ モンゴルでは、23年8月にAW策定後の初めての要望調査となった24年度要望調査において、AWに基づき、選択と集中を意識した案件形成及び現地ODAタスクフォース等を通じた先方政府との協議を重ねた結果、援助重点分野に合致した要請がなされた。具体的には、技術協力案件について、23年度要望調査では24案件の要請に対し2件の採択に留まったのに対し、24年度要望調査では12件の要請に対し6件の採択となった。AWの活用を通じ、機構の援助重点分野等に関する考え方をモンゴル国政府や日本の外務省等と積極的に共有したことが、優良案件のより効率的な形成、高い採択率という形で成果として現れたものである。

指標 5-6 国・地域及び分野・課題別の分析・実施指針等の策定・活用の推進状況

国・地域の分析・実施指針等の作成・活用状況

- ODAに関する政府の重点政策や方針を踏まえ、24年度に機構が取り組むべき事業の全体方針（事業展開の方向性）を作成し、年度冒頭の理事会での審議を経て、中期計画・年度計画をはじめとする上位目標等を念頭に各部署が自律的に策定する部署別年間計画に反映している。24年度は、地域別事業展開の方向性も部署別年間計画に含めることとした。
- アフリカ部においては、部署別年間計画において第4回アフリカ開発会議（TICAD IV）公約達成とTICAD Vを見据えた取組、民間連携の促進と平和構築支援への取組、地域別・国別戦略の明確化等を24年度の基本目標として設定し、以下のとおり業務に取り組んだ。

➤ アフリカにおける事業展開の方向性を踏まえた取組

(1) TICAD IV 公約達成と TICAD V を見据えた取組

- ・ 20年5月に開催されたTICAD IVの3本柱である「成長の加速化」、「人間の安全保障の確立」、「環境・気候変動」に沿って日本政府が掲げた「横浜行動計画」及び対アフリカODA倍増、最大40億ドルの新規円借款供与などの公約達成に向けて、迅速な事業展開に取り組んだ。その結果、対アフリカODA倍増（9億ドル/年から18億ドル/年：ネットディスバースペース）については24年時点で18.5億ドル、最大40億ドルの新規円借款供与については43.3億ドルを達成した。
- ・ TICAD V（25年6月開催）を見据えて、過去20年間の日本のアフリカ開発に係るレビューを行い、各課題に対する協力量針や具体的な支援策及び目標設定に係る政府へのインプットを行うとともに、TICAD Vにおける宣言文・行動計画の原案策定作業に貢献した。
- ・ 同時に、アフリカ開発について機構が蓄積してきた経験や考え方をまとめるとともに、TICAD V及びその後のアフリカ開発についての国際的な議論への貢献を目的として、調査研究「For Inclusive and Dynamic Development in Sub-Saharan Africa」を実施した。同調査研究では、アフリカの実体経済・社会の現状・課題を現場主義の視点から分析し、開発金融・資金協力、人材育成・技術協力、平和構築に至るまでの包括的な提言を行なった。

(2) 民間連携の促進と平和構築支援への取組

- ・ アフリカにおける民間連携関連情報を整理するとともに、民間企業への情報提供を強化し、東京、名古屋、大阪を含め、全国7都市でアフリカビジネスセミナーを日本貿易振興機構（JETRO）と共催した。また、アフリカ展開を目指す民間企業10社をエチオピア、セネガルに派遣したほか、

外務省主催のアフリカ貿易・投資促進官民合同ミッション2件（モザンビーク日伯合同、コンゴ（民）・ジンバブエ）の企画・実施を支援した。さらに、TICAD Vに向けて、TICAD V 官民連携協議会に参加し、経団連等の民間経済団体とアフリカにおける官民連携策についての提言をまとめるべく議論に貢献した。

- ・ 平和構築支援や防災協力等の課題については、政府の公約や国際的な動向を踏まえ、南北スーダンやコートジボワールに対する支援を継続したほか、ソマリアへの支援の方向性案を策定した。

(3) 地域別・国別戦略の明確化

- ・ 主要協力国を中心に、AW、課題別の分析・実施指針等に基づき、「持続的経済成長」「貧困削減（MDGs 達成への貢献）」「平和の構築」「地球規模課題への対応」等に資する、戦略性の高いプログラムの形成を推進した。
- ・ 「アフリカ稲作新興のための共同体（CARD）」、「理数科教育強化計画（SMASE）」、「みんなの学校」「KAIZEN」等の機構事業の広域展開を推進するとともに、日本の協力の柱となるインフラ支援においては地域経済共同体（RECs）との議論を踏まえつつ各地域の戦略を策定した。

分野・課題別の分析・実施指針等の策定・活用状況

- 機構は、多様な開発課題を 23 の分野・課題に分類し、各分野における事業実施上の留意点や協力の方向性などを「課題別指針」として体系的にまとめており、24 年度は新たに「経済政策（公共財政管理：和文）」、「情報通信技術」（英文）の課題別指針を作成し、24 年度末までに 20 の分野・課題³において計 37 の指針を策定・外部公開している（指標 5-7「機構内のナレッジマネジメントの推進に向けた取組状況」参照）。

表 5-1 23 分野・課題における 41 課題（サブ・カテゴリー）

分野・課題	サブ・カテゴリー	分野・課題	サブ・カテゴリー
1. 教育	基礎教育、技術教育、ノンフォーマル教育、高等教育	13. 自然環境保全	自然環境保全
2. 保健医療	HIV/AIDS対策、寄生虫対策、母子保健、看護教育、結核対策、マラリア対策	14. 水産	水産
3. 水資源/防災	水資源、災害対策（防災）	15. ジェンダーと開発	ジェンダーと開発
4. ガバナンス	地方行政、法整備支援、統計	16. 都市開発/地域開発	都市・地域開発
5. 平和構築	平和構築	17. 貧困削減	貧困削減
6. 社会保障	障害者支援、社会保障（医療保険、年金、社会福祉）	18. 環境管理	環境管理（大気汚染/水質汚濁）、廃棄物管理、地球温暖化対策
7. 運輸交通	運輸交通	19. 援助アプローチ/戦略	N A
8. 情報通信技術	情報通信技術	20. 評価	N A
9. 資源・エネルギー	エネルギー供給、省エネルギー、再生可能エネルギー、鉱業	21. 南南協力	南南協力
10. 経済政策	経済政策、財政（公共財政管理）、金融	22. 市民参加	市民参加
11. 民間セクター開発	中小企業振興、貿易/投資促進、観光	23. 日本語教育	N A
12. 農業開発/農村開発	農業開発・農村開発		

- また、重要課題・分野に関しては、上述の「課題別指針」とあわせて、機構の協力の基本方針を示

³課題別指針になじまない「援助アプローチ」「評価」「日本語教育」を除いた 20 分野において課題別指針を作成している。

す「ポジション・ペーパー」の策定・更新及び活用を進めている。24年度は、「水・衛生分野の協力」、「公共財政管理」、「農業・農村開発」の3分野について新たにポジション・ペーパーを作成した。

指標 5-7 機構内のナレッジマネジメントの推進に向けた取組状況

機構内のナレッジマネジメント（KM）を推進する取組

- 機構は、援助機関としての専門性を強化すべく、事業の実施や調査研究等から得られた教訓、知見等を分析し、ナレッジとして蓄積、活用を図る、ナレッジマネジメント（KM）を推進している。25年1月には、理事長自らが、事業成果の対外発信の強化、暗黙知から形式知への転換、コアスキルの習得と向上等、KMの取組の強化と方向性を機構内に発信して周知した。また、KM推進作業部会と4つのサブタスク（KM体制整備、意識改革、時間と場の創出、人事制度）を立ち上げ、KM推進のためのアクションプランを作成した。

分野・課題における対応状況（ナレッジサイトの活用）

- 課題対応力を高める取組としては、指標5-6で既述の23分野・課題のノウハウの蓄積・発信に努めるべく、「分野課題別タスクフォース」を設置し、勉強会の開催、調査研究活動、各種報告書やガイドラインの作成、国際会議やシンポジウム等での情報発信等の活動を行っている。24年度は、既述の通り「経済政策（公共財政管理）」（和文）、「情報通信技術」（英文）の課題別指針を作成したほか、「水・衛生分野の協力」、「公共財政管理」、「農業・農村開発」のポジション・ペーパーを作成した。
- これら課題別指針、ポジション・ペーパーのほか、プロジェクト情報、国際会議等で使用された対外発信資料、分野課題別タスクフォースが発信しているニュースレター等を含む分野・課題情報を広く共有し、その活用を促進するためのデータベース（JICAナレッジサイト）を運用し、これら情報を内外に公開している。24年度は引き続きコンテンツの整備、拡充に取り組み、新たに608件の案件情報をJICAナレッジサイトに掲載し、累計で5,652件の案件情報を同サイトに掲載した。24年度は、同ナレッジサイトコンテンツに月平均1,097人のアクセスがあり、23年度（月平均1,012人）から拡大した。
- また、国際協力人材・事務所員赴任前研修（23回）の実施や、新人職員研修（2回）等を通じて、同サイトの効果的な活用等、ウェブベースのナレッジマネジメントについて、組織内における更なる定着を図った。

指標 5-8 現地 ODA タスクフォースにおける知見・経験・情報の共有状況

- 機構は引き続き現地 ODA タスクフォース及び拡大現地 ODA タスクフォースに積極的に参画し、機構の知見・経験・情報を参加メンバーと共有することにより、公的機関のみならず商工会、NGO等との一層の連携強化を図り、開発効果の向上に貢献した。特に、機構は日本政府の政策を踏まえ ODA を活用した民間企業の海外展開支援、インフラシステム輸出等に資する取組を進めているところであり、この関係で機構が現地 ODA タスクフォースにおいて行った具体的な活動事例は以下のとおり。

➤ カンボジアにおいて、本邦企業商工会会員を対象として、機構が実施しているインフラ整備に

関する協力内容を説明するとともに、商社、メーカー、物流会社等、20社程度の本邦企業と意見交換を行う機会を複数回設け、本邦企業の海外展開支援等にも資する ODA 案件の組成に活用した。

- 中東・欧州地域等において、「パッケージ型インフラ海外展開」を推進するために主な在外公館に配置された日本政府のインフラプロジェクト専門官と連携を密に取りつつ情報収集・整理を行うとともに、得られた情報を拡大現地 ODA タスクフォースのメンバーとも共有し、本邦企業の海外展開支援の具体的な方策について議論を深めた。

- また、現地 ODA タスクフォースにおける機構からの時宜を得た情報共有が援助の円滑な実施にも繋がっている。具体例は、以下のとおり。
 - 南スーダンでは PKO と毎週連携調整会議を開催しており、機構、政府連絡事務所（外務省）、PKO の 3 者間で緊密な情報交換を行っている。「ナバリ地区コミュニティ道路整備計画」では、機構が実施した同地区の水文調査の結果を連携調整会議等で共有し、外務省の草の根・人間の安全保障無償による舗装工事や PKO による路盤整備、排水側溝の整備等の円滑な実施に貢献している。
 - バングラデシュの初等教育分野において、機構が派遣している専門家やボランティアの活動から得られた情報を現地 ODA タスクフォースのメンバーである大使館関係者に共有しており、相手国政府のセクタープログラムの年次評価会合等の主要な会議において、日本の支援の成果（同国自身の開発プログラムへの日本の支援の貢献）を実施機関レベルに留まらず、政府レベルからも効果的にアピールすることが出来た。

小項目 No.6 研究

大項目	1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(2) 事業構想力・情報発信力の強化
小項目	6. 研究
中期計画/ 年度計画	<p>【中期計画】 開発途上地域及び我が国を含む国際社会の情勢の変化に対する洞察と中長期的な展望を踏まえつつ、より戦略的、効果的かつ効率的な事業を実施するため、機構は、開発協力に関係する我が国及び海外の大学や研究機関と連携し、機構事業での確実な活用及び国際的な援助潮流への影響を拡大すべく、研究領域を設定し、また研究課題を実施する。その貢献について定期的に検証を行い、研究の成果に基づき対外発信を更に充実させる。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 機構の事業への反映や国際援助潮流に影響を与え得る研究テーマの設定を行うとともに、質の高い研究を効率的に実施するため、機構が事業実施を通じて培ったこれまでの知見を活用しつつ、共同研究や委託を含めて国内外のリソースとの連携、内部体制の充実、外部査読、第三者委員会による検証等の研究の質の確保への取組を強化する。また、研究成果の組織内への還元と対外発信の強化のため、戦略的な発信機会の確保と発信媒体の工夫に取り組む。 <p>【年度計画】 機構が蓄積した知見を活用しつつ、国内外の研究ネットワークとの共同研究を基本スタイルとし、事業へのフィードバックと国際援助潮流の形成に資する国際水準の研究を推進する。あわせてワーキングペーパーや英語・日本語の書籍等にて研究成果を発信していくとともに、国際シンポジウム・セミナーの開催、ウェブサイトの充実等により発信を強化する。</p>

要旨

平成24年度は、第3期中期目標期間（24～28年度）の研究所の活動方針を策定し、引き続き、国際援助潮流の形成と機構の事業の戦略的な実施に貢献する研究を推進する方針を掲げて、優先的に進めるべき具体的取組を整理した。ワーキングペーパー16本、書籍8冊（23年度、それぞれ17本、4冊）、英文報告書5冊、和文1冊（23年度英文1冊）を刊行したほか、研究成果に基づく論文が海外の学術誌に5本掲載（23年度4本）されるなど、海外に向けた英文の成果物を中心に、全体として前年度を上回る発信を行い、ワーキングペーパーのダウンロード実績も4割近く増加した。

24年度は特に、ミレニアム開発目標年（2015年）を目前に控えて、ポスト2015を念頭に新たな援助潮流の形成に向けた議論が活発化する中、機構が従来から重視してきた「人間の安全保障」の視点や、機構のビジョン「すべての人々が恩恵を受けるダイナミックな開発（Inclusive and Dynamic Development）」に掲げる「包摂性（Inclusiveness）」、東日本大震災の経験も踏まえて社会が備えるべき防災・減災の機能に着目した「強靭性（Resilience）」等、機構が重点的に推進してきた取組や研究成果から得られた視点の新たな援助潮流への反映を図るための研究の実施や、国際的な議論の場での積極的な発信を行った。

具体的には、「ポスト2015における開発戦略に関する実証研究」に取り組み、国連開発計画（UNDP）

が主催する「ポスト2015開発課題に関するグローバル課題別コンサルテーション会合」等で発信した。米国のブルッキングス研究所とは、中東・北アフリカ地域における「アラブの春」後の包摂的な成長に関する共同研究を進め、5本の研究論文の発表セミナーを開催したほか、開発援助のスケールアップに向けた共同研究も行い、その成果が書籍として発刊された。

また、10月に開催されたIMF・世界銀行総会における4件の公式セミナーを世界銀行等と共催するなどして、ポスト2015に向けて包摂性や強靱性等の重要性を訴える発信を機構の取組や研究成果を踏まえつつ積極的に行ってきた。

24年度はさらに、UNDPの「人間開発報告書（HDR）」のアドバイザー・パネルに、ノーベル賞受賞者や著名な学識経験者らとともに、日本からの唯一のメンバーとして機構の理事長が就任し、「南の台頭」を主題とする2013年報告書（HDR2013）には、機構が推進してきた南南協力の有効性に関する理事長の署名囲み記事が掲載されたほか、25年3月に開催されたアドバイザー会合に参画し、2014年報告書（HDR2014）の方向性を巡る議論に貢献した。HDR2014の作成に向けては、前年度に引き続いて、UNDPとの共催による東アジアコンサルテーション・ミーティングを機構の研究所で開催し、開発援助を巡る東アジアにおける知的交流のハブとしての役割を担った。

加えて、ノーベル経済学賞受賞者のスティグリッツ教授やUNDP総裁、国連日本政府代表部大使などとともにアフリカの開発等に関するセミナーを国連本部で2度にわたって開催した。

24年度には、国際社会で存在感を増している新興国の開発協力の動向に関する分析にも取り組むとともに、新興国の研究機関との連携にも努めた。

事業の戦略的实施に貢献する研究については、全ての事業部門長との協議を実施するなど研究所と事業部門が緊密に連携し、青年海外協力隊事業を学際的に分析する研究や、開発途上国の制度構築に本邦研修が果たす役割を分析する研究をはじめとして、事業部門のニーズを踏まえた研究テーマの設定や事業部門の知見の活用にも努めた。また、研究成果を機構内関係者と広く共有し、確実に活用するため、機構内部向けのランチタイムセミナーを34回開催した。

対外発信の強化に向けては、ミャンマー経済に関する公開セミナーなど、機構の事業実施上優先度の高いテーマを中心に、国内外におけるセミナー、シンポジウムを計23回開催した。

24年度には、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（22年12月閣議決定）を踏まえて23年度に設置した第三者評価委員会を引き続き開催し（第2回：24年5月、第3回：25年5月）、英文の書籍や報告書が多く発行されるなど、全体的に成果が上がってきている、との好意的な評価を得た。

指標 6-1 開発効果の向上に資する質の高い研究の実施および対外発信と事業へのフィードバック強化に向けた取組状況

- 24年度は、10月に第3期中期目標期間（24～28年度）の研究所の活動方針を策定し、引き続き、機構の事業の戦略的な実施と国際援助潮流の形成に貢献する研究を推進し、対外発信の強化や研究体制の充実を図りつつ、職員の人材育成機能の一端も担っていくこととした。

表 6-1 研究所の第 3 期中期目標期間中の活動方針概要

1.活動方針	① 機構/日本に蓄積された援助の知見の体系化：援助効果の向上を目指す ② 機構事業の戦略的实施と国際援助潮流の形成に貢献する研究の推進 ③ 対外発信の強化 ④ 地球ひろばとともに JICA 市ヶ谷ビルの幅広いユーザーにサービスを提供 ⑤ 研究所の体制の充実、職員の人材育成
2.重点分野	①平和と開発、②成長と貧困削減、③環境と開発・気候変動、④援助戦略
3.具体的取組	① 実務者と研究者のグローバルなコラボレーション（事業部門との協働、国際的な研究機関とのネットワーク強化） ② 戦略的な研究テーマの設定（機構事業へのフィードバック、新たな開発アプローチの発案、国際援助潮流形成への貢献） ③ 研究成果の発信（国際会合のサイドイベント開催、外部に対する学術的インプット） ④ 知識の体系化のための基盤整備 ⑤ 開かれた活動の強化（図書館機能、地球ひろばとの連携） ⑥ 研究体制のさらなる充実、人材育成（職員の研究ノウハウ習得や成果発表支援）

- 上記方針を踏まえつつ、24 年度は、新規、継続あわせて 20 件の研究プロジェクトを実施し（フォローアップ案件を除く）、うち 15 件については外部の研究者の参加も得て行った。研究プロジェクトの成果としては、23 年度と同程度となる 16 本のワーキングペーパーを発刊した（22 年度 14 本、23 年度 17 本）。ワーキングペーパーについては、対外公表にあたり、研究所内の事前審査、一線級の海外研究者 2 名による査読、査読結果を踏まえた研究所内審査委員会による審査を引き続き徹底し、国際水準の研究レベルの確保に努めた。

表 6-2 24 年度に実施した研究プロジェクト一覧

研究領域	研究テーマ	研究プロジェクト名	種別
平和と開発	武力紛争予防と国家建設	1 アフリカにおける暴力的紛争の予防- 開発協力が果たす役割	継続
		2 紛争後の土地・不動産問題- 国家建設と経済発展の視点から	継続
		3 効果的な難民・国内避難民の帰還支援研究- ボスニア・ヘルツェゴビナを事例に	継続
成長と貧困削減	アフリカの経済開発	4 アフリカにおける民族の多様性と経済的不安定	継続
		5 サブサハラ・アフリカにおける米生産拡大の実証分析	継続
		6 ケニア農村部における天候リスク対応策の実証研究	継続
	アジアの経済開発	7 バングラデシュにおけるリスクと貧困に関する実証研究	新規
		8 インドネシアにおける多面的な貧困と貧困ダイナミクスに関する分析	新規
9 東南アジア型組織経営モデル研究	新規		
環境と開発	気候変動	10 JICA事業による温室効果ガス削減効果に関する研究	継続
援助戦略	効果的な援助	11 事例分析に基づくCDアプローチの再検証	継続
		12 JICA事業の体系的なインパクト分析の手法開発	継続
		13 開発援助レジームにおける財政支援の意義と限界	継続
		14 途上国の制度構築における研修事業の役割	新規
		15 主体性醸成のプロセスと要因にかかる学際的研究:中南米における事例を中心に	新規
	新しい援助アジェンダ	16 イスラム紛争影響国における人的資本形成とジェンダー平等：イエメンにおける基礎教育の事例研究	継続
		17 青年海外協力隊の学際的研究	継続
		18 ポスト2015における開発戦略に関する実証研究	新規
		19 幸福度からみた開発政策再考に関する調査研究	新規
		20 開発協力戦略の国際比較研究：G20新興国を中心に	新規

- 研究所設立以来 24 年度末までに発刊された合計 61 本のワーキングペーパーのダウンロード数は 24 年度の 1 年間で総計 30,000 を超え、前年度比で 4 割近く拡大するなど（23 年度：21,891）、研究成果の認知度が向上しているものと思われる。

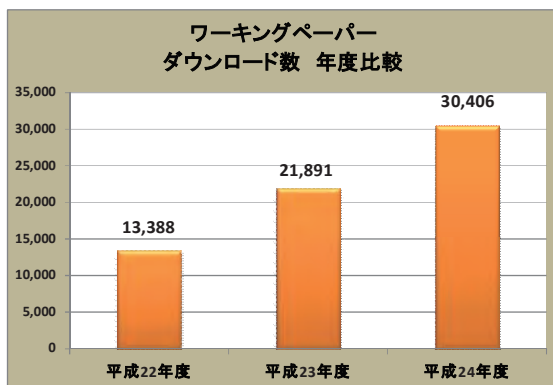


図 6-1 ワーキングペーパーの年度あたりダウンロード実績

- 書籍については、研究所の主要研究テーマの一つである「事例分析に基づく CD アプローチの再検証」に関する研究の一環として、南南協力・三角協力の事例分析結果を取りまとめたレポートなど 8 冊を刊行し、前年度の実績（4 冊）を上回る成果を上げた。24 年度には、機構が進める南南協力の取組について、40 年近くにわたる支援の実績や、調査・研究等を通じた優良事例・教訓の発信等が評価され、国際連合南南協力事務所より南南協力賞を受賞した。同賞の授与式が行われた国連南南協力 EXPO（11 月、於ウィーン）のハイレベル実務者会合では、機構の上級審議役がオープニングスピーチを行い、南南協力の事例分析の成果として上記レポートを紹介し、会場内で配布した。

表 6-3 24 年度に発刊した書籍一覧

英文書籍（4冊）		
著者等	タイトル	出版元
Ryo Fujikura and Tomoyo Toyota, eds.	Climate Change Mitigation and Development Cooperation : Making Development Cooperation More Effective	London: Taylor and Francis
Hiroyuki Hino, John Lonsdale, Gustav Ranis, and Frances Stewart, eds.	Ethnic Diversity and Economic Instability in Africa: Interdisciplinary Perspectives	Cambridge: Cambridge University Press
Hiroshi Kato, ed.	Scaling Up South-South and Triangular Cooperation	JICA Research Institute
Laurence Chandy, Akio Hosono, Homi Kharas, and Johannes F. Linn eds.	Getting to Scale: How to Bring Development Solutions to Millions of Poor People	Brookings Institution Press
邦文書籍（4冊）		
著者等	タイトル	出版元
本郷 豊、細野 昭雄 著	ブラジルの不毛の大地『セラード』開発の奇跡	ダイヤモンド社
橋本 謙 著	中米の知られざる風土病『シャーガス病』克服への道	ダイヤモンド社
明石康、大島賢三 監修、柳沢香枝 編著	大災害に立ち向かう世界と日本 ―災害と国際協カ―	佐伯印刷社
尾高煌之助・三重野文晴編著	ミャンマー経済の新しい光	勁草書房社

- このほか、報告書として研究成果を取りまとめて発表したものが 24 年度には英文 5 冊、和文 1 冊（23 年度は英文 1 冊）に上り、前年度の実績を上回って達成した。わが国によるアフガニスタン復

興支援活動を取りまとめた報告書（英文、和文）は7月に開催されたアフガニスタンに関する東京会合にあわせて実施したイベントでアフガニスタン政府関係者等に配布して、わが国支援活動の実績をアピールした。

表 6-4 24 年度に発表した報告書一覧

英文報告書（5冊）		
著者等	タイトル	出版元
Akio Hosono and Yutaka Hongo.	Cerrado Agriculture: A Model of Sustainable and Inclusive Development	JICA Research Institute
Herman Joseph S. Kraft ed.	Mainstreaming Human Security in ASEAN Integration, Volume 2: Lessons Learned from MDGs Implementation in Southeast Asia	Philippines: Institute for Strategic and Development Studies, Inc.
Carolina G. Hernandez and Herman Joseph S. Kraft eds.	Mainstreaming Human Security in ASEAN Integration, Volume 3: Human Security and the Blueprints for Realizing the ASEAN Community	Philippines: Institute for Strategic and Development Studies, Inc.
Project Team on Afghanistan	Afghanistan and Japan ---Working Together on State-Building and Development	JICA Research Institute
Ken Miuchi and Omar Farouk eds.	Dynamics of Southeast Asian Muslims in the Era of Globalization	JICA Research Institute
和文報告書（1冊）		
著者等	タイトル	出版元
アフガニスタン・プロジェクト・チーム	アフガニスタンに平和の礎を～人々の生活再建に奔走する日本人たち～	JICA研究所

- 研究成果を基にした海外の学術誌への投稿も進めており、24年度には5本の論文が掲載された（23年度4本）。特に、国際協力銀行開発金融研究所時代から長期間にわたり実施した研究プロジェクト「スリランカにおける灌漑インフラの貧困削減効果」を基にしたソーシャル・キャピタルをテーマとした論文は、国際開発分野の主要ジャーナルの一つである World Development に掲載された。同論文の共著者の一人である澤田康幸客員研究員（東京大学教授）は、日本経済新聞の「経済教室」で同論文を紹介しつつ、貧困削減や震災復興におけるソーシャル・キャピタルの重要性を強調している。

表 6-5 24 年度に海外の学術誌に掲載された論文一覧

著者等	タイトル	掲載学術誌及び掲載箇所
Yoshiko Koda, and Takako Yuki	The labor market outcomes of two forms of cross-border higher education degree programs between Malaysia and Japan	International Journal of Educational Development, August 2012 (Online)
Masahiro Shoji, Keitaro Aoyagi, Ryuji Kasahara, Mika Ueyama, and Yasuyuki Sawada	Social Capital Formation and Credit Access: Evidence from Sri Lanka	World Development Vol. 40, No. 12, December 2012, Pages 2522–2536
Akiko Hagiwara, Mika Ueyama, Asad Ramlawi and Yasuyuki Sawada	Is the Maternal and Child Health (MCH) Handbook Effective to Improve Health Behavior? Evidence from Palestine	Journal of Public Health Policy, Volume 34, Number 1, January 2013, Pages 31-45
Yasuyuki Sawada, Ryuji Kasahara, Keitaro Aoyagi, Masahiro Shoji, and Mika Ueyama	Modes of Collective Action in Village Economies: Evidence from Natural and Artefactual Field Experiments in a Developing Country	Asian Development Review, Number 1, Volume 30, March 2013, Pages 31-51
Takako Yuki, Keiko Mizuno, Keiichi Ogawa, Sakai Mihoko	Promoting gender parity in basic education: Lessons from a technical cooperation project in Yemen	International Review of Education, March 2013 (Online)

国際援助潮流の形成に向けた貢献

～ミレニアム開発目標以降（ポスト 2015）の開発戦略の形成、新興国の動向分析等～

- 24 年度は特に、ミレニアム開発目標年（2015 年）以降の開発戦略の形成に寄与するべく、関連する研究の実施や国際的な議論の場への参画を積極的に進めた。具体的には、「ポスト 2015 における開発戦略に関する実証研究」に取り組み、ポスト 2015 に関する政策提言を形作る基盤として、機構のビジョン「すべての人々が恩恵を受ける、ダイナミックな開発（Inclusive and Dynamic Development）」に掲げられる「Inclusiveness（包摂性）」と東日本大震災の経験も踏まえて開発途上国の「Resilience（強靭性）」の重要性についての実証的な分析を進めた。また、国連開発計画（UNDP）等が主催する「ポスト 2015 開発課題に関するグローバル課題別コンサルテーション会合」（11 月、於ウィーン）に研究所の職員が参加し、上記研究に触れつつ、機構の取組や知見を紹介した。
- 24 年度はさらに、途上国開発の新たなパートナーである新興国の動向を把握すべく、新興国による開発協力の多様な実態を分析する「開発協力戦略の国際比較研究」に取り組んだほか、関連する国際会議への参加や新興国の開発研究機関関係者との意見交換等を行った。このほか、東日本大震災の経験や機構の開発途上国に対する災害関連支援の知見を踏まえて、災害時の救助・救援、その後の復旧・復興支援や防災に係る具体的な支援事例や国際社会のルールや協調のしくみ等を紹介した書籍「大災害に立ち向かう世界と日本－災害と国際協力－」を発刊した。

国際的に影響力のある開発機関や研究機関等との連携

- 世界銀行が発行する世界開発報告書（World Development Report : WDR）の 2013 年版（テーマ「Jobs（仕事）」）において 7 カ国を対象に行われたケーススタディのうち、研究所はバングラデシュを担当し、人間開発と経済成長の両面での成功事例として囲み記事で取り上げられた。9 月には、WDR の主要執筆メンバーである大塚啓二郎政策研究大学院大学教授を招いて、本報告の概要紹介を目的とした公開セミナーを研究所で開催した。10 月に東京で開催された国際通貨基金（IMF）・世界銀行の年次総会に際して開催された公式イベント（Program of Seminars）では、「政府政策によって開発に有効な就業の実現は可能か」と題したセミナーを世界銀行と共催し、基調講演を機構理事長が行うとともに、パネリストとして研究所の客員研究員（澤田康幸東京大学教授）が参加し、就業構造の変化のためのインフラ整備の重要性を強調した。IMF・世界銀行総会においては、上記セミナーに加えて、「脆弱な都市－都市防災リスクマネージメントのニーズへの対応」、「正しい成長への道筋－製造業と近代的サービス業」、「開発パートナーセッション－変わりつつある世界における開発協力」等、合計で 4 件の公式セミナーを世界銀行と共催するなどして、ポスト 2015 の新たな援助潮流の形成に向けた貢献を念頭に、機構の取組や研究の成果に基づく発信を行った。
- UNDP が発行する人間開発報告書（Human Development Report : HDR）に関しては、ノーベル賞受賞者や著名な学識経験者、各国の閣僚経験者等から構成されるアドバイザー・パネルに、日本からの唯一のメンバーとして機構理事長が就任した（5 月）。「南の台頭」を主題とした 2013 年報告書には、機構が推進してきた南南協力の有効性に関する機構理事長の署名囲み記事が掲載され、南南協力・三角協力についての日本の考え方や機構の取組を発信した。なお、機構が進めてきた南南協力に関する長年の取組や研究成果に対しては、前述のとおり、国際連合南南協力事務所より 24 年度に南南協力賞が授与されている。
- また、UNDP との共催による人間開発報告書作成に向けた東アジアコンサルテーション・ミーティ

ングを前年度に引き続き研究所で開催し（25年3月）、日本をはじめとする東アジア諸国の研究者・有識者30名以上が参加し、東アジアにおける知的交流のハブとしての役割を印象づけた（小項目No.15「国際社会におけるリーダーシップへの貢献」の指標15-1「国際援助潮流形成や地球規模課題への貢献に向けた取組状況」参照）。

- 研究機関との連携に関しては、国際援助潮流の形成に大きな影響力を持つ米国のブルッキングス研究所と共同で、中東・北アフリカ地域における「アラブの春」後の包摂的な成長に関する研究を進めており（24年2月から3年間）、25年1月には一年次の研究成果である5本の研究論文の発表セミナーがブルッキングス研究所で開催され、機構職員もパネリストとして参加した。ブルッキングス研究所とは、開発援助のスケールアップに向けた共同研究を行い、その成果は“Getting to Scale : How to Bring Development Solutions to Millions of Poor People”として発刊された。英国サセックスの開発学研究所（IDS）とは、フランス開発庁（AFD）も交えて「質の伴った成長（Quality of Growth）」のあり方を議論し（11月）、引き続き議論を深めて成果を取りまとめることとした。中国商務部国際貿易経済合作研究院（CAITEC）との間でアフリカ開発と両国の援助動向をテーマに意見交換を実施するなど、アジアの研究機関との連携も推進した。

機構事業へのフィードバックを通じた機構事業の戦略的实施への貢献

- 機構事業の戦略的実施への貢献を目指した取組としては、機構の全ての研究は事業部門を顧客に持つとの方針に基づき、研究所と全ての事業部門長との協議を実施するなどして、研究所と事業部門が緊密に連携し、事業部門のニーズを踏まえた研究テーマの設定や事業部門の知見を活用した研究の実施等に努めた。24年度は、青年海外協力隊員の意識調査などを通じて青年海外協力隊事業を学際的に分析する研究のほか、開発途上国における制度構築に本邦研修が果たす役割を分析する研究など、図6-2に掲げるような取組を進めた。また、これまでの国際協力の成果を国民に広く伝えるための企画である「プロジェクト・ヒストリー」シリーズの一環として、ブラジル・セラード農業開発、中米シャーガス病対策の2冊を刊行した。
- 研究所と事業部門の連携強化により、研究成果がJICA国別分析ペーパー（JICA Country Analytical Work, AW）に反映されるなど、事業の戦略性向上に向けた研究成果の活用も進んだ。例えば、フィリピンの国別分析ペーパーには、世界銀行とアジア開発銀行と機構研究所の三者で、アジアの3都市の気候変動リスクをシミュレーションした際にマニラについて分析した結果が反映されている。また、バングラデシュの政府機関のインフラ維持管理能力向上に向けた支援を検討した際には、研究所による地方行政技術局の組織的特徴を分析した結果（23年1月にワーキングペーパー発刊）を活用して協力戦略を検討し、アクションプランを取りまとめて協力を展開した。
- 研究成果を関係事業部のみならず機構内の関係者と広く共有し、確実に活用するため、機構内部向けのランチタイムセミナーを開催し、テレビ会議システムを通じて海外拠点等との接続も行った（研究所内部に限定したものを含めて通年で34回開催）。24年度は、事業実施上優先度の高い課題に沿って、ミレニアム開発目標年以降の開発戦略（ポスト2015）やアフリカ開発（TICAD 関連）に関するシリーズをそれぞれ9回開催し、研究成果の中間報告や外部研究者からのインプットを機構内で共有するとともに、研究内容について職員や研究所の研究員を含む参加者から建設的な意見交換を行った。また、研究の過程でレビューした文献を紹介する「開発援助研究レビュー」については、インパクト分析に関する文献をはじめとする計14本を発表し、機構内部向けのイントラネット上に掲載することで機構内の全拠点から常時アクセスできるようにした。

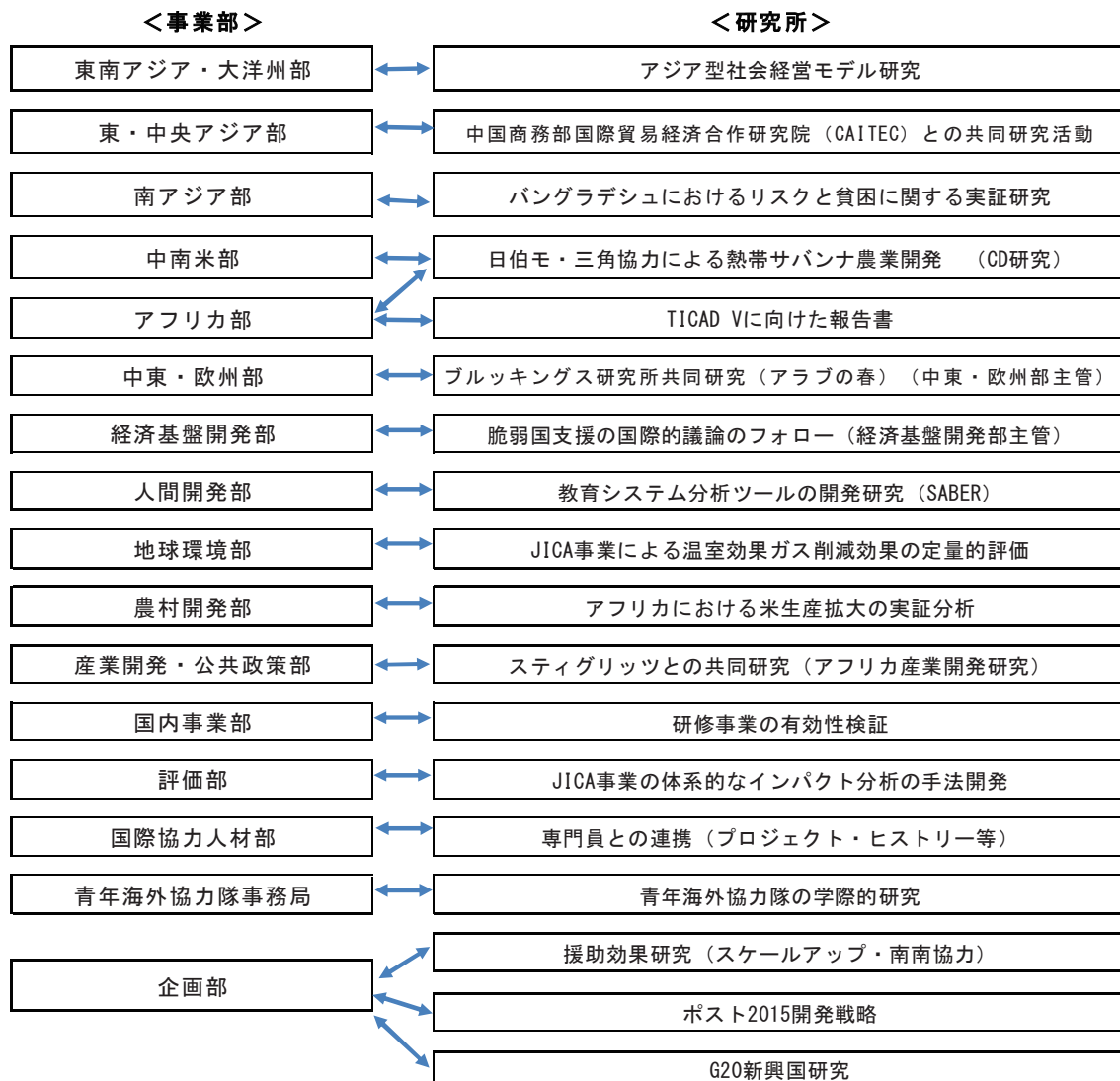


図 6-2 研究所と事業部門の連携事例

対外発信の強化

- 対外発信の強化に向けては、機構の事業実施上優先度の高いテーマを中心に、国内・海外の大学や研究機関、援助機関などの多様な関係者と連携しつつ、国内外におけるセミナー、シンポジウムを計 23 回開催した（22 年度：12 回、23 年度：23 回）。具体的には、上述の取組に加え、研究所設立後初期から継続的に取り組んできたプロジェクトである「アフリカにおける民族の多様性と経済的不安定」及び「アフリカにおける暴力的紛争の予防」に関して研究成果を発表するセミナーをそれぞれ開催した（7 月）。このほか、元世界銀行エコノミストであるジョン・ペイジ氏を招いたセミナーを 2 度開催し、アフリカにおける経済構造転換の必要性と開発援助の役割などについて議論した。新政権発足後の民主化の進展により関心の高まるミャンマーについては、研究所設立初期の 20 年から進められてきた研究プロジェクトの最終成果をもとに書籍「ミャンマー経済の新しい光」が出版され（9 月）、同書籍の内容を踏まえて「ミャンマー経済の可能性と JICA の役割」と題する公開セミナーを開催し（25 年 3 月）、141 名の参加を得た。
- 4 月にはニューヨーク国連本部でシンポジウムを開催し、ノーベル経済学賞受賞者のスティグリッツ

ツ教授とともに実施した共同研究の成果をアフリカ各国の国連大使等の参加者に対して発表したほか、25年3月にも TICAD V に向けたアフリカ開発に関する特別セミナーを国連本部で実施し、スティグリッツ教授、西田恒夫・国連日本政府代表部大使、ヘレンクラーク UNDP 総裁や各国国連大使など 150 名を超える出席を得た。

表 6-6 24 年度に開催した国際シンポジウム及びセミナーの実績

日時	タイトル	開催場所
1 H24.4.9	コロンビア大学政策対話イニシアティブとの共同研究にかかる書籍出版記念シンポジウム	米国（国連本部）
2 H24.5.26-27	「紛争後の土地・不動産問題 - 国家建設と経済発展の視点から」第2回国際ワークショップ	JICA 研究所
3 H24.5.28	公開セミナー『ジェンダーと国際教育開発：課題と挑戦』	JICA 研究所
4 H24.6.13	UNDP 公開シンポジウム「TICAD V に向けて～アフリカ開発の課題と可能性～」	JICA 研究所
5 H24.6.22	リオ+20 サイドイベント”Special Seminar on Lessons for Sustainable Development and Contribution to the World -Agricultural Development in the Cerrado”	ブラジル（リオ+20会場）
6 H24.7.25	JICA 研究所/神戸大学 共同研究プロジェクト「アフリカにおける民族の多様性と経済的不安定」書籍発刊記念公開シンポジウム	国際文化会館
7 H24.7.26	公開シンポジウム「アフリカにおける暴力的紛争の予防」	国際文化会館
8 H24.7.30	GDN-Japan 主催セミナー「釜山 HLF の成果をどう次につなげるか」	日本貿易振興機構
9 H24.9.10	Conditional Cash Transfers (CCT) は「教育の改善」「貧困削減」に寄与するか？—アフリカにおける CCT プログラムのレビュー結果から—	JICA 研究所
10 H24.9.19	「世界開発報告書（WDR）2013：Jobs」Core Team Member 大塚啓二郎教授セミナー	JICA 研究所
11 H24.10.4	元世銀エコノミスト John Page 氏セミナー「Aid, Structural Change and the Private Sector in Africa」	JICA 研究所
12 H24.10.11	欧州委員会 国際協力・人道援助・危機対応担当委員 クリスタリナ・ゲオルギエヴァ氏セミナー「レジリエントな社会の構築に向けて」	JICA 研究所
13 H24.10.12	IMF・世銀総会公式イベント「Can Government Policies Lead to Good Jobs for Development?（政府政策によって開発に有効な就業の実現は可能か）」	ホテルオークラ
14 H24.10.25	名古屋大学合同シンポジウム「教育分野におけるアジア・ドナーのアフリカ支援戦略と日本モデルの可能性」	JICA 研究所
15 H24.10.30	UNDP「知識、イノベーションとキャパシティ：変化する国際開発潮流における、UNDP のキャパシティ・ディベロップメント（CD）への取り組み」セミ	JICA 研究所
16 H24.11.8	Aarhus 大学 Annette Skovsted Hansen 氏セミナー「Japan's ODA seen from Europe」	JICA 研究所
17 H25.1.10	ブラジル・ミナス連邦大学サントス准教授セミナー「Conditional Cash Transfers (CCT) は女性のエンパワーメントに貢献するのか？ボルサファミリアの事例から」	JICA 研究所
18 H25.2.14	公開セミナー「実験経済学と開発政策への応用—バングラデシュの事例から」	JICA 研究所
19 H25.3.8	TICAD 特別セミナー	米国（国連本部）
20 H25.3.8-9	「紛争後の土地・不動産問題—国家建設と経済発展の視点から」の第3回国際ワークショップ	JICA 研究所
21 H25.3.22	元世銀エコノミスト John Page 氏セミナー「アフリカの発展のための産業政策 Industrial Policy towards African Development」	JICA 研究所
22 H25.3.25	UNDP 人間開発報告書東アジアコンサルテーション	JICA 研究所
23 H25.3.27	JICA ミャンマーセミナー「ミャンマー経済の可能性と JICA の役割」	JICA 研究所

- 市民参加による国際協力の拠点としての機能を有する機構の「地球ひろば」が 10 月に研究所のある JICA 市ヶ谷ビルに移転したことを踏まえ、地球ひろばのユーザーである市民団体や個人等を含むより一層幅広い層を対象に研究成果を発信していくことを目指して取り組んだ。12 月には、日本とインドの国交樹立 60 周年を記念して、インドに対する養蚕分野の技術協力を事例に、技術協力が築く人々の絆をテーマにしたセミナーを開催した。

- ウェブ媒体を通じた発信の強化については、研究所ウェブページのトップページ構成を工夫し、掲載しているコンテンツにアクセスしやすくするとともに、セミナーやシンポジウム等の各種イベントの開催結果などの速やかな情報発信に努めた。これらの取組の結果、24年度の研究所ウェブページへの総アクセス数（ヒット数）は、前年度比で13%増加した。

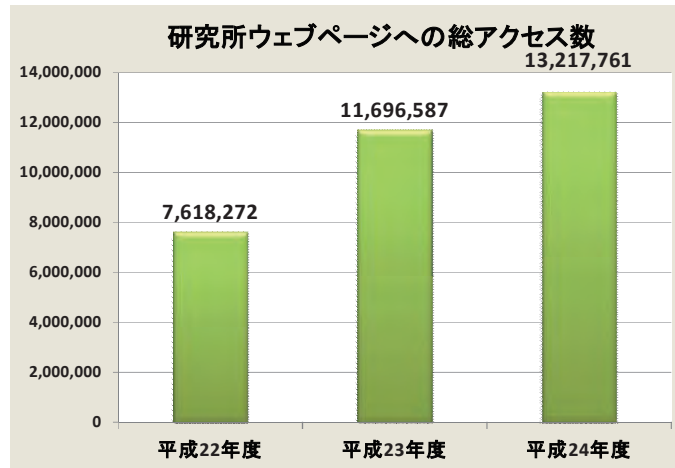


図 6-3 研究所ウェブページへの年度あたりアクセス数

第三者評価委員会の指摘・提言を踏まえた研究体制の強化に向けた取組

- 23年度より、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（22年12月閣議決定）を踏まえて、研究所の活動を客観的に評価し、更なる運営改善に役立てるための第三者評価委員会を設置している。24年度には5月に第2回会合を開催して、23年度実績の振り返りを行うとともに、24年度の実績については、25年5月に開催した第3回会合でレビューを行った。24年度の実績に対しては、全体的に成果が上がってきているとの好意的な評価が得られ、特に英文の書籍・出版物が多く発行されたことが評価された。なお、委員会での議事や配布資料は研究所のウェブページに掲載し、透明性の高い運営を行った。
 - **第2回会合における23年度実績を踏まえた主な提言（24年5月）**
 - ・ （指摘・提言）第1回会合における指摘事項（事業実施部門との共同作業の強化、研究成果の発信方法の工夫等）について真摯な対応への努力が感じられた。また、全体的な感想として活動全体のボリューム感が感じられ、活動が活性化している印象。企画部門・事業実施部門間の連携は制度化されているのか。連携の進展がわかる指標はあるか。欧米の学会だけでなく、アジア、アフリカ地域の学会との連携も大切ではないか。
 - ・ （研究所回答）事業実施部門等との連携については、23年度より制度化を進め、研究の計画書を関係部署に回付し、事前に合意を形成する方式を導入したほか、企画部との定期協議を開始するなど、制度的・組織的な連携を推進した。地域部・課題部のおよそ9割とは連携の実績がある。韓国、中国の研究機関との連携は進めてきたが、引き続きアジアの研究機関との関係を強化していきたい。
 - **第3回会合における24年度実績を踏まえた主な指摘・提言（25年5月）**
 - ・ （指摘・提言）全体的に成果が上がってきているという印象であり、特に英文の書籍・出版物

が多く発行されたことを評価する。ブルッキングス研究所と実施した開発援助のスケールアップに向けた共同研究は重要な成果であり、より積極的に対外発信すべき。NGO や企業との連携も更に加速して欲しい。

- ・ (研究所回答) ブルッキングス研究所との共同研究成果の発信は重要と認識しており、25年度上期にワシントンにおいて発刊記念イベントを開催する予定。NGO との連携については、「バングラデシュにおけるリスクと貧困に関する実証研究」をバングラデシュのNGOであるBRACの参加も得て実施した。今後、市民社会やBOP等をテーマに取り上げることも検討したい。

機構関係者のナレッジ向上等に向けた取組

- 機構の研究員のみならず、機構関係者による、業務を通じて得られた知見の発信も促すべく、論文形式で作成され、作成後一般公開されるフィールド・レポートの投稿促進を図るとともに、10月より、執務参考資料として内部向けに公開されるナレッジ・レポートを新設した。また、機構関係者のナレッジ向上を目的として、博士号取得者の経験談を紹介するセミナーを開催(12月)したほか、論文執筆に係るガイダンスを2回開催(25年2月)し、合計で200名を超える参加者を得た。

小項目 No.7 技術協力、有償資金協力、無償資金協力

大項目	1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(3) 各事業の目標
小項目	7. 技術協力、有償資金協力、無償資金協力
中期計画/ 年度計画	<p>【中期計画】</p> <p>(i) 技術協力</p> <p>技術協力は、開発途上地域の人々が直面する開発課題に自ら対処していくための総合的な能力向上を目指す、人を介した協力であり、機構は、条約その他の国際約束に基づき、人的資源の開発、技術水準の向上及び公共的な開発計画の立案を支援することにより、開発途上地域の経済的社会的開発の促進及び福祉の向上に寄与することを目的として、案件を戦略的、効果的かつ効率的に実施する。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 人的資源開発・計画立案・制度改善を中心に、各国、地域の課題解決のために適正かつ迅速な案件の形成・実施に努める。 ● 我が国の政策的な優先度と開発途上地域のニーズ及び実施上の課題を踏まえ、開発効果の高い案件の形成・実施に向けた制度改善に取り組む。 <p>(ii) 有償資金協力</p> <p>有償資金協力は、開発途上地域に対して条約その他の国際約束に基づき、又は開発事業を実施する我が国又は開発途上地域の法人等に対して金利・償還期間等について緩やかな条件の下で資金を提供することによって、開発途上地域の自助努力による経済発展、経済的自立等を支援するものであり、機構は、借入国政府の能力向上の支援を含む取組による事業プロセスの迅速化や制度改善を図り、案件を戦略的、効果的かつ効率的に実施する。我が国又は開発途上地域の法人等に対する有償資金協力（海外投融資）については、既存の金融機関では対応できない、開発効果の高い事業を対象とし、適切な監理を行いつつ、平成22年6月に閣議決定された新成長戦略の考え方に従って対応していく。その際、パイロットアプローチからの教訓をリスク審査・管理体制等に確実に反映させた上で、万全の体制で実施していく。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自助努力による経済発展、経済的自立等、開発途上地域の課題の解決に適切に対応するため、同地域のニーズや官民連携の観点も踏まえ、案件の適切かつ迅速な形成・実施に努める。 ● 我が国の政策的な優先度と開発途上地域のニーズ及び実施上の課題を踏まえ、更なる迅速化や、借入国の為替リスクの軽減等、政府と共に開発効果の高い案件の形成・実施に向けた制度改善に取り組む。 ● 海外投融資については、既存の金融機関では対応できない、開発効果の高い案件に対応するという考え方に則り、民間セクターを通じた開発途上地域の開発促進のため、民間企業等の案件ニーズの把握・発掘に取り組むとともに、優良案件の形成に努め、パイロットアプローチからの教訓をリスク審査・管理体制等に反映しながら、対応し

ていく。

(iii) 無償資金協力

無償資金協力は、開発途上地域の基礎生活分野向上、社会基盤整備、環境保全、人材育成等を中心とする経済社会開発に資するために行う返済義務を課さない資金協力であり、機構は、条約その他の国際約束に基づき、案件を戦略的、効果的かつ効率的に実施するとともに、外務大臣が自ら行う無償資金協力のうち、機構の関与が必要なものとして外務大臣が指定するものについては、その案件が戦略的、効果的かつ効率的に実施されるよう、その促進に努める。

ODAの開発効果を確実に実現するため、案件規模の適正化を図りつつ、引き続きコスト削減に努めるとともに、予測できないリスクに対応する仕組みを強化する等の取組を通じて企業の参加促進を図り、競争性を高める。

具体的には、

- 基礎生活分野、社会基盤整備、環境保全、人材育成等を中心とする経済社会開発を中心に各国、地域の課題解決のために適正かつ迅速な案件の形成・実施に努める。
- 我が国の政策的な優先度と開発途上地域のニーズ及び実施上の課題を踏まえ、開発効果の高い案件の形成・実施に向けた制度改善に取り組む。

【年度計画】

(i) 技術協力

- ① 人的資源開発、計画立案及び制度改善を中心に、各国、地域の課題解決のために適正かつ迅速な技術協力プロジェクトの案件形成・実施に努める。課題別研修は、新規又は更新される案件について、原則として事業展開計画に記載された協力プログラムに基づき形成・実施する。また、研修実施後の体系的レビューにより得られた教訓を抽出し、事業に反映する。
- ② 平成23年度に改訂した「技術協力マニュアル」について内部アンケートを実施し、業務フロー及び執務参考資料との整合性を図りつつ必要に応じて改善を検討する。
- ③ プロジェクトの事例研究を実施し、結果を活用して、プロジェクトマネジメントの質の向上を目的とした研修を職員、専門家等事業関係者に対して実施する。

(ii) 有償資金協力

- ① 開発途上国の経済発展、経済的自立支援を中心に各国、地域の課題解決のために適正かつ迅速な案件形成・実施に努める。
- ② 開発途上国のマクロ経済調査、債務持続性調査等を実施し、その知見を円借款事業の案件形成、審査や実施監理において活用する。また、機構職員の審査能力、実施監理能力向上のため、財務・経済的分析手法等の研修を実施する。
- ③ 円借款の更なる迅速化を可能とする制度見直し等、日本政府とともに開発効果の高い案件の形成・実施に向けた制度改善に取り組む。
- ④ 借入人の為替リスク軽減を含む方策等、我が国の政策的優先度が高く、かつ、開発途上国側のニーズにも合致した新制度につき日本政府と協議する。並行して、既存制度においても、必要に応じて業務フローや手続き等を見直し、執務参考資料やマニュアルに反映する。

- ⑤ 海外投融資については、パイロットアプローチの教訓を反映して、業務実施体制、リスク審査・管理体制を構築し、開発効果の高い新規案件の形成・実施に取り組む。
- (iii) 無償資金協力
- ① 各国、地域の課題解決に資する案件を適正かつ迅速に形成・実施するとともに、案件形成・実施にかかる実績を集計・分析し、次年度の改善案を検討する。
- ② 無償資金協力の事業実施や開発効果の向上を図るために、職員向けの研修、調査及びマニュアルの整備を行う。
- ③ 無償資金協力案件の建築物・機材の仕様や工期の精査等、過去に実施した案件の教訓のフィードバックを行うための検討を行い、新規案件の形成や実施中案件の監理に適切に反映させる。
- ④ 無償資金協力事業への企業の参加を促進し競争性を拡大すべく、入札・契約等の制度改善や予備的経費の試行的導入の結果に係る分析（本格導入された場合には見直し・改善。）を行う。
- ⑤ 我が国の政策的課題に柔軟かつ的確に対応し、プログラム化推進のための取組や過去の案件の教訓に係るフィードバックを無償資金協力の制度に適切に反映させるべく、業務フロー及び手続の改善を行う。

要旨

平成 24 年度は、円借款の借款契約 (L/A) 承諾額が過去 2 番目の規模となる 12,229 億円に達したほか、無償資金協力においても、機構実施分の閣議決定額が 1,380 億円、贈与契約 (G/A) 締結額が 1,416 億円に達し、ともに 20 年 10 月の改正機構法の施行以降最大の規模となる中、各スキームにおいて着実に事業を実施した。また、海外投融資については、本格再開後初の融資契約を 25 年 1 月に調印した。

技術協力事業においては、より戦略性と予見性が高い事業実施及び予算執行管理の簡素化のために中期的な予算見込みに基づく事業計画の策定を導入した。また、日本政府の政策を受け、ODA を活用した中小企業等の海外展開支援に係る普及事業を実施するための制度を整備したほか、民間提案型の技術協力制度の設計も進めた。研修員受入事業については、毎年体系的なレビューを実施して、PDCA サイクルに則った制度改善を行っており、ニーズに対する的確な対応と効果の向上に努めるとともに、さらなる効率化、合理化に取り組んできた。24 年度は、新規もしくは更新対象の課題別研修は全て協力プログラムに基づいて実施するとともに、要望調査において要望数が 8 名未満の研修については廃止するなど、ニーズにより戦略的に対応することとした。また、帰国研修員に対するフォローアップの強化を通じて、研修効果の向上にも取り組んだ。併せて、効率的かつ合理的運営にも努力し、課題別研修の選択と集中によるコース数の削減に加え、有償で実施する研修の拡大や新研修員システムの運用開始による紙資源や手続きの効率化を行った。さらに 24 年度には、研修事業等の戦略性の向上を図りつつより合理的に実施する体制を整えるための検討会を立ち上げ、課題別研修の企画業務を国内機関から経済基盤部等課題 5 部へ移管することとした。

有償資金協力事業においては、円借款事業でインド、ミャンマー、ベトナム等アジア地域を中心に順調に円借款の承諾を伸ばしたほか、政府の政策を踏まえ、借入人が負う為替変動リスクを軽減するため、円借款債務を米ドル建てに転換できるオプションを付与した外貨返済型円借款の導入や、災害発生に先立ち支援額や資金使途等を合意し、災害発生時に速やかに融資を実行する災害復旧スタンド・バイ借款等新商品の導入など効果向上に向けた取組を行った。また、更なる迅速化への取組や、経済団体からの

要望も高い海外投融資事業の本格再開も年度内に実現した。

無償資金協力においては、行政事業レビューの指摘を受けた PDCA サイクルの改善に取り組んだ。また、予備的経費の適用やコスト縮減による、事業の効果的な実施の確保に取り組んだ。

指標 7-1 技術協力事業の実績

- 24 年度の技術協力事業の実施においては、早期の事業立ち上げを行い、業務の平準化を実現することにより、年間を通じて高い予算執行率を維持した。また、補正予算により認められた「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（54 億円、中小企業支援特別枠、開発途上地域の経済成長を通じた相手国成長の促進等）について、迅速かつ適切に対応した。日本政府の成長戦略、人間の安全保障の推進及び国際社会の平和と安全等への貢献との政策や開発途上地域のニーズ等を踏まえ、24 年度はアジア・アフリカ地域を重点的に、1,678 億円（暫定値）の技術協力事業を実施した。分野別では、公共・公益事業、農林水産、計画・行政を中心に実施した（図 7-1 参照）。24 年度はさらに、中期的な視点に立った予算執行管理を導入し、中期目標期間を通じた順調な事業の実施と予算執行を図った。

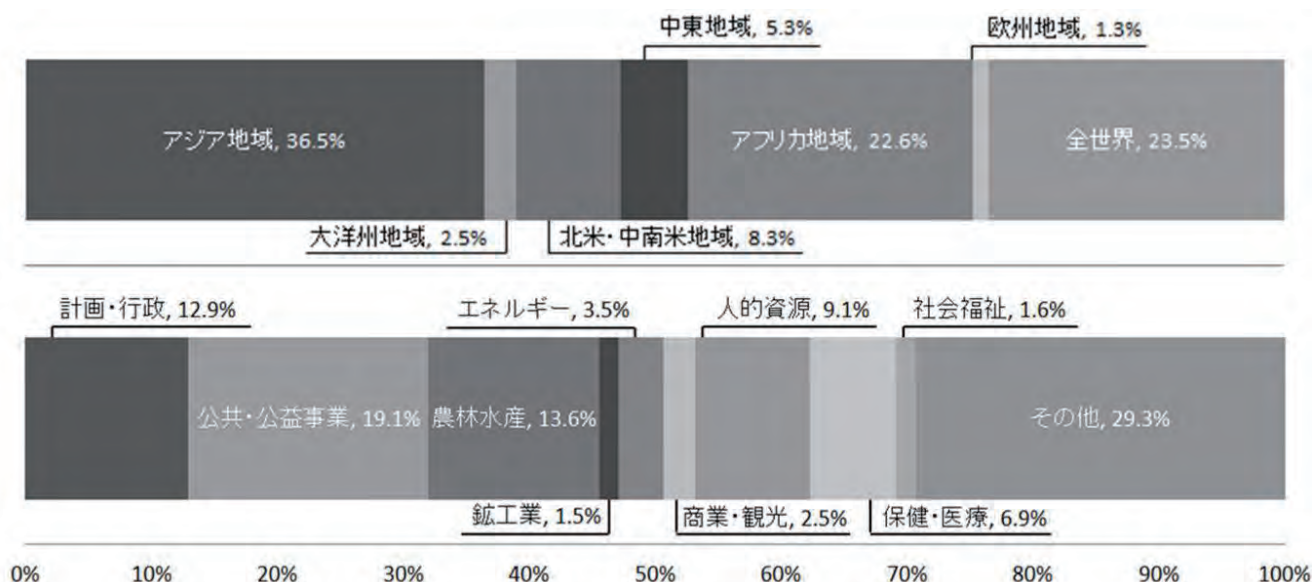


図 7-1 地域別・分野別技術協力事業の割合（暫定値）

指標 7-2 技術協力の効果向上に向けた取組状況

ODA を活用した中小企業等の海外展開支援に係る普及事業を実施するための調査制度を整備

- ODA を活用した中小企業等の海外展開を支援すべく、24 年度には、外務省予算（政府開発援助海外経済協力事業委託費）による委託調査事業の契約関係事務支援業務を受託した。さらに、24 年度補正予算で「民間提案型普及・実証事業」が運営費交付金として措置されたことを踏まえ、制度設計を迅速に行い、25 年度当初予算分も含めた事業実施に向けた体制の検討を進め、3 月中旬に公示を行った（小項目 No.14 「NGO、民間企業等の多様な関係者との連携」指標 14-4 「民間連携推進に向けた取組状況」参照）。

技術協力の業務の質の向上や適正かつ迅速な事業実施等に向けた取組

- 業務の質の向上及び適正かつ迅速な実施のため、23 年度に改訂した「技術協力マニュアル」につい

て、業務指示書作成の手引き、受託手引き、在外事業強化費準内部規程等の更新を行った。また、マニュアルの更なる利便性向上を目的として内部アンケートを実施し、ユーザーからの意見を踏まえてマニュアルを改訂するとともに、要望が高かった個別専門家の協力期間延長手続きの簡便化に向け、検討を開始した。事業管理支援システムに関しては、業務軽量化及び事務効率化を目的としたタスクフォースを設置し、業務工程の短縮化、各種手続きの簡素化・迅速化に係る検討を開始した。加えて、技術協力プロジェクト延長の判断条件や手続きフロー等の整理、ファストトラック制度の適用範囲の明確化、意思決定プロセスの更なる迅速化等に資する改訂案の検討等を行った。

プロジェクトマネジメントの向上に向けた取組

- 5年間の中期的予算（技術協力、有償資金協力、無償資金協力）の想定を機構内で共有し、これに基づく事業計画（国別の未採択案件を含む今後5年間の事業展開）を策定することにより、協力プログラム及びプロジェクトの戦略性・予見性を高める取組を開始した。また、運営費交付金で実施する技術協力については、地域別に割当可能な予算見込みを提示し、相手国側の事情等によって予算の執行残が生じた場合には、同額の翌年度執行が可能となるよう調整できるようにするなど、必要に応じて柔軟な予算執行管理が可能となるような運用を導入した。
- 技術協力事業に携わる職員等のプロジェクトマネジメント能力の向上を図る観点から、「事業部マネジメント研修」等を通じて、プログラムやプロジェクトの事例から得られた教訓の共有を図ったほか、職員及び専門家等の在外派遣予定者を対象とした赴任前研修において、「事業マネジメント」及び「ワークプロセスマネジメント」を実施した。また、職員の分野・課題に関する知見の向上を図る観点から、公共財政、電力、都市開発、森林、農業等の分野にテーマを絞った勉強会や研修等を実施し、開発途上国における協力アプローチへの活用等、より効果的に事業を実施するために必要な取組を行った。

研修事業の戦略性強化に向けた取組

- 研修員受入事業については、PDCAサイクルに則って制度改善を図るべく、22年度より毎年体系的なレビュー「課題別研修事後評価調査・現況調査」を実施している。23年度に実施した調査報告では、研修の戦略・目的の明確化、プログラム化による選択と集中の推進、帰国研修員ネットワークの有効活用が提言されている。加えて23年度には、研修事業を対象とした第三者による外務省ODA評価も実施され、人材育成や開発課題への貢献といった短中期的な効果のみならず、外交戦略や、国内の地域や民間企業等の発展や国際化への貢献といった長期的かつ多面的な効果にも着目すべきとした上で、戦略性の強化、協力プログラムとの連動等による質の向上、外交上も有益な人的資源となりうる帰国研修員とのパートナーシップの強化や民間連携などを通じた長期的観点からの国益確保にもつながる取組等が提言された。24年度は、これらの提言を踏まえて、課題別研修の戦略性の向上や帰国研修員のフォローアップ強化等に取り組み、ニーズに対する的確な対応と効果の向上に努めるとともに、さらなる効率化、合理化に引き続き取り組んだ。
- ニーズへの戦略的な対応に関しては、3年単位で見直し（改廃）を行っている課題別研修について、23年度の要望調査より、原則として協力プログラムに関連した研修のみを受け付けることとした。その結果、24年度に新たに実施する案件（新規・更新計111件）は全て協力プログラムに基づいて実施され、24年度に実施する課題別研修全体（445件）の約25%を占めた。25年度及び26年度にも同様のプロセスを経ることにより、25年度には当該年度に実施する課題別研修全体の6割以上、26

年度には原則として全ての課題別研修が協力プログラムに基づいて実施されることとなる。また、ニーズの優先度に応じた選択と集中を一層図るため、特定分野に類似の案件が複数ある場合には一案件に統合し、さらに24年度の要望調査より要望数が8名未満の案件については廃止することとした。これらの結果、25年度の計画案件数は24年度実績（445件）の84%（374件）に絞り込まれた。さらに、課題部の参画を得て、開発課題体系に基づく研修コースの再構築に着手するなどした。また、ODA政策上重要な課題にも迅速に対応し、中小企業等海外展開支援、環境未来都市構想の海外展開、東日本大震災からの復興の経験を経験を共有するセミナーなどを、民間企業や地方自治体、大学等をはじめとする多様な関係者との連携を図りながら実施し、海外展開や関係構築に資する機会を提供した。

- 帰国研修員は、研修を通じて開発課題に関する日本の知見や文化等に関する理解を深める機会を得ることにより、日本のODAや外交を推進する上で貴重なパートナーとなりうることから、帰国研修員に対するフォローアップの強化にも取り組んだ。具体的には、Facebookページを立ち上げて帰国研修員とのネットワーク強化を支援するとともに、帰国研修員同窓会の開催や研修効果のモニタリングとフォローアップを目的とした調査団の派遣等、帰国研修員に対するフォローアップ協力がより戦略的に実施できるよう体制を見直した。
- 研修事業の効果向上に取り組みつつ、効率的かつ合理的運営にも努めてきた。効率化については、既述のとおり24年度よりニーズと開発効果の高い研修への選択と集中を進め、研修案件数が84%に縮減されたことによる効率化が図られた。また、受益者負担の観点から、ODA卒業国や卒業移行国に対しては、有償で実施する研修（有償技術協力の一環としての研修）を推進しており、22年度は2名、23年度は18名、24年度は20名の受入につながり、着実に拡大している。また、24年度には、研修コース情報や研修員の受入れ、滞在手続きを管理する新研修員システムの運用を開始し、旧システムのメニューや機能の統廃合や新規機能の追加等を行って、システム上の業務処理の効率化を図った。その結果、旧システム利用時（24年12月）と比較して、各作業の所要時間が平均3割程度削減される試算となる（小項目No.24「事務の合理化・適正化」の指標24-4「専門家等派遣、研修員受入、ボランティア関連業務等の事務手続きの効率化」参照）。
- さらに24年度には、研修事業等の戦略性の向上を図りつつより合理的に実施する体制を整えるための検討会を立ち上げ、26年度より課題別研修の企画業務を国内機関から経済基盤部等課題5部へ移管することとした。それに先立ち、課題別研修の予算も25年度より経済基盤部等課題5部へ移管することとなり、技術協力プロジェクトなど他の協力形態と一体的に計画・管理を行う体制の整備を進めた。

指標 7-3 円借款事業の実績

- 24年度は主にアジア地域の成長を促すインフラ整備支援を重点として円借款事業を実施した。分野別では、運輸、社会サービス、電力・ガス等を中心に実施した（図7-2参照）。24年度における円借款の新規承諾額は、前年度実績（9,490億円）比約29%増となる12,229億円に達し、8年度の12,815億円に次いで過去2番目の規模となった。ディスパースに関しても、ミャンマー向け支援再開等により前年度実績（6,097億円）を上回る8,646億円に達した。
- アジア地域への承諾額は10,332億円、地域別シェアは84.5%と、前年度に比べ増加した（前年度7,691億円、81.0%）。インドにおいては過去最大となる3,493億円（前年度2,669億円）を承諾したほか、ミャンマーに1,989億円（前年度は実績なし）、ベトナムに1,750億円（前年度2,700億

円)、バングラデシュに過去最大となる 1,664 億円（前年度 600 億円）を承諾した。また、初の供与国としてモルドバへの事前通報が行われる等、円借款の供与対象国が拡大した。

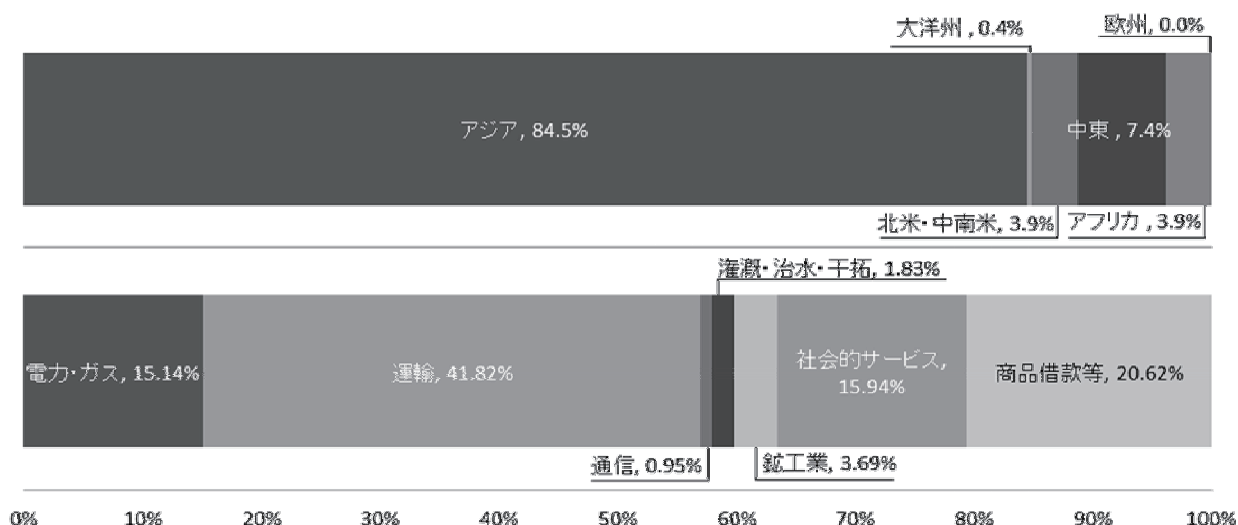


図 7-2 地域別・分野別円借款事業（L/A 承諾額）の割合

- これまでに導入してきた円借款の迅速化のための方策を 24 年度も着実に実施し、9 カ月の標準処理期間内に借款契約（L/A）調印に至る案件の割合の向上に取り組んだ。具体的には、年度末までに承諾を予定している案件について、9 カ月目標の達成に向けて進捗状況表によるスケジュール管理を強化するとともに、懸案事項については日本政府と早期に共有し、迅速な意思決定につなげた。
- 24 年度には、今後の制度面の改善にもいかすべく、案件承諾までの迅速化を阻害する要因の分析を行った。相手国政府関係者が、議会に対する説明責任等の観点から E/N や L/A の署名に従来よりも慎重に対応する傾向が見られる一方で、手続き上の理由による遅延も見られ、後者については下記事例に示すとおり、上流プロセスからの官民連携の強化等により改善を図った。
- 24 年度承諾案件の 9 カ月目標の達成率は 40.0%（55 件中 22 件）であった。この背景には、24 年度に承諾された 55 件のうち、16 件については、相手国政府側で新たに導入された法令等に起因する遅延が発生し、年度当初に既に起算点から 9 カ月を超えていたことがある。迅速化の具体的な事例は以下のとおり。
 - ・ モルドバの医療分野に対する円借款では、計画の早期段階から、相手国政府のみならず国内の医療業界とのコミュニケーションを積極的に取り、業界のニーズを踏まえたインフラ・システム輸出に資する案件として日本政府と適時・適切に認識共有を図ることで、日本政府による迅速な意思決定が実現し、起算点から 2 カ月後に事前通報がなされた。
 - ・ コスタリカの地熱分野に対する円借款では、日本政府との協議を通じ、複数の候補案件を含む枠組みで日本政府により事前通報されたことにより、個別案件の実施手続きを大幅に削減し、迅速な実施に繋がった（起算点から事前通報まで 2.1 カ月）。
 - ・ インドネシアの「ジャカルタ首都圏投資促進特別地域（MPA）構想」やインドの「デリー・ムンバイ間産業大動脈（DMIC）構想」においては、機構がマスタープラン策定支援等を通じて地域開発の全体枠組みの策定を主導している。上流のプロセスにおいて日本企業も巻き込むこ

とで、先方政府に対して、当該地域の開発事業への官民を挙げての関心を表明した。この結果、これらの地域開発に資する円借款案件を今後迅速に形成、実施するための道筋がつけられた。

指標 7-5 有償資金協力の効果向上に向けた取組状況

外貨返済型円借款や災害復旧スタンド・バイ借款等新商品の検討・導入

- 政府の政策を踏まえ、円借款をより魅力的な手法とすべく、償還期間 15 年（うち据置期間 5 年）及び 20 年（うち据置期間 6 年）の期間短縮化オプション適用案件を対象として、25 年 1 月以降、外貨返済型円借款を導入することとした（24 年 11 月発表）。外貨返済型円借款は、借入人が希望する場合に貸付完了済みの円借款債務を円貨建てから米ドル建てに転換できるオプションを付与するものである。借入人は、米ドル建て返済を選択することにより、米ドル建てでの債務額を確定できるため、借入人が米ドルを軸に債務管理を行っている場合には、返済時における為替変動リスクの軽減が可能となる。借入国の為替変動リスクの軽減により、円借款候補案件の裾野が拡大し、日本企業が関心を有する円借款案件の要請が増えることにより、パッケージ型インフラ輸出を含め海外進出を企図する企業のビジネスチャンスが拡大することが期待できる。また、政府に比べて財務基盤が小さい開発途上国の公社等については、PPP（Public Private Partnership）案件等でドル建て収入がある場合は円建て債務の為替変動リスクの影響を大きく受ける可能性が高く、外貨返済型円借款は、PPP を含む外貨建て収入がある案件等の周辺インフラ整備を実施する上で魅力があるものと考えられることから、日本企業のビジネスチャンスに繋がる円借款案件の要請の増加が期待できる。
- 24 年度には、日本の防災に関する知見等を途上国の開発に役立てるための方策として、災害復旧スタンド・バイ借款の創設が決定した（25 年 1 月発表）。災害復旧スタンド・バイ借款は、災害発生に先立ち、支援額や資金用途等について合意し、災害発生時に借入国からの要請をもって速やかに融資を実行するものである。災害発生後の国・地域における生活インフラ、ライフライン、公共サービス等の復旧・復興には、緊急支援からの切れ目のない速やかな支援が極めて重要である中、災害復旧スタンド・バイ借款の創設により、災害発生時の緊急支援と復興をつなぐ復旧段階で発生する資金需要に対して迅速な支援を行うことが可能となった。機構はこれまでも災害発生後の支援においては、被災直後の緊急支援、復興段階におけるインフラ整備を行ってきたが、災害復旧スタンド・バイ借款の導入により緊急支援から復興に至る一貫通貫の効果的な支援体制の確立につながった。また、資金引き出しの前提として、災害管理能力強化の政策マトリクスを技術協力にて作成・合意し、借入国の災害対応力の向上も図ることを想定しており、技術協力と資金協力で連携を図りつつ、日本の防災分野の知見の普及、防災の主流化や借入国の災害対応力の向上が期待できる。

与信先の信用力審査と機構内の金融リテラシー向上に向けた取組

- 新規円借款検討時に当該国の信用力を審査すべく、24 年度は、2 回の定期審査（85 カ国/回）に加え、計 20 カ国について現地への派遣を含めた政治経済状況のアップデート及び信用力の見直しを行った。また、年度を通じて円借款の与信先の信用リスクをモニタリングし、分析結果とともに、機構内で情報共有を行った。
- 機構内におけるマクロ経済にかかるリテラシーやマクロ経済分析にかかる能力向上を図るべく、主に若手職員向けにマクロ経済研修を 2 回（計約 50 名）、一定程度のマクロ経済の知識を有する職員向けにファイナンシャルプランニング・債務持続性分析研修を 1 回（約 50 名）実施したほか、全職員向けに IMF によるセミナーを 2 回（計約 80 名）実施し、開発途上国を取り巻く世界経済動向

の理解の促進を図った。

- これらの取組により、円借款審査能力の向上を通じた業務の質の改善を図るとともに、開発途上国政府との政策対話やドナー協調の取組における有効な知的貢献への一助とすることが可能となった。

指標 7-6 海外投融資事業の実績及び実施体制の強化に向けた取組状況

- 海外投融資業務は、民間セクターを通じた開発途上地域の開発促進のため、開発途上地域において民間企業等が実施する開発事業を出資、融資により支援するための手段として、「新成長戦略実現2011」（23年1月閣議決定）で、22年度中にパイロットアプローチの下で再開することが決定された。海外投融資による開発事業は民間資金の呼水となる効果が期待でき、本邦企業の開発途上国における民営インフラ事業参画も期待できるため、経済団体等からは、インフラ輸出における競争力強化の観点から、海外投融資の本格再開への要望が強く出されていた。これらを踏まえ、機構は24年9月末までにパイロットアプローチの下で実施した案件を通じて、機構内の実施体制の検証・改善及び案件選定ルールの特約を行い、10月16日に海外投融資業務の本格再開が決定された。
- 海外投融資業務の実施体制については、パイロットアプローチの下で、部門間の相互牽制機能に係る内部体制の改善や、外部知見の積極的な活用等を通じて、リスク審査・管理態勢を改善してきた。引き続き、パイロットアプローチ及び本格再開後の事業実施を通じて得られた教訓を、業務実施体制、リスク審査・管理体制等に反映し、定着を図っていく。24年度には、海外投融資制度の本格再開後初の同制度を活用したインフラ事業となるベトナム「ロンアン省環境配慮型工業団地関連事業」向け融資契約を25年1月に調印した。

▶ ベトナム「ロンアン省環境配慮型工業団地関連事業」

- 本事業は、ベトナム、ホーチミン市西部に隣接するロンアン省において、産業発展及び環境保全の両立を目的として、工業団地向け排水処理施設等のユーティリティサービス、表流水（河川）を利用した浄水施設の建設及び運営を日越両国の合弁企業が行う計画である。工場からの排水等による公害問題・環境悪化の深刻化に対し、日本企業が有する信頼性の高い技術を用いて、神戸市の協力も得つつ対応し、環境に配慮した持続的産業発展に貢献することを目的としている。事業実施地のロンアン省は、日本の中小企業の誘致を通じて、技術移転の恩恵を受けながら経済発展を目指しており、対象となる工業団地も、機構との協議を通じて、日本の中小企業誘致促進のための貸工場及びサービスを準備・検討するなど、日本の中小企業の誘致促進を通じた産業発展にも貢献することが期待される。

指標 7-7 無償資金協力事業の実績

- 24年度は、ミレニアム開発目標の達成や、TICAD IV やアフガニスタン支援に係る国際公約の着実な履行に向けた取組を継続するとともに、ミャンマーの民主化、国民和解、持続的成長に向けた支援など開発途上地域の新たなニーズに対応した。また、補正予算による緊急経済対策対応を含め、インフラ・システム輸出や中小企業支援等の政策課題にも迅速かつ適切に対応した。その結果、アジア・アフリカ地域が全体の86.8%を占め、分野は公共・公益事業、エネルギー、人的資源、保健・医療が中心となった（図7-3参照）。24年度における機構が担当する無償資金協力の閣議決定額総計は、前年度実績（1,313.87億円）比約5%増で20年度以降最大となる1,380.13億円に達した。無

償資金協力の案件形成等を的確に実施した結果、機構実施分の閣議決定額（1,380 億円）及び贈与契約（G/A）締結額（1,416 億円）がともに改正機構法の施行以降最大の規模となった。

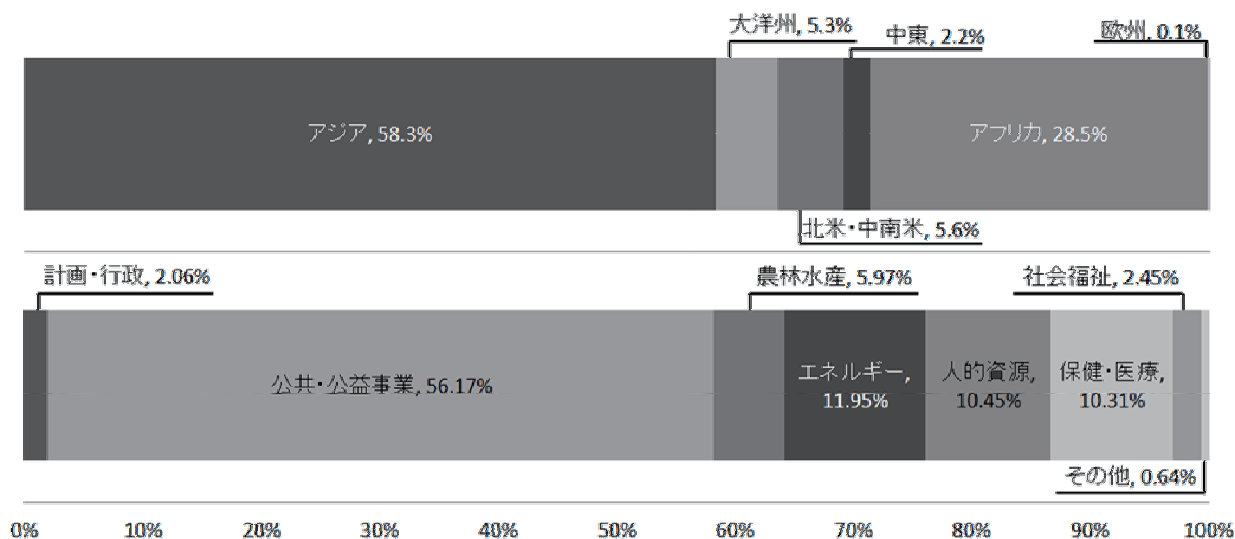


図 7-3 地域別・分野別無償資金協力事業（G/A 年度供与限度額）の割合

指標 7-8 無償資金協力の効果向上に向けた取組状況

無償資金協力の PDCA 推進

- 無償資金協力の効果を客観的かつ定量的に把握するためには、計画段階において当該事業が解決すべき開発課題や問題種別に応じて適切な指標を設定し、モニタリングを行うことが重要である。これまでは案件ごとに直接・間接効果に関する指標を検討してきたが、必ずしも体系的に整理されておらず、案件によりばらつきがあった。24 年度は、計画段階における客観的指標設定を強化するため、代表的な開発課題 6 分野（基礎教育、保健、上水道、村落給水・地下水、運輸交通、農業灌漑・土木）について標準的な指標を分類整理した「無償資金協力 開発課題別の標準指標例」を新たに作成した（外部公開）。これにより、PDCA サイクルの基礎となる計画段階における客観的目標設定の強化を図った。
- 貧困削減戦略支援無償に関しては、国際機関や NGO 等による取組状況を踏まえ、対象プログラムの形成や相手国政府・他ドナーとの合同モニタリング・評価に参画すると共に、PDCA サイクルの確立を図るための事前評価を新たに導入した。これらの取組は、行政事業レビュー（24 年 6 月）における無償資金協力の抜本的な改善（評価の客観性向上、一層積極的な情報発信等を通じた信頼性向上等）との指摘内容にも対応するものである。24 年度はさらに、アフリカ地域の道路整備計画のあり方及び医療機材の持続的活用等に関する基礎研究を行い、実施段階の経験の体系化や、実施監理担当部から事前調査担当部へのフィードバックを定期的の実施したりすることを通じて、実施段階の教訓が計画策定に適切に反映されるように努めた。

事業の効果的・効率的実施に向けた取組

- コンサルタント及び建設業界団体との意見交換会を実施し、関連業界の意見を幅広く求めつつ、無償資金協力の制度改善やその効果向上に努めた。24 年度は北陸地方においても企業向け説明会を開催し、無償資金協力への理解促進や企業の新規参入を促した。

- 急激な価格変動や治安状況の悪化等に対応するために 21 年度に試行導入された予備的経費については、24 年度は、南スーダン「ナイル架橋建設計画」やスーダン「食料生産基盤整備計画」等の 7 案件への適用が決定された（24 年度末時点）。予備的経費の適用は、事業実施上の予測困難なリスクに対応するものであり、本体事業参画を計画する企業にとって重要な情報であるため、24 年 7 月より、予備的経費適用案件リストを機構ウェブサイトに公表している。
- 調査の効率化を図るべく、外務省との合意形成や機構内審査、事業事前評価表作成のための文書合理化などの業務フロー見直しや、実施段階における機構とコンサルタント及び業者の役割の一層の明確化などを進め、コンサルタント契約及び業者契約の雛形や「コンサルタント業務の手引き」の改訂を行った。
- コスト縮減に関しては、「ODA コスト総合改善プログラムフォローアップ実施要領第二版」に基づき、質の担保を念頭に置いた縮減に努めた。24 年度上半期はコスト縮減プログラム検討会を 2 回実施し、機構が事前の調査を行う施設案件について、計画段階における付帯的施設の再検討、適切な工期の設定、案件規模の適正化等を進め、設計段階における仕様・設備の合理化の徹底、構造の再検討等を行った。

小項目 No.8 災害援助等協力

大項目	1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置
中項目	(3) 各事業の目標
小項目	8. 災害援助等協力
中期計画/ 年度計画	<p>【中期計画】</p> <p>機構は、開発途上地域等における大規模災害による被災者救済のため、国際社会等と連携して、国際緊急援助隊派遣及び緊急援助物資供与の迅速、効率的かつ効果的な実施を図る。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大規模災害発生時には、被災国のニーズを的確に把握し、国際社会等との協調により適切な規模・内容の緊急援助を迅速かつ効果的に実施するよう取り組むとともに、実施後のモニタリングを引き続き行う。 ● 国際緊急援助隊については、平時より国際標準を踏まえた研修・訓練を充実させ待機要員の能力の維持・向上を図るとともに、同隊の活動に必要な資機材を整備する。また、緊急援助物資については、備蓄体制の最適化に努める。 ● 国連等、緊急人道援助に関係する内外の機関、組織との協力関係を平時より構築し、緊急時における円滑かつ効果的な援助の実施を図る。 <p>【年度計画】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 大規模災害発生時には、各種情報源から被災国のニーズを的確に把握し、活用可能な手段を組み合わせ適切な規模・内容の緊急援助を国際社会等との協調により迅速・柔軟かつ効果的に実施する。また、実施後にレビューを行い、得られた教訓が次回派遣につながるよう改善を図る。 ② 医療チームは、手術機能付派遣を含めた研修・機材整備を実施する。また、病棟機能等の技術検討を進める。救助チームは、災害援助に関する国際的な認定レベル維持のため各訓練の質の向上を図る。物資供与は、日本からの支援であることがより被災国に伝わるよう工夫しつつ、世界食糧計画（WFP）が運営する国連人道支援物資備蓄庫（UNHRD）活用も含め、供与状況と備蓄体制の適合性を把握し、迅速性及び費用対効果の最適化を図る。 ③ 平時には国際捜索救助諮問グループ（INSARAG）等の国際連携枠組に積極的に参画し貢献するとともに関係者とのネットワークを維持し、有事には災害現場で効果的な情報共有・救援調整を図る。

要旨

平成 24 年度は、イラン地震被害（8 月）やニジェール洪水被害（8 月）等の災害に対して 17 件の物資供与を実施した。物資供与の際には、ニーズ調査を実施するとともに、従来の方法にこだわらない、柔軟な調達、輸送経路の設定、現地で活動する非政府機関や国際機関等との調整・連携等を図り、現地ニーズに適切に対応するとともに、迅速かつ効果的な支援に努めた。

平時においては、22 年に救助チームが取得した都市型災害救助チームの最高位ランク「ヘビー級」技

術の維持及び27年度の再認定に向け、実際の派遣を想定した48時間連続シミュレーションを行う総合訓練等を実施したほか、オーストラリア国際開発庁（AusAID）から助言を得つつ、課題抽出と論点整理を行った。

医療チームについては、手術機能、病棟機能付きのチームを25年度から派遣できるように、体制の検討を進めるとともに、待機隊員に対する研修を実施した。また、医療チームの更なる機能拡充を図るべく、電子カルテの導入の検討を開始した。

支援物資については、備蓄体制の最適化に向け、23年度から検討してきた結果、機構が契約している民間倉庫の活用を基本としつつも、WFPの倉庫の倉庫利用者相互間の物資融通制度を有効に活用することで、迅速かつ多角的な支援が可能となるとの結論を出した。

緊急援助の役割と意義を効果的に発信すべく、災害時においては、機構のウェブサイト上での情報発信や被災地メディアに対するプレスリリース等を通じて積極的に広報を行った。平時においては、国際救急医療チーム設立30周年を記念して、機構機関紙「JICA's World」に特集記事を掲載したほか、各種イベント等での展示、講演を実施し、マスメディアの取材を積極的に受けた結果、テレビや新聞での報道につながった。

また、防災の主流化を念頭に、被災地に対する支援では、迅速性を要する災害対応から中長期的な復旧、復興段階への継ぎ目のない支援が重要であるとの考えのもと、災害発生から対応終了までの間に得た災害情報を機構内の関係部署間で共有し、緊急援助から中長期的な開発支援へのスムーズな橋渡しに努めた。

指標 8-1 迅速かつ効果的な緊急援助の実施状況

現地のニーズに迅速かつ効果的に対応した物資供与の実施

- 24年度は、地震や洪水被害に対して物資供与を17件（アジア・大洋州9件、中東・アフリカ6件、中南米2件）実施した。支援にあたっては、現地で活動する非政府機関や国際機関等と調整・連携を図り、ニーズ調査を実施するなど、現地ニーズに対応した、迅速かつ効果的な支援に努めた。また、全ての物資供与について、原則として実施後3カ月以内にモニタリングを行い、被災国政府から配布後の使用状況などを聴取して、現地ニーズへの対応状況を確認するとともに、配布物資や方法に改善の余地がある場合にはその後の災害支援への反映に努めた。24年度に実施した物資供与の事例は以下のとおり。

➤ 24年度に実施した物資供与の事例

- ・ イラン地震被害（8月）においては、イランの赤新月社（イスラム教国における赤十字社）が行ったニーズ調査をもとに物資を供与し、被災者に対する物資の配布についても協力を得た。現地での豊富な活動実績をもとに現地事情やニーズに精通する赤新月社との調整、連携により、現地ニーズに合致した物資の迅速な供与が可能となった。また、先方政府から要望の強かった簡易トイレ・シャワーについては、機構の備蓄品目になかったため、費用対効果を総合的に勘案した上で、機構のイラン事務所を通じて現地調達を行った。現地業者も休日返上で通常よりも生産体制を増強したため、迅速に被災者に届けることができた。
- ・ ニジェールの洪水被害（9月）やパラオの台風被害（12月）では、通常被災国政府が配布することになっている被災者への物資を、国際連合児童基金（UNICEF）やパラオ赤十字等、現地で被災者支援を展開する国際機関や非政府機関に配布してもらうことで、迅速かつ円滑に被災

者に配布することができた。また、ヨルダンの洪水・雪害被害（25年1月）では、被災したシリア難民に対して、テント、毛布等の物資が適切に行き届くよう、同難民キャンプを運営している国連高等難民弁務官事務所（UNHCR）や現地 NGO と連携してニーズ調査や配布を行った。

- グアテマラの地震被害（11月）に対しては、災害発生後速やかにグアテマラ政府と協議をした結果、他国に先立ち支援要請を受けた。グアテマラ政府からは、ニーズ調査に基づいた物資供与が被災者支援のモデルケースとして評価された。モザンビークの洪水災害（1月）支援では、モザンビーク政府との協議の中で感染症対策、マラリア対策の必要性が確認されたため、通常の供与物資には含まれない、浄水液や石鹼をモザンビーク国内で調達したほか、マラリア対策用に、日本の技術を活用した蚊帳をタンザニアから調達して配布した。本協力はニーズに合致した効果的な協力と高く評価され、大統領から直接モザンビーク日本大使に謝辞が述べられたほか、モザンビーク国内でも日本の支援が大きく報道された。

効果的な広報の実施を通じた緊急援助の役割と意義の発信

- 災害時における緊急援助の役割と意義を国内外に発信すべく、災害発生時に加えて平時にも積極的に広報を行った。24年度に実施した物資供与に際しては、物資供与決定時及び物資の引き渡し時の2回にわたって、和英両言語で機構ウェブサイトへ情報を発信し、日本の緊急援助についての周知に努めた。日本国内向けには、24年度には国際緊急医療チームが設立30周年を迎えたことを踏まえて、機構の機関紙「JICA's WORLD」に特集記事（10月号）を掲載したほか、30周年記念セミナーを開催した（25年1月）。また、国際協力の日（10月6日）にちなんで国際協力関係者が一堂に会する国内最大の国際協力イベント「グローバルフェスタ」や各種イベント開催の機会に合わせて、医療チームに関する展示、講演等を実施し、幅広く広報を行った。また、テレビ、新聞等の取材等を積極的に受け、災害時だけでなく、平時の活動についても理解が促進されるよう努めた。具体的には、実際の派遣を想定した48時間連続シミュレーションを行う総合訓練の一部を一般公開したほか、マスメディアの取材を積極的に受けたところ、NHKをはじめとするテレビや新聞などで技術訓練や総合訓練の様子が報道された。
- 被災地に対しては、日本の支援の「見える化」を図るべく、被災地メディアに対してプレスリリースを実施するなど積極的な広報を行った結果、各地で引き渡し式の模様が現地テレビ、ラジオ、新聞等で50回以上報道された。また、物資供与の際には、全ての物資に日本の支援マークを明示したほか、従来よりも大きなシールを貼付するなどの工夫を行い、日本の支援であることがより被災者に見える工夫を行った。ヨルダンの洪水・雪害被害（25年1月）で被災したシリア難民支援に際しては、連携して支援を行った UNHCR のウェブサイトにも機構の支援を掲載したほか、被災地支援の紹介映像を作成して You Tube に載せ、1,000以上のアクセスを得るなど、広く一般向けの広報を展開した。

継ぎ目のない被災地支援の実現に向けた取組

- 被災地支援に際しては、迅速性を要する災害対応から中長期的な復旧、復興段階への継ぎ目のない支援が重要であるとの考えのもと、災害発生時に緊急援助隊事務局が得た災害情報を機構内で当該地域に対する協力に関係する関係部署に配信・共有し、緊急援助から中長期的な開発支援へのスムーズな橋渡しに努めた。具体的には、モザンビークの洪水災害に際して、緊急援助実施後の中長期的な支援を検討する調査団と緊急援助隊事務局との間での情報交換や意見交換を早期に開始し、初

期の河川の氾濫に関する時系列的な変化や被災状況等の情報提供を通じてその後の調査の円滑な実施に寄与した。

指標 8-2 緊急援助隊待機要員の能力維持・向上状況及び備蓄体制の最適化

「ヘビー級」技術の維持、向上及び再認定に向けた救助チームの平時の取組

- 海外において大規模な地震等が発生した際に派遣される救助チームについては、国際搜索救助・諮問グループ（INSARAG）の加盟国・チーム間の相互認定として国際的外部評価（IEC）が設けられており、国際的な連携・調整の枠組みにおいては、IECの取得ランク¹に応じ救助現場が優先的に割り当てられることから、救助チームが海外で中心的に活動するためにはIECの取得が不可欠である。日本は22年3月にIEC最高ランクの「ヘビー級」を取得しており、27年までに「ヘビー級」のランクを更新するために再認定（IER）を得る必要がある。IECの取得及び再認定には、海外での活動に必要な隊員の養成や訓練の体系、安全管理基準、搜索救助技術など、様々な項目をチームとして満たしていることが求められており、IECヘビー級所持者の場合は、野営しながら2カ所の現場で10日間活動できる自己完結性が求められるほか、救助犬と連携した搜索、コンクリート突破、閉鎖空間における医療活動など、高度な技術が求められる。



図 8-1 高所救助訓練（総合訓練）



図 8-2 要救助者の救出・治療訓練（総合訓練）

- このため機構は、国内で通常行われている搜索・救助技術を基礎としながら海外で必要な技術・知識を隊員に対して普及し、チームとしての総合力を維持・向上すべく、国際的な水準の訓練を企画・運営・実施してきた。さらに、27年の再認定（IER）に向けた諸課題を関係省庁と整理・調整する枠組みの構築に、緊急援助の事務局として貢献した。またIERに必要なプロセスの一環として、総合訓練の機会に、救助チームが取り組むべき課題について助言を行うメンターをオーストラリア国際開発庁（AusAID）から招へいし、課題抽出と論点整理を行った。
- 救助チームでは、IECヘビー級の技術を維持・向上し、IERにも備えるため、指揮計画運用研修（団長、副団長クラスの研修）2回、技術訓練（救助技術の能力向上）1回、構造評価研修3回、技術検証会4回、メンテナンス会4回、医療班研修、総合訓練1回等を行った。総合訓練では、69名のチームが48時間のシミュレーションを実施し、発災から空港参集、入国、国際連携・調整、指揮

¹ IEC取得ランクにはヘビー級とミディアム級の2つのランクがある。

本部の設置、救助活動といった実際の派遣時を再現した内容の訓練を行った。また、スイス及びインドネシアで開催された国際演習に要員を派遣し、各国との共同作業を通じて国際的な連携・調整下での新たな活動手法について習得し、結果をフィードバックするべく教材を作成した。登録隊員の基礎知識向上のために、INSARAG ガイドラインに基づく活動を紹介したマルチメディア教材を作成し配布することにより、隊員が効率的、効果的に学習できる環境を整備した。

- 国際的な規模の訓練を実施するための環境整備としては、新たにがれき救助訓練用資材を整備して、訓練開催に際して協力を得ている兵庫県広域防災センターに設置し、総合訓練を通じて有効性を検証した。今回の資材整備により、同センターは日本で最大規模のがれき訓練施設となった。

医療チームの機能拡充に向けた、フィールドホスピタル機能の検討

- 医療チームは、15年にイランで発生した地震に際しての経験をもとに、被災者の生命をより多く救出するために、手術機能を備えたいわゆるフィールドホスピタルの機能を持つべく検討を重ねてきた。24年度には手術機能、病棟機能に関する準備（ガイドラインの作成、人員体制、機材の選定・調達）をほぼ終わるとともに、倒壊した建物の下敷きになりクラッシュ症候群の恐れのある被災者を安全に救出して手術と治療を行うために必要となる透析機能について、ガイドライン及び機材の整備に関する検討を行った。また、隊員登録者の研修（中級研修）において作成したガイドラインに関する講義を行ったほか、実際に機材の使用・管理方法を習得する機材展開訓練を開始し、延べ208名に対して研修を行った。
- 24年度は、患者の治療を通じて得た情報を被災国に早期にフィードバックして感染症の蔓延の防止などに役立たせることや、隊員のカルテ整理の負担軽減等を目的として、26年度までに開発の上実用化することを念頭に、電子カルテの導入に向けた検討も開始し、基本的な開発コンセプトや範囲の整理、仕様の詰め、資機材の検討を行った。これが実現すれば、隊員が1日数時間かけて入力、整理作業を行っていた負担が大幅に軽減され、治療に一層専念できるようになるほか、被災国に派遣最終日の報告会のみで行っていた医療情報の提供を連日行うことができるようになる
- 24年度はさらに、診察・治療方針決定のための検査に必要な機材のその都度の調達が間に合わなかったり、劣悪な環境の下で使用できなかったりといった問題を解決するため、25年度中の利用開始を目指して、臨床検査に関する項目や機材の検討を開始し、必要な機材の検討と整理、使用マニュアルの整備等を行った。

支援物資の備蓄体制の最適化に向けた取組

- 支援物資の備蓄体制については、全世界の災害に対応すべく、機構が契約している民間倉庫3カ所及びWFPの倉庫5カ所の活用について、23年度より1年間の試行期間を設けて検討してきた。24年度は、被災地の幅広いニーズに対応すべく、原則機構が契約している民間倉庫からの輸送を中心としつつも、独自に備蓄している物資では対応できないニーズがある場合などは、WFPの倉庫内に他ドナーが備蓄している物資の相互融通制度（シェアードストック）を活用する方針を固めた。両組織の倉庫を活用することで、迅速かつ多角的な支援が可能となった。また、更なる改善のために、備蓄品目、数量の見直しにも着手した。

指標 8-3 より円滑かつ効果的な援助の実施に向けた内外の機関との協力関係の構築状況

- INSARAG においては、ガイドラインの策定や演習の運営など、加盟国の積極的な参加が求められ

る。24年度に機構は、同枠組みにおける他国チームの IEC/IER 評価員を 5 回務めたほか、各種会合や国際的な訓練、ワーキンググループに参加・出席し、「ヘビー級」取得チームとしての責務を果たした。また、国際演習に対しても、運営管理要員を派遣した。これらの取組を通じて、国際的な枠組み構築への参画や、関係者との緊密なネットワークの維持に努めた。

- 24 年度は、国連人道問題調整事務所（UNOCHA）及び日本赤十字社との共催により「国際人道支援セミナー」を実施し（7 月）、約 200 名の参加を得た。パネルディスカッションでは、NGO、経済界、政府等からの出席を得て、東日本大震災における連携・調整のギャップを整理し、今後の国際支援に向けた教訓等の抽出を行った。機構は、これまでに実施した緊急援助の事例を紹介しつつ、災害時のニーズの把握や情報共有等の取組を発表した。また、セミナーのフォローアップとして東日本大震災における教訓を共有・取りまとめる目的で、これら出席団体間での勉強会を計 4 回開催した。
- NGO や国際機関等の内外の関係機関とは、戦略的・効果的な支援を実現すべく、災害発生時を中心に積極的な連携に努めてきた。特に、国際赤十字・赤新月社連盟との間では、従来からの連携を促進すべく、24 年 12 月に業務協力に関する連携協定を締結するとともに、イランの地震被害（8 月）やパラオの台風被害（12 月）において、調査や配布などを協力して実施した。国際機関との間では、ニジェールの洪水被害（9 月）では国際連合児童基金（UNICEF）と、ヨルダンの洪水・雪害被害（25 年 1 月）では国連高等難民弁務官事務所（UNHCR）との間で連携することにより、効果的な支援を展開した。平時においても、NGO、国際機関や人道援助機関の間では緊密な情報交換を行っており、主なものだけでも 24 年度中に 600 件を超過した。

小項目 No.9 海外移住

大項目	1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(3) 各事業の目標
小項目	9. 海外移住
中期計画/ 年度計画	<p>【中期計画】</p> <p>機構は、本事業を実施するに当たっては、移住者の属する地域の開発に資するよう留意し、移住者の定着・安定化を見つつ、政府が行う個別の事業目的とその達成状況の検証及び必要性の判断を踏まえ、海外移住者の団体に対する支援事業については、引き続き高齢者福祉支援及び人材育成分野への重点化を行う。また、外交政策上の重要性を踏まえ、海外移住・日系人社会に関する国民への啓発・広報、学術的研究等、海外移住に関する知識を普及する。融資事業においては、各移住融資債務者の状況等を踏まえ、必要に応じ償還計画の見直し等を行い、債権の回収・整理を適切に進めるとともに、早期に債権管理業務を終了する方策を立てる。</p> <p>なお、日系個別研修については、事業規模の縮減を行い、機構で実施する日系人としてのアイデンティティ向上を目的とした研修については、国際交流基金と事業実施状況の情報共有等を含めた連携を図り、効果的かつ効率的に実施する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>① 政府の政策を踏まえ、移住者の定着・安定化を見つつ、高齢者福祉及び人材育成を重点として、効果的・効率的に実施する。</p> <p>② 移住債権については、債権回収計画に基づき回収予定額を適切に回収する。</p> <p>③ 債権管理業務の終了に向けての方策を検討するため、各国の債権の状況を詳細に把握し、適切に分類する。</p> <p>④ 日系個別研修については効率的に実施し、事業規模の縮減を行う。</p> <p>⑤ 日系社会における継承語教育の現状やニーズ等について、国際交流基金と情報共有を行う。</p> <p>⑥ 海外移住資料館において、引き続き海外移住・日系社会に関する知識の国民への普及を図るために、海外移住・日系社会に関する資料の整備や調査、展示の充実、教育素材の活用、地域等との連携強化などの取り組みを行う。なお、年間の来館者数を 30,000 人以上、年間の教育プログラム参加人数を 1,894 人以上、年間の海外移住資料館ウェブサイトアクセス数を 113,182 以上とすることを旨とする。</p>

要旨

海外移住資料館設立から 10 周年を迎えた平成 24 年度には、海外移住資料館の扱う歴史資料の価値の確立と、幅広い層に対する海外移住の歴史や日系社会の理解促進に向けた広報を積極的に展開し、海外移住資料館へのアクセス拡大につなげた。

海外移住資料館が保有する文書・資料の学術的・歴史的な価値の確立に向けては、公文書等の管理に関する法律（公文書管理法施行令第 5 条第 1 項第 4 号）に基づき内閣総理大臣が指定する「歴史資料等保有施設」としての要件整備を進め、25 年 4 月 1 日付で認定を受けた。

また、海外移住資料館設立 10 周年を迎えた 24 年度は、設立 10 周年記念シンポジウムを開催し、各国の日系博物館・資料館との相互連携を強化した。

各種イベントや広報、教育プログラムの開催等にあたっては、今日性のあるテーマと関連付けるとともに、海外移住資料館の周辺地域で開催される大型イベントと連携するなどの工夫を行い、海外移住・日系社会に関する理解の促進と海外移住資料館の設立意義の周知を図った。

これらの取組の結果、24 年度は、入館者数：36,491 名（目標値：30,000 名、23 年度実績：30,231 名）、教育プログラム受講者数：4,994 名（目標値：1,894 名、23 年度実績：4,478 名）、ウェブサイト訪問者数：154,255（目標値：113,182、23 年度実績：131,598）と、海外移住資料館に対するアクセスを示す全ての指標において、目標値及び前年度実績をともに上回る実績を上げた。

移住先国の日系社会に対しては、助成金の交付や日系研修員の受入、日系社会ボランティアの派遣等を通じた支援を行っており、高齢者福祉と日系社会の次世代を担う人材の育成を重点課題とした絞り込みを行い、戦略性の向上と効率化に取り組んだ。

また、「日系継承教育」研修については、国際交流基金との連携を促進しながら取り進めたほか、23 年度に国際交流基金に移管した日本語教師養成のための上級 2 コースについては、中南米地域における機構の在外拠点と日系団体とのネットワーク等を活用して応募勸奨等の側面支援を行った。

移住債権については、適切に債権回収を進めるとともに、債権の分類整理を進め、関係各省および機構内関係部署への説明・協議を行い、債権管理業務を終了するための基本方針を検討した。

指標 9-1 重点化の状況

移住先国における日系社会のニーズの変化を考慮した重点化の推進

- 戦後の日本の政策によって中南米などへ渡航した移住者に対し、移住先国の社会での定着と生活の安定を図るために実施してきた海外移住者支援については、移住先国における日系社会の成熟や世代交代といった変化に伴い、移住者一世の高齢化、出稼ぎによる日系社会の脆弱化、日系人のアイデンティティの喪失といった新たな課題への対応が求められている。機構は、このような移住先国における日系社会のニーズの変化を踏まえ、政府が示した政策に基づき、高齢者福祉及び日系社会の次世代を担う若手の人材育成に重点を絞り、移住者・日系人の支援を行ってきた。24 年度は、移住者団体に対する助成金交付事業、日系研修員受入（119 名）、日系社会ボランティア派遣（53 名）等を実施し、重点化方針に則った選択と集中を進めるなどして、戦略性の向上と効率化に取り組んだ。
- 助成金交付事業については、30 団体 44 事業（23 年度実績：31 団体 55 事業）に対して、高齢者福祉及び人材育成の分野に関連した事業に助成金を交付した。事業規模の縮減を図るとともに、重点化方針に則って選択と集中を進めた結果、上記重点課題が占める割合が、24 年度も全体の 9 割を超過した。
- 日系研修については、「独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針」（22 年 12 月 7 日閣議決定）を踏まえて事業規模の見直しを図るべく、研修員受入実績の大きいブラジルおよびパラグアイを対象に「日系研修に係るグッドプラクティス及びニーズ調査」を実施し、日系研修の裨益効果を確認するとともに、優先的なニーズを調査して、事業規模に応じた絞り込みを行うための方策を検討した。

- 重点課題別の具体的な取組は以下のとおり。

➤ **日系移住者に対する高齢者福祉支援**

- ・ 23 年度に引き続き、ブラジルの地方に在住する高齢移住者に対する巡回診療や、ボリビア高齢移住者のデイサービス、同施設等で活動する地元ボランティアに対するレクリエーション研修に対して助成金を交付した。
- ・ 日系研修については、「高齢者福祉におけるケアシステムと人材育成」研修にパラグアイから 4 名を受け入れたほか、「施設及び在宅における高齢者ケア」など的高齢者福祉に関する研修で、メキシコ及びブラジルから研修員計 7 名を受け入れた。
- ・ 日系社会ボランティアについては、養護老人ホーム等での高齢移住者を支援すべく、ソーシャルワーカー分野のボランティアをドミニカ共和国、アルゼンチン、ブラジル、パラグアイに計 9 名派遣した。

➤ **日系社会の次世代を担う若手人材の育成**

- ・ 助成金交付事業においては、現地日系日本語教師の養成・確保のため、中南米地域の日系日本語学校教師を対象とした汎米日本語教師合同研修会や現地日系日本語教師の第 3 国研修の開催経費、教師謝金、ブラジル日本語センターの日本語調査研究等の経費を一部助成した。
- ・ 日系研修については、「日系継承教育」の研修に日系人の教師を 16 名受け入れたほか、「事業経営セミナー」、「非営利団体の運営管理」、「農協中堅実務者職員」、「医学」等、日系社会のニーズに沿った分野での研修を実施し、計 119 名の研修員を受け入れた。「日系継承教育」研修を実施した際には、国際交流基金に対する情報提供、研修員報告会への国際交流基金からの参加、基金主催ワークショップへの協力・参加等、両機関の連携を促進しながら取り進めた。
- ・ 24 年度は、日系人子弟のアイデンティティ形成と今後の日本語学習への動機付けを目指した「日系社会次世代育成研修」を実施し、中南米地域の 10 カ国から、日系団体が運営する日本語学校に通う日系人中学生 49 名を受け入れた。同研修におけるホームステイや公立中学校への体験入学を通じて、日系人中学生の日本文化・社会に対する理解を促進するとともに、受入先の中学校や地域の人々の海外移住の歴史や日系人社会に対する理解の促進にも寄与した。日系社会における次世代のリーダー育成に向けた支援としては、日本の大学院で学ぶ日系人に対して、滞在費、学費などを支給する「日系社会リーダー育成事業」を実施しており、24 年度は、経済学、法学、理工学、医学等の分野を学ぶ 9 名の支援を新規に決定した。
- ・ 日系社会ボランティアについては、日系継承教育を支援すべく、日系日本語学校教師を 23 名、小学校教諭を 4 名派遣した。
- ・ なお、23 年度に国際交流基金に移管した日本語教師養成のための上級 2 コースに関しては、24 年度の募集に際して、中南米地域の機構の在外拠点と日系団体とのネットワーク等を活用して応募勧奨を行い、国際交流基金の実施する事業の側面支援を行った。

指標 9-2 移住債権の状況

- 第 3 期中期目標期間中早期に債権管理業務を終了する方策を立てるべく、関係各方面との調整を図りながら検討を重ね、テレビ会議や海外拠点の長が集う会議等を利用して機構内の合意を形成するとともに、外務省・財務省に対しても説明を行い、基本方針を検討した。また、全債権を「回収可能性あり」、「回収可能性なし」、「不明」に整理分類するとともに、「移住融資事業検討委員会」

を開催し、中期計画期間中のロードマップを確認した。なお、24年度に回収した移住融資債権及び入植地割賦金債権移住融資債権回収の実績は表9-1のとおり。

- 24年度中に償却に至った債権は以下のとおり。
 - ・ ドミニカ共和国・債務緩和履行延期特別措置による償却：6件
 - ・ アルゼンチン・請求停止による償却：5件

表 9-1 24年度の移住融資債権及び入植地割賦金債権移住融資債権回収の実績

(平成25年3月31日現在：単位：千円)								
	期首残高	期中減	〈期中減内訳〉		評価増減	期末残高	件数	(参考)
	(a)	(b)	回収	その他減	(為替差損益)(c)	(a)-(b)-(c)	(件)	利息入金実績
移住投融资貸付	1,621,137	△ 290,145	269,530	20,615	168,006	1,498,999	464	33,513
入植地割賦元金	24,716	△ 7,815	7,813	2	1,398	18,299	23	6,857
合計	1,645,853	△ 297,960	277,343	20,617	169,404	1,517,298	487	40,370

指標 9-3 海外移住及び日系社会に関する理解の促進状況

歴史資料等保有施設としての認定を通じた海外移住資料館のステータス確立

- 24年度は、海外移住資料館が保有する文書の学術的・歴史的な価値の確立による認知度向上を図り、機構内外の各種研究や調査等のための利用を促進すべく、公文書等の管理に関する法律（公文書管理法施行令第5条第1項第4号）に基づき内閣総理大臣が指定する「歴史資料等保有施設」として海外移住資料館の認定を受けるための要件整備に尽力した。その結果、海外移住資料館は25年4月1日付で「歴史資料等保有施設」としての認定を得るに至った。
- 海外移住資料館は、「海外移住と日系人社会に関する知識の普及」と「移住に関する資料・情報の整備と提供」という設置目的を果たすべく、「資料の収集・保管」、「調査・研究」、「展示・教育」の三つの役割を担っている。資料の収集・保管の場としては、100人を超える日系一世や二世のインタビュービデオ等の歴史的記録を含む、37,000点以上の資料を保管している。所蔵資料概要については表9-2のとおり。調査・研究の場としては、津田塾大学理事長を委員長に、移民研究の諸分野で活躍する学識者で構成される学術委員会を設置し、海外移住及び日系人社会に関する研究を実施している。これらの研究成果は、海外移住資料館が発行する「海外移住資料館研究紀要」に掲載した。展示・教育の場としては、日系三世、四世といった海外移住者子弟にとっては、自身のルーツやアイデンティティを確認する場であるとともに、日本の小・中・高校生にとっては、海外移住の歴史や多文化共生等について学ぶ場として機能している。設立10周年を迎えた24年度には、来館者が累計で30万人を超過した。



図 9-1 移住資料館の展示

- 海外においても、海外移住と日系人の歴史や功績を展示する拠点として海外移住資料館の認知度が向上している。その証左として 24 年度には、日本の移民史において「ハワイ官約移民の父」として名高く、ベンジャミン・フランクリンの直系 5 代目にあたる、ロバート・アーウィン氏の遺品について、孫で米国在住のアーウィン・ユキコ氏から寄贈を受けた。寄贈品の多くは、アーウィン氏が明治天皇やカラカウア王から授与された勲章等、当時の日本政府の移民事業に対する評価を示すもので、海外移住資料館の学術的価値の向上にも資するものである。

表 9-2 海外移住資料館の所蔵資料

種別	件数	備考
文献・図書類	約 20,000 件	
アーカイブ類	約 5,000 件	移住者名簿、旅券、身分証明書、移住契約書、新聞、解放、報告書、教科書等
写真・映像・音声類	約 10,000 件	写真、各種フィルム、ビデオテープ、カセットテープ、レコード類
標本類(物品)	約 2,000 件	移住者の人たちが移住先国へ持参した行李やトランク、日用品、移住先国で使った農機具や漁具、太鼓や野球用具など、娯楽に関する用品等

海外移住資料館を活用した、移住事業及び日系人社会に対する理解促進に向けた取組

- 多くの移住者を送り出した地である横浜を拠点に、日本人の海外移住の歴史や日系社会に対して広く国民の理解を得ることを目的として、引き続き、海外移住資料館を活用した各種広報を積極的に展開した。24 年度は、近隣で行われる各種イベントと連携したテーマでの実施を含め特別展を計 6 回、移住者・日系人に関するその時々話題や問題に沿ったテーマについて有識者を招いて講演やパネルディスカッションを行う公開講座を計 4 回、シンポジウムをはじめとするイベント等を計 6 回開催し、合計 36,491 人（対目標値比 122%、対前年度比 121%）の来館者を得た。
- 24 年度は特に、14 年 10 月の海外移住資料館設立から 10 年目の節目の年にあたることから、海外日系人協会と共催で海外移住資料館設立 10 周年記念シンポジウムを開催し、国内外から 130 名を超える参加者を得て、海外移住という事象が日本や世界に及ぼしたインパクトを次世代に伝えるという海外移住資料館設立の意義と役割を再確認した。シンポジウムの様子については、朝日新聞、産経新聞、共同通信、ジャパントイムズ、北米報知、ニッケイ新聞、ロッキーマウンテン時報の計 7 社による取材があり、それぞれのメディアを通じた報道につながった。
- 海外移住資料館近隣の観光スポットである、赤レンガ倉庫、コスモワールド、日清カップヌードルミュージアム等、地域の様々な関係者との連携も強化し、「新港地区賑わいづくり委員会準備会」のメンバーとしてサマースタンプラリー、ハロウィンイベント等を共同企画・実施するとともに、広報においても相互に協力し、来館者の施設間の回遊強化を図った。これにより、単館では呼び込みが難しい、海外移住や日系社会に関心の薄い若い世代の来館につなげ、幅広い層に対する広報を実現した。
- また、ハワイと日本の交流のはじまりの地である横浜で毎年開催され、約 30 万人の集客を誇るハワイをテーマとした大型イベントや隣接する商業施設 1 階のハワイタウン化に合わせて、海外移住資料館でも特別展示「ハワイに生きる日本人—受け継がれる日系人の心」を実施したほか、第二次

世界大戦のヨーロッパ戦線においてアメリカ陸軍の精鋭として従軍した日系二世兵士を描いた映画『Go for Broke!』～ハワイ日系二世の記憶～の上映会を実施し、現代の日本の若者にとっても観光地として親しみのあるハワイとの海外移住を通じた歴史的なつながりや、海外移住に向けた玄関口として機能した横浜との関係などについて、広く発信することに成功した。

- さらに、現在約 30 万人の日系人子弟が就労や勉学の目的で来日し生活している現状を踏まえ、公開講座「デカセギの子どもたち 自分たちを語る」を実施したほか、海外移住資料館の季刊広報誌「海外移住資料館だより」にて同タイトルの特集を組むなどして、1990 年以降に「デカセギ」としてブラジルから来日した日系人の子どもたちの現状について広く紹介することにより、海外移住や日系社会が現代の日本の地域社会にも身近なテーマであることを訴えた。また、学術委員会への委託による海外移住資料館学術研究プロジェクトにおいて作成した「日本・ブラジル移民カルタ」を増版し、国内のブラジル人学校に配布することで、在日日系ブラジル人のアイデンティティ形成や日本語学習への貢献を図った。同カルタは、日本の学校に多く在籍する日系ブラジル人の児童や地域の子供たちに、海外移住の歴史や、移住者や日本に住む日系人の生活や思いなどについての理解を深めてもらう目的で開発されたものであり、日系移民に関する様々な事柄を取り上げている。



(左) 図 9-2 出稼ぎの子どもたちを特集した海外移住資料館だより
(上) 図 9-3 日本・ブラジル移民カルタ

日本国内及び世界各国の博物館、資料館との連携

- 海外移住資料館は、日本人の海外移住をテーマにした日本国内及び世界の博物館や資料館等が保有する、写真・資料のデジタル・アーカイブ及びインターネット上の資料等が相互に有効活用されるよう、これらの博物館や資料館等とのネットワーク化にも取り組んできた。
- 25 年 1 月に開催した海外移住資料館設立 10 周年記念シンポジウムには、米国、カナダ、ペルー及びブラジルの日系博物館や資料館の代表者を招き、各館の紹介とともに、今後の連携の可能性や、海外移住資料館への期待等について議論した。参加者からは、移住の歴史や意義を後世に継承するための工夫など、各国の博物館・資料館の連携が重要であり、海外移住資料館にその要としての役割を期待とするとの発言があった。シンポジウム開催後、教材開発や展示貸借等を通じた具体的な連携について検討を開始した。

海外移住資料館に対するアクセスの拡大

- 24年度は上述のとおり、海外移住資料館設立10周年の機会を捉えた記念シンポジウムの開催や広報媒体を通じた発信に加え、観光スポットが多い地の利をいかして地域の他のアクターと連携した幅広い層に向けた発信・広報を積極的に展開した。また、海外移住資料館で実施する教育プログラムについては、在日日系人をはじめとする外国籍の児童・生徒が多く在住している地域や横浜市内を中心とする小・中・高校等から、社会科学習の場として定評を得ており、繰り返しの依頼も増加している。移住資料館ウェブサイトについては、週替わりの「ボランティア活動日記」などのコンテンツの更新頻度を高めるなど、アクセス数の向上に努めてきた。
- これらの取組が奏功し、海外移住資料館の入館者数や教育プログラムの受講者数、ウェブサイト訪問者数など、24年度の海外移住資料館に対するアクセスを示す指標はいずれも前年度から拡大しており、年間目標値も大きく上回って達成した（表9-3参照）。25年3月には、12年10月の開館以来の来館者30万人を達成した。

表 9-3 海外移住資料館に対するアクセスの24年度実績

指標	24年度実績 (23年度実績)	24年度実績の目標値及び 前年度実績との対比
入館者数	36,491人 (30,231人)	対目標値(30,000人) : 122% 対前年度(30,231人) : 121%
教育プログラム受講者数	4,994人 (4,478人)	対目標値(1,894人) : 264% 対前年度(4,478人) : 112%
ウェブサイト訪問者数	154,255 (131,598)	対目標値(113,182) : 136% 対前年度(131,598) : 117%

- なお、海外移住資料館の管理・運営業務については、「公共サービス改革基本方針」（20年12月19日閣議決定）に基づき民間競争入札（市場化テスト）の実施が決定され、21年度から3年間、入札に基づいて契約した委託業者による自立的かつ効率的な運営が進められてきた。この結果を踏まえて、「公共サービス改革基本方針」（23年7月15日閣議決定）により、24年度以降も民間競争入札対象とすることが決定され、24年度からも3年間の計画で、入札を経て選定された業者に管理・運営を委託している。

小項目 No.10 開発人材の育成（人材の養成及び確保）

大項目	1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(4) 開発人材の育成（人材の養成及び確保）
小項目	10. 開発人材の育成（人材の養成及び確保）
中期計画/ 年度計画	<p>【中期計画】</p> <p>国際協力に係る優れた人材の養成及び確保は、広く事業全般の基盤をなすものであり、また、我が国の国際協力の質的向上に直接関連するものである。このため機構は、コンサルタント等開発を担う人材の養成及び確保のための研修等の業務を、開発ニーズを踏まえて的確に行う。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国際協力人材センターの情報発信機能の強化を通じ、国際協力への参加機会及び人材育成機会に関する情報提供を効果的に行う。 ● 援助ニーズが高いものの人材が不足している分野課題に対応した能力強化研修等の実施により、開発を担う人材の能力開発・強化に取り組む。 <p>【年度計画】</p> <p>① 国際協力に携わる人材向けサービスの拡充や国際協力団体以外との連携の拡大による利用層の発掘、団体向けサービスの拡充による新規登録団体の獲得を進める。なお、国際協力人材センターウェブサイト「PARTNER」の新規人材登録者数を 1,500 名、新規登録団体数の 65 団体、情報提供件数の前年比 200 件増に取り組む。また、国際協力に携わる人材向けに登録・応募手続きを簡素化し、団体向けには、人材閲覧機能の向上を図り、利用団体の利便性の向上を実現する。</p> <p>② 能力強化研修は、多様な援助ニーズに応えるべく、随時コースを見直しながら実施する。なお、270 名の参加数を目標に、専門家として活動が見込まれる即戦力人材向け能力強化研修を行う。</p> <p>③ 国際協力に携わる人材の裾野拡大に資するべく、国際協力・開発援助関連分野を専攻する大学院生インターンを、現行制度に基づき着実に実施する。なお、30 名程度の受け入れに取り組む。</p>

要旨

機構は、国際協力キャリア総合情報サイト「PARTNER」を通じた国際協力人材に関するニーズのマッチング促進に努めており、平成 24 年度は特に、海外展開のためにグローバルな視野や素養を身に付けた人材の獲得に関心を有する中小企業等のニーズと、国際協力経験を生かせる進路を希望する帰国ボランティアのニーズのマッチングを図るべく、これらの層に対する PARTNER への登録勧奨を積極的に行った。

中小企業等に対しては、機構が実施する民間連携事業への応募企業に対する働きかけや、中小企業向けイベント等の機会を捉えた発信を積極的に行った結果、24 年度の民間企業による登録数は 76 団体となった。これらの取組も奏功し、24 年度の新規登録団体の合計は 125 団体に上り、目標値（65 団体）を上回って達成した（前年度比 31 団体増）。

機構ボランティアに対しては、募集説明会や派遣前後の機会を捉えて PARTNER の積極的な広報を行ったほか、PARTNER のウェブサイト上に帰国ボランティア向けの進路情報ページを設置するなどした。その他、主に学生に対する「JOB セミナー」の開催を通じた登録勧奨や、即戦力となる人材向けの「国際協力人材セミナー」等を開催した。また、メールや対面によるキャリア相談も引き続き実施した。これらの取組の結果、24 年度の新規登録人材数は 1,671 名に達し、目標値（1,500 名）を上回って達成した（前年度比 305 名増）。24 年度はさらに、PARTNER 登録団体に対する団体セミナーの開催や PARTNER ウェブサイトの大幅な改訂による利便性の向上、Facebook ページを通じた発信等にも取り組んだ結果、PARTNER 登録団体（機構を除く）から PARTNER を通じて行われた求人やセミナー・研修等に関する情報提供の実績は、24 年度は 2,757 件となり、目標値（前年度比 200 件増）を上回って達成した（前年度比 449 件増）。

なお、PARTNER の運営にあたっては、「公共サービス改革基本方針」（20 年 12 月閣議決定）に基づき、21 年度より民間競争入札を導入し民間業者に委託しているが、24 年度から 26 年度までの現契約については、入札の対象業務の範囲を拡大し「システム運営部分」を加えた契約に一本化した結果、前契約の金額よりも約 3 千万円相当の経費削減を実現した。

機構は、新たな開発課題や国際協力に関連する業界のニーズに応える人材の養成を目指して、能力強化研修も実施しており、24 年度は前年度と同規模の 255 名が修了した（目標値（270 名）を下回った理由は、研修会場である JICA 市ヶ谷ビルの改修工事計画の変更による施設の一時的な供用中止に伴い、当初計画コースの一部が中止となったため）。24 年度は新規に 4 コースを開設するとともに、25 年度からの 3 コースの開設に向けて準備を進め、新たなニーズへの対応にも努めた。なお、能力強化研修の修了者に対してはフォローアップ調査を実施しており、過去約 3 年間の修了者に対する調査では、回答者の 7 割以上が国際協力業務に従事していることが確認された。

機構はさらに、国際協力・開発援助に関わりの深い分野を専攻し、将来、国際協力の分野での活動を希望する大学院生を対象に公募型インターンの受入も実施しており、24 年度は 31 名が合格し、3 名の辞退により受入実績は 28 名となったものの、目標値（30 名程度）をほぼ達成した。

指標 10-1 国際協力人材センターの情報発信機能強化の実績

ボランティア経験者をはじめとする国際協力人材の登録拡大に向けた取組

- 近年、海外展開を進める中小企業等が増える中、グローバルな視野や素養を備えた人材に対する企業の関心やニーズが高まっており、機構は国際協力キャリア総合情報サイト「PARTNER」を通じてこれらのニーズに応えるべく、国際協力を志向する人材に対して PARTNER への登録を働きかけてきた。24 年度は特に、機構のボランティア事業の経験者（もしくは派遣中ボランティア）に対して登録を勧奨し、企業側のニーズに応えるとともに、帰国ボランティアの進路開拓にも資するべく取り組んだ。24 年度は、ボランティアの募集説明会や派遣前後の研修等の機会を捉えて PARTNER の紹介を積極的に行うとともに、PARTNER サイト上に帰国ボランティア向けの進路情報ページを設置したほか、帰国ボランティアのキャリア形成成功事例を特集した「協力隊の任期を終えて X 年」というコンテンツの連載を開始した。これらの取組もあり、24 年度末時点での帰国ボランティアもしくは派遣中ボランティアの PARTNER 登録人材に占める割合は約 4 割（3,388 名）に達した。
- 学生に対する登録勧奨については、地球ひろばとの共催により、国際協力分野に関心のある学生を対象とした「JOB セミナー」を 3 回開催し、計 216 名の参加を得た。また、厚生労働省職業安定局と連携して、都内の公共職業安定所（ハローワーク）や、より専門性を有する人材が求職者として

訪れる人材銀行にリーフレットを設置し、登録につなげた。24年度はさらに、海外事業展開要員の採用を積極的に行っている企業や国際協力分野に関心を持つ留学生に PARTNER を周知すべく、留学生就活セミナー（約 500 名参加）に日本学生支援機構（JASSO）と連携して出展した。

- 国際協力人材の裾野拡大を図るべく、国際協力分野で即戦力となる人材向けに国際協力分野の人材ニーズやキャリア形成方法等を紹介する「国際協力人材セミナー」を実施しており、24年度は東京、神戸、福岡の3カ所で開催した。従来型の講義に加えて、参加者間の交流を促すネットワーキングランチや、分野や年齢層に特化した情報提供を行う座談会を企画したことにより、セミナーの付加価値を高めた結果、参加者合計 530 名のうち 92%から「概ね満足」以上の評価を受けた。国際協力分野でのキャリア形成について助言を行うキャリア相談については、対面相談件数は減少したものの、メールによる相談件数は拡大した。対面相談については、夜間相談を4回、休日相談を2回実施することにより、平日の日中の相談が困難な社会人に対するサービスの拡充を図った。また、23年度に開発した「キャリア相談よくある質問（FAQ）」をチェックの上、申し込みを行うようにシステム改修を行った結果、簡易な問い合わせが減り、質問に対するより重点的な対応が可能になった。

表 10-1 キャリア相談業務の実績（単位：件）

	24年度実績	23年度実績	対前年比
キャリア相談業務（メール相談）	113	65	48
キャリア相談業務（対面相談）	214	295	-81

- 国際協力人材の登録拡大に向けた上述の様々な取組の結果、24年度の新たな登録者数は1,671名にのぼり、24年度の目標値（1,500名）を上回って達成した（前年度比305名増）。また、国際協力に関心はあるが経験のない大学生等を対象に23年度に創設した簡易登録制度の24年度の新規登録者数は3,477名となり、同じく前年度実績を上回った（677名増）。

表 10-2 新規国際協力人材登録者数等の実績（単位：人）

	目標値	24年度実績	23年度実績	対前年比	備考
新規国際協力人材登録者数	1,500	1,671	1,366	305	登録者総数8,902名
新規簡易登録者数		3,477	2,800	677	登録者総数5,042名（23年6月開始）
簡易登録者からの国際協力人材登録者		666			

中小企業等をはじめとする企業・団体の登録拡大に向けた取組

- 海外展開を進める中小企業等にとって、グローバルな視野や素養を身に着けた人材の確保は喫緊の課題であり、機構はこれらの企業のニーズに PARTNER を通じて応えるべく、機構が実施する民間連携事業への応募企業に対する PARTNER への登録勧奨を積極的に展開した。24年度は特に、中小企業基盤整備機構が主催する「中小企業総合展 JISMEE2012」や中小企業向け異業種交流展示会「メッセなごや」といった中小企業に関係する主要イベントに参加し、イベント参加企業に対して登録勧奨を行ったほか、商工会議所や税理士法人事務所といった中小企業支援団体とのネットワークの強化に取り組んだ。また、新たに簡易登録団体制度を設け、国際協力人材情報の閲覧や個別のコンタクトを可能とするサービスを開始した。これらの取組の結果、24年度の民間企業の登録数は76

団体（このうち国際協力団体 25、簡易登録団体 51）となり、前年度（29 団体）より大幅に拡大した。

- 国際協力の主要アクターである、NGO/NPO、開発コンサルティング企業等は、期間雇用の業務も多いと考えられることから、団体登録の最優先勧奨対象として、各団体及び企業に個別にコンタクトし、PARTNER への登録・利用勧奨を積極的に展開した。
- これらの PARTNER への登録団体数の拡大に向けた様々な取組の結果、24 年度に新たに登録を行った団体数は 125 団体となり、24 年度の目標値（65 団体）を上回って達成した（前年度比 31 団体増）。

表 10-3 新規国際協力団体登録数等の実績（単位：団体）

	目標値	24年度実績	23年度実績	対前年比
新規国際協力団体登録数	65	125	94	31
新規団体簡易登録数		56		

- PARTNER 登録団体に対するサービスを拡充すべく、これら団体のニーズを踏まえて有用な情報の提供や登録団体の組織能力強化支援を行う団体セミナーを実施しており、24 年度は、登録団体向けに行った事前アンケートにて要望の高かった「ファンドレイジングのノウハウと成功事例紹介」をテーマに東京及び名古屋で実施した。セミナーには 60 団体（78 名）の参加があり、アンケート調査を通じて把握した満足度は 98%に達した。

PARTNER を通じた情報発信・提供の拡充に向けた取組

- PARTNER の利便性をさらに向上させるため、PARTNER ウェブサイトの大幅な改訂を行った。具体的には、ウェブサイトのデザインを一新してアピール性の高いものとし、求人情報の種別やサービスの内容に応じたアクセスの向上や、求人情報等の検索条件の追加による求職者のニーズに沿った検索機能の向上を図った。さらに、人材登録手続きの簡素化を進め、「マイページ」機能を追加する等して利便性を高めるとともに、PARTNER の継続活用を促す仕組みを整えた。これらの取組の結果、24 年度は、PARTNER ウェブサイトのトップページの年間アクセス数（PV）が 804,438 に達し、前年度から大幅に拡大した。また、将来国際協力の担い手となりうる若年層に対する広報強化の観点から Facebook ページを立ち上げ（25 年 1 月）、情報発信の強化に努めた。Facebook ページを通じて PARTNER トップページにアクセスした件数は 3 カ月間（25 年 1 月～3 月）で 17,168 件となり、Facebook ページの開設が PARTNER の広報にもつながった。
- PARTNER 登録団体の拡大や、PARTNER の利便性向上等に取り組んだ結果、機構外の団体による PARTNER を通じた求人やセミナー・研修等に関する情報提供件数が 449 件増加し、24 年度における目標値（前年度比 200 件増）を上回って達成した。

表 10-4 PARTNER を通じた情報提供の実績（単位：件）

	目標値	24年度実績	23年度実績	対前年比	
情報提供件数（目標値：前年度比増加件数）	200	2,757	2,308	449	機構外の団体が発信
(内訳)					
・ 求人情報		1,523	1,346	177	
・ 研修・セミナー情報		1,234	962	272	
合計情報提供件数		4,733	4,379	354	機構及び機構外の団体が発信
(内訳)					
・ 求人情報		3,356	3,304	52	
・ 研修・セミナー情報		1,377	1,075	302	

- PARTNER の運営にあたっては、「公共サービス改革基本方針」（20 年 12 月閣議決定）を踏まえて 21 年度より民間企業・団体を対象に民間競争入札を導入し、民間業者に委託しているが、「公共サービス改革基本方針」（23 年 7 月閣議決定）に基づき実施する 24 年度から 26 年度までの現契約については、入札の対象範囲を拡大し、業務にシステム運営を加えた結果、21 年度から 23 年度までの前契約金額よりも 3 千万円程度の経費を削減の上、契約を締結した。また、業務とシステム運営を 1 契約にまとめることにより、業務フローの見直しにつながり、登録人材のプロフィール公開情報や求人情報等の掲載作業の大部分を登録人材及び登録団体で行うことができるようになる等、PARTNER ユーザー及び事務局双方にとって事務効率化が可能となった。

指標 10-2 援助人材ニーズに合致した能力強化研修等の実施状況

優先度の高い開発課題や新たな援助ニーズに応えるための能力強化研修の実施

- 機構では、国際協力人材に求められる資質と能力を以下のとおり整理しており、これらの側面に関する一定の資質・能力を有する人材を対象に、機構の事業現場で特にニーズの高い特定の知識やスキルの向上を支援する観点から、短期の能力強化研修を実施している。
 - ①分野・課題専門力、②問題発見・調査分析力、③総合マネジメント力、④コミュニケーション力、⑤援助関連知識・経験、⑥地域関連知識・経験

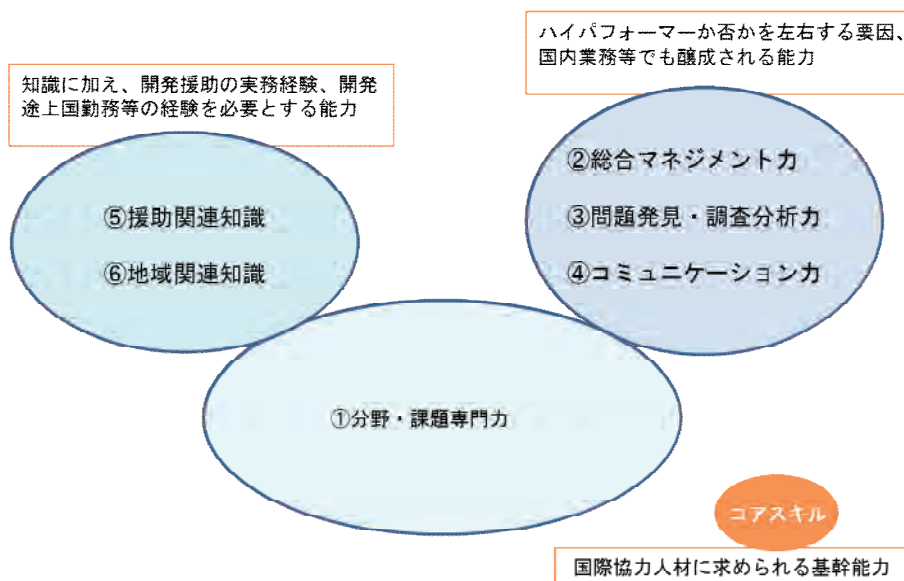


図 10-1 国際協力人材に求められる 6 つの資質と能力

- 24年度は12コースを計15回実施し、364名の応募者のうち255名が研修に参加して全課程を修了した。また、聴講者はのべ462名に達した。なお、24年度の研修修了者数（255名）は、前年度実績（253名）を上回ったものの、目標値に掲げた研修参加者数（270名）を若干下回る結果となった。これは24年度の研修実施場所であるJICA市ヶ谷ビルの改修工事計画の変更による施設の一時的な供用中止のため、8月に実施が予定されていた「コンサルタント等のための国際協力基礎」コース（1回、定員15名）が中止となったことによる。
- これらの研修テーマについては、機構事業における優先的なニーズや、国際協力に関係する業界団体からのニーズ、新たな開発課題に関するニーズ等を踏まえて検討している。特に業界団体からは、コンサルタント人材の能力強化支援について強い要望が寄せられていることを踏まえ、24年度は、前年度に引き続いて、「コンサルタント等のための国際協力基礎」コース等を実施するとともに、コンサルタント業界団体などを通じて受講を勧奨し、コンサルタント等企業から計154名の参加を得た。また、重要性が増す開発課題や、新たな人材ニーズ等に対応するため、24年度には、「平和構築・復興支援（PNA演習・評価）」、「生活改善」、「公共財政管理セミナー」、「安全対策ワークショップ」の4コースを新たに実施した。さらに、コンサルタント業界へのヒアリングや機構内の関係部署からの要望聴取の結果を踏まえ、25年度からは「インパクト評価（保健分野）」、「生態系サービスを有効利用した生物多様性保全」、「農業とジェンダー」に関する研修を新たに実施することを決定し、内容の検討を進めた。
- なお、民間企業からの受講者が過半数を占める状況を踏まえて、23年度から受講者に対する研修旅費の支給を廃止しており、24年度も引き続き効率的な運営を行った。

表 10-6 24年度 能力強化研修の実績（単位：人）

	研修期間	能力強化研修（直営型）	定員	応募者	修了者	聴講者
1	24年5月7日-10日	コンサルタント等のための国際協力基礎（第1回）	15	51	16	0
	8月	コンサルタント等のための国際協力基礎（中止）	15			
	12月3日-6日	コンサルタント等のための国際協力基礎（第2回）	15	20	15	0
	25年2月4日-8日	省庁・自治体職員等のための国際協力基礎	15	11	10	0
2	8月2日-3日	平和構築・復興支援(PNA演習)	27	21	14	16
	25年1月10日-11日	平和構築・復興支援（事業評価）	10	15	9	45
3	8月20日-24日	教育	15	13	8	88
4	8月27日-31日	法整備支援	24	30	20	3
5	11月13日-16日	実務者・コンサルタントのための新・環境社会配慮	40	28	23	39
6	11月19日-11月30日	水道	8	12	10	0
7	12月3日-7日	マイクロファイナンス	20	26	23	84
8	12月17日-21日	ガバナンス（地方行政）	15	23	15	48
9	12月17日-21日	生活改善	15	29	17	36
10	12月26日	公共財政管理セミナー	60	60	57	54
11	25年1月21日-25日	地域経済・地場産業育成（一村一品運動等支援）	10	21	14	34
12	25年2月20日	安全対策特別ワークショップ	10	4	4	15
24年度合計			314	364	255	462

注：聴講者はのべ人数（講義コマ毎の聴講者数の累計）

- 能力強化研修の修了者に対しては、研修効果を把握するべくフォローアップ調査を実施しており、過年度（21年10月～23年9月）に実施した35コースの修了者から回答を得たところ、回答者の76.1%が受講後1年以内に国際協力業務（機構事業以外も含む）に従事していると回答しており、

研修成果の国際協力事業への還元が図られている。

国際協力人材（専門家等）赴任前研修の改善・拡充

- 派遣期間が1年間以上となる専門家に対し、現地で円滑に業務を開始できるよう、赴任前研修を毎月実施しており、24年度は298名が受講した（前年度302名）。24年度は特に、初回の赴任となる専門家に対する研修を従来よりも柔軟に実施するべく改善の検討を行い25年度から実施予定である。研修においては、中長期的な開発課題の解決に向けて様々なスキームを組み合わせる協力を実施するプログラムアプローチ等の概念や事例紹介等も行い、理解の深化を図った。

国際協力に関する実践的な活動機会を提供する公募型インターンの受入

- 機構は、国際協力・開発援助に関わりの深い分野を専攻し、将来、国際協力の分野での活動を希望する大学院生を対象に、公募を通じて、機構本部、国内拠点、海外拠点（技術協力プロジェクトのサイトを含む）でインターンの受入を行っている。24年度は、引き続き対象者を若手医師まで拡大した上で、募集・選考を2回（一次募集・二次募集）行い、機構ウェブサイト、twitter、各都道府県の国際協力推進員、関連のメーリングリスト等を通じて積極的な応募を勧奨した。24年度は受入目標を30名程度としていたところ、61名が応募し、31名が合格した。しかしながら、合格通知後に3名が辞退したため、24年度のインターン受入実績は28名となった。受入先は、アフリカ部をはじめとする本部内の部署（7名）、筑波国際センター等の国内拠点（2名）、マラウイ事務所等の海外拠点（19名）で、7月～3月下旬の間に各々1～4カ月間の実習を行った。

表 10-7 公募型インターンシップの実績（単位：人）

	24年度実績	備考
応募者	61	うち、5人が医師
合格者	31	書類選考及び面接選考の結果
最終受入（目標値30名）	28	3人（うち、1人が医師）が実習辞退

- インターンの内容については、国際協力事業理解につなげる実習に加えて、各インターンの専門分野や研究内容も踏まえた実践的な内容となるよう工夫し、将来的に当該分野での国際協力を志す場合にどのようなニーズがあり得るかがイメージできるよう配慮した。インターンの応募動機については、機構事業の理解を深めること（28.1%）、国際協力分野でのキャリア形成に向けた示唆を得ること（23.4%）、実務経験を身に付けること（23.4%）等が挙げられているが、インターン終了後に実施したアンケートでは、9割以上の参加者からインターンに参加した目的を達成出来た、あるいは概ね達成できた、と回答を得た。

▶ インターン参加者の声（終了後アンケートから）：

- ・ インターンでは、大学院での専門である環境経済学的手法を用いたプロジェクト評価に携わり、最終的な評価報告書をまとめ、それを基にした論文を投稿した。その結果、実務インターン経験と研究双方の面で成果を上げることが出来、今後の国際協力分野のキャリア形成と博士号取得に大きく資する経験となった。

- 24年度には、大学院生向けインターンシッププログラムの効果を把握すべく、本事業を試行的に実施した9年度から（大学院修了済の）22年度までの参加者のうち、電子メールでの連絡が可能であった者（346名）を対象にフォローアップ調査を実施した。回答者（172名）のうち実習終了後に機構の専門家をはじめとする国際協力関連業務に従事したことがある者は73%（126名）に達しており、勤務先決定にあたってはその93%（117名）が本インターン経験が役に立ったと回答している。また、国際協力関連業務に従事していない27%（46名）も、その83%（38名）は今後機会があれば従事することを希望しており、本事業が国際協力人材の育成及びその裾野拡大に一定の貢献を果たしてきたことが窺える。